独立行政法人国際協力機構の平成 24 年度の業務実績に関する

項目別評価シート

（34 項目）

独立行政法人国際協力機構の平成24年度の業務実績に関する

項目別評価シート

小項目 No.	シートの内容
1	貧困削減（MDGｓ達成への貢献）
2	持続的経済成長
3	地球規模課題への対応
4	平和の構築
5	事業マネジメントと構想力の強化
6	研究
7	技術協力、有償資金協力、無償資金協力
8	災害援助等協力
9	海外移住
10	開発人材の育成(人材の養成及び確保)
11	ボランティア
12	市民参加協力
13	広報
14	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
15	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献
16	環境社会配慮
17	男女共同参画
18	事業評価
19	安全対策の強化
20	主務大臣の要請への対応
21	組織運営の機動性向上
22	契約の競争性・透明性の拡大
23	ガバナンス強化と透明性向上
24	事務の合理化・適正化
25	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し
26	予算（人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
27	短期借入金の限度額
28	不要財産の処分に関する計画
29	重要な財産の譲渡等の計画
30	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
31	施設・設備
32	人事に関する計画
33	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い
34	中期目標期間を超える債務負担

小項目 No.1　貧困削減（MDGs 達成への貢献）

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	1.　貧困削減（MDGs 達成への貢献）
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 （1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別、分野･課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国･地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、 （イ）貧困削減（MDGs 達成への貢献） ● 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。 【年度計画】 （イ）　貧困削減（MDGs 達成への貢献） 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を目的とした MDGs 達成への貢献に向けた保健、教育、水分野等における優良案件の形成及び実施を行う。

要旨

1-1　教育

- **第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）公約の目標達成：**「10 万人の理数科教員に対する研修実施」を約 79 万人、「みんなの学校モデルを 1 万校に拡大」を約 2 万校と超過達成した。小・中学校建設に関して日本政府が公約に掲げる 1,000 校、5,500 教室については、1,303 校、7,147 教室と目標を大幅に超過して達成されており、そのうち機構は約 520 校、約 3,680 教室の建設を通じて貢献した。
- **アフリカ地域の教育の質の向上のための域内協力ネットワークの構築：**①理数科教員の能力向上：過去に構築した 34 カ国の域内ネットワークのうち 14 カ国に技術協力を展開した。②住民参加型学校運営：国家政策として承認されているニジェールに続き、平成 24 年度にはセネガルで国家普及モデルに認定された。
- **教育開発政策の評価手法の確立への取組：**各国の教育政策・施策と子供の学習成果の関係性を検証し、ひいては政策診断ツールを目指す世界銀行の教育システム評価手法（SABER）の開発・研究に、現場での教育の質の向上のための協力を展開するドナーとして積極的に貢献した。

1-2 保健

- **TICAD IV公約の目標達成：**「10万人の保健・医療人材育成」に対し21万人、「1,000カ所の病院及び保健センターの改善」については3,844施設と超過達成した。「母子保健の向上」に対しては、以下の取組を通じて貢献した。
- **母子保健分野における協力成果の面的拡大：**バングラデシュでのコミュニティレベルでの妊産婦保健、パキスタンでのポリオ・ワクチン普及等、19 カ国 21 件の技術協力から、無償資金協力・有償資金協力を動員したインパクトの強いプログラムを展開した。
- **保健サービスの基盤整備のための新たな取組：**①総合品質管理（TQM）の手法である 5S とカイゼン（KAIZEN）の概念をアフリカ 15 カ国の保健サービスや行政マネジメント能力向上のために導入し、南南協力 Expo2012 において国際連合からソリューション賞を受賞した。②近年、国際社会で注目されている Universal Health Coverage（UHC）に関し、IMF・世界銀行総会の関連イベントにおいて、UHC の取組の重要性、日本の保健人材育成や制度に関する取組などを発信した。

1-3　水・衛生

- **TICAD IV 公約の目標達成：**「650 万人への安全な水提供」を約 930 万人、「水管理技術者 5,000 人の育成」を約 13,200 人と超過達成した。ザンビア、ブルキナファソでは、機構の事業で確立された村落給水施設の維持管理モデルが、24 年度に国家政策に採用された。
- **アジアの大都市給水サービス改善のための上下水道整備計画の策定：**アジアの大規模 6 都市において、水資源管理計画や上下水道整備計画を策定した。
- **産官学との連携による効率・効果的な支援の実施：**当該分野の協力において、世界の最先端研究を行う東京大学と連携するとともに、都市給水サービスの効率化のために本邦自治体等の優れた技術の活用を図った。
- **基礎的な衛生施設へのアクセス改善：**遅れが目立つアフリカに対する支援を強化した。

1-4　格差是正・貧困層支援

- **セクター横断的な貧困削減の取組：**①全スキームの要請から実施までのプロセスにおいて、貧困削減の視点の反映と貧困削減協力の主流化、②格差是正の考え方やアプローチを機構の事業にさらに反映するための指針の作成、③各国の貧困課題を整理したプロファイル作成・共有（13 カ国・1 地域）、③マイクロファイナンス、条件付所得移転等貧困削減手法の情報整備とセミナー開催に取り

組んだ。

- **貧困層に直接支援する取組：**小規模農家の市場アクセス改善と参入促進によりケニア全 8 州の 640～800 グループ、2 万人以上を支援する事業を開始し、24 年の米国 G8 サミットにおける、説明責任報告書で優良事例として掲載された。

指標 1-1：MDGs 達成に向けた取組状況

当該分野の概要

- MDGs の取組を開始して 12 年が経過し、全般的に多くの国で貧困削減や Basic Human Needs（BHN）の充足においてかつてない進捗がみられている。ターゲット別では、貧困人口比率半減や安全な飲料水へのアクセスは既に達成している一方で、母子保健（MDG4、5）に関するターゲットの達成率の低さが目立つ（図 1-1 参照）。また、例えば世界的には達成済みの安全な飲料水へのアクセスであっても、アフリカ地域で見ると未達成というように、地域間あるいは域内や国内、さらには男女別、所得別などによって差が出ている実態も明らかになってきた。MDGs の達成期限まで残り 3 年弱となった現在、未達成分野や未達成国での取組の加速化が求められている。
- 特にアフリカにおける MDGs 達成への加速化の必要性は、国連開発計画（UNDP）や世界銀行による MDGs 進捗の報告書でも確認されており、日本としても、MDGs やアフリカ開発会議のフォローアップの枠組みを通じて積極的に取り組んできており、教育、保健、水等の分野における支援の強化を打ち出している。
- 24 年度は TICAD IV の最終年度でもあることから、日本政府が示した公約達成への貢献を通じ、MDGs 達成に向けた支援を展開した。

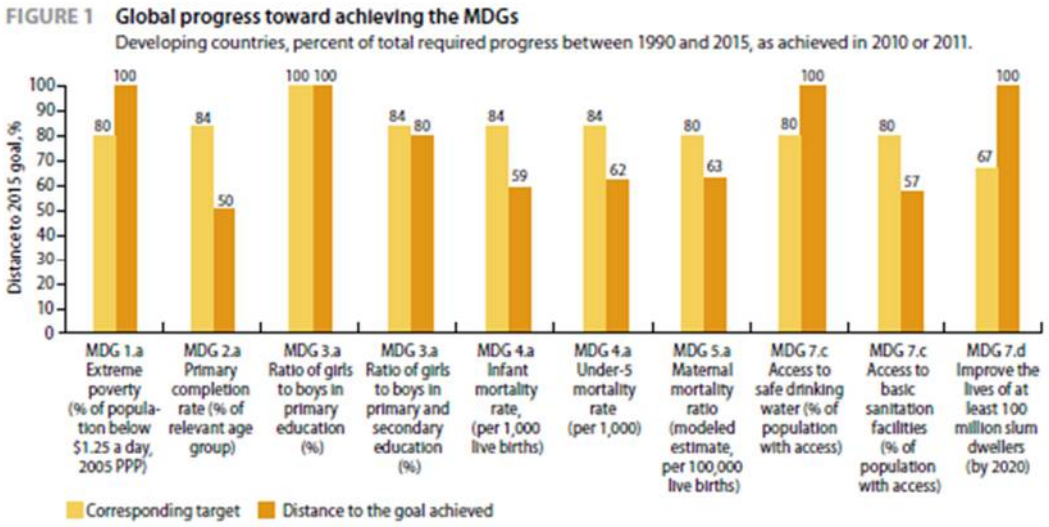

出典：世界銀行/IMF Global Monitoring Report 2013

図 1-1　MDGs の達成状況

１．教育（MDG2：初等教育の完全普及の達成、MDG3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上）

（1）当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は、開発途上国において一人でも多くの人々が良質な教育を受けることが可能となるよう、「万人のための教育（Education for All）やMDG2に掲げられている「初等教育の完全普及の達成」を念頭に以下の重点課題に取り組んでいる。

① 教育の質の改善：教員研修（特に理数科）の改善を通じた能力強化
② 教育マネジメントの改善：コミュニティを巻き込んだ参加型の学校運営体制の確立[1]
③ 教育機会（アクセス）の拡大：現地業者を活用した学校校舎の建設
④ 中央および地方の教育行政官の能力強化

- 特に、MDG2達成の遅れが顕著なサブサハラ・アフリカ地域については、20年5月に表明されたTICAD IV横浜行動計画に沿って、以下の目標達成に向けた包括的な支援を進めてきた。
  ① 教育の質向上：学校での授業の質改善のため、10万人の理数科教員に対する研修を実施
  ② 学校マネジメント改善：住民参加型の学校運営改善モデル「みんなの学校」を1万校に拡大
  ③ アクセス拡大：小・中学校1,000校、5,500教室を建設し、約40万人の子どもに教育機会を提供
- なお、これらの協力の成果の発現を最大化すべく、プロジェクトモデルの国家教育政策への反映や、域内ネットワークの構築を通じた域内への効果的な展開・普及等を図ることで、戦略性向上に努めている。
- MDG3（ジェンダーの平等の推進）への対応については、女子教育のみの改善を目標とした支援は多くはないものの、男女間格差については、原則としてすべての案件形成・実施における配慮事項としている。具体的には、教育セクターの現状把握や協力の成果の測定等において、男女別のデータ収集・分析を行うことで、男女間格差の解消を視野に入れた協力を進めている。
- 教育協力においては、成果重視の考え方の浸透により、当該協力によって子どもの学習成果（学力の向上や中途退学・留年の減少等）にどれだけ貢献しているかという点に着目する動きが進んでいる。機構はベースライン調査・エンドライン調査を強化するとともに、事業に研究を組み込むなどの取組により、評価手法の改善にも取り組んでいる。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）アフリカ地域におけるMDGs達成加速化に向けた取組

① TICADプロセスの公約で掲げた目標を大幅に超えた達成

- 24年度はTICAD IV横浜行動計画の目標達成年にあたるが、各目標の達成状況は以下のとおりである。
  ① 「10万人の理数科教員に対する研修の実施」については、24年度末までに、目標を大幅に上回る約79万人の理数科教員に対して研修を実施した。
  ② 「みんなの学校モデルを1万校へ拡大」については、24年度末でニジェール、セネガル、マリ、ブルキナファソで約2万校に拡大した。
  ③ 小・中学校の建設については、外務省の草の根無償資金協力等と併せて数値目標達成に取り組んでおり、日本政府の公約1,000校、5,500教室については1,303校、7,147教室と目標を超過して達成されており、そのうち機構は約520校、約3,680教室の建設を通じて貢献した。

② アフリカ地域の教育の質的向上を図るための域内協力推進ネットワークの構築

- アフリカでは、産業発展に必要な科学的知識・技術を備えた人材育成が急務であるが、その基礎となる理数科の学力が低いことが問題である。その原因の一つに教師の指導力不足が挙げられる。こ

[1] 学校運営委員会の設置等により地域住民を巻き込んだ学校運営体制を確立することは、教育の重要性への認識を高め、地域の持つ資源の活用を促し、結果として就学率や修了率の改善、男女格差の是正などに貢献する。また、地域のさまざまな問題を住民自身で解決する能力を向上し地域社会の自立的な発展に貢献するとともに、住民間の相互理解を促進し多文化共生にも貢献する。

れに対し、機構は平成 10 年から 10 年間ケニアに対し「中等理数科教育強化計画（SMASSE）」を実施し、ケニア全国の中等理数科教師役 2 万人に対する研修を実施してきた。14 年からは、サブサハラ・アフリカ域内レベルでの理数科教育協力の域内協力推進のためのネットワーク（SMASE-WECSA）を構築し、その拡充を進めてきた。24 年度は、加盟国 34 カ国中 14 カ国において、現場の状況に応じたよりきめ細かい支援を行うべく、教員の事業実践能力向上のためのプロジェクトを展開したほか、他加盟国についても、ケニアにおける第三国研修等の支援を行った。これらの各活動により、これまでの累積で約 79 万人の教員が、機構が支援する現職教員研修を受講済である。このような、SMASE-WECSA を通じた支援は、教員の能力向上のみならずアフリカ地域の関係者間の人的ネットワーク構築、第三国研修や共同の技術セミナーなどの実施による効率的な支援とオーナーシップの向上にも貢献している。

③ 全国レベルでの就学率や修了率の改善をめざした住民参加型学校運営モデルの普及

- 「みんなの学校」プロジェクトは、教育に対する親の低い意識を克服すべく、地方行政と地域住民（＝コミュニティ）による住民参加型学校運営を支援するプロジェクトで、最初に支援したニジェールでは、親の教育への意識に変化を与えるとともに、その有効性が認められ、全国モデルとしてニジェール政府により普及が行われた。また、「みんなの学校」導入州において 23 年の卒業試験合格率が 84.7%だったのに対し、導入していない州では 57.3%と統計上有意義な差異がでていることも確認されている。現在、セネガル、ブルキナファソ、マリでも同様の協力を進めている（ただしマリは治安を理由に現在協力を中断中）。
- 24 年度は、セネガル政府によって「みんなの学校」の住民参加型学校運営モデルが全国普及モデルとして正式に承認され、モデル地区のみならず全国レベルでの就学率や修了率の改善が期待されている。機構は、セネガル政府の取組を支援すべく、同モデルの全国普及に向けた支援活動を推進した。また、ニジェール「みんなの学校プロジェクト」では新たなアプローチとして、24 年度に児童用の初等算数の副教材の開発・試行を開始した。従来からの学校運営改善の活動に加え、算数副教材を導入することで、子どもの学習成績の向上に直接的に結びつく支援をも目指している。今後の更なる試行を通じて、対象児童の算数学力の向上が期待される。

2）教育の質改善への貢献

政府政策への反映を通じた、全国レベルの教育の質的向上

- ミャンマーの小学校は、就学率が約 90%（平成 17/18 年度）と高い水準を達成している一方で、5 年生まで到達する子どもの数は入学者全体の約 70%で、3 割の子どもが学校を途中退学している。その原因の一つとして、暗記暗唱型の授業があり、機構は 16 年から 24 年までの 8 年間を通じ、児童中心型学習（CCA: Child-centered Approach）の導入・普及及びそのための教員研修制度整備のための協力を行ってきた。ミャンマー教育省は、機構の協力を高く評価し、24 年に CCA 導入・普及のための教員研修を同国の教育政策として正式に採用し、政府予算による全国規模の普及研修を実施している。機構は、25 年 1 月に借款契約を結んだミャンマー社会経済改革借款を通じて、同国の教育政策の改革を後押ししていく。

3）教育開発政策の評価手法の確立に向けた取組

- 機構は、世界銀行が22年に発表し、その普及を強力に推進している教育システム評価手法（SABER:

System Assessment and Benchmarking for Education Results）について、その改良への支援を進めるべく、共同研究及び職員の世界銀行への短期出向を通じた実証調査への協力を行っている。各国の教育政策と学習達成度との関係を、共通の指標を使って診断・検証するほか、そのデータや情報を広く提供するSABERは、各国の教育政策を網羅的に診断する標準ツールとなることが想定されている。他方、現在のSABERは解析範囲が主に国家レベルの政策に留まっており、地方レベルの教育政策や政策と現場の乖離の視点が不足しているといった課題がある。このため、現場の知見を有する機構が共同研究や調査に参加することにより、これらの課題の解決に貢献することが期待される。

（3）主要な投入（インプット）の実績

教育分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	92.16 億円
無償資金協力（承諾実績）	140.53 億円
有償資金協力（承諾実績）	実績なし

（4）主要な成果（アウトプット）の実績

① 24年に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数：約48,000人

② 24年に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数：約14,000校

③ 24年度にE/N締結の学校校舎建設数：178校、1,307教室

2．保健（MDG4：乳幼児死亡率の低減、MDG5：妊産婦の健康の改善、MDG6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）

（1）当該課題に対する機構の協力方針

- 機構は母子保健及び感染症対策を重点分野として取り組んでいる。MDG4の乳幼児の死亡率の低減、MDG5における妊産婦の健康の改善への貢献として、母子保健を重視し支援の展開を実施している。また、MDG6に掲げられるHIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止に関しては感染症対策の一環として支援を展開している。さらに母子保健と感染症対策の推進には保健医療サービスを必要とする人々に届かなければ死亡率、罹患率の削減には繋がらないため保健医療サービス全般の強化に向けた保健行政能力の向上にも力点をおいて取り組んでいる。
- 母子保健に関しては、人びとの保健医療サービスへのアクセス確保と保健医療サービスの質の向上により、包括的な母子継続ケアを提供する体制強化を支援している[2]。具体的には、妊産婦健診、出産介助、子どもへの予防接種、栄養改善、保健医療サービスを提供する人材の育成、関係する施設の整備、行政と医療機関とコミュニティの協働の促進、母子手帳の活用等を支援している。
- 感染症対策に関しては、患者の診断に必要な検査サービスの拡充と検査精度の向上、治療サービス提供能力の向上、加えて戦略的な計画策定に必要な保健情報の適切な収集と情報分析能力強化などの支援を行っている。また、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を始めとする多く

[2]母子継続ケアとは、妊娠前（思春期、家族計画を含む）・妊娠期・出産期・産褥期と新生児期・乳児期・幼児期といった時間的流れを一体として捉えた継続的なケア、および、家庭・コミュニティ・一次保健医療施設・二次/三次保健医療施設が連続性を持って補完しながらつながるケアと定義される。

の国際機関や二国間援助機関と協力・協調しながら、機構は、国レベルの政策・ガイドライン等の策定を支援すると同時に、地方レベルの行政、保健施設、コミュニティにおける対策事業の拡充を支援している。

- 加えて保健サービスの基盤整備支援に向けて開発途上国の中央政府から地方政府（州・県から住民に最も近い末端行政まで）の各レベルでの保健行政管理能力の強化のための協力を進めている。中央政府においては、その国の保健政策が現場の実情に基づいて策定されるよう、正確なデータや現場の保健従事者の問題意識が、政策に反映される仕組みを強化する必要があり、現場の実情に基づいて、行政規則や個々の保健医療事業の実施方針（ガイドライン）等の策定や改善が行われるように支援する他、開発途上国の政府が効率的に保健財政を運営できるように、保健施設・医療機材等への投資計画や保健従事者の配置計画の策定に対する政策支援を行っている。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）母子保健分野におけるインパクトの拡大を目指した取組

- **TICADプロセスの公約で掲げた目標を大幅に超えた達成**

  ①　「10 万人の保健・医療人材育成」に対し 21 万人と超過達成

  ②　「1,000 カ所の病院及び保健センターの改善」に対して 3,844 施設と超過達成

- 機構はこれまでに世界の 30 以上の国で妊産婦と乳幼児の健康改善を支援してきた。24 年度においては 19 カ国において 21 の技術協力事業[3]を実施した。助産師や看護師等の人材育成、コミュニティから保健医療施設へのアクセス改善等の母子保健サービス強化、母子の栄養改善、リプロダクティブ・ヘルス、予防接種体制強化等の政策・技術面の支援を展開するとともに、無償資金協力や円借款を活用しインパクトの拡大を図る等の工夫を行っている。

  - **バングラデシュの事例：**バングラデシュでは、母子保健分野において現場の協力成果を政策的なインパクトにつなげるべく、保健政策アドバイザー専門家の派遣、母子保健分野の技術協力プロジェクト及び円借款を組み合わせた保健協力プログラムを実施中である。ノルシンディ県で実施された技術協力プロジェクトは、保健施設を基盤とした活動とコミュニティレベルの活動、そしてこの両者を繋ぐ地方行政の連携でなりたっており、その活動の結果、熟練出産介助者による出産比率の増加（18%から 25%）、緊急時における妊産婦の医療施設受診の増加（18%から 56%）など高い成果を上げているところから、バングラデシュ政府側からは「ノルシンディ・モデル」と呼ばれるまでに至った。さらに、活動の一部は国家保健プログラムの枠組みの下で全国的に実施されていくこととなっており、この活動の支援のため、24 年 1 月には 50 億 4,000 万円を限度とする円借款の借款契約（L/A）に調印した。円借款により、コミュニティ活動実施のための研修や病院施設の改修が進んでいるほか、技術協力プロジェクトにより、コミュニティ活動実施のための研修実施のための計画立案を政府担当部局と協働するなど、普及・展開のために必要となる技術面での支援や政策・制度面での助言を継続している。

  - **パキスタンの事例：**パキスタン政府と 23 年 8 月に 49 億 9,300 万円限度の L/A を結んだポリオ撲滅事業においては、5 歳未満児 2,880 万人を対象としたポリオ・ワクチンの一斉に投与するキ

[3] 総額 1 億円以上の案件

ャンペーンに資金が活用されているが、事業が成功すればビル＆メリンダ・ゲイツ財団が同政府に代わって機構に債務の返済を行うことになっている。事業は世界銀行との協調融資、国連児童基金（UNICEF）とのポリオ・ワクチン調達、世界保健機関（WHO）とのポリオ・キャンペーン実施など、多様な開発パートナーと連携しながら進められており、24 年は流行地域において接種率やキャンペーンのマネジメント能力も向上し、症例数は 23 年の 198 から 58 へと大幅に減少するなど効果をあげている。

2）感染症対策分野における政策策定・実施支援

- 世界の「三大感染症」の一つであるエイズについては、平成 12 年以降 30 カ国以上で国家エイズ対策組織の強化、HIV 新規感染予防の啓発、検査とカウンセリングの体制整備、感染者への治療薬提供システムの整備、検査や治療の質を保つための技術モニタリング評価の仕組みづくり、エイズ対策に関する研究等を支援し、新規感染減少と治療の普及、「HIV とともに生きる人々」（感染者・患者）の生活の質の向上などに貢献した。同じく「三大感染症」の一つである結核については、12 年以降 10 カ国以上で検査・診断、治療、予防の全国的な体制の強化を支援した。検査の普及と検査精度の向上、患者への服薬指導や治療経過の把握などのための人材育成と体制整備を支援し、患者発見率、治癒率の向上など結核対策の世界目標の達成に貢献するとともに、対策の進捗をはかる有病率調査の支援などを実施している。マラリアも「三大感染症」の一つであり、予防・診断・治療のための協力を進めてきている。24 年度においては 15 カ国において三大感染症対策を中心に技術面での支援を実施している他、12 カ国で世界基金事業の調整、モニタリング等を行う国別調整メカニズム（CCM: Country Coordinating Mechanism）に参画している。

  - **ミャンマーの事例:** ミャンマーにおいてはマラリア、結核、エイズが死因の大宗を占めている中、機構は同三大感染症対策に関する国家プログラムへの貢献を目的に事業を展開してきた。なかでも、マラリア対策は重要な課題となっているが、機構が技術協力により支援した罹患、死亡要因の分析結果により、マラリア対策のターゲットとすべき地域特性と対象者が対象地域において明確になり、これに基づき効率的な投資計画を検討することが可能となった。この成果は同国政府の対マラリア政策に反映されることとなり、他ドナーの支援によっても頻繁に参考にされている。

  - **エチオピアの事例 :** エチオピアでは一つの州保健局を実施機関とし、感染状況等の実態を把握するための感染症サーベイランスの実施、およびサーベイランス結果に基づく対策実施の強化を支援している。従来の大規模ヘルスセンター以上からの情報収集に加え、新たな政策に基づいて設置されたヘルスポストやコミュニティのボランティア等より末端から情報を収集する仕組みをパイロットとして作り上げた。

3）保健サービスの基盤整備支援

- MDGs への達成を確実にするためには、特定の疾患ごとの対策強化に加え、保健サービスの基盤整備が重要である。機構は、現場の状況を中央政府の政策に反映させるような協力に加え、地方分権化が進む開発途上国において、地方政府の保健サービス提供や行政マネジメント能力強化の協力を実施することにより、地方における患者に対する保健サービスの提供をより確実なものとするとともに、保健医療拠点（病院や保健センター）の機能強化や、医療施設の建設・改修、医療機材の整

備を支援してきた。また総合品質管理（TQM： Total Quality Management）分野での日本の知見をいかし、アフリカで医療現場の環境改善とサービスの質向上を目指して「5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」の取組を実施した。

- スリランカのリソース、アフリカ域内のリソースも活用した技術協力「きれいな病院」プログラムは、南南協力の優良事例としても評価され、24 年 11 月に「南南協力 Expo 2012」において国際連合南南協力事務所からソリューション賞を受賞した。同プログラムは、病院管理に関するスリランカの好事例を基にした三角協力[4]で 19 年から実施している。スリランカでは、日本の製造業で発展した総合的品質管理（TQM）の手法である 5S とカイゼン（KAIZEN）を病院管理に取り入れて、限られた人材、資機材、活動予算の中でも新生児感染症の低減などの成果をあげた。機構はこの経験をアフリカでも容易に導入できる援助手法として体系化し、アフリカ 15 ヵ国[5]の医療サービスの質の向上に取り組んでいる。患者の待ち時間の削減や会計業務の向上による病院の収入増加など、具体的な成果が出ていることでソリューション賞受賞に至った。さらに、開発途上国で不足している保健医療従事者を育成するため、看護師の役割を明確化し資格を付与する制度整備や、看護師養成校などの保健人材教育機関を建設・改修し、教員養成や教育内容改善のための技術協力も実施し、現職の保健医療従事者の研修の支援にも取り組んできた。
- タンザニアの保健人材開発強化プロジェクトの支援で開発された保健人材情報システムが、タンザニア政府によって全州・全県の保健局及び公立・私立を含む全ての養成校に導入された。これにより、保健医療従事者の賦存状況や新規参入数の把握が可能となり、中長期的な保健人材の需給予測とそれに基づく現実的な計画策定が可能となった。

4）MDGs 達成に向けた国際援助枠組みへの知的貢献

- MDGs 達成に関し、国際的な支援の強化に向けた議論への参画や知見の交換等を進めるため、他ドナー、国際機関及び国際的パートナーシップとの協力に注力してきた。24 年 10 月に日本にて開催された IMF・世界銀行総会の公式セミナー「グローバルヘルス - 人々の健康が貧困を防ぎ、国の発展を支える」にて機構理事長自ら、人々の健康への投資の重要性及び市民社会、民間部門を含めた幅広いパートナーシップを通じた議論の必要性を発信した。また、近年大きな課題となっている、すべての人々が安心して保健医療サービスを受けられるようにする仕組み「Universal Health Coverage（UHC）」に関し、サイドイベント「UHC に関する日本・世界銀行共同研究」にてその重要性や日本国内の保健人材の育成や制度に関する取組について機構から発信した。
- 機構は、タイ政府が開催する Prince Mahidol Award Conference（PMAC）に 23 年より主な共催機関として加わり、アジア地域における保健課題についての議論に参画するとともに機構の知見を発信してきた。25 年 1 月の PMAC においては人獣共通感染症対策をテーマに、機構から鳥インフルエンザ対策サーベイランス人材育成事業、シャーガス病対策、黄熱・リフトバレー熱対策にかかるケニア地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）案件等の技術協力プロジェクトのプロセスと成果について発信を行った。既に PMAC2014 共催に向けて準備会合に参画している。また、グローバル・レベルでは、WHO がホストする Global Health Workforce Alliance（GHWA）が進める国際会

[4] 三角協力は、先進国や国際機関と、支援を行う開発途上国が連携して、支援を受ける開発途上国の発展・開発のための共通の案件目標を設定し協力を実施すること。
[5] ウガンダ、エリトリア、ケニア、コンゴ民主共和国、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ。

議にも 22 年より共催機関として参画しており、24 年度は 25 年に開催予定の国際会議に向けた準備としてグローバルな保健人材の課題について議論を行ってきた。さらに米国国際開発庁（USAID）が主催する Child Survival 国際会議の企画段階から参画するなど、ポスト 2015 年開発枠組み等今後の国際潮流づくりに向けて協力を行っている。このような活動を通じてグローバル・レベル及び地域レベルにおいて他ドナーや国際機関等との人的ネットワークの形成を行うとともに、国際保健の今後の課題についての国際潮流づくりに貢献している。

- なお、MDGs の達成に重要な役割を果たしている世界基金に関しては、日本代表団の一員として理事会に参画するとともに、戦略的投資のインパクトを高めることを目的に設置された各疾病委員会については、マラリアと結核分野の委員を選出の上参画している。また国レベルでは、例えばミャンマーのマラリア対策に関し世界基金の議論の場となる Country Coordination Committee（CCM）等において機構の知見を発信し、戦略作りに貢献するなど国レベルでの協力にも尽力した。

（3）主要な投入（インプット）の実績

保健分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	114.68 億円
無償資金協力（承諾実績）	145.99 億円
有償資金協力（承諾実績）	102.45 億円

（4）主要な成果（アウトプット）の実績

保健分野に対する 24 年度の成果実績は以下のとおりである。

① 24年に機構の協力により能力強化をした保健医療従事者の延べ人数：約2,600人[6]

② 24年に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹などのワクチン数：約4,500万ドース[7]

③ 機能強化をした保健医療施設案件数：70件[8]

3．水　（MDG7：環境の持続可能性確保）

（1）当該課題に対する機構の協力方針

- 世界人口の増加に伴い水需要は増え続けており、2030年には全世界の水需要の60%しか満たせないという報告もなされている。
- MDGターゲット7cに掲げられる「安全な水にアクセスできない人口の割合を半減させる」を進めるため、限られた水資源をいかに持続的に確保し、公平かつ有効に配分するかが重要な課題となっている。特に多くの開発途上国は、様々なセクターの水需要を調整しつつ水環境の保全を図るという複雑かつ困難な課題に直面している。安全な水へのアクセス改善は、全世界で見ると2010年に目標を達成している。しかしサブサハラ・アフリカの大半の国は同目標の達成が困難と見られ、さらに、すでに目標を達成している国々においても、都市人口の集中に伴い、給水サービスの改善といった課題が顕在化している。また、MDGターゲット7cは、「安全な水へのアクセス」に加え「基礎的な

[6] 本邦研修、在外研修の総数（23 年度実績を参考に推定値）
[7] 無償資金協力（24 年度閣議ベース）、医療特別機材の合計値
[8] 24 年度継続中の技術協力、24 年度終了の無償資金協力、医療特別機材案件の合計数

衛生施設にアクセスできない人口の割合を半減させる」ことを併せて掲げている。「安全な水へのアクセス」が比較的順調に改善しているのに対し、「基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセス」はMDGsの中で最も進捗が遅れている１つとなっている。このような中、機構は以下を重点的な取組として、MDGs達成に向けた貢献を行っている。

① 水資源管理計画の策定を通じて開発途上国政府が水資源量を把握できるようにするとともに、これらを持続的に開発・管理・保全できるような行政能力強化の推進。
② アジアにおいては、都市部の給水施設建設・改修や水道事業体の能力強化による給水サービスの改善。
③ サブサハラ・アフリカにおいては、TICAD IV横浜行動計画（①650万人への安全な水の提供、②水管理者5,000人の育成）に沿った村落部給水施設の建設と、住民組織等による維持管理能力強化を支援。
④ 特にアフリカにおいては、給水プロジェクト等に衛生施設建設や衛生啓発活動の追加。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

当該MDG達成に向けた24年度における取組実績は概略次のとおり。

① 安全な水へのアクセス改善の促進が必要なサブサハラ・アフリカにおいて、TICAD IV横浜行動計画の達成に向け、水資源管理計画の策定支援を進めるとともに、地方都市及び村落部における給水施設建設・改修、さらには、運営・維持管理に必要な組織強化・人材育成を促進した。これらの取組の結果、TICADプロセスの公約で掲げた「650万人への安全な水提供」に対して約930万人、「水管理技術者5,000人の育成」に対して約13,200人と超過達成した。
② アジアでは、大都市（フィリピン・マニラ、ミャンマー・ヤンゴン、インド・デリー、スリランカ・コロンボ、バングラデシュ・チッタゴン、ベトナム・ホーチミン等）における給水サービスの改善に向けて、水資源管理計画や上下水道整備計画の策定、給水施設の整備と運営管理能力強化等を進めた。
③ 基礎的な衛生施設のアクセス改善に関しては、アフリカの既存協力における衛生啓発活動の強化に加え、衛生改善に焦点を当てた新規プロジェクトを開始した。

これらの中で特筆すべき事例は次のとおり。

1）大学連携による精度の高い水資源管理

- 開発途上国における水資源管理計画を策定する際には、中長期的な気候変動による将来の水資源量の変動を考慮に入れることが不可欠である。このためには、将来の降雨量の変動を予測するとともに、降雨量がどの程度河川等に流出、または地中に浸透するのかという予測が重要となる。前者には、全球気象地球モデルからのダウンスケーリングとバイアス補正が、また後者には流出解析モデルの開発・運用がそれぞれ必要となるが、いずれも東京大学等の日本の研究者が世界の先端を行く分野である。
- 機構は 24 年度に東京大学と連携し、チュニジア・メジェルダ川流域及びフィリピン・マニラ首都圏において、気候変動影響を踏まえた将来の河川流出量を精緻に予測した上で、洪水対策計画及び水資源管理計画を策定した。これらは、科学的根拠に基づく計画として、相手国政府より高く評価された。

2）本邦企業・自治体の優れた技術を活用した都市給水サービスの改善

- ベトナム最大の都市であるホーチミン市の水道公社は、人口増加と経済発展に伴う水需要の急増に直面しており、新たな水源開発を模索している。このような背景の下、機構は 24 年度に給水改善計画の策定を支援し、その中で新規水源開発の可能性を調査するとともに、日本の配水管理技術の導入による配水の効率化を提言した。多大なコストと長期間の工事を要する新規水源開発に対して、本邦企業及び自治体が有する高い技術力をもって既存水源の有効利用を目指す提案であり、より低コストでの市民に対する給水サービスの改善につながるとともに、本邦企業等のビジネスに発展することが期待される。
- また、ミャンマーの旧首都ヤンゴンにおいては、機構が 24 年度に開始した上下水道マスタープラン調査の進捗確認に合わせ、本邦関係省庁、地方自治体及び民間企業が参加しての技術セミナーを開催し、官民が一体となって本邦技術の優位性を積極的に発信した。
- さらに機構は、カンボジア及びラオスにおいて、それぞれ北九州市及びさいたま市の協力を得て、プノンペン水道公社及びビエンチャン水道公社の能力強化を支援してきた経緯がある。24 年度は引き続き両自治体と連携し、すでに優良事業体となったこれら水道公社を核として、各国内の地方水道事業体を対象とした技術研修や経営指導等を行い、国全体の給水サービスの底上げをめざす協力を開始した。

3）アフリカにおける村落給水維持管理のモデル化と積極的な普及展開

- 安全な水へのアクセス率が特に低いサブサハラ・アフリカの村落部では、機構は以前からハンドポンプ付井戸を中心とする給水設備の建設を推進してきた。こうした給水施設は、水管理組合等の住民組織により維持管理されるため、機構は住民組織の能力強化も併せて支援している。ザンビアにおいては、機構のプロジェクトにて構築した維持管理モデルが国家プログラムに採用され、24 年度は全国への普及促進を行った。ブルキナファソにおいても、パイロット郡で実証した維持管理モデルが 24 年度に対象州全体に採用・普及されている。一方、マラウイ及びマダガスカルにおいては、住民組織による給水施設維持管理に衛生啓発を組み合わせた新たなモデルの構築を行っており、24 年度は普及・展開を促進した他、モザンビークにおいても同様の協力を新たに開始した。

4）「基礎的な衛生施設へのアクセス改善」に向けた取組強化

- 基礎的な衛生施設（トイレ）へのアクセスに係る MDG の進捗が最も遅れているサブサハラ・アフリカにおいて、機構は給水改善と衛生啓発を組み合わせた支援を実施している。セネガルの技術協力においては、住民の衛生行動改善を促進して野外排泄を撲滅し、さらにソーシャル・マーケティング[9]を通じて改善されたトイレの普及も支援する活動を 24 年度より開始した。日本政府が 22 年 12 月の国連決議「持続可能な衛生に向けた 5 年」で主導的役割を果たしたことを受け、機構としても衛生改善への取組を強化している。

5）援助協調と国際場裡での発信

- サブサハラ・アフリカにおける、水と衛生に係る MDG の進捗の遅れは国際社会全体の関心事であ

[9] 社会的な問題の解決を目的として、理念や行動指針を人々に伝えるために、従来のマーケティングの考え方を用いる手法。

り、援助協調が積極的に模索されている。そのような中で、機構はドイツ技術協力公社（GIZ）と水・衛生分野での連携を進めており、ザンビア、タンザニア等 5 カ国における連携状況を合同でレビューし、今後の活動計画を策定した。特に国際河川管理と衛生改善に強みを有する GIZ と、給水改善・維持管理強化に強みを有する機構が連携することにより、大きな相乗効果が期待される。

- また、上述の取組の経験や教訓をアフリカ水週間やストックホルム世界水週間等の国際会議で積極的に発表し、日本のアフリカ協力をアピールするとともに、アフリカ各国政府や援助機関関係者と貴重な意見交換を行うことができた。

（3）主要な投入（インプット）の実績

水分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	71.41 億円
無償資金協力（承諾実績）	120.38 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,258.89 億円

（4）主要な成果（アウトプット）の実績[10]

① 24年度にG/A及びL/Aが締結された無償資金協力・円借款により、改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数：1,800万人

② 水・衛生に係る技術協力において指導・訓練される行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理工、トイレ建設工等の人数（24年度の計画値）：660人

４．格差是正・貧困層支援

（MDG１：極度の貧困と飢餓の撲滅）

（1）当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上国において 1 日 1.25 ドル以下の所得で生活している極度の貧困状態にある人口の割合は近年低下しているとはいえ、2015 年でも約 16 億人（同 16.3%）と予測されている。地域的には貧困人口はサブサハラ・アフリカと南アジアに集中している。
- 機構は、公正な成長と持続的な貧困削減のため、貧困層が有する能力を発揮できる環境を整備するとともに、貧困層の能力強化を図りながら貧困状態から脱却することを目指している。具体的には、貧困層を直接的に支援する「貧困対策」を実施する一方、事業実施により貧困層の便益を最大化するような工夫を事業に組み込む「貧困配慮」の両方の取組を実施している。また事業実施にあたっては、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の促進や、コミュニティの固有性や貧困層の多様性に応じた支援の推進に留意している。
- 特に、貧困層の 4 人に 3 人は農村部に居住しており、その多くが生計を農業に依存していることを鑑みれば、貧困削減に向けた農村開発では、農村経済の発展と人々の生活レベル向上の観点から、農村社会の変化、農村の振興を目指すことが重要である。実際、農業の成長がもたらす貧困削減効果は、農業以外の産業部門と比べて、少なくとも 2 倍に達するという報告[11]もある。このため機構

[10] ②については、各プロジェクトの活動計画に明記している案件のみカウント

[11] Barrett, Christopher B., Michael R. Carter, and C. Peter Timmer (2010) “A Century Long Perspective on Agricultural Development” American Journal of Agricultural Economics 92 (2) : 447-68

は、以下の取組を重視している。

① 農業生産性の向上にとどまらず、食料の流通販売の改善・農産品加工業の振興などのバリューチェーンの整備や農外所得の向上などによる農家経営の改善。

② 地方行政機能の強化・生活道路や飲料水確保など農村生活インフラの整備、農村生活環境の改善・住民の保健教育水準の向上・参加型農村開発・ジェンダーなど、多様な分野での支援を組み合わせた支援。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）戦略性向上に向けた取組

①貧困削減協力の主流化

- 技術協力・円借款・無償資金協力・民間連携事業など全ての援助手法において、要請段階から案件枠組みの検討、実施に至る一連のプロセスにおいて、貧困削減推進を担う部署から事業担当部署への助言を実施し、貧困削減の視点の織り込みを促進している。

②格差是正への取組

- 格差是正の考え方やアプローチを事業に反映するため、よりインクルーシブ（包摂的）な開発への着眼点を整理し、国レベルの基本状況の把握から案件オペレーションレベルまで機構としての取組の指針を作成した。今後事業の各実施段階に具体的に反映する予定。

③貧困状況の包括的かつ的確な把握

- 事業への貧困削減の視点の取り込みを推進するための情報整備の一環として、貧困層の状況を把握すると共に、各国における重点支援分野における貧困課題について整理することを目的に、貧困プロファイルを取りまとめており、24 年度は 13 カ国・1 地域について情報を取りまとめ、成果については順次ウェブサイト上にて公開している。

④事業計画・実施における戦略性向上

- 収入の不安定な貧困層に対する少額な金融サービスの提供を目指す「マイクロファイナンス」、受給者が一定の義務を果たすことを条件に現金等を給付し所得の再配分を図る「条件付所得移転（CCT）」、貧困層への短期雇用を創出する「労働集約工法（LBT）」など、貧困削減の手段として着目されている様々な手段に関しノウハウの蓄積を行っている。
- 同取組の一環として、24 年 12 月、技術協力専門家などとして将来にわたって開発途上国の貧困削減に関与する意思を持つ人材を対象に、能力強化研修「マイクロファイナンス」を開催するとともに、同様の研修を機構内部に対しても実施し、内外の人材育成に努めた。25 年 3 月には金融包摂（ファイナンシャル・インクルージョン）に関する研究・政策提言のための国際機関である貧困層支援協議グループ（CGAP）最高経営責任者等を日本に招聘し、公開セミナーを実施し、その様子は多くのメディアに取り上げられた。また 24 年 11 月には米州開発銀行との共催による中南米に焦点を当てたマイクロファイナンスセミナーも行っている。

2）市場アクセス改善と小規模農家の市場参入促進を通じた農家経営の改善

- 多くのアフリカ諸国では、人口に占める農業従事者の割合が高く、中でも小規模経営による農家が

主流を占めているのが現状である。小規模農家の多くは低所得に押しとどめられていることから、アフリカの農業の成長と貧困の削減のためには、小規模農家への支援が有効である。そのような中、農家の貧困率の増減に大きな影響を与えている要素が、気象条件などとともに市場アクセスの優劣である。そのため、貧困削減のための手段として、市場アクセス改善と小規模農家の市場参入促進が有効な手段である。

- ケニアにおける園芸作物栽培は 2000 年代以降、年率平均 20%の急成長を遂げる有望サブセクターである。一方、国内に出回っている園芸産品の 60%以上を生産している小規模園芸農家は、依然として低所得のままであった。そのため機構は 18 年から 21 年に、技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment Project：SHEP）」をケニア西南部の 4 州 22 県（全国 8 州 71 県：19 年時点）において実施した。
- SHEP では農民組織化を推進するとともに、「作物を作ってから売り先を探す」従来のスタイルではなく、まず市場を知った上で、「売り先を念頭において作物を作る」という市場を意識した農業経営を提案した。そして、そのために農民組織自身による市場調査と対象作物の選定、農民組織ごとの行動計画の作成を支援し、さらにこの行動計画を実行するための技術支援等をおこなった。
- さらに、これら支援の効果を最大限に発揮するため、日本の技術協力の原点に立ち返り、相手国の従来の行政組織それぞれの役割をいかした実施手順を着実に踏むことにこだわると同時に、各ステージにかかわる人々の自発的なやる気が上がる仕組みを構築することに留意した。その結果、19 年から 2 年間で、対象とした約 2,000 人（122 グループ）の小規模園芸所得（平均）を倍増させることに成功した。
- この成果はケニア政府によって高く評価され、同国農業省作物局内に「SHEP ユニット（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit）」が設立された。これを受け、機構は同ユニットの能力強化及び SHEP アプローチの全国展開を目的とする技術協力プロジェクト「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project：SHEP UP）」を 22 年から 5 年間の予定で実施中であり、全 8 州より 640～800 グループ、2 万人以上を支援する予定である。24 年度は、政府関係機関の職員に対する SHEP アプローチ研修を実施し、政府職員が効果的に農民の活動を支援できるシステムの構築を推進したほか、作物栽培に必須の基本技術を農民に身に着けてもらうなど、行政機能の強化と農家経営の改善に重点を置いた支援を継続した。同年度に実施した中間レビューでは、対象農民グループの中には構成員 80 名の平均所得が 3 倍増した事例があるなど、大きな効果を上げつつある。また、農民が自分達の教わったことを他組織や関心あるコミュニティに自主的に教えている例や業者を見つけて販売契約を結ぶなど、自発的な優良事例が確認されている。今後も、当アプローチの貧困層支援・格差是正への有効性を確認した上で、他のアフリカ諸国への面的な展開も計画中である。
- なお、SHEP は 24 年の米国 G8 サミットにおける説明責任報告書の中で優良事例として紹介された。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・指標 1-1　MDGs 達成に向けた取組状況
評価	評定 ロ	（評定の決定理由及び指摘事項等） ・TICAD 公約達成への貢献 2015 年に目標年度を迎える MDGs 達成に向けては、遅れが目立つ、教育の質の向上（MDGs2）や母子保健の改善（MDGs4、5）を重点的に支援したほか、TICADIV にて日本政府が掲げた教育、保健、水・衛生等の分野における日本政府の公約達成に貢献することで、特に遅れが顕著であるアフリカにおける MDGs 達成に向けた取組に貢献した。TICAD IV 公約の目標年度に当たる 24 年度は、日本政府とともに引き続き目標達成に向けて取り組み、「1,000 校、5,500 教室の建設」に対し 1,303 校、7,147 教室（うち機構の貢献は 520 校・3,680 教室）、「10 万人の保健・医療人材育成」に対し 21 万人、「650 万人への安全な水提供」に対し約 930 万人等、MDGs に関する全ての公約が超過達成された。 ・協力成果の政策への反映、モデル事業の全国展開等によるインパクトの拡大 機構による協力事業のインパクトの拡大をめざし、協力成果の政策への反映、モデル事業の全国展開等にも取り組み、成果の発現がみられる。教育分野においては、ミャンマーで児童中心型学習（CCA）導入・普及のための教員研修が教育政策として採用されたほか、ニジェールでは、住民参加型学校運営モデルが全国モデルとして採用され、当該地域における教育の質の向上が図られた。保健分野では、ミャンマーに対する協力において、マラリアの罹患と死亡要因の分析を通じて、ターゲットとすべき地域特性と対象者を明確化することにより、効率的な投資計画の検討を可能にし、国全体の対マラリア政策に反映された。また、保健人材情報システムの全州・全県の保健局及び全ての養成校への導入（タンザニア）や給水維持管理モデルの国家プログラムとしての採用による全国への普及（ザンビア）、州全域への普及（ブルキナファソ）など、機構が示した仕組みやモデルが国家政策に採用されたり、モデル事業が全国展開された例が多く発現した。 世界銀行とは、教育システム評価手法（SABER）の共同研究及び実証調査における協力を行い、開発途上国における教育開発政策の評価手法の確立に貢献した。 ・より大きなインパクトをめざした国内リソースとの連携 日本が優れた技術・知見を有する水・衛生分野においては、水資源管理において世界の先端を行く研究を行っている東京大学や、都市給水分野での豊富な経験を有する、北九州市（カンボジア）及びさいたま市（ラオス）との連携を推進するなど、日本国内のリソースを活用した効果的な取組を展開し

		た。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 なお、技術協力で有効性が実証されたモデルの全国展開のために必要となる取組の強化が望まれる。こうした取組を重ねることでプログラム・ベースド・アプローチ（PBA）や援助の有効性を高めるための国際的取組にも積極的に貢献・発信することを期待する。

小項目 No.2　持続的経済成長

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	2．持続的経済成長
中期計画/年度計画	【中期計画】 （1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別、分野･課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国･地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム･アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、 （ロ）持続的経済成長 ● 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。 【年度計画】 （ロ）持続的経済成長 インフラ整備、投資環境整備（法・制度整備を含む。）等持続的経済成長の後押しとなる優良案件の形成及び実施を行う。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して案件を形成及び実施を行う。

要旨

2-1 運輸交通

- **ASEAN 連結性向上に資する事業展開：**ASEAN 統合実現への支援として、日本政府が策定・発表したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想の 33 案件の内、25 案件を機構は実施している。24 年度は、優先案件の一つである「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」に対する調査を実施し、25 年 6 月に開催予定の ASEAN 交通大臣会合等への発表に向け、調査結果をまとめた。メコン地域の東西・南部経済回廊では、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、カンボジアのネアックルン橋、国道 1 号線、5 号線の整備を継続して実施した。
- **日本の技術を活用した海外展開促進：**開発途上国の道路インフラ運営管理や混雑緩和等に貢献するため、日本が技術を有する高度道路交通システム（ITS）の海外展開を図るべく、産官学による研究会を立ち上げ、東南アジアを中心とした 7 カ国への展開戦略を検討した。
- **本邦事業者と開発途上国関係者の関係構築：**本邦運輸交通インフラ事業者と開発途上国関係者の関係構築や情報共有を促し、高速道路や鉄道事業において開発途上国政府による質の高い運営管理の実現と PPP 事業への参画を目指す本邦事業者の参入を支援した。

2-2 都市開発

- **都市開発計画の積極的展開：**過去に 100 件以上の都市開発計画（マスタープランは 38 件）を策定してきた経験をいかし、24 年度は、ミャンマー・ヤンゴンの都市計画と都市交通計画を含め、7 件の都市開発計画を新規に策定している。また、ヤンゴン市の都市開発の現状や課題を日本国内の関係者に共有するとともに、同国に対する日本企業の進出を促進すべく、ヤンゴン市長、関係省官僚を東京へ招聘し、民間の知見をいかした都市開発セミナーを実施した。都市開発案件実施対象都市（圏）の裨益人口は合計 4,360 万人に達する。
- **最上流からの計画策定への参画：**インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査を実施し、今後の成長の足枷となる交通渋滞の深刻化、電力需給のひっ迫、廃棄物処理施設の不足などの諸問題に対応した。MPA マスタープランでは、ジャカルタ首都圏の長期ビジョンを作る「最上流からのアプローチ」を行い、本邦民間開発会社の参加を得て、日本の技術、インフラ投資・運営の知見をマスタープランに反映し、インドネシアの開発への貢献だけではなく、日本の技術・システムの海外展開支援につなげた。

2-3 エネルギー

- **開発途上国ニーズに対応する本邦技術の戦略的活用：**日本の優れた技術と豊富な経験を活用し、開発途上国の持続的成長が可能な低炭素社会の実現やエネルギー・アクセスの改善による包摂的な成長や貧困削減への貢献を行うため、Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk を基本方針とした支援戦略を策定した。また、体制強化のために経団連、商社、重電メーカー等との連携体制を構築するための各種勉強会を実施した。
- **各国の実情に合わせた事業展開：**インドネシアでは、日本の技術を活用した超々臨界圧石炭火力、石炭ガス化複合発電導入にむけたロードマップを策定し、国家レベルの政策に貢献した。アフリカ地域では、送電線の延伸やアジア地域の地方部における中小水力発電の開発による電力アクセスの向上に貢献した。

2-4 民間セクター開発

- **投資環境整備と情報発信：**開発途上国の投資促進の能力向上のためのアドバイザー派遣（15 カ国）

や投資促進プロジェクト（3 カ国）による投資環境の整備を支援した。本邦企業向け投資セミナーや相談会等を開催するなど情報発信能力の強化に取り組んだ。

- **海外投融資における海外展開基盤整備：**日本企業と現地企業が工業団地向けの排水処理・浄水等のサービスを提供するベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」を海外投融資事業として承諾した。本事業を通じて、日本企業が有する環境技術の導入と日本企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献した。
- **アフリカ産業人材育成：**TICAD IV の達成と TICAD V への布石として、アフリカの産業振興分野の協力を推進した（中小企業支援として日本の品質・生産性向上に係る産業人材育成や地場零細企業支援、観光振興）。

2-5 その他

＜法整備分野＞

- **法整備分野の国内ネットワーク強化：**日弁連等、法曹関係者とのネットワーク拡充と人材確保に取り組んだ。
- **ミャンマー経済関連法整備：**ミャンマーの対外投資受入れに向けた経済関連法制度整備を支援した。

＜高等教育分野＞

- **大学間ネットワークを活用した事業展開：**ASEAN、アフリカ地域の高等教育技術協力プロジェクト推進による地域レベルの大学間のネットワーク強化をした。
- **アフガニスタン中央省庁等中核人材の育成：**アフガニスタン中央省庁等中核人材の本邦大学への受け入れを支援し、24 年度末時点で 100 名が勉学している。

＜農業農村開発分野＞

- **流通分野、民間分野等へ広がりのある事業展開：**中進国に対する高付加価値型農業生産、農産物の品質や安全性の確保、灌漑用水の高度利用の支援を実施した。モザンビークのナカラ回廊地域において、民間セクター参入支援を通じた食料の安全保障と経済成長への貢献を行う日本・ブラジル・モザンビークの連携協力を実施した。

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

当該分野の概要

- 日本政府は、ODA により民間企業の開発途上国への進出を後押しするとともに、開発途上国の持続的な経済成長を支援することを推進している。機構は開発途上国における開発効果を増大させ、成長の加速化を目指すことが、開発途上国にとっても日本にとっても望ましいとの考えから、事業を通じて同戦略に貢献する。実施にあたっては、ハードとソフトをバランス良く組み合わせたインフラ・システム輸出協力、開発途上国と民間セクターが「Win-Win」となる官民パートナーシップ、成長を実現する上で不可欠な高等人材育成を促進していく。

1．運輸交通

（1）当該課題に対する機構の協力方針

- 世界的な経済成長に伴い運輸インフラの需要は急激に高まり、特に需給ギャップの大きなアジア地域での運輸交通セクターにおけるインフラ投資額は、2010から2020年の11年間で2.5兆ドルと見込まれている。限られた公的資金でこうした膨大なインフラ需要を満たすことは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源を確保し、持続的な経済インフラ整備を進めることが求められている。

- 機構では、開発途上国における持続的な経済成長を支えるため、その大きな阻害要因となりうる大都市部の深刻な交通問題の解決に向けて、日本の優れた技術・システムを積極的に活用し、技術協力から円借款、海外投融資等、あらゆる支援スキームを用いて運輸交通インフラ整備への協力を行っていく。一方で、堅調な経済成長を続けている国であっても、地方部は道路整備が遅れている場合が多い。開発から取り残されてしまいがちな地方の生活水準向上のため、地方道路にも目を向けて「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を目指した協力を進めている。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）ASEAN 連結性向上への取組

- ASEAN は 2015 年（平成 27 年）の ASEAN 統合に向けて準備中であり、日本政府はこの取組を支援すべく、メコン地域における「東西・南部経済大動脈」構想と、島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想を策定し、23 年の「日・ASEAN サミット」にて連結性支援のための 33 案件を発表した。機構はこれら 33 案件のうち 25 案件を実施し、ASEAN の連結性向上に貢献している。
- 島嶼部においては「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」に対する調査を 24 年度に実施した。RoRo（Roll-on Roll-off）船とは、船内にトラックやトレーラー等が乗り込む輸送船のことであり、貨物の積み下ろしのためのクレーン等の使用が不要であるため、荷役作業に伴う時間の短縮化、クレーン等の荷役機材のない港湾での貨物輸送が可能であり、ASEAN が高い期待を寄せている事業である。24 年度は、対象航路の絞り込みを行い、RoRo 船のサイズ、荷役量、運航プラン等を検討し、ASEAN 海運ワーキンググループで発表し、ASEAN 側から高い評価を得た。本件調査結果については 25 年の ASEAN 交通次官級会合や交通大臣会合で報告予定である。
- また、メコン地域において、東西回廊では、ベトナムのダナン港やハイヴァントンネルの整備、ラオスの国道 9 号線、ラオス - タイ国境の第二メコン架橋などの回廊整備をこれまで実施してきた。南部経済回廊については、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、カンボジアのネアックルン橋、国道 1 号線、5 号線の整備を実施している。
- さらに機構は、日本の財務省、アジア開発銀行（ADB）、世界税関機構（WCO）とともに ASEAN の税関行政の能力強化を図るべく、Asia Cargo Highway 構想を実施中である。具体的には、日本で実施している輸出入・港湾情報処理システム（NACCS）をベトナムで導入する他、ASEAN 各国に税関行政の能力向上のための技術協力や専門家派遣を実施しており、ASEAN 全体の税関行政の質の向上を図っている。

2）ODA を活用した官民連携案件の推進

① 運輸交通分野インフラ・システム輸出等の海外展開戦略の検討

- ITS（高度道路交通システム）は日本が高い技術を有し、開発途上国における道路インフラの運営管理や混雑緩和等の交通管理に効果的なシステムである。24 年度においては開発途上国の実情にあった導入形態・戦略を検討するため、東洋大学、東京大学、国交省他関係省庁、ITS Japan の参加を得て研究会を立ち上げ、民間企業を招いて具体的事例を検証するとともに、東南アジアを中心とした 7 カ国における協力の戦略の検討を行った。

② 総合的な管理ノウハウを有する鉄道・空港・道路インフラ事業者との連携

- 日本の運輸交通事業者には専門家や研修事業で積極的な支援を頂いているが、運輸プロジェクトへ

の運営主体としての参画は非常に限定的であった。高速道路及び鉄道に関する運輸交通事業者については、24 年に各社共同出資によるコンサルタント会社の設立がなされたことを受け、機構が実施する調査やプロジェクトへの参画等海外業務の活動を徐々に広げている。機構は日本のインフラ事業者が運営主体となるショーケースプロジェクトの実現を目指し、こうした企業の動きを開発途上国関係者との関係づくりの場やプロジェクト情報の提供や調査の委託等を通じて支援している。

③ 道路維持管理プロジェクトの標準化に向けた検討

- 近年経済の好調により、開発途上国でも新規道路建設あるいは高規格道路への改良等が進み、それに伴い道路維持管理の重要性がますます高くなってきている。そこで 24 年度は全世界を対象に道路管理状況についての基礎情報調査を実施し、過去の協力内容を振り返り、より効率的・効果的な協力方法、協力内容の標準化の検討を行った。また、世界銀行が全世界的に普及している道路開発・管理システム（HDM4）[1]の運用において開発途上国で実務的に課題となる路面データの収集方法を簡素化するため、ベトナム、キルギスでは走行しながら道路の平坦性等のデータ収集が可能な路面性状調査車を導入し、実証的にデータ収集を行い、開発途上国における適用可能性の検討も実施した。

3）太平洋地域における静脈物流ネットワーク構築の検討

- 大洋州地域においては太平洋環境計画（SPREP）と機構が共同して廃棄物の適正管理のための協力を行っている。次期廃棄物戦略（2015～2020）への反映を目的に、基礎情報収集確認調査を実施し、日本の知見をいかした静脈物流ネットワーク導入の可能性を太平洋環境計画（SPREP） に提案した。静脈物流とは、物品の再利用・リサイクルを目的とする物流を意味し、日本では低廉で大量輸送が可能な海上輸送の拠点である港湾をリサイクルポートとして国が指定し、静脈物流ネットワークの構築を行っている。

4）地方道路開発への支援

- 国際・国内の幹線や都市に運輸インフラ投資が集中する一方で、地方では人口が希薄で道路整備が遅れ、活動の機会が損なわれている場合が多い。機構は地方におけるニーズ・予算的な制約を踏まえ、Labor-Based Technology（LBT：人力を多用した道路工事手法）や簡易アスファルト舗装等低コストで持続可能な適正技術の開発や地元建設業者の能力強化等にも重点を置いて技術協力を行ってきている。
- 例えばタンザニアにおいては 23 年度まで行ってきたインフラ開発省適正技術開発研究所に対する LBT 技術・研修能力強化プロジェクトの後継案件として、同技術の全国地方展開等を図るべく、24 年度から地方道路開発技術向上プロジェクトを開始した。また、ミャンマーでは災害が多発するエーヤーワディ・デルタ地域において、持続的に適用可能な軟弱地盤対策技術の開発のため、道路技術改善プロジェクトを開始する等により、地方の生活水準と経済振興を図っている。

[1]路面状況から、必要な補修予算額を計算するアセットマネージメントシステム

(3) 主要な投入（インプット）の実績

運輸交通分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	111.75 億円
無償資金協力（支出実績）	481.18 億円
有償資金協力（承諾実績）	5,114.77 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績[2]

（①～③については24年度借款契約（L/A）、贈与契約（G/A）が締結されたプロジェクトの計画数）

① 道路・橋梁総延長　429km

② 鉄道総延長　630km

③ 空港・港湾の数　14 空港、7 港

④ 直接・間接的に能力向上の対象となった人数　4,799 名（本邦研修参加者数を含む）

2. 都市開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 経済成長とともに都市化が進む中、世界の人口の約半分の約 35 億人が現在都市に集中しており、その数は 2050 年には約 63 億人に達すると言われている。アジアにおいては、2010 年時点で総人口の 42%が都市部に居住し、地域全体の 80%を超える商品やサービスが都市部で生み出されていることからも、都市は経済成長のエンジンである。
- 一方で、急激な都市化はインフラ整備が追い付かず、都市活動の停滞や都市環境の悪化を引き起こしている。さらに、大都市は低地や沿岸部に位置することが多く、豪雨や海面上昇等、気候変動の影響を受け易いが、特に自然災害で被害が大きいのは、脆弱な居住環境に住む低所得者である。
- 機構では、開発における都市の重要性を認識し、科学的な分析に基づく調査・計画策定や人材育成、公共交通の整備による環境負荷の低減など、日本が強みを有する分野を踏まえつつ、経済成長と貧困削減の好循環を生み出す持続的かつ中長期的な開発を支援している。都市をエンジンとして、環境、高齢化対応、経済・社会の活性化という人類共通の普遍的課題について解決の枠組みを考えることは24年6月にブラジルにて開催された「国連持続可能な開発会議（Rio+20）」で政府が発表した「環境未来都市」構想にも沿ったものである。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 日本の知見をいかした都市開発の実現への取組

- 日本は伝統的に、地理的な条件、人の流れ、インフラの需要などを考慮し、諸課題に計画的に対処しながら理想的な都市をつくるべく努力を続けてきたが、鉄道建設をベースにした都市開発を行うことで、狭い国土の限られた空間に分散して多数が居住することを可能としてきた。このような日本の都市の生活スタイルは温室効果ガスの排出量も少なく、環境に優しいスマートシティをはじめとする現代の都市開発に大きく貢献できるなど、そのユニークさが、まさに日本の強みとなっている。機構では、この日本の知見を可視化し、都市開発分野の事業構想力を強化するため、24 年度

[2] ①～③については 24 年度借款契約（L/A）、贈与契約（G/A）が締結されたプロジェクトの計画値

に都市開発案件につき知見や経験を有するメンバーを募り、課題タスクフォースを結成し、内外のネットワーク強化に着手した。

2)「将来あるべき姿」に向けた都市開発の取組

さらに、現時点での協力方針に留まらず、少し遠い未来を見据え、2050 年にむけての開発途上国の都市のあるべき姿を描き、そこに向かって機構が行うべき具体的取組方法の検討を行うためのプロジェクト研究「持続可能な都市・社会」を平成 24 年度から 25 年度までの予定で開始した。複数の学識経験者、経団連、北九州市、日本政策投資銀行、マスコミといった産官学の有識者と、長年にわたる開発援助の経験を有する開発コンサルタントからの参画を得て、都市のあるべき姿について検討している。25 年度には報告書を完成、国内外へ発信予定で、機構の都市開発案件ならではの援助手法についても提案を行うこととしている。

3) 日本の政策への貢献

- 機構では、日本の知見をいかした都市開発を実現に移すため、100 件以上の案件を実施してきたが、特にマスタープランの策定支援や協力プログラム策定段階といった上流から関与した支援は過去に 38 件、24 年度には新たに 7 案件を実施した。このように開発途上国の適切な都市開発を促進すると共に、日本が早い段階から関与することで、都市開発の方向性と整合の取れた本邦民間企業からの投資の実現を可能としている。

➢ **ヤンゴン都市開発マスタープランの策定**

・ ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市計画）」、「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市交通）」により都市計画と都市交通に係る計画を策定している。調査の結果、優先的事業と選定された橋梁等事業の一部は事業化に向け案件形成を進めた。

・ また、本調査の内容について、ミャンマーからヤンゴン市長をはじめ、都市開発関係省庁の高官や担当者を東京に招へいして 25 年 3 月に公開セミナーを開催した。本邦民間企業 92 社をはじめとし、その他大学や関係省庁からの参加を得て、ヤンゴン都市圏の都市開発について、現状や課題の把握を促すとともに、将来の都市開発の構想を紹介、日本企業とミャンマー企業で活発な交流が行われた。

➢ **インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査の取組**

・ インドネシアのジャカルタ首都圏では、交通渋滞の深刻化、電力需給のひっ迫等様々な課題を抱えており、これらが今後の成長の足枷となることが懸念されている。機構はかかる課題の解決のため「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査」を実施した。本調査は、2030 年時点のジャカルタの都市ビジョンを策定し、2020 年までに達成すべきインフラの整備計画と具体的な 45 件の優先事業、そのうち 2013 年（平成 25 年）末までに着工すべき 18 件の早期実施事業を特定した総事業費約 3.4 兆円に上る大規模な総合開発計画である。

・ 24 年度に終了した本調査で作成された MPA マスタープランは、ジャカルタ首都圏の長期ビジョンを作成する「最上流からのアプローチ」を行い、プランの質を高めるため、東京地下鉄株式会社や首都高速道路株式会社等、民間事業会社を含めた本邦 11 社の共同企業体が調査チームとして参画した。また、民間事業会社を含めた調査により、日本の高い技術、インフラ投資・運営の

知見がマスタープランに反映され、日本の高い技術が活用できる事業が候補案件に盛り込まれたことから、インドネシアの開発に貢献するだけではなく、日本の技術・システムの海外展開支援にもつながるものである。

➢ アフガニスタンの「カブール首都圏開発」プログラム

・ 20 年から 21 年にかけて機構が策定したアフガニスタン「カブール首都圏開発計画（基本計画）」に基づき、アフガニスタン「カブール首都圏開発プログラム」を実施し、既存カブール市や新首都圏開発の都市環境や居住環境の改善・整備等を実施。24 年度には本プログラムの成果として、機構が支援している新首都圏開発計画の一部区域に関して、同国首都圏開発事務局と諸外国の民間ディベロッパーとの契約が実現した。本邦企業の進出ではないが、平和構築段階での都市機能整備事業として、機構の支援の成果の一環として、新都市開発着手の具体的段階への一歩が記されることとなった。

3） 日本国内外の人的ネットワークのノウハウを活用した案件形成・実施

- ベトナム等の東南アジアの経験をいかすため、アフリカで実施中の都市開発案件（ガーナのクマシ地域総合開発計画調査）の中で、先方政府職員のベトナムの都市開発案件の視察を組み入れる、また、ブルキナ・ファソで実施した地形図案件を核に、周辺アフリカ諸国の類似案件の経験を共有する域内セミナーを開催する、そして、モザンビーク首都の都市交通案件にブラジルのクリチバ市で導入したバス専用道路（BRT）の技術や知見を導入するため同市からのアドバイザーを招聘するなど、日本にとどまらず、世界中の知見を持つアクターを動員した。
- 都市・地域開発案件に関しても、アフガニスタンのみならず、南スーダン、コートジボワールなど紛争影響国・地域を対象とした復興支援の観点が含まれる段階のものが多くなっており、その際には都市・地域開発の視点に平和構築の視点も加味した上で、案件形成を行った。

4）イノベーティブな技術を取り入れた事業展開への布石

- 開発初期段階においてインフラ整備を行う場合、地理情報の整備が大前提となる。紛争が続いていたフィリピンのミンダナオ地域やコソボ、そしてアフリカのブルキナ・ファソ、ギニア、セネガル等、地理情報のニーズの高い国々に対して 24 年度中に 10 件以上の案件を開始、あるいは実施した。
- また、これまでの協力の中心であった地形図作成に留まらない、衛星技術やビッグデータの活用等も入れたイノベーティブな機構の事業のあり方について検討するため、大学関係者や宇宙航空研究開発機構（JAXA）、そして地方自治体も含む産官学の参画を得て、プロジェクト研究「付加価値のある地理空間情報」を開始した。地形図や GIS などを含む地理空間情報は、それだけではツールであり、事業にどのように活用していくかにつき、開発途上国における同情報の活用状況も調査しつつ、25 年度にかけて検討を進める。

（3）主要な投入（インプット）の実績

都市開発分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	45.48 億円
無償資金協力（承諾実績）	30.57 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,007.48 億円

（4）主要な成果（アウトプット）の実績

① M/P策定数（策定中も含む）： 7件（7都市）

② 都市開発案件実施対象都市（圏）の人口の合計： 4,360万人

3．エネルギー

（1）当該課題に対する機構の協力方針

1）エネルギー分野の現状と見通し

- 開発途上国の多くでは、電力という近代的エネルギーへのアクセスが不十分なところが多く、電化率で見れば、サブサハラアフリカで31%、南アジアでは68%と低く、世界全体でみると13億人以上の人々が電力の供給を受けていない。また、経済成長率とエネルギー消費量の伸び率は、長期的に高い相関関係にあり、持続的な成長の実現には、エネルギー分野への計画的な投資が必要である。現在、新興国を中心に旺盛な電力設備投資需要があり、2035年までの開発途上国における必要投資額は、10兆ドルを超えるといわれている。こうした電力需要を満たすための一次エネルギーについて見れば、CO2排出抑制の観点から多くの開発途上国で再生可能エネルギーの利用拡大が取組まれているが、投資額に比して発電量が少なく安定性にも欠けるため、現段階では、CO2削減効果は限定的かつ経済成長を支える基幹電源になるとは見込まれていない。その一方で、シェールガス等の非在来型化石燃料の開発・利用が進むことも背景に、安価で安定した一次エネルギーとして、石炭と天然ガスの利用がこの先大量に拡大することは避けられないものと見込まれており、今後は、これらの火力電源の高効率化と低炭素化が、開発途上国の持続的成長のみならず、地球環境保全の観点から重要な課題となっている。（数値等は、World Energy Outlook 2012による）

2）エネルギー分野の機構の取組の方向性

- 機構は、上記の認識に基づき、24年度より次のような協力方針で課題解決に取り組み始めた。
  - 基本的な事業の目的

    ①持続的に成長可能な低炭素社会の実現への貢献

    ②エネルギー・アクセスを改善し、包摂的な成長と貧困削減に貢献

    ③日本の優れた技術やノウハウを駆使して世界の活力の増大に貢献

  - 基本的な方針：“Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk”という3Lポリシーを掲げて取組む。
  - “Low-Cost”とは、環境性能に優れた低炭素・高効率・高信頼の技術の導入を図りつつ、ライフサイクル・コストや外部不経済を含めたトータル・コストの低減化に貢献すること。また、乱開発を回避すべく、適切な開発計画の下での民間投資の活用にも寄与することを意味する。
  - “Low-Carbon”とは、CO2の主要排出源となっている基幹電源システムを対象とし、高効率火力、

水力、地熱、その他の再生可能エネルギー等の低炭素電源の導入、送配電網の低損失化及び省エネ促進など、日本の優れた技術を活用し、より多くのCO_2削減に貢献すること。

・ “Low-Risk”とは、一次エネルギーの安定確保、エネルギー・ベストミックス、天候リスクの回避・軽減、系統安定化等の実現に寄与すること。

● 以上の方針の下、今後は、日本の優れた技術と豊富な経験を活用して大規模な開発やリスクの高い開発への支援が行えるという機構の特質をいかし、開発途上国のナショナル・グリッドを主要なターゲットとして定め、民間との連携を強化しつつ、その増強・拡張・安定化に貢献する分野への協力を重点的に推進していく。他方で、ナショナル・グリッドから分離された地方の独立型系統については、機構が、これまで蓄積した経験やノウハウを外部に提供しつつ、他ドナーや民間との連携強化や側面支援を主として展開していく。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

● 24 年度は、変わりゆく世界状況を分析した上で、新たな戦略策定を行った。今後はこの戦略に基づき、事業を展開していく。

1） 戦略性の向上に向けた取組

➢ **課題別指針およびポジション・ペーパーの策定**：

・ 事業の戦略性の向上のため、ナレッジ・マネジメントの一環として当該分野の課題別指針およびポジション・ペーパーの策定を行った。これにより、当該課題に対応する方針、目的、アプローチを明確にすることができた。具体的には、上述の 3L ポリシー、火力の効率化及び低炭素化の重視、ナショナル・グリッドへの傾注などを主要な方針と定めた。また、同時に、その策定過程では、情報の収集・分析および原稿執筆等、若手職員の能力向上に努めた。

➢ **本邦技術の優位性に関する分析**：

・ 日本の企業等が有する優れた技術について、開発途上国への適用という観点から最新情報の分析を行い、機構内に周知して具体的案件の形成・実施段階での参考とした。

➢ **資源・エネルギーグループの体制強化**：

・ 電力課、エネルギー・資源課の分野別二課体制を、資源・エネルギー第一課、同第二課の地域別二課体制に編制し直した。これにより、国別にエネルギー政策全体を包括的に捉えるように仕向け、国別の事業計画立案の戦略性向上を図った。

➢ **国内のネットワークの拡充**：

・ 官民連携を推進するために、大企業については、電力インフラ分野を中心して総合商社、重電メーカー等との日常的な情報交換を強化しつつ、協力準備調査（PPP インフラ事業）や協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）及び中小企業連携促進調査などの民間連携スキームを通じて連携を強化するとともに、経団連が設立した世界省エネルギー等ビジネス推進協議会にオブザーバーとして参加、各種会議に出席し、情報共有・発信、意見交換を定期的に実施した。

・ また、中小企業については、エネルギー分野での協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）、中小企業連携促進調査及び中小企業海外展開支援等を通じて、小型水力・小型風力・太陽光関連等に

おける中小企業との関係を構築。今後、再生可能エネルギーを用いた地方電化等において、中小企業などの技術や活力の有効活用に努めていくこととしている。大学とは、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を通じてエネルギー・環境分野での大学・研究機関との新しいネットワークを構築している。また、秋田大学、東北大学、九州大学とは、研究協力及び人材育成について具体的な連携の検討を開始した。

➢ 対外発信の強化

・ 5 月に開催された第 6 回太平洋･島サミットにて、日本政府及び国際再生エネルギー機関（IRENA）が共催したワークショップ「太平洋島嶼国における再生可能エネルギーの促進 ～課題への挑戦～」において、当該地域におけるエネルギー分野の機構の取組について発表し、機構が蓄積している経験やノウハウの紹介を行った。

・ 9 月、科学技術振興機構（JST）、産業技術総合研究所（AIST）等と共催した国際シンポジウム「バイオマス燃料の事業化に向けた国際戦略」において科学技術協力事業の研究成果を発表、パネルディスカッションにパネラーとして参加し、開発途上国開発の視点からバイオマス燃料開発の留意点をインプットした。

・ 10 月の IMF・世界銀行総会サイドイベントにおいて、機構の協力方針として、“Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk”を打ち出し、TICAD V に向けたアフリカ・エネルギー分野のインフラ開発のコンポーネントとして、高効率火力、地熱、水力、その他再生可能エネルギー等への支援強化を表明し、再生可能エネルギー利用の地方電化に傾注しがちな国際世論に対し、開発途上国の持続的成長に不可欠であるところの火力の効率化、地熱開発、水力開発の重要性をインプットした。

・ 12 月、太陽光発電協会（JPEA）と、電子デバイス製造サプライヤの国際工業会 SEMI が主催する太陽光発電に関する総合イベントである「PV Japan 2012」のセミナーにて、機構による太陽光発電分野の支援状況について発表し、企業向けに開発途上国での活用可能性について紹介した。その他、土木業界の技術雑誌「土木技術」に電力分野の ODA 事業の現況に関して寄稿し、国内の土木技術者に対して開発途上国の電力開発の動向を紹介している。

2）国家レベルの政策への貢献：

● 持続的な成長の実現のためには的確なデータ、分析に基づく適切な　エネルギー分野の計画策定等政策レベルからのアプローチが不可欠である。

● 例えばインドネシアでは、クリーン・コール・テクノロジー導入促進に関する開発調査を実施し、超々臨界圧石炭火力（USC）や、石炭ガス化複合発電（IGCC）を導入するロードマップを策定。日本が世界トップクラスの技術を持つ設備と運転・メンテナンス技術を海外で活用し、同国の石炭火力発電の高効率化を進め、CO_2 排出量削減（Low-Carbon）を図ることに貢献した。また、スリランカでは、石炭火力発電の効率的運用や間欠性の再生可能エネルギーの導入を下支えするものとして、揚水発電を含むピーク対応電源に関する開発調査を着手し、同国の進める石油から石炭へのエネルギー転換への知的貢献を始めた。

3）Low-Cost, Low-Carbon, Low-Risk への取組：電源の効率化・低炭素化への支援

● ガス火力開発ではベトナム、イラク、ウズベキスタン、モザンビーク等で高効率ガス火力の導入を

支援、石炭火力開発ではインドネシア、バングラデシュ等で USC の導入を支援、地熱開発ではインドネシア、ボリビア、コスタリカ、グアテマラ、ケニア、エチオピア等で日本の地熱発電技術の活用を推進、水力開発ではネパール、ラオス、ウガンダ等で貴重な低炭素の国産エネルギーとして開発を推進、太陽光と風力の開発ではエジプトで試験的な導入に向けて取組んだ。また、インドネシア、PNG、カンボジア、スリランカで効率的な送配電網への支援に取り組んだ。これらの取組が功を奏し、24 年度プレッジ済み円借款（58 件）の内、エネルギー関連は 17 件（約 30%）となっている。

- また、省エネ分野では、ベトナム、イラン、セルビアで新しい技プロの立ち上げ準備を進めており、南アフリカ、オマーンでは開発調査を実施して政策面・制度面の支援を行った。

4） 地熱開発のボトルネック解消のための協力アプローチ

- 地熱開発においては、試掘のリスクが最大のボトルネックであり、このリスクを低減するアプローチとして資金面でのリスクヘッジと技術的な失敗リスクの低減に取り組むドナーが多い。機構もインドネシアにおいて前者及び後者の取組を以前より行っているが、24 年度は、新たにアフリカのリフトバレーにおいて、後者の取組を新たに形成、25 年度より本格実施する予算を確保した。具体的には、ケニアにおいて、地表地質調査から始めて、試掘、貯留層評価、プラントデザインに至る一連の技術協力を実施するための、案件形成を行った。このような取組アプローチは、他ドナーにはなく、ユニークなものとして関心を呼んでいる。

5）エネルギー・アクセスの改善への貢献

- 送配電網の延伸による電力アクセス向上の取組に関し、リベリア、ウガンダ、シエラレオネ、ガーナは、無償資金協力の閣議請議を終えた。また、地方部での電源として中小水力発電の開発にも取り組み、インドネシア、フィリピン、ラオス、カンボジア、ホンジュラスで総額 70 億円を超える無償資金協力の閣議了承を取り付けた。また、ガーナ、ケニア、バングラデシュでは無電化村における電力供給事業を提案する企業に委託し協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）を実施している。

6）日本の優れた技術やノウハウを駆使して世界の活力の増大に貢献

- ネパールにおいては貯水式水力発電マスタープランを開始し、恒常的な電力不足に悩まされる同国の純国産エネルギーの開発に向けて支援を開始した。そして、ミャンマーにおいては、同国が抱える最大の課題の一つである電力不足問題を解決するため、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）などの主要なドナーも必要としていた電力マスタープランの案件形成を年度当初から積極的に行い、機構は他ドナーに先んじてあとは署名を待つだけの最終段階に至り、ドナー・コミュニティの間で大きな注目を浴びている。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

エネルギー分野に対する 24 年度[3]の投入実績（暫定[4]）は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	47.10 億円
無償資金協力（承諾実績）	169.21 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,851.91 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

① 発電容量(MW)計画上の発電容量(L/A、G/A締結時):556 MW(うち有償531 MW、無償 25MW)
承諾額概算：2,472億円（内訳は上記のとおり）

② 直接的・間接的な裨益者
直接的な能力向上　本邦研修受入人数：478人
間接的な裨益者　電力供給増、電化等の対象者数（無償資金協力のみ）：約6.8百万人[5]

③ その他
将来的なCO_2削減量（計画段階の年間削減量　t/年）：約615,000t/年（うち有償資金協力：612,200t/年、無償資金協力：2,740t/年）[6]

4. 民間セクター開発

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 経済成長の源泉となる民間セクターの振興・活動促進は、ODAの重要事項の一つに掲げられている。また近年、民間セクターの活動は変化・進展するグローバル経済の中での対応が求められている。MDGでは目標8に「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」が掲げられており、貿易投資促進をはじめとして開発途上国が国際経済の中で経済成長を遂げていくための取組が求められている。
- このような状況下において、機構の民間セクター開発分野では、以下の方針の下、取組を推進する。
  ① 開発途上国が変動するグローバル経済から適切に恩恵を享受すること、かつ、経済のグローバル化に伴う格差拡大等のリスクを削減し、その恩恵がすべての人々に裨益すること。具体的には、（i）貿易投資促進、（ii）中小零細企業振興、（iii）産業人材育成を中心とする。
  ② 日本と開発途上国の民間セクターが相互に活動するにあたっての架け橋となる支援。具体的には、（i）開発途上国の投資環境の整備、（ii）日系企業と地場産業とのリンケージ強化、（iii）日本的経営・技術ノウハウを有する人材育成を中心とする。
- 24年度は、特に以下の取組に重点を置いた。
  ① 日系企業の海外展開支援：日系企業の事業展開と現地の産業振興の双方に資するため、アジア等での投資環境や現地情報の整備、産業人材の育成を実施。
  ② 産業振興を志向する国への知的貢献・支援：産業振興を志向する国に対して、知的貢献・支援を通じた、国家政策等へのインプット。
  ③ 国内外ネットワーク・リソースの拡充：事業効果の向上のため、国内外のネットワーク・リソースの拡充を行い、国内企業の海外展開支援、東アジアの産業振興経験を求めるアフリカや中

[3] 有償資金協力・無償資金協力については、24 年度中に L/A、G/A を締結した案件を対象とする。
[4] 専門家派遣並びに研修員受入に係る実績は 25 年 4 月 15 日時点の暫定数値を含む。研修員は本邦受入分のみ。
[5] 協力準備調査報告書に記載があるもののみカウント。
[6] 実施機関との間で非公表とすることで合意した数字を含む。

東地域等への知見提供。

④ 政策的重要地域の産業振興分野の支援（ミャンマー及びアフリカ）：政策的に重視されているTICAD IV（最終年）、経済改革が進むミャンマーへの貢献を重視し、アフリカ、ミャンマーにおける貿易投資促進への支援、品質生産管理を中心とした産業人材の育成支援。

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）日系企業の事業展開と現地の産業振興の双方への貢献

➢ **開発途上国の投資環境の整備と情報発信力強化**

・ 24年度は、ASEANを中心とした各国への投資促進アドバイザーの派遣[7]、投資促進プロジェクト[8]を引き続き実施し、各国の投資促進能力の向上を図るとともに、当該国で事業を計画中または実施中の日系企業への投資環境情報の提供、各種照会・相談対応を行い、企業の開発途上国への事業展開の後押し・拡大に貢献した。これら協力においては開発途上国の政府投資促進機関の制度・手続・情報発信力を改善するための各種活動を行い、当該国の投資関連情報の蓄積を行うため、有益な情報を日系企業へ発信できるとともに、日系企業から得られる意見・要望等をフィードバックし、開発途上国政府機関の投資制度・手続・情報発信の改善にいかすことが可能である。このため、当年度事業を行うに当たって、開発途上国と日本の互恵的関係に資するべく、日系企業への情報発信・開発途上国政府へのフィードバックに意識的に取り組んだ。

・ また、日系企業の海外展開が活発なインドネシア、ベトナムにおいて、知的財産権の保護、基準認証の運用能力の向上に関するプロジェクトを実施し、現地進出企業の事業環境の整備に貢献した。知的財産権の保護においては、既存のインドネシアでの協力に加え、ベトナムで新たな協力を開始し、模倣品等の流通により企業の利益が損なわれる状況を改善するべく、知的財産（特許、商標、意匠等）の登録審査及び取締の強化に取り組んだ。特にこれまで両国で十分に機能していない模倣品の取締制度の課題抽出・仕組みの構築に着手した。

・ 基準認証の運用では、ベトナムにおいて電気機器分野の安全基準の認証試験能力の向上を図った。結果、ベトナム国内での認証が国際的なスキームで相互認証されるレベルの能力を獲得しつつある。これにより、現地企業が諸外国で認定手続を行う必要がなくなり、企業の円滑な事業活動が整備されることを目指している。今後、ベトナムにおいては家電製品の省エネラベル制度が導入されるため、省エネ試験・認定の運用能力に協力し、その際、現地日系家電企業のニーズも反映するよう取り組むこととしている。

・ 日系企業海外展開支援にあたり、日本国内の関係機関とのネットワークをいかし、効果的・効率的に国内企業の関心の高い国に関する情報発信を行った。具体的には国内中小企業支援機関と連携し、中小企業向けの展示会において、ASEAN各国に派遣した投資アドバイザー、日本センター専門家が国内中小企業向けに各国でのODA事業の紹介を行うとともに、各国情報の提供、相談会を開催した。また、国内日系企業へ投資情報を提供するにあたり、日本国内の国際機関との関係強化に努め、機構の投資関連プロジェクトで整備した投資情報をいかし、カンボジア、ザンビア投資セミナーをこれら機関と共催した。

・ また、25年1月には、海外投融資による、ベトナム向け「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事

[7] カンボジア、インドネシア、タイ、ラオス、ベトナム、フィリピン、インド、パキスタン、バングラデシュ、PNG、モザンビーク、タンザニア、セネガル、ナミビア、ボツワナ

[8] カンボジア、ザンビア、モンゴル

業」の支援を承諾した。本事業は、日本企業が現地の工業企業とともに工業団地向けの排水処理・浄水等のサービスを提供するものであり、日本企業の信頼性の高い環境技術が導入されるとともに、日本の中小企業誘致も図る右工業団地は、本邦企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献するものである。神戸市も本事業への協力を表明しており、上水の運営管理に係る地方自治体の知見・ノウハウの活用も検討されている。

➢ 日系企業と地場産業とのリンケージ強化

・ 海外展開を進める日系企業と海外企業の投資誘致によって地場企業強化を目指す開発途上国との互恵的な協力を推進している。24年度は、具体的な例としてメキシコに生産拠点を展開する日系自動車メーカーと現地企業とのサプライチェーン、取引関係の強化を主たる目的とした「自動車産業基盤強化プロジェクト」を開始した。本プロジェクトは日墨双方の企業の具体的なリンケージ構築に資するべく、メキシコの現地企業が外国企業（日系企業）の技術要求を満たせるよう、現地企業への技術指導を行い、かつ外国企業へ取引先候補として現地企業の情報を提供する体制・仕組みをメキシコ政府と構築するもので、プロジェクトの準備段階から現地日系企業のニーズを聴取し、地場企業が改善するべき製造技術、管理技術の内容を検討し、技術指導を行っている。またインドネシアでは二国間経済連携協定（EPA）の実施促進に資する協力も行っている。

・ また、協力準備調査（PPPインフラ事業）、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）及び中小企業連携促進調査などの提案公募型調査により、日系企業の海外展開を支援するとともに、これを通じた現地地場産業の育成に貢献している。

➢ 日本的経営・技術ノウハウを有する人材育成

・ 24年度、新規にまたは前年度から引き続きアジアやアフリカ等の日系企業の海外展開が期待される地域において、日本的な経営・技術ノウハウを有する人材育成、技術移転を実施した。これらの協力は現地企業の競争力強化に資することに加え、現地人材の日本的なビジネスの考え方、労働規範の理解促進にも繋がり、日本と現地のビジネスの交流促進・円滑化にも資するものとしても期待される。インドにおいては、現地製造業向けの協力事業を24年度完了し、日本的経営哲学、トヨタ生産方式を製造業経営幹部へ伝授し、同国が重視する製造業の競争力強化を支援すると共に、今後の一層の日印の製造業・経済交流に資する経営人材の育成に貢献した。また、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル等では、日本センタープロジェクトにより、前年度から引き続き日系企業と親和性の高い現地人材を育成すると共に、新たにミャンマー政府と日本センター設立を合意した。またインドネシアでは日本の溶接管理者認定制度をベースとした溶接技術者の育成、メキシコでは現地産業界の意見を踏まえながらプラスチック成形技術技能者の育成を行い、日系企業が各国で事業展開を行う上で必要な現地人材の育成を推進した。さらに海外投融資により、ベトナムにおいて日系企業向けに産業人材を育成する民間学校に事業拡大に必要な資金支援を行っている。

・ アフリカは、今後の日系企業の進出フロンティアとなることが予想されるが、現地からの強いニーズもあり、日本の得意とする品質・生産性向上（KAIZEN）の知識を導入普及するための公機関等への支援を各国[9]で積極展開した。今後日系企業が当地域で事業を行うにあたっての基礎作りとして、現地人材と日本企業との親和性向上に繋がる取組として期待される。

9 エチオピア、ケニア、チュニジア、ガーナ、カメルーン

➢ 産業振興を志向する国に対する知的貢献・支援

・ 24年度においても、前年度から引き続き産業振興アドバイザー等の派遣を通じて、産業振興を志向する各国に対して助言、政策提言を行っている。例えばエチオピアでは、首相、関係閣僚との政策対話を通じて、東アジアの開発経験を参照した産業振興政策を首相、関係閣僚から担当官庁まで幅広くインプットし、同国の政策の検討・実施への知的支援を行っている。24年度は貿易振興、投資促進に関する政策提言を行った。カンボジアにおいても、同国が産業政策を策定する機会を捉え、24年度に政策官庁トップへ産業政策の提言を行い、今後の経済開発の方針策定に協力した。

3）政策的重要地域の産業振興分野の協力

➢ ミャンマーへの支援

・ ミャンマーの経済改革と日本との経済連携強化も念頭に、必要となる産業人材育成に向けた協力準備を実施、貿易研修センターへの協力に着手すると共に、日本センター設立に関する合意を形成した。今後ミャンマー支援の本格化に伴い、過去機構が支援したアジア諸国のリソースとの連携を図りつつ、産業振興の各種協力を形成していくこととしている。

➢ アフリカへの支援

・ TICAD IVの遂行及びTICAD Vへの布石として、アフリカの産業振興分野の協力を積極的に実施した。TICAD IVの遂行として、横浜行動計画で示された貿易・投資・観光分野の協力を実施した。具体的には開発途上国の中小企業支援としてチュニジア、エチオピア、ガーナ、ケニア、カメルーンで日本の品質・生産性向上（カイゼン）等日本的経営を通じた産業人材育成を支援した。また、一村一品を含む地場零細企業支援、観光振興に関しては、チュニジア、エチオピア、マラウイ、ルワンダ、モザンビーク、ケニア、セネガルにおいて協力を推進した。

・ さらに、産業人材育成が民間セクター開発分野の一つの柱として検討されているTICAD Vへの布石として、エチオピアのTICAD V閣僚級準備会合にて機構が実施中のカイゼン協力を各国に紹介するセミナーを開催、今後アフリカ域内で産業人材育成協力を展開するにあたってのネットワークの構築に着手した。また、日本の民間企業との連携による支援として、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）では2件の案件を採択している。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

民間セクター開発分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	81.41 億円
無償資金協力（承諾実績）	実績なし
有償資金協力（承諾実績）	411.70 億円

5. その他の取組

（1）法整備

1）　戦略性向上への取組

➢ **国内ネットワーク拡充・協力人材の確保**

・ 高い専門性が求められる法整備支援においては、日本の法律実務家や研究者等と強い国内ネットワークを有することが欠かせない。ネットワークを拡充するため、24 年度は、前年度に引き続き法務省との共催により、法整備支援における連携と協調をテーマに法整備支援連絡会を開催し100 名以上の参加者を得た。同連絡会において、機構の報告者が法整備分野における民間団体・大学等の国内協力機関との連携に関する機構の取組事例を報告し、参加者との意見交換と法整備支援への理解促進を行った。

・ さらに、長期専門家として派遣される弁護士の確保を図るため、日本弁護士連合会（日弁連）との協力協定を締結し、法整備支援に携わることを希望する長期専門家（弁護士）の人選を日弁連と共同で実施した。これにより、国際協力に従事する志の高い専門家を安定的に確保することが可能となった。また、国際協力に携わりたいという志のある若手法律実務家を育成するため、司法研修所との合意に基づき、正規の実務修習の一部として、24 年度に 4 名の司法修習生を機構に受け入れ、法整備支援の本邦研修に同行するなどの実務修習を実施した。

➢ **ミャンマーにおける新たなニーズへの迅速な対応**

・ ミャンマー側の喫緊の必要に応えつつ、円滑な技術協力の開始につなげる観点から、基礎情報収集調査、詳細計画策定調査の一環として、「公開会社とコーポレート・ガバナンス」「国営企業民営化の法的側面」をテーマとした現地セミナーを実施し、法改正・政策検討に際して留意すべき点を明らかにした。また、官民連携強化への貢献として、セミナーの成果を日本のミャンマー進出を検討している企業等にいち早く提供するべく、セミナーは公開形式とし、現地商工会等を通じてセミナー開催情報を本邦企業等に提供した。企業、法律事務所等 10 数社からオブザーバー参加者を得た。

➢ **南南協力を通じた協力成果の拡大**

・ 24 年度には、法整備支援では初の三角協力となる第三国研修を実施した。25 年 1 月に、ラオス法律人材育成強化プロジェクトのカウンターパートをベトナムに派遣し、ベトナムの刑事司法の現状について視察を行うとともに、「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ II）」のカウンターパートと刑事司法改革について意見交換を行った。ベトナムの経験を学ぶことにより、ラオスにおける刑事司法改革がより促進されることが期待される。

➢ **ベトナム憲法改正の支援（インパクトを増大する取組）**

・ 日本の長年の協力を背景に、ベトナム司法大臣から、憲法改正の参考とするため日本の司法機関の視察と法学者との意見交換を行いたいとの要請を受け、24 年 7 月に、フック副首相を団長とするベトナム司法調査ミッションを本邦に受け入れ、国会、最高裁判所等の視察、日本の憲法学者による立憲主義等に関する講義、憲法上の主要論点に関する意見交換等を実施した。

・ 25 年 1 月に発表されたベトナム憲法改正草案では、人権規定が拡充され、行政命令による人権の制限ができなくなり、人権の保障が強化されると共に、司法府としての裁判所の地位を強化す

る規定、憲法の最高法規性を高める規定が見られるなど、「法の支配」を目指す方向性が明らかとなった。また、被疑者の弁護権の強化、公判の迅速化等、これまでの機構による法整備支援の中で取り組んできた点が憲法改正草案に含まれており、法整備支援の成果の発現と評価できる。

➢ **知見・経験・成果の共有**

・ 法整備支援の成果を相手国政府のみならす、法律を利用するステークホルダーに広く還元・普及する取組の一環として、ベトナムにおいて、これまでの法整備支援その他の活動において翻訳したベトナムの主要法令の日本語訳を編纂し、日本貿易振興機構（JETRO）の協力も得てウェブサイト上で、本邦の企業、個人に向けて提供した。

2）各国での実績

➢ **ベトナム**：1990年代半ばから、市場経済を支える基本的な枠組みづくりとしての民事分野の法令の起草支援及び法の運用や裁判実務の改善に対する支援を実施し、現在までに、改正民法、民事訴訟法、企業破産法、知的財産権法などが起草され、成立している。24年度は、ワークショップ等を通じて担保取引法、国家賠償法及び行政訴訟法の下位法令の制定、民法、民事判決執行法、民事訴訟法、刑事訴訟法、裁判所組織法、検察院組織法、弁護士法の改正作業を支援した。内、改正弁護士法は24年度中に成立した。

➢ **カンボジア**：長年の紛争により法・司法制度が崩壊し、法曹人材が壊滅的に減少したカンボジアに対し、1990年代末から、民法・民事訴訟法を中心とする基本法の整備に対する支援を開始し、その後、法曹人材育成への支援を併せて実施している。24年度は、民法関連の登記手続を規定した不動産登記省令の制定を支援し、成立させたほか、民法の担保物権分野に関する現地セミナーを実施した。また、裁判官、弁護士、司法省職員、大学教員等に対し、民法に関する研修を実施し、普及用資料・執務参考資料の作成を行った。

➢ **ウズベキスタン**：これまで、市場経済化に伴う企業の自由競争下での活動を担保するため、倒産法の運用改善、担保法の起草支援を実施しており、24年度は、「企業活動の自由の保障法」に関するマニュアルの普及活動を実施した。また、世界銀行が発行した「Doing Business 2013」の「Resolving Insolvency（倒産処理）」指標のランキングが前年比51ポイント上昇し、ウズベキスタンはビジネス環境を改善した国として世界の第4位にランクされるなど、ビジネス環境全体の改善に貢献した。

➢ **ミャンマー**：ミャンマーでは、27年のASEAN経済共同体の共同設立に向けた市場経済化促進・投資環境整備のための法・司法制度整備が喫緊の課題とされている。この中、24年度には、法整備分野における技術協力プロジェクトの立上げを目指して、各種調査を実施し、「公開会社とコーポレート・ガバナンス」、「国営企業民営化の法的側面」をテーマとした現地公開セミナーを実施した。

3）主要な投入（インプット）の実績

法整備分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	6.35 億円
無償資金協力（承諾実績）	実績なし
有償資金協力（承諾実績）	実績なし

（2） 高等教育

1）地域レベルの大学間ネットワーク強化を通じたインパクトの確保

➢ 国内ネットワークの拡充

・ 開発途上国における大学の教育･研究能力の向上を進めるには、本邦の大学の協力が欠かせない。多くの高等教育技術協力プロジェクトでプロジェクトごとに本邦側の支援大学による協力体制を構築し、プロジェクト活動を推進している。例えばAUN/SEED-Net（アセアン工学系高等教育ネットワーク）では、本邦14の大学が、支援大学としてプロジェクトに参画している。このほか、MJIIT（マレーシア日本国国際工科院）、IITH（インド工科大学ハイデラバード校）、E-JUST（エジプト日本科学技術大学）始め、多くの高等教育案件においてこうした本邦大学の協働協力体制を持って運営している。24年度は、ミャンマー等でも同様に、今後支援が見込まれる大学とともに現地調査に臨むなどの準備を進め、機構のプロジェクトには初めて参加する大学を含む新たな支援体制を組むことができた。

➢ **ASEAN**

・ ASEAN地域の社会・経済発展に必要な工学系人材を持続的に輩出する仕組みづくりのために、ASEAN各国拠点大学19校の教育・研究能力の強化と本邦大学11校も含む各国大学間のネットワーク強化を行う「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクト」のフェーズ2（20年3月-25年3月）を実施した。24年度には、メンバー大学教員の高位学位取得や産学間の共同研究などを支援し、「バンコク都市部の軟弱土壌構造の長期的モニタリングのための光ファイバーの役割」にかかるチュラロンコン大学・京都大学・地元企業との共同研究など12件の研究を実施するなどしている。また、タイとフィリピンにおいては、AUN/SEED-Netのホスト大学（＊域内の人材を受け入れて育成する役割を果たす大学）を中核とする国内留学事業が、各国政府の独自予算によりいわばAUN/SEED-Netの「国内版サブネットワーク」として設けられ、国内の地方大学の教員がホスト大学に「国内留学」し、高位学位を取得するなど、プロジェクト成果の国内展開も進んでいる。

・ 同案件は、日本政府のASEAN支援策の一つの柱である「人的連結性」の代表的な事業として日ASEAN双方から高く評価されている。25年3月からはフェーズ2で構築したネットワークを活用し、日系企業を含む域内企業との産学連携による高度産業人材の育成、防災等の地域共通課題への対応、日・ASEAN科学技術振興のプラットフォーム形成を目標とするフェーズ3（5年間）を開始した。フェーズ3では、本邦支援大学が14大学に、域内の各メンバー大学が26校となった。

➢ アフリカ

・ アフリカ連合（AU）の汎アフリカ大学構想（PAU）構想に関し、日本政府は、科学・技術・イ

ノベーションを担う東アフリカ拠点（PAUISTI）の主要支援ドナー（LTP）となるMOUをAUと締結し、PAU支援を表明。長年日本が支援を行ってきたジョモケニヤッタ農工大学（JKUAT）がPAUISTIの拠点大学となっており、57名の学生が第1期として入学した。同大学への支援を通じてPAUISTIの教育・研究機能を強化するため、24年度には、JKUATの現状調査を実施し、次年度からの支援開始を念頭に、日本の協力内容・体制検討の準備を行った。

➢ **プロジェクトのアカウンタビリティ強化：評価手法、成果の指標の検討・改善**

・ 高等教育分野の機構の支援は、拠点大学の教育・研究能力強化、大学間ネットワークの構築、留学生の受入等を中心に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を通じてこれまで多様な協力を実施しており、その成果を客観的に示す必要性が高まっていることから、「高等教育協力プロジェクトの評価指標の標準化検討プロジェクト」をプロジェクト研究で実施した。当該研究では、機構の過去の代表的な高等教育案件のほか、世銀等他ドナーの高等教育案件も含めレビューし、高等教育案件の協力アプローチを7つに類型化したうえで、高等教育協力の成果の示し方、また、その効果を説明するために必要なプロジェクト指標の設定方法等を検討・整理した。

3）中央省庁等の中核人材の育成、教員の能力向上への貢献

● アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」では、アフガニスタン国家開発戦略（ANDS）において農業・農村開発およびインフラ開発を担う中央省庁人材を中心とする中核人材を本邦留学により育成している。5カ年・5バッチに分け中核人材を本邦に受け入れる想定であるが、24年度には第2バッチ53名を受け入れ、現在、第1バッチ受入れ人材も併せ、全国25大学37学科にて、計100名が勉学中。修士号取得を目指す中核人材のうち15名が25年度に卒業する予定であり、修得した専門的知識や修士論文の研究内容が、政策の推進へ結びつけられる。また、ルワンダでは「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト・フェーズ2」を開始した。本プロジェクトはルワンダにおける職業訓練・教育機関のモデル構築を行い、政策への反映と全国規模でのモデル普及を目指すものである。

4）新しい援助手法・アプローチの開拓：高等教育機関の教育プログラムの評価認定システムに係る支援

● 現在まで高等教育機関の教育プログラムの評価認証システムに係る支援実績はなかったが、今般、インドネシアにおいて、認定機構（IABEE）が設置されることとなったことを受け、日本に対し、日本の経験・知見（JABEE：日本技術者教育認定機構）に基づき新制度の導入・整備等にかかる協力依頼が寄せられた。その要請を受け、24年度には、JABEE専務理事を個別派遣専門家として派遣し、技術者教育認定制度に関する協定、認定制度の基本思想、JABEEに関する説明等を行った。今後、世界の潮流を念頭に置きながらインドネシアの国情に合った基準、ルール作りを支援すべく準備中。これにより、インドネシアの工学系高等教育の改善を推進するとともに、教育プログラムの国際的な通用性を担保することが期待される。

5）政策インパクトを増強する取組

➢ **セクター調査（上流）と技プロ（下流）を組み合わせた包括的な取組**

・ ミャンマーにおいては、教育セクター及び高等教育セクターに係る基礎情報収集調査を実施し、同結果を、マルチドナーで実施中の「教育セクター包括レビュー調査（CESR）」にインプットした。

➢ **政策円借款と連携した技術支援の実施**

・ フィリピンの開発政策支援借款（DPSP）事業における附帯プロジェクトとして、産業人材育成のための高校支援を実施し、開発効果である雇用促進の増大に資することを目的とする案件を形成している。28年から施行予定の教育改革「K to 12プログラム」を試験的に導入している工業高校4校を対象に、日本企業との連携を中心とした技術支援を実施すべく、24年度においては、その準備調査を行った。

6）主要な投入（インプット）の実績

高等教育分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	42.36 億円
無償資金協力（承諾実績）	7.43 億円
有償資金協力（承諾実績）	122.34 億円

7）主要な成果（アウトプット）の実績

● 支援対象となっている開発途上国の大学数
  ➢ 技協：延べ58大学
  ➢ 有償：38大学（対象大学が特定されていない留学生借款を除く。なお、無償（JDS）も対象大学が特定されていないため、実績として記載せず）

● 開発途上国大学と本邦大学間のネットワーク構築/本邦大学の国際化推進
  ➢ 国内支援大学、留学生受入先となっている本邦大学の数：延べ153大学（技協、有償、無償含む）

● 本邦大学における学位取得支援数
  ➢ 585名（24年度暫定値）
  ➢ 内訳は長期研修員：94名、留学生借款：254名、JDS：237名。

（3） 農業・農村

1）戦略性向上に向けた取組

● 低所得国から中所得国にかけて商業的農業への移行段階にある諸国では、所得水準が高まるにつれ消費者のニーズも変化し続けるため、農家が経営知識を習得し、農産物を消費地に必要な時に必要な量をコンスタントに供給し、生産者と消費者の双方の生活を安定させることが課題となる。そのため、消費者まで繋がるバリューチェーン上にある各利害関係者のインセンティブ付与を含む体制の全体最適化を図っている。

● 中進国は、商業的農業を中心的に行い、国際市場に農産物を輸出する能力を有しているため、食料需給のグローバル化の中で産業としての当該国の農業の国際競争力を確保し、あわせて輸入国の食

料安全保障にも貢献することが課題である。これらの国においては高付加価値型農業生産、マーケティングの改善（新しい食料市場等）、農産物の品質や安全性の確保、灌漑用水の更なる高度利用などが一層重要になる。過去に築いてきた開発途上国側関係機関との信頼関係をベースに、協調して他の貧困国の農業開発を支援するパートナーと位置付けるなど、被援助国からの「卒業」を視野に入れた支援が重要になる。

- また、農産物市場化・流通分野では、海外ドナー・NGO を含めた優良事例の整理を通じ、同分野への協力の方向性を検討し、これら事業の教訓を今後の機構の事業にいかすことを目的とするプロジェクト研究を実施した。また、PPP による肥料工場の建設、BOP ビジネスを通じた農漁業産品の生産・販売・流通など、協力準備調査（PPP インフラ事業）、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）及び中小企業連携促進調査を通じ本邦民間企業と協力し開発途上国の農業分野の支援を行っている。

2）民間セクター参入支援を通じた食糧の安全保障へ貢献：日伯モザンビーク三角協力によるアフリカ熱帯サバンナ農業開発プログラム構想（ProSAVANA）

- モザンビーク北部に位置するナカラ回廊地域は、一定の雨量と農耕可能地に恵まれているものの、農業技術は伝統的なもので、自給作物・商業作物ともに低い生産性が問題となっている。特に、現地で広く行われている焼畑は、人口圧力が高まる中で、自然環境への負荷が大きくなっており、生産性向上はもとより持続的な農業開発が困難と考えられる。
- 本プログラムは、高い農業生産拡大のポテンシャルを持ちつつも、開発が進んでいなかったナカラ回廊地域において、自然環境と社会経済状況を勘案した新たな農業開発モデルの構築と、競争力ある市場志向型の地域・農業開発の実現を通じて地域住民の生計向上への貢献を目指す。ProSAVANA ではモザンビーク政府に加えて、近年援助国としても存在感を高めつつあるブラジルとの連携を取り、日本・ブラジル・モザンビークの 3 カ国協力として事業を展開している。ブラジルは過去約 30 年間に渡り、日本の支援を受けて同国中西部を中心に広がるセラード地域の農業開発に取り組み、現在は世界有数の食料生産国へと転換を遂げた。日本とブラジルはその過程で、熱帯地方に適した品種の選定や、環境に配慮した農業開発を進めた経験を有している。ナカラ回廊地域ではメイズやキャッサバ等の主食作物、近年国内外で需要が拡大中のダイズ等の市場向け作物についていずれも生産拡大が求められている。そのために地域の環境に適した農業技術の開発や農業普及能力向上、農民組織の強化などを通じた農産物の生産拡大に向けた支援を進めていく。24 年度においては、中小農企業と小規模農家との関係を強化することで、民間セクターの知見を活用して営農支援を受ける小規模農家の農業生産性向上に貢献している。今後も伸びが期待される農産物需要に対して、生産と流通のハードとソフト両面の整備を支援する。今後は、生産部門へのアプローチのみではなく、肥料や種子等の農業投入材の活用や生産物の流通活性化のため、道路や倉庫などの流通インフラ整備の推進、肥料や種子へのアクセス改善、生産物の流通販売、農産物加工を担う民間事業者の育成や、そのための制度整備といった行政関係者の能力強化にも取り組む予定である。
- このほか、24 年の米国 G8 サミットで立ち上げられた「食料安全保障と栄養のためニュー・アライアンス」のパイロット国の一つとなったモザンビークにおいて日本は米国とともに共同議長を務めており、ProSAVANA を含めた日本の対モザンビーク農業分野への支援が、多様な開発パートナーと共有され、より広範囲な連携が実現するよう取り組んでいる。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">・指標 2-1　持続的な経済成長の実現に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td>評価</td><td>評定
ロ</td><td>（評定の決定理由及び指摘事項等）

・本邦技術の戦略的活用と海外展開促進（多様な関係者との連携）
日本の優れた技術と豊富な経験を活用し、開発途上国の持続的成長の実現やインフラ・アクセスの改善による包摂的な成長や貧困削減への貢献を図るべく、運輸交通、都市開発、エネルギーの各分野において、産官学と連携した研究会等を通じて支援戦略を検討した。事業実施にあたっては、本邦民間企業に対して、開発途上国の現状や課題等の情報共有を行うとともに、開発途上国政府関係者と本邦民間企業との関係構築支援を行うなど、民間企業の海外展開支援にも取り組んだ。

・ASEAN 連結性向上に資する事業展開（持続的経済成長）
メコン地域の東西・南部経済回廊では、ベトナムのカイメップ・チーバイ港、サイゴン東西ハイウェイ、カンボジアのネアックルン橋、国道 1 号線、5 号線の整備を引き続き支援し、ASEAN 連結性の向上に貢献した。日本政府が策定したメコン地域「東西・南部経済大動脈」構想及び島嶼部における「海洋 ASEAN 経済回廊」構想の 33 案件のうち、25 案件を実施し、ASEAN 統合に向けた支援を行った。24 年度はさらに、域内の貿易・投資促進を担う案件「ASEAN RoRo 船ネットワーク構築事業」の調査を実施した。

・最上流からの計画策定への参画（インフラ海外展開支援）
インドネシアでは、今後の成長の足枷となる諸問題に対応すべく、インドネシア・ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）マスタープラン調査を実施した。MPA マスタープランは、ジャカルタ首都圏の長期ビジョンを作るべく、「最上流からのアプローチ」を行っており、本邦民間開発会社の参加を得て、日本の技術、知見をマスタープランに反映し、インドネシアの開発への貢献だけではなく、日本の技術・システムの海外展開支援につなげた。

・民間セクター開発による投資環境整備（インフラ海外展開支援）
民間セクター開発による投資環境整備（インフラ海外展開支援）については、海外投融資事業の本格再開後初の案件として、日本企業と現地企業が工業団地向けの排水処理・浄水等のサービスを提供するベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」を承諾した。本事業を通じて、日本企業が有する環境技術の導入と日本企業を含む外国企業の投資環境整備に貢献した。

以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。</td></tr>
</table>

		なお、引き続き、最上流の計画策定への参画を通じた支援を期待するとともに、都市部、成長部門への支援においては包摂的な成長につなげるための取組を期待する。

小項目 No.3　地球規模課題への対応

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	3.　地球規模課題への対応
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 （1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別、分野･課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国･地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム･アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、 （ハ）地球規模課題への対応 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。 【年度計画】 （ハ）地球規模課題への対応 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、優良案件の形成及び実施を行う。

要旨

3-1　防災

- **防災主流化の推進：**様々な国際的取組の場において、日本の知見や防災主流化の必要性の意見を反映させるべく発信した。また、プロジェクト研究「防災の主流化」を通じて防災投資の経済効果を示す経済モデルの提示を行い、防災主流化の概念、具体策を盛り込んだ「防災主流化ハンドブック」を作成した。
- **中央政府から現場レベルまで一貫した防災能力強化：**行政府の災害対応能力を強化するプロジェクトを実施し、中央の緊急対応体制から現場レベルまでの災害に強い社会を作り出すモデルを提示した。
- **災害援助から復旧・復興までの総合的な支援：**タイの洪水に対する包括的な支援を実施し、同国政策に反映した。現地の洪水や対策の状況について日系企業に対して積極的に情報提供した。

3-2　気候変動

- **国際的取組への貢献**
  ①　緑の気候基金（GCF）の立ち上げに際し、同基金との連携、開発途上国支援に関する情報収集、制度設計への政策的インプットを行うため、日本政府と共に同基金理事会等に参加。
  ②　「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」等への政策的なインプットの実施。
  ③　低炭素成長を推進する「開発途上国における適切な緩和行動（NAMA）パートナーシップ」の国際的普及。
  ④　第 1 回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話において立ち上げが決まった「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」を通じて国立環境研究所、地球環境戦略研究機関（IGES）とともに、東アジア地域における研究機関、政府機関とのネットワークを強化。
- **開発途上国の多様なニーズに応える包括的支援：**気候変動対策の取組を強化すべくプロジェクト成果が政策に反映される働きかけと仕組み作り、技術協力と資金協力を組み合わせたアプローチを展開した。インドネシアでは、過去の「気候変動プログラムローン（平成 20-22 年）」に基づき分野横断的な課題に関わる気候変動対策を推進するための政策制度の改善支援を有償資金協力で実施した。同政策制度の改善を継続させるための「気候変動対策能力強化プロジェクト」の実施、「州別緩和行動計画」策定等、様々なモダリティを活用し、包括的に支援を行った。
- **持続可能な開発と気候変動への対応とパートナーシップの推進：**開発途上国の低炭素成長を推進する「開発途上国における適切な緩和行動（NAMA）パートナーシップ」を国際的に普及すべく、「気候変動枠組条約締約国会議（COP18）」のサイドイベントで同パートナーシップを紹介した。「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」構想に関して関係機関と議論したほか、「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」において紹介した。

3-3　自然環境

- **国際機関との連携による戦略性の向上：**「国連持続可能な開発会議（Rio+20）」、「生物多様性条約締結国会議（COP11）」、「ラムサール条約締結国会議（COP11）」等、国際会議での機構の自然環境への貢献や日本の経験・技術の紹介をするとともに、ラムサール条約事務局との協力協定の締結、国際熱帯木材機関等との定期協議やセミナーを通じ相互補完関係の構築や専門知識の強化を図った。
- **温暖化対策を視野に入れた「持続的な森林経営」の普及：**森林減少・劣化の抑制による温室効果ガスの排出削減（REDD＋）への協力体制を強化するために、①効果的な森林モニタリング体制の構築、②二国間カーボン・クレジット制度（JCM）への貢献と本邦民間企業との連携、③衛星技術等

日本の優れた技術の活用に取り組んだ。

3-4　環境管理（都市環境保全）

- **日本の経験・知見をいかした協力の実施：**①タイにおいて日本の知見を活用した支援、②機構変動に脆弱な南部アフリカ地域において日本の先端的な気候モデルを活用し、現地の天気予報や農業に資する気象予測レベルの向上に取り組んだ。
- **本邦技術を活用したプロジェクト成果の最大化及び政策への反映：**下水道設備で日本の技術を活用し、計画策定・インフラ整備、維持管理等、上流から下流までの領域を一貫支援した（インドネシア、パレスチナ）。
- **戦略的な案件形成と実施及びそのためのネットワーク強化：**大洋州島嶼国 11 カ国を対象に 3R（ごみの減量、再利用、リサイクル）の普及や、最終処分場の改善を行い、各国の相互学習体制を構築した。廃棄物管理支援をより戦略的に行うための調査を中米・カリブ地域で実施した。

3-5　食料安全保障

- **アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の活動推進を通じた食料安全保障への取組：**CARD の対象国は 23 カ国で、対象国のコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万 t から 22 年時点の 1,841 万 t へと順調に進展した。機構は、農民、普及員に対する適正栽培技術や種子（ネリカ等）の普及・拡大という生産性向上のための支援を中心に行い、24 年 8 月時点で約 45 件の事業を推進中である（本邦研修含む）。CARD 総会（於ダカール）には 170 名もの参加者があり、関係機関の広がりとともに参加機関の関心も高まっている。

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

当該分野の概要

- 今や世界人口は 70 億人を超え、水や食料等の問題が深刻化する「地球の限界」が現実に迫ってきている。自然破壊や気候変動、自然災害に起因あるいは影響する地球環境のリスクに対し、国際社会はこれまでも様々なイニシアティブやプラットフォームによりこれらへの対応を検討してきた。
- 23 年 7 月に行われた「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」では、環境負荷を伴わない開発のあり方を具体的に検討していくことが改めて確認され、日本政府も地球規模課題への取組を外交上の重点課題として位置づけている。特に水や防災、都市環境等は日本の技術的比較優位性が高い分野でもあり、オール・ジャパンでの取組が期待されている。

1. 防災

（1）当該課題に対する機構の協力方針

- 平成17年の「国連防災世界会議」で採択された「兵庫行動枠組（HFA）」においては、災害に強い国・コミュニティを構築するための今後10年間の戦略目標と優先行動が決定された（図3-1参照）。機構はこのような国際的な合意をフォローし、かつ防災が「人間の安全保障」の根幹にかかわる重要な問題であることを認識し、HFAでも提唱された「災害に強いコミュニティづくり」に取り組んでいる。

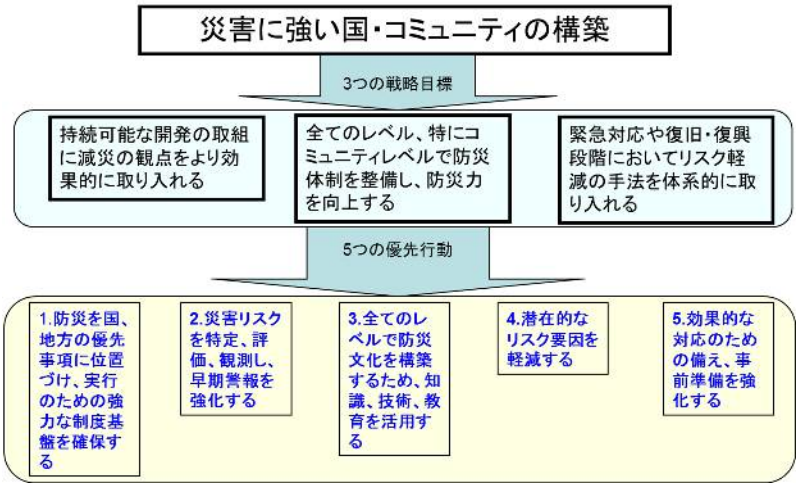

図3-1　兵庫行動枠組（HFA）で採択された災害に強い国・コミュニティを構築するための3つの戦略目標と5つの優先行動

- 23年3月に発生した東日本大震災の経験や教訓を国際防災協力にいかすために、プロジェクト研究「地震・津波に対する効果的アプローチの検討」を23年度に実施し、日本と条件の異なる開発途上国においても活用できる3つの原則を以下のとおり導き出した。
  1）　リスクについて適切に理解すること（Risk Literacy）
  2）　災害対策を多重に講じたり、他の分野の事業にも防災の視点を付加したりすることにより、災害リスクを軽減すること（Redundancy）
  3）　社会変化に対応するために常に改善し続けること（Kaizen）
- 機構はこれをトリンシプル・アプローチ（Trinciple Approach）[1]と呼び、「災害に強いしなやかな社会づくり」を実現する国際防災協力のアプローチとして提案している。また、災害リスク軽減の観点から、あらゆる分野に防災の視点を取り入れる「防災の主流化」の推進を重視している。
- 24年度は上記方針の下、以下に取り組んだ。
  1）防災主流化の推進
  2）災害に強いしなやかな社会づくり
  3）災害援助から復旧・復興、防災対策に至るまでの総合的な支援

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）防災の主流化の推進

- 2015 年（平成 27 年）に「兵庫行動枠組（HFA）」及び「ミレニアム開発目標（MDGs）」が目標終了年を迎えることを踏まえ、2015 年以降の新たな枠組み形成に向けた議論に機構の考える国際防災協力のアプローチを反映させるべく、調査研究を実施し、防災の主流化の考え方を整理するとともに、国際会議等に参加し、防災の主流化を実現するためのトリンシプル・アプローチ等について発信した。

[1] 3 つの原則：Triple（3 つ）+Principle（原則）を合わせた造語

① 防災投資の経済効果を示す経済モデルの構築

- 防災の主流化の実現に向けた議論への貢献を目指してプロジェクト研究「防災の主流化」を実施し、防災の投資効果を数値的に明らかにするとともに、防災の主流化の概念、防災主流化の具体策等を盛り込んだ「防災主流化ハンドブック」（案）を作成した。なかでも、同プロジェクト研究にて構築した防災投資に関する経済モデルは、防災投資による経済発展及び貧困層への経済効果を説明するもので、これまで予算制約等の問題から、十分に防災投資がされてこなかった開発途上国に対して、防災投資の意義を定量的に説明することを可能とするものとして、国際的にも高い評価を得た。

② 国際援助潮流形成への貢献

- 「ポスト HFA」やミレニアム開発目標年次の 2015 年以降の枠組みを検討する「ポスト 2015」などの国際援助枠組みに防災の主流化やトリンシプル・アプローチの考え方を反映させるべく、世界防災閣僚会議 in 東北（7 月）、世界銀行・IMF 総会（10 月）、アジア防災閣僚会合（10 月）、国連水と防災の専門家会合（3 月）等、援助潮流を形成する国際会議等に参加するとともに、関連イベントを開催し、幅広い層からなる多くの参加者に向けて機構の取組等を広く発信した。

➢ 世界防災閣僚会議 in 東北（7 月）

近年の大規模自然災害に関する経験・教訓を各国と共有するとともに、災害に対する強靭（きょうじん）な社会の構築に向けて、防災に関する主要テーマについて議論することを目的として開催された本会合には、63 カ国の閣僚級高官、14 の国際機関の関係者、地方公共団体、民間企業、市民団体等の代表らを含む約 500 人が参加した。機構も防災の主流化を進めるべく、会合に出席し、減災の考え方に立った対策、リスクに対する適切な理解、多重防御や多様な分野における防災の視点の付加等について提唱した。

➢ 第5回アジア防災閣僚会議（AMCDRR）（10月）

HFAのアジア各国での進捗をフォローするために開催されている本会議において、サイドイベントや専門家会合を実施した。大規模災害の経験・教訓の共有、機構の防災協力支援の紹介、ポストHFAに向けたアイデアに関する議論、機構の防災分野支援の紹介を通じて、防災における人間の安全保障と防災主流化の重要性を主張した。

2）災害に強いしなやかな社会づくり

➢ 防災計画作成を通じた体制構築・能力強化

・ 防災を担当する中央政府及び地方政府の災害対応能力を強化するプロジェクトをインドネシア、フィリピン、タイ、ケニア等で実施している。

・ インドネシア、フィリピン、タイでは、予防的措置から発災時の中央政府の対応体制の確立までを実施できる中央政府組織を立ち上げ、防災計画作成を通じて能力強化を行った。タイ、ケニアでは地方コミュニティで、防災マップの作成を通じた地域の災害リスクの認識や、防災マップの活用、それらを行える自治体職員の育成を行い、低予算でも予防的機能が果たせる防災体制を構築した。さらに中央政府の緊急対応体制とコミュニティレベルで安心な社会を作り出すモデルを示し、安心な社会作りに貢献した。

➢ 住民への啓発・普及活動

・ コミュニティレベルでの防災活動は、中央と地方が連動して中央政府の方針と現場の活動が連携する必要がある。コミュニティレベルでの防災マップ作成時には、堤防機能を持つ道路の位置づけ、避難場所としての学校の位置づけなど、多様な分野に「防災」の視点を導入した。これによりセクター横断的な考え方をコミュニティや自治体レベルにも定着させることができた。

3）災害援助から復旧・復興、防災対策に至るまでの総合的な支援

➢ タイの洪水に対する包括的な支援

・ 23 年にタイを襲った大規模な洪水では、犠牲者数が約 800 人になり、被害総額は世界銀行の推定で約 1.44 兆バーツ（約 3 兆 6,000 億円）に上った。また、バンコク周辺の 7 つの工業団地が冠水し、これにより、約 450 社の日系企業を含め、多くの工場が操業停止を余儀なくされた。

・ 23 年度は、緊急援助として 5,500 万円相当の物資供与に加え、冠水地域の早期復旧を支援するため排水ポンプ車チームを派遣したほか、地下鉄、上水道、空港と言った過去の ODA 案件で供与した重要施設に対して防水指導を行う国際緊急援助隊専門家チームを派遣した。

・ 24 年度は洪水後の復興及び洪水被害の再発防止の観点から、中長期的な洪水対策を支援する「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を継続実施し、マスタープランの見直し、防災・災害復旧支援無償案件の概略設計、洪水管理システム構築を行っている。また、洪水対策のみならず治水対策を踏まえたチャオプラヤ川の氾濫域での農業・農村被害軽減のため「災害に強い・農業農村開発ガイドライン」を作成している。それらを全体調整のための専門家が総合的に監理することで、産業集積地の洪水被害軽減から、農業・農村レベルの洪水対策の提言（治水と利水）まで、包括的な協力を行った。

4）戦略性向上に向けた取組

①相手国に加え、日本企業への裨益を考慮した協力の実施

上述（2）3）タイの洪水対策は、タイ政府に対する協力であると同時に、日系企業がタイで安心して生産を継続できる環境を整備する側面も有していた。ODA を途上国の発展に活用する、という従来の発想に加え、中進国への支援は日系企業にも裨益するという win-win の効果が期待できる協力である。機構は、洪水の状況やタイ政府の洪水対策を日系企業と共有するため、国内で 6 回、タイで 2 回、企業向けの説明会を開催し、対応について高い評価を得た。

②早期警戒システムの情報一貫性を念頭に置いた協力の実施

タイの洪水対策は、河川水文データの収集と分析が中心であるが、気象データ、洪水の実態把握、河口部の潮位データ等を総合して被害を予測する暫定版の洪水予測システムをつくり、企業から高い評価を得た。

③調査期間短縮の試み

タイの洪水対策では、ファストトラック案件による無償資金協力の協力準備調査で、道路の嵩上げと水門の概略設計から詳細設計まで 6 カ月強で行った。設計の精緻さの課題は残されたが、スピードを重視すれば短期間でも詳細設計まで可能なことが実証された。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

防災分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	58.46 億円
無償資金協力（承諾実績）	113.17 億円
有償資金協力（承諾実績）	1,206.10 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

① 直接的に能力向上の対象となった人数（カッコ内は24年度に終了した案件の対象人数）：1,135人（111人）

② 間接的に能力向上の対象となった人数（カッコ内は24年度に終了した案件の対象人数）：9,298人（2,439人）

2. 気候変動

1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 気候変動問題は、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に影響を及ぼしており、公正な経済成長や貧困削減、人間の安全保障に対する大きな脅威となるものであり、世界全体で取り組むべき重要な課題である。近年、気温や海水面の上昇などに伴う沿岸低地の水没、干ばつ・集中豪雨・洪水等の異常気象・自然災害の増加、食料生産・水資源の減少などの気候変動の悪影響と考えられる現象が各地で報告され、今後、より広範囲な地域、分野で深刻化すると予測されている。
- 日本政府は、地球規模の課題である気候変動への適応や世界全体での温室効果ガスの排出削減を実現するためには開発途上国を含むすべての国が排出削減に取り組む必要があるとの認識の下、排出削減等の気候変動対策に取り組む開発途上国及び気候変動の悪影響に脆弱な開発途上国を広く対象として、国際交渉の進展状況を注視しつつ、支援する政策を掲げてきている。
- 他方、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第16 回締約国会議（COP16）における「カンクン合意」では、先進国の気候変動分野における開発途上国支援に関して、22年から24年の3年間に先進国全体で300億円の短期支援を行うことを約束した。24年末にカタール・ドーハで開催されたCOP18では、日本は先進国の短期支援のうち約40%を実施し、このうち政府開発援助（ODA）が約半分を占めたことが明らかとなった。カンクン合意ではさらに、2020 年までに年間1,000 億ドルの資金を動員（長期支援）することが明記されており、今後も気候変動分野における開発途上国支援の一環としてODAが積極的に活用されると考えられる。
- こうした状況下、機構は、日本政府の政策を踏まえ、これまでに機構が培ってきた開発途上国支援の経験・成果や日本の経験と技術を最大限活用し、以下の3つの基本方針に基づき、開発途上国による緩和策（国家計画やセクター戦略の策定、効率的な社会・経済システムの構築、低炭素技術の開発）および適応策（国家計画やセクター戦略の策定、気象災害等への適応能力強化、変化に強いインフラ整備）の実施を促進する仕組みに対する支援を積極的に展開する。

1) 持続可能な開発と気候変動への対応の両立
2) 開発途上国の多様なニーズに応える包括的な支援
3) 開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）持続可能な開発と気候変動への対応の両立

➢ 国際基金の設立を支援

・ 22年末の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第16回締約国会議（COP16）では、「長期支援（Long-term Financing：2020年までに先進国から開発途上国に対する気候変動分野の支援として年1,000億ドルを動員）」の一環として「緑の気候基金（GCF）」の設立が決定した。その設立に向けて、24カ国の理事（日本は財務省が理事メンバー）の下で委員会や理事会が開催されている。機構は①GCFと機構との連携、②気候変動分野の開発途上国支援に関する手法やツールの情報収集、③GCFの制度設計等に関する政策的なインプットを行うため、23年に行われた4回の移行委員会、24年8月、10月および25年3月に開催された理事会の日本政府代表団に参加した。GCFは今後の気候変動対策における重要な連携先になると考えられることから、立ち上げ段階から日本政府と共に関与することで、将来の開発途上国に対する気候変動対策支援についてGCFとの協調融資や機構事業のGCFによる他国での水平展開など、より多様な支援手法の活用が見込まれる。

➢ 政策的インプット、成果発信の推進

・ 機構は、24年4月に行われた「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」に参加し「今後の協力のあり方」に関するセッションで発表した。「化石燃料消費量を抑制し、低炭素化を推進するためには、大切なエネルギーを効率的に使う技術の普及、再生可能エネルギーなどの新しい資源の活用、急速に拡大する都市の交通ネットワークの整備が不可欠だ」と訴え、各閣僚級参加者への政策的なインプットを行った。更に東アジアの低炭素化に向けた、日本の省エネ行政の仕組みを用いたアクションプランの策定（ベトナム）や、円借款による財政支援を通じた政策対話、地熱資源の開発や衛星画像を用いた広域森林モニタリングによる違法伐採の取り締まり（インドネシア）、大量高速輸送システムの導入や横浜市との協力によるバンコク首都圏庁の気候変動対策のアクションプラン実施（タイ）等のさまざまな協力事例を紹介した。これら発表により、東アジア地域に対する機構の協力方針と具体的な取組について幅広い理解を得た。

➢ 島嶼国への支援に向けた取組：島嶼国向け気候変動政策対話への参加

・ 24年7月に行われた「島嶼国向け気候変動政策対話」では、アジア、大洋州、カリブ地域の21ヵ国の島嶼国の気候変動交渉官や日本政府関係者等が、小島嶼開発途上国（Small Island Developing States: SIDS）の気候変動対策と低炭素成長について議論を交わした。個別セッションで機構は、太陽光発電施設の導入や防災に関する協力など、低炭素成長や気候変動に適応した持続可能な開発に貢献するさまざまな支援を紹介した。本政策対話の実施により、日本と島嶼国との関係は強化され、今回の議論を踏まえ、島嶼国に対する機構を含めた日本の支援が、より一層効果的に進められることが期待される。

➢ 国家レベルでの成果発現を狙った戦略的事業展開例

・ セルビアの「国としての適切な緩和行動（NAMA）能力開発プロジェクト」（技術協力）では「セルビアにおけるNAMA開発ガイドライン」を策定し、NAMAプロジェクト開発のプロセスを解説した。同ガイドラインはUNFCCC事務局のホームページで公開された。同ガイドラインは、セルビアのみならず、他国が自国の開発計画に緩和対策を主流化して組み込む際の参考資料として広

く活用されることが期待されている。

2）開発途上国の多様なニーズに応える包括的な支援（インドネシア）

- 開発途上国の気候変動対策に向けた取組を強化するため、プロジェクト成果が政策へと反映される働きかけや仕組み作り、資金協力と技術協力を組み合わせたアプローチを展開している。これにより、気候変動対策を推進するための政策推進等の制度化に加えて、運営管理に必須である人的能力向上の推進が図られ、対策の実効性が高められている。
- 例えばインドネシアにおいては、過去にフランス開発庁（AFD）、アジア開発銀行（ADB）とも連携しつつ「気候変動プログラムローン（20-22年、第1次～第3次）」を実施しており、分野横断的な課題に関わる気候変動対策を「主流化」するための政策・制度改善を有償資金協力を通じて支援している。これら政策・制度改善を持続させるために、機構は「気候変動対策能力強化プロジェクト（22-27年）」を通じて、政策・技術移転・人材育成面での支援を実施している。パイロット地域（南北スマトラ、西カリマンタン）で策定支援をした「州別緩和行動計画」は、24年度までにインドネシア全33州のうち29州で州知事令として発令されるに至った。また国レベルの取組として国家適応行動計画の策定支援も24年度に実施しており、適応策主流化のための戦略に貢献している。
- また、上記プロジェクトにより一定レベルの制度改善が行われているものの、国際的な枠組みで求められる、科学的データに基づいた政策立案・実施・モニタリングを行うための技術的キャパシティや、国家・地方のさまざまなレベルにおける組織メカニズムの構築などにおいて、まだ多くの課題を抱えているため、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のフォーカルポイントとなっている大統領直属の機関・国家気候変動評議会（DNPI）を対象に、「気候変動政策推進のためのナショナルフォーカルポイント能力開発プロジェクト（24-26年）」を実施している。24年度には低炭素開発シナリオベースラインの策定やMRV（measure、report、verify）庁設立に向けた提言を作成した。本プロジェクトはインドネシアにおける気候変動政策の調整・評価のための制度的能力の向上を図るものであり、上記気候変動プログラムローンの効果発現にも貢献する。

3）開発と気候変動の両分野におけるパートナーシップの推進

➢ **NAMAの国際的な普及への貢献**

・ 機構はCOP18のサイドイベントにて、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局と共にサイドイベントを共催。サイドイベントでは、開発途上国の低炭素成長を推進するため、機構や世界銀行などの国際機関がUNFCCC事務局と協力して立ち上げた「NAMA（開発途上国における適切な緩和行動）パートナーシップ」を紹介するとともに、今後の活動の方向性について意見交換を行った。機構はドイツ、フランス、北欧の援助機関と共同で作成した調査報告書「NAMA Finance Study」の概要を説明しつつ、国際機関がこれまでに蓄積した気候変動緩和事業の知見を活用すること、開発途上国政府内でNAMAを開発戦略に組み込むことが重要であると強調し、NAMAの国際的な普及に貢献した。

➢ **内外のネットワーク強化**

・ 上記「東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」にて「東アジア低炭素成長ナレッジ・プラットフォーム」構想を紹介した。プラットフォームの具体的な取組として、今後、研究成果を政策決定にいかすため、東アジア地域における研究機関と政府機関との連携を積極的に進め、ネット

ワークを強化していくことを表明。また、本会合の前日には、機構、独立行政法人国立環境研究所（NIES）、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の3機関が、国連大学でサイドイベントを共催し、プラットフォーム構想について議論した。本プラットフォームの設立により、東アジア地域における気候変動に関する多様な知見やノウハウが共有され、低炭素化に向けた取組が一層加速化され、必要な人材の育成にも貢献することが期待される。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

気候変動分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである[2]。

技術協力（支出実績）	164.62 億円
無償資金協力（承諾実績）	263.33 億円
有償資金協力（承諾実績）	6,300.57 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

気候変動対策分野の技術協力において直接的に能力向上の対象となった人数：約 1,050 人

3. 自然環境

1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 開発途上国の人々、特に貧困層は日々の生活の多くを地域の自然環境が提供する生態系サービスに依存しているが、生態系の劣化により、生態系が果たしてきた地域住民に対するリスク軽減機能（例えば食料、水、薪などの供給、土壌侵食や災害の軽減など）を弱体化させている。加えて生態系サービスに依存する人々は、劣化しつつある生態系サービスを獲得するための競争を激化し、更なる生態系の破壊を引き起こし、それが人々をますます苦しめるという負のスパイラルに陥っている。機構は、この負のスパイラルの状態を断ち切るため、自然環境保全の主目的を「自然環境の維持と人間活動との調和を図る」ことに置き、開発途上国において以下3点を重点戦略としている。
  ① 自然資源を利用している住民との関わりを強化し、「住民による自然資源の持続的利用」を実現する。
  ② 自然環境の質（健全性）を保つため「生物多様性の保全」を推進する。
  ③ 多面的な機能を持つ森林の保全に向けて「持続的な森林経営」を普及する

- また、これらまた開発途上国の自然環境を保全していくためには、保全に関わる組織や人々だけでなく、経済活動に関わる国内外の人々をいかに巻き込むかが重要であることを踏まえ、上述の3つの重点戦略に係る協力を実施するにあたっては以下の3点に留意する。
  ① 従来のように開発途上国行政組織の強化、人材育成や現場での地道な保全活動の実践だけではなく、市場メカニズムも利用した経済的手法も取り入れることが必要であることから、生態系サービスに対する支払制度（Payment for Ecosystem Services：PES）や森林減少・劣化抑制等による温室効果ガス排出削減制度（REDD＋）、環境認証制度、エコツーリズム開発、生態系由来商品のブランド化などを協力事業の中に積極的に取り込む。

[2]DAC が定める気候変動マーカーの分類基準に従い、1）人為的な温暖化ガス発生の抑制、2）（森林など）温暖化ガス貯蓄地の保全、3）受入国の開発目標と環境保護の融和、4）Rio+20 の発展途上国に課せられた義務達成に寄与する事業を計上した。

② その際、特に③に関連し、森林は二酸化炭素の重要な吸収源であると同時に、主要な排出源となっていることに留意する（森林から農地などへの土地利用転換が行われた場合には、森林内に蓄えられていた炭素の多くが二酸化炭素として大気中に放出されることになるため、温室効果ガスの排出量を部門別にみると森林部門からの森林減少や劣化などによる排出量は、全排出量の17.4％を占めている）。

③ 温暖化対策REDD＋（開発途上国における森林面積減少・劣化を抑制することによる温室効果ガスの排出量削減）が、国際的に活発に議論されるようになっており、機構はこの枠組み構築に対する取組も強化する。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1) 戦略性向上に向けた取組：国際機関との連携促進

- 森林・自然環境分野は地球規模的な課題であり、他の国際機関等と連携することで、補完し合いつつスケールアップを図ることが必要である。そのため、国際機関（国際連合食糧農業機関（FAO）、国際熱帯木材機関（ITTO）、アジア太平洋地域コミュニティ林業訓練センター（RECOFTC）や国際条約（気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、ラムサール条約）などと情報共有、連携の強化を進めている。24年度は、国連持続可能な開発会議（リオ+20）、生物多様性条約（CBD）第11回締約国会議（COP11）、ラムサール条約第11回締約国会議（COP11）で、機構の自然環境への貢献や、日本の経験・技術を紹介するサイドイベントを行ったほか、ラムサール条約事務局と業務協力協定を締結し、ITTO、RECOFTCとも定期的な協議を行うことで、双方の支援理解や専門知識を深めた。
- また、現場レベルでは、西アフリカ地域の森林調査手法の標準化について、ガボン、コンゴ民のプロジェクトを軸に、FAO との情報共有、協議を開始した。

➢ 「住民による自然資源の持続的利用」の実現への貢献

・ 投入リソースの限られている中米や大洋州においては、域内の成果の有効活用が求められている。24 年度、ホンジュラスで計画策定を行った水力発電ダム湖の森林保全プロジェクトでは、パナマにおいて以前のプロジェクトで成功した参加型流域管理手法を導入する計画とし、指導に当たる予定のパナマ環境省職員は計画策定にも参加した。ホンジュラスでの効果的な実施に加え、パナマでの自立発展にも貢献している。

・ また、ネパール、東ティモールでは、先行した技術協力で得られた知見や手法を用い、流域管理の観点から重要な集水域上流部において、土壌・森林保全、農業生産性の向上、生計手段の多角化を組み合わせた住民参加型の自然資源管理事業を展開している。

➢ 「生物多様性の保全」の推進

・ 24 年度は、生物多様性条約締結国会議（COP11）がインドで開催され、サイドイベント等で参加・発信を行った。特に、今回は、機構が協力したコスタリカの協働管理の事例をコスタリカと共同で発表した。また、ルーマニアで開催されたラムサール条約締結国会議（COP11）において同条約事務局と業務協力協定を締結した。同協定のもと、25 年 1 月には、西アジアを対象として、イランのラムサールにおいてラムサール事務局地域センターと国際セミナーを共催した。

➢ 「持続的な森林経営」の普及

・ 持続的な森林経営に関しては、気候変動への対応が喫緊の課題となる中で、森林分野に大きな影響が予想される REDD＋について、継続して、その対応に取り組んだ。なお、REDD＋の議論には、生物多様性や住民による資源管理の議論を含まれており、上述の 2 つの戦略にまたがった取組となっている。

・ 開発途上国における REDD＋の枠組み構築に積極的に貢献するため、REDD＋ポテンシャルが高い国（現在は多くの森林を抱えるが、森林面積の減少・劣化の進行リスクが高い国）や、二国間オフセット・クレジット制度の導入のための二国間協議が進みつつある国を中心に、継続実施中の森林保全案件を修正し、REDD＋コンポーネントを追加することで、短期間に REDD＋支援を案件化した。併せて、新規案件の立ち上げも並行して行い、以下の 4 支援分野について総合的に支援する協力案件のラインアップが揃い、UNFCCC 等の国際場裏でも REDD＋に対する日本の貢献をアピールできる状況とした。現在 REDD＋支援案件が開始されている国は、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、パプアニューギニア、コンゴ民、ガボン、モザンビーク、ボツワナである。

① 政策支援（国家 REDD＋戦略等の実施促進支援、ドナー間調整支援など）

② 森林モニタリング支援（リモートセンシングを活用した森林基本図作成、全国森林インベントリー調査、データベース基盤構築支援、森林の減少・劣化による参照排出レベルの開発支援）

③ REDD＋デモンストレーション活動支援（森林減少・劣化抑制のための森林保全活動の方法論の開発支援）

④ 研究開発（森林タイプ別の炭素計測手法の開発等）

2） REDD＋に対する協力体制の強化及びその効果を高めるための取組

➢ 包括的なアプローチによる森林保全

・ 開発途上国において REDD＋枠組みを構築する際の出発点は、当該国の森林の過去、現在の状況を適切に把握し、また将来の森林状況を予測できるようになることであるが、そのためにはリモートセンシングの有効活用と森林地上調査を組み合わせた森林モニタリング体制を強化する必要がある。この森林モニタリング体制の強化のための協力を進めるに当たり、21 年度補正予算で実施中の環境プログラム無償（森林保全）を活用して当該国の森林モニタリング体制の強化に必要な衛星画像、GPS や森林調査用車両等の機材を調達し、技術協力により効果的なモニタリング体制を確立した（ラオス、カンボジア、ベトナム、ガボン、コンゴ民、モザンビーク）。

➢ 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）への貢献と民間企業との連携

・ 日本国政府は、二国間オフセット・クレジット制度を提案し、アジア諸国を中心にいくつかの国との政府間協議を進めている。特に前述したような REDD＋ポテンシャルが高い国では、REDD＋による炭素排出削減量が他産業セクターに比べても相当大きくなることが見込めることから、JCM に REDD＋を取り込むことの有利性が関係者間で示唆されている。経済産業省及び環境省は、この JCM の制度設計のために民間企業提案型の委託事業として、実現可能性調査が実施しており、REDD＋関連についてもインドネシア、カンボジア、ベトナムで複数の調査を実施している。機構は技術協力プロジェクトを活用し、これら民間企業による REDD＋事業化のためのフィージ

ビリティー・スタディ（F/S 調査）の間、密な連携を行った。例えば、インドネシアのカリマンタン島において、日本企業等が泥炭湿地林等における REDD＋関連事業の F/S 調査を複数実施中であるが、その炭素排出量の把握等に係る技術的方法には、機構と北海道大学が実施している SATREPS 事業による知見が活用されている。またインドネシア、カンボジアやベトナムで実施中の技術協力プロジェクトの専門家が、民間の F/S 調査の実施に対し森林関連情報を提供したほか、F/S 調査手法や方法論に対する助言、それぞれの国の森林担当部局や地方政府機関との調整も積極的に行った。

➢ 日本の優れた技術の活用

・ REDD＋では、森林減少・劣化による炭素の排出削減量･蓄積量を算定することが必要であり、そのためにはリモートセンシング技術が必須となっている。中でも、上述の森林モニタリング支援では、日本の高度な衛星技術を積極的に活用した手法が高い評価を受けている。例えばブラジルのプロジェクトでは、雲を透過でき、年中分厚い雲に覆われている熱帯降雨林に有効な陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）搭載の L バンド合成開口レーダー（PALSAR）技術により、通年で違法伐採のモニタリングが可能になった。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

自然環境分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	44.66 億円
無償資金協力（承諾実績）	0.90 億円
有償資金協力（承諾実績）	865.22 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績[3]

① 森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積：78,020ha

② 支援を通じて植林を実施した面積：1,433ha

③ 直接的・間接的に能力向上の対象となった人数：行政官　104 名、地域住民　17,682 名

4. 環境管理（都市環境保全）

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 多くの開発途上国では経済発展に伴い、水質汚濁や大気汚染、不適切な廃棄物処理などの環境問題が深刻化しており、水、森林といった限られた資源の枯渇が心配され、生物のみならず人類の生活や健康を脅かすとともに、健全な経済発展を阻害する要因ともなっている。日本の過去の経験を踏まえると、環境問題への取組は生態系や人の健康に影響が出てからでは手遅れであり、かつ回復に向けてより多大な費用が必要となる。
- また、24年6月にブラジル、リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」では、改めて国際社会における環境問題の取組が不可欠ということが確認されている。その中で、今後の環境と調和した発展に向けては「グリーン成長」をツールとし、先進国、開発途上国各国の

[3] 24 年度終了した 8 プロジェクトの実績を集計したもの。

取組の強化、それにかかる先進国から開発途上国への支援を強化していくことが合意された。

- こうした状況下、機構は、開発途上国に対する環境管理分野の協力として、以下の方針で実施する。
  ① 都市環境保全に重点をおき、予防原則（Precautionary Principle）を踏まえて都市環境悪化の防止及び環境悪化に伴う人への健康被害や自然環境の喪失といった様々なリスクへの低減に資する、環境対策への支援を行う。
  ② 日本が提唱する「3Rイニシアティブ」（3R：Reduce（減量化）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）の廃棄物管理に関する3つの取組の総称）に基づき、開発途上国で増大する廃棄物の適正な管理にむけた政策・技術支援を行う。
  ③ 戦略性の向上に向けて、技術協力・有償資金協力・無償資金協力の一体的実施を推進するほか、戦略検討に向けた調査の実施、対外ネットワークを強化する。
  ④ 低炭素社会や化学物質管理といった高度な環境政策支援の取組を行う。

- こうした方針のもと案件を実施しつつ、特に24年度は環境管理（都市環境保全）という地球規模課題の解決に向けた戦略的な事業実施に向けて、以下の事項に留意した案件実施を展開する。
  ① 日本の経験・知見をいかした協力の実施
  ② プロジェクト成果の最大化及び政策の反映
  ③ 戦略的な案件形成への取組と、そのための案件実施の工夫及びネットワーク強化

（2）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

1）日本の経験・知見をいかした協力の実施

- 環境管理分野に関する日本の知見は、過去に甚大な公害を克服した歴史的背景もあり、政策及び技術とも豊富に有している。こうした知見を有効に活用するために、特に下水道分野及び廃棄物分野の協力において積極的に取り組んだ。また、実際にこうしたノウハウを有している、地方自治体及び民間企業との連携も活用している。
- さらに、日本の技術を開発途上国に役立てるためには日本の科学技術研究の知見も活用し、開発途上国の研究者と共同で実施していくことが非常に重要である。環境問題は、地球規模課題としてその解決策の検討に向けて新たな科学的知見の活用が大きく求められている。こうした背景を踏まえて、独立行政法人科学技術振興機構（JST）との共同で実施している地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を積極的に推進、実施している。これらの協力を実施することで、開発途上国の環境対策能力の向上につながっている。

- 24 年度の具体的な取組成果は以下のとおり。
  - **日本の経験をいかし、民間企業との連携に基づく事業展開**
    - マレーシア廃電気・電子機器（E-waste）リサイクルプロジェクトにおいて、一般家庭からの E-Waste リサイクルのための回収事業モデルを確立する案件を実施した。その結果、24 年度からマレーシアでは、本件成果を基礎として、日系企業がマレーシア環境省と共同で新たな回収プロジェクトを開始、E-waste 政策導入のために必要な廃家電の回収システムの制度構築、さらには解体、リサイクルに向けた中間処理実施に向けた政府の事業が拡大し、プロジェクトでパイロット的に実施した業務について、民間企業との協力関係が進展した。

➢ 本邦技術やノウハウの拡大への貢献

・ 中国循環型経済推進プロジェクトにおいて、中国市場に関心のある日本企業及び中国のエコタウン関係者に対し、「静脈産業に係る日中企業への情報提供・交流促進プログラム」を実施した。年間を通じてセミナー形式を活用して開催し、政治的に困難な状況にもかかわらず多くの参加者を集めて開催された。本プロジェクトを通じて、中国のエコタウンで必要な環境技術が明確になり、これらの技術を有する日本企業の中国進出を支援した。

➢ 地方自治体の知見をいかした支援

・ 日本の地方自治体の環境都市作りのノウハウを海外に移転する取組の一環として、フィリピン（メトロセブ）で、横浜市と連携し、将来のビジョンを策定した。この中では、環境都市を作っていくための技術的なノウハウを示すだけではなく、地域の伝統をいかし、すべての市民が主体となって取り組むべき計画が提示されている。これらの成果は、メトロセブ市関係者に報告されており、高い評価を受けた。今後、メトロセブ市では、優先して取り組む事項について検討を進める予定になっている。

➢ 化学物質管理といった日本の知見を活用した高度な環境管理

・ タイでは化学物質の管理強化に向けた案件を実施している。日本では、すでに化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register：PRTR 制度）として定着している政策を、タイの実情に合わせて協力を行っている。化学物質の基本的管理制度がなかったタイにおいて、24 年度は、本制度構築のための委員会を設立し、パイロットプロジェクトを開始した。今後はこの制度を踏まえて、化学物質の排出登録が的確に運用されていく部分への協力を引き続き実施する。

➢ 日本の高度な科学技術の活用

・ サブサハラを中心とする南部アフリカ地域は気候変動に脆弱な地域である。特に、最近の地球温暖化の影響により、サイクロンによる被害、降水量の変動等が顕著になり、社会活動への影響が懸念されている。こうした状況下、機構は南部アフリカ地域の気候予測の精度向上を図り、現地の天気予報システム、農業への適用を目的とする本プロジェクトを実施し、日本の先端的な気候モデルを活用し、現地の気象予測のレベルを向上させた。本件成果を踏まえて、南アフリカ気象庁は、本プロジェクトの技術を活用して天気予報、気象予報の精度を高めている。

2）プロジェクト成果の最大化及び政策への反映

- 機構は、被援助国の環境保全推進に向けた取組を強化するため、プロジェクト成果を国家レベルの政策に反映させるべく、資金協力と技術協力を組み合わせた協力を展開している。これにより、「環境保全に関する政策・制度へのインプット」、「必要なインフラ整備の資金支援」とあわせて、「運営管理に必須である人的能力向上の推進」等が図られている。これらの支援により、整備された施設が最大限の効果を発揮し、あわせて維持管理が適切になされていくための制度を構築し、協力実施の実効性を高める結果につながっている。
- 24 年度は、特に下水道分野への支援において、日本が過去に広く整備してきた下水処理場を始めとするインフラ技術の活用及び当該施設の適切な維持管理技術の移転を図ることで、協力の効果を持続的に発揮させる案件実施を行った。また、こうしたプロジェクトの戦略実施により、政策実現に

向けて機構が実施したプロジェクトが大きく寄与してきている。これらの具体的な取組成果は以下のとおり。

➢ 計画、インフラ整備、さらには維持管理までを日本が一貫支援

・ インドネシア・ジャカルタの下水道整備については、技術協力で策定したマスタープランに基づき、円借款及び PPP（Public Private Partnership）による事業化を実施または支援し、さらにこれら事業化の過程で整理されたソフト面での課題に対し、技術協力での対応を提案し、案件を形成した。さらに、今後の事業化整備にあたっては、日本の優秀な技術の活用を提案し、協力を進めてきた。24 年度は、一貫した計画作成について最終案を作成し、先方関係機関の了承を取り付けるところまで進めた。こうした協力実施により、インフラをパッケージとして海外に展開することにもつなげられるほか、協力を行ったあとの維持管理の重要性にも目を向けることにもつながり、より戦略的な支援に大きく貢献している。

➢ 事業効果の発現、効果拡大を目指した案件実施

・ パレスチナでは、無償資金協力での下水処理施設の建設とあわせて、技術協力を展開し、同地域における機構のほかのプロジェクトとの連携も視野に入れた案件を開始した。維持管理技術も含めた日本からの支援を展開しているほか、制度構築、財政分野の支援も視野に入れた展開を実施している。24 年度は、無償資金協力の施設整備を進め、同時に技術協力支援を開始し、本施設を維持管理していくための先方機関の実施体制まで構築した。切り離されがちな、施設の建設とその後の維持管理を一体的に見ていく体制が整えられた。

➢ 低炭素社会への移行を目指した都市計画作成支援の実施

・ マレーシアは 2020 年までに GDP 当たりの二酸化炭素排出量を対 2005 年比で 40%削減するとの首相表明があり、これに基づき、本プロジェクトを通じ、国内の優先開発地域であるイスカンダル地方（シンガポール国境付近）を対象に、低炭素に向けた都市計画のブループリント（青写真）を作成した。本協力は、国立環境研究所、京都大学の協力のもと実施されており、低炭素化を実現する計画を、科学的な根拠をもって作成している。プロジェクト対象都市は、この計画に基づく政策の具体化を進めており、日本のメーカーも大きな関心を寄せている。

➢ 「国ごとの適切な緩和行動（**Nationally Appropriate Mitigation Actions：NAMA**）」支援の実施

・ セルビアにおける NAMA 策定支援プロジェクトの成果として、気候変動推進に向けた政策対象プロジェクトリストの作成を行い、国家レベルで正式承認され、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC 事務局）に国家案件リストして提出されている。これらの取組成果は、近隣諸国を含む国際セミナーで報告され、プロジェクト成果が共有された。また、本案件で作成されたガイドラインも、UNFCC 事務局に参考資料として提出われ、ウェブサイトで広く公開されている。

3）戦略的な案件形成への取組と、案件実施時の工夫及び国内のネットワーク強化

● 上記 1）日本の経験・知見をいかした協力の実施、2）プロジェクト成果の最大化及び政策への反映を推進すべく、近年案件が増加している廃棄物分野において地域別戦略方針策定に向けた調査を実

施した。また、案件実施にあたっては、二国間での協力のみならず多国間での知見の共有も進めている。

- また、国内のネットワークを強化すべく、中央省庁等が開催する委員会にも委員として出席し、幅広い意見交換を行っている。24 年度の具体的な取組は以下のとおり。

➢ **域内で 3R を学び合う体制作り**

・ 大洋州の島諸国は、概して国土が狭く、かつ、生活様式の急速な近代化と都市部への人口集中から、大量に発生する多様な廃棄物を適切に処理することが困難という共通した課題がある。この地域では現在、域内 11 カ国を対象とした廃棄物管理改善支援プロジェクトを実施し、3R（ごみの減量、再利用、リサイクル）の普及（フィジーなど）、最終処分場の改善（サモアなど）などを実施し、域内各国が相互に学び合う体制を作っている。

➢ **地域別戦略方針策定のための調査を実施**

・ 廃棄物管理にかかる案件実施が増える中で、より戦略的に実施するために、地域別戦略方針策定に向けた調査を実施した。中米・カリブ地域廃棄物管理分野基礎情報収集・確認調査では、過去の協力案件をレビューし、過去の協力で得られた人材の活用や制度といった案件成果を基礎とし、あわせて先に挙げた 3R といった日本の知見をいかした戦略的な支援を行うための調査を実施し、同地域の中心国としての国を設定し、日本の経験を踏まえた法律制度を整備するという内容の案件形成を行った。実施に当たっては、本邦研修員のネットワークを活用することを想定し、周辺国も含めた広域的な案件としてすでに実施採択がされた。また、アフリカ地域においては、各国毎の発展段階等を踏まえて、適切な廃棄物案件を行うための国・都市別の廃棄物の状況リスト作成し、それらの分析を踏まえて現地調査を実施し、アフリカ地域で効果的な案件を実施するための方針作成を開始した。25 年度以降は、これらの結果を踏まえて地域戦略を検討していく。

➢ **内外のネットワーク強化及び成果発信の推進**

・ 今後の官民連携を含めた国内リソース及び知見を活用した協力の推進に向けて、環境省等が設置する検討会に参画し、国際協力展開に向けた情報提供を行った。具体的にかかわっている検討会として、①環境省「静脈産業海外展開促進有識者会合」、②環境省「アジア水環境ビジネス展開促進方策検討会」、③国土交通省「水・環境ソリューションハブ運営委員会」、④東京 23 区清掃一部事業組合「清掃事業国際協力研究会」、⑤下水道協会「下水道グローバルセンター審議会」、⑥環境省「浄化槽研究会」等に委員として参画して、各プロジェクトの課題や各開発途上国の現状の情報発信などに努めている。また、一般財団法人省エネルギーセンターが主催する廃棄物発電 WG にも所属し、民間企業の海外展開に関するネットワークにも参画する等、ネットワークの強化に努めている。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

環境管理分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである。

技術協力（支出実績）	67.80 億円
無償資金協力（承諾実績）	28.29 億円
有償資金協力（承諾実績）	436.03 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

- 下水道を整備した都市の数
  - 無償資金協力・円借関連での施設整備関連支援都市数　11 都市
  - 技術協力プロジェクト等による技術支援都市　27 都市
  - 能力向上対象人数　約 260 人（プロジェクト C/P、本邦研修）
  - 本邦研修者数　181 人
- 廃棄物管理の支援をした都市の数、能力向上の対象となった人数
  - 廃棄物管理支援都市（技プロ等による支援都市数）　71 都市
  - 能力向上対象者人数　約 740 人
  - 本邦研修者数　105 人

5. 食料安全保障

(1) 当該課題に対する機構の協力方針

- 2011年に70億人を超えた世界人口はFAOの予測によると2050年には91億人に達すると見込まれており、その人口を養うためには約60%の増産が必要と予測されている。また、開発途上国の栄養不足人口は2010-2012年において8億5,200万人と見込まれ、依然として高い水準にある。栄養不足人口の割合が35%以上という最も深刻な飢餓は地域的にはサブサハラアフリカの諸国に集中しているうえ、近年はアフリカの角地域、サヘル地域等において干ばつ等の被害が頻発している。加えて、中東・南アジア等の地域も栄養不足人口の割合の削減が必ずしも順調には進捗していない。
- また、2008年に急激に上昇した食料価格は、2009年にリーマンショックにより一旦急落、しかし2010年末頃から再び上昇し2008年レベルを凌駕、現時点でも高止まりしている。そのため国家レベルでは財政悪化、物価上昇、政権の不安定化につながっており、世帯レベルでは食事の量・質の低下、社会的弱者を中心とした栄養不足、教育・保健等への支出の低下、世帯購買力の低下につながっている。
- 機構は、国民への安定した食料供給のために、「小項目No.2　持続的経済成長（農業・農村開発）」で述べた農家・農村に対する支援に加え、国全体の食料需給政策の策定・輸入体制の整備等の支援に取り組んでいる。また、食料安全保障に係る短期的な措置（食料貿易ルール、食料備蓄・食糧援助等）のみならず、農業生産の量的質的拡大を主軸にした中期的な取組で食料の安定供給に貢献する。

(2) 当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

- **食料安全保障への対応を含む農業・農村開発事業の取組方針の整理**
  - 農業・農村開発分野の今後の協力方針を示すポジション・ペーパーを作成し、農業・農村開発の目的、特徴、国際的な取組、これまでの成果・教訓、今後の方向性を整理した。

・ アフリカ開発会議（TICAD V）に向けた各種検討に積極的に参画し、「アフリカ農業セクターの分析と JICA の協力方針・戦略」を作成した。また、「土地投資の実態と課題」バックグランド・ペーパーを取りまとめた。

➢ 強靭性強化への取組

・ 食料価格の高騰、天候不順、災害等のショックに対する対応能力を高めることは極めて重要であり、アフリカの角地域等での干ばつ被害などを契機に益々重要性が高まっている。具体的にはタイの洪水被害で不足している飼料確保のための牧草地の生産力回復支援や灌漑排水施設の復旧・改修支援に加え、災害に強い農業・農村づくりに向けた住民の危機管理能力の向上支援を実施中である。アフリカの角地域の干ばつへの中期的対策としては、ケニアやエチオピア等において干ばつの主な被災者である牧畜民地域での畜産マーケティング環境の整備、農業を行う農牧民に対する水インフラ整備等による安定的な農業生産活動への支援、天候保険の検討などを実施中である。

➢ 民間企業との連携促進に向けての取組

・ 農業生産に関連する主なプロセス・要素としては農業生産材の投入、農業技術の研究開発、普及、生産、収穫後処理、流通、融資、関連のインフラ整備などがあり、通常いずれのプロセス・要素にも公的機関に加え民間企業が関連している。開発途上国にはそのような民間セクターが育っていないことが原因となり農業生産が向上しない場合も多く、農業・農村開発支援の際には民間企業の参入を促しながら事業を進めていく必要がある。

・ 24 年度の主な取組としては、アジアンフードコミュニティや日本貿易振興機構（JETRO）等を通じた情報収集、関係者との意見交換を密に行い、本邦民間企業の海外進出に関する動向やニーズの把握に努めた。また、アフリカの農業機械化をアフリカ稲作振興のための共同体（CARD）の枠組みで検討しているほか、ある程度発展した国における民間連携を含めた今後の協力のあり方を検討するためにインドネシアで基礎情報収集調査（農産物流通分野）を実施した。

➢ 国際機関等との連携の推進及び G8 等国際社会への対応

・ 国際機関等との連携については前述の CARD をはじめ積極的に推進した。また、2008 年の食料価格の上昇以降現在に至るまで食料安全保障の問題は G8、G20 において重要課題として協議されている。

・ 24 年度は、G8（キャンプデービッド・サミット）における「食料安全保障と栄養のためのニューアライアンス」に関して準備段階から外務省の検討作業に参画した。また、ニューアライアンスのもとで日米が共同議長となったモザンビークでの協力枠組みの取りまとめに参画した。

➢ 食料の安定供給を図る取組：アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）

・ 昨今の世界的な穀物価格の上昇は、貧困層を中心に食料不安を引き起こしており、緊急的な対策とともに中長期的な域内農業生産拡大の必要性が再確認されている。

・ コメは、アフリカにおける主要消費穀物のうち、需要と供給のギャップが拡大傾向にあり、且つ、未利用低湿地での栽培可能性などアフリカの自然環境に適しており生産拡大のポテンシャルが

高い穀物と考えられるため、これに焦点を当てて国際的な支援を結集させることは極めて効果的であり、中長期的な食料問題の改善とともに、農村地域の振興と貧困削減にも資するものである。CARD は 2008 年（平成 20 年）の TICAD IV で機構とアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）が共同で、2018 年（平成 30 年）までの 10 年間でアフリカのコメ生産量を倍増することを目的とした取組として発足した。CARD の対象国は 23 カ国で、対象国のコメ生産量は、CARD 開始前のベースライン 1,400 万 t から 22 年時点の 1,841 万 t へと順調に進展している。機構はこれまで農民、普及員に対する適正栽培技術や種子（ネリカ等）の普及・拡大という生産性向上のための支援を中心に行い、24 年 8 月時点で約 45 件の事業を推進中である（本邦研修含む）。また、5 回目となった 2 月の CARD 総会（於ダカール）には 170 名もの参加者があり、関係機関の広がりとともに参加機関の関心も高まっている。

- CARD は二国間ドナー、多国間ドナー、アフリカ地域機関及び研究機関等により構成される協議グループ（11 機関）であり、独自のプロジェクト予算を持たず、また参加機関に資金的コミットメントを強制していない。その代り、生産拡大のためのアプローチとして「栽培環境別アプローチ」「人材育成アプローチ」「バリューチェーンアプローチ」「南南協力アプローチ」を提案し、課題やリソースを統一的に体系づけることにより、ドナー間の連携や協調をスムーズに進める工夫をしてきた。これまでに、機構は、AGRA、世界食糧計画（WFP）、国際農業開発基金（IFAD）、米国国際開発庁（USAID）、バングラデシュ農村向上委員会（BRAC）、と連携協定を結び事業を展開している。
- CARD 対象国は国別稲作振興戦略文書（NRDS）を策定するが、単なるペーパーに終わらせないために、機構では、政策立案・実施・モニタリングにかかる人材育成を通じて戦略の実現に向けた予算計画支援や資金メカニズムとの連携強化を支援しており、今後は国際機関とも連携して事業実施のための資金確保をすることが重要である。
- 24 年度においては、外国企業、国内民間企業からコメの生産・流通に関する情報を収集し、民間の力を活用した農業開発と官の役割分担について、各国内のワークショップや本会合での共有・議論を繰り返した。各国の行政官が優良事例の知見を深めた事は、食料増産および流通の活性化による食料安定供給に向けた実効的な政策立案の基礎となるため、NRDS の実現への大きな前進と言える。また、世界銀行の開発政策・人材育成基金（PHRD）1 億ドルの活用を本格化させ、コメ生産に係る農業研究や 6 カ国における稲作普及のスケールアップにつなげつつある。
- 機構の南南協力支援として、ベトナムからモザンビークへ、フィリピンからタンザニアへ、インドネシアからマダガスカルへ第 3 国専門家を派遣して成果を上げた。さらにエジプトとフィリピンにおいて関係する第 3 国研修を実施している。ドナー化を進めるタイも、対アフリカ協力の柱として「CARD への貢献」を設定している。
- また、日本国内においても独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）のアフリカ稲作分野の研究事業が増加したほか、農水省が CARD 対象国への農業統計支援予算を獲得するなど CARD を通じた連携が進んでいる。
- CARD は 23 年のフランス G20 サミットにおける「食糧価格乱高下及び農業に関する行動計画」や 24 年の米国 G8 サミットにおける「食糧安全保障及び栄養に関する G8 の行動」の中でも紹介されており、国際的にも高く評価されている。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

食糧安全保障分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである[4]。

技術協力（支出実績）	194.47 億円
無償資金協力（承諾実績）	111.71 億円
有償資金協力（承諾実績）	191.22 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

① 支援を通じて整備された灌漑面積：116,393ha

② 直接的に能力向上の対象となった人数：60,549 人

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・指標 3-1　地球規模課題の解決に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
<u>・新たな手法の開発</u>
プロジェクト研究「防災の主流化」を通じて、開発途上国に対して、防災投資の意義を定量的に説明することを可能とする、防災投資による経済発展と貧困層への経済効果を説明する経済モデルを構築した。また、森林保全のため衛星画像、GPS 等の機材の調達と技術協力を組み合わせ効果的な森林モニタリング体制の確立など、包括的なアプローチを推進した。気候変動対策分野では日本の衛星技術や先端的な気候モデルを積極的に活用するなど、日本の高度で先端的な技術を活用した支援を展開した。

<u>・国際的な取組への貢献</u>
世界防災閣僚会議 in 東北の開催に協力するとともに、アジア防災閣僚会議等主要な国際会議に参加し、東日本大震災をはじめとする近年の大規模自然災害に関する日本の経験・教訓を広く発信するとともに防災の主流化の重要性について積極的に発信した。
気候変動対策では、今後重要な連携先になると考えられる「緑の気候基金（GCF）」の設立にも協力した。また、REDD＋の枠組み構築を推進し、森林減少・劣化の抑制による温室効果ガス排出削減への協力体制を強化した。

<u>・日本への裨益や日本の強みをいかす協力の展開</u>
23 年下期にタイを襲った大規模洪水への支援では、緊急援助から復興、防災対策に至るまでの包括的な支援を実施し、同国の洪水対策に関する政策策定に貢献するとともに、日系企業が同国で安心して生産を継続できる環境整備に貢献した。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

[4]全ての農業・農村案件を含む。

		以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、特に防災は日本に期待が寄せられている分野であり、JICA が開発した防災投資に関する経済モデル及び危機管理のノウハウの途上国政府、国際機関等への周知を期待する。また、グローバルな枠組み作りから個別案件まで一貫した取組、更なる実施の積み上げを期待する。また、評価にあたり、主なインプットとアウトプットの数字の提示にとどまらず、業績説明の更なる充実を期待する。

小項目 No.4　平和の構築

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組
小項目	4.　平和の構築
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 （1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国･地域別、分野･課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国･地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ･実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム･アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。 政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。 具体的には、 （二）平和の構築 ● 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。 【年度計画】 （二）平和の構築 緊急人道支援から復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行い、事例紹介を通じて機構の取組を対外発信する。

要旨

4 平和構築

- **人道支援から開発支援へ途切れのない迅速な事業展開**：ミンダナオ和平に係る枠組み合意やミャンマー新政権の少数民族武装勢力との停戦合意など紛争後の早い段階から当該国の環境に即した支援に着手し、要員の安全に十分な配慮を行いながら人道支援から開発支援への途切れのない支援の実現と紛争再発の低減に貢献した。
- **現状に即した平和構築支援戦略の強化**：平和構築支援のより戦略的・効果的な実施に向け、紛争の背景や紛争終結後の状況を適確に把握するための平和構築ニーズ・アセスメント（PNA）をミャンマー、ソマリア、スーダン（ダルフール南部）で新たに実施した。
- **平和構築重点対象国に対する支援**

・ フィリピンにおいて、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）の 40 年間の武力紛争により最も貧しい地域となったミンダナオ島中西部地域に社会・経済開発事業（J-BIRD）の支援やミンダナオ国際監視団（IMT）への要員派遣（18 年 10 月から現在まで継続中）を行い、同地域の和平プロセスを促した。途中、内戦再開で IMT が撤退した間（20 年から 1 年間）も機構は要員の現地駐留を継続し、フィリピン政府、MILF 双方から厚い信頼を得ながら、和平プロセスの促進を行った。これらの結果、24 年 10 月フィリピン政府と MILF は、和平プロセスのための「枠組み合意」を締結に至った。また、機構は、フィリピン政府及び新政府移行委員会を本邦に招聘し、日本の有識者との協議の場を設け、今後の和平プロセスのさらなる円滑化と当該地域の安定のための包括的な協力を行っている。

・ 現在 500 万人の人口を抱えるアフガニスタンのカブール市では、急激な人口増による都市環境の悪化、治安悪化や貧困層の増加が懸念され、平和の定着が大きな課題。このため同市の北方に新しい首都圏を開発し、都市環境の維持による平和の安定を進めており、プロジェクトにおいて新都市開発着工に向けた実施機関の能力強化、新都市開発に必要なインフラ整備支援（道路・給水）を実施した。

・ ミャンマーは 23 年 3 月の新政権発足後、機構に対して他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援の要請を行った。機構はプログラム形成準備調査を実施し、少数民族の意向を反映させる仕組みを構築することにより、同地域の和平プロセスへ貢献し、ミャンマー少数民族地域の開発モデルの構築に努めている。

・ 南スーダンにおいては、行政能力の欠如、政治的権力争い、部族間対立や蔓延する武器等、多くの課題が残されており、「新国家建設支援」や「基礎生活向上支援」を通じて現地における平和の定着に取り組んでいる。具体的には、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や、政府の能力向上（人材育成）をめざした支援に加え、首都地域以外でもマラカルタウンの総合開発計画（マスタープラン）の策定、優先プロジェクトの選定・計画策定とともに、給水・港湾・道路の各分野にて具体的なパイロットプロジェクトを実施している。

- **テロ・海賊対処能力向上、海上・航空保安体制強化に対する支援**：海上保安分野ではソマリア沖・アデン湾における海賊行為防止のために、東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し、ジプチを対象とする海上保安プロジェクトの立ち上げを行った。航空保安分野については、無償資金協力により、アフガニスタン、ミャンマー、ネパールで航空保安・空港保安機能強化のための機材整備を実施した。

指標 4-1　平和構築への取組状況

当該分野の概要

- 冷戦後の世界の紛争の特徴は、紛争勃発は途上国においてがほとんどであり、それら紛争の再発率が高いということにある。再発の原因は貧困や社会的格差、当事国の脆弱なガバナンスといったことに起因することが多い。MDGsにおいても、紛争経験国を中心とする脆弱国の目標達成への遅れが目立っており、国際社会においても脆弱国に対するアプローチの見直しが議論されているところである。
- 23年には、g7+（脆弱国グループ）とOECD開発援助会議（DAC)、マルチ機関、市民社会等の間で実施してきた「平和構築と国家建設に関する国際対話」が、釜山ハイレベルフォーラムにおいて「A New Deal for engagement in fragile states（通称New Deal)」を採択し、日本政府もこれを承認した。今後、24年から27年を試行期間として、アフガニスタン、中央アフリカ（共)、コンゴ(民)、リベリア、シエラレオネ、南スーダン、東ティモールにおいて、任意のドナー国・機関と共に平和構築と国家建設に係る共通指標・国レベルの指標を設定し、リソースを集中投入させるための取組を試行実施していく予定となっている。

(1)　当該課題に対する機構の協力方針

1）機構における平和構築に対する考え方

- 機構は平和構築に係る問題の解決には従来の国際社会における政治的・軍事的枠組みだけでなく、開発の担う役割こそ大きいとの認識の下、1990 年代からカンボジアやボスニア等を皮切りに紛争後の国に対する支援に取り組み、開発援助に紛争予防の観点を組み込んできた。平成 15 年、独立行政法人化に伴い国際協力機構法に「復興支援」が明記されて以来、機構では本格的に復興支援に取り組むこととなった。
- 機構の平和構築に係る大方針は、ODA 中期政策で掲げられている「紛争の発生と再発を予防し、紛争時とその直後に直面する様々な困難を緩和し、その後長期にわたって安定的な発展を達成すること」に貢献することである。この方針に則り、機構は、「開発」を担う機関として、対象国・地域の政治・行政・社会・経済・治安の動きを把握しつつ、紛争後の早い段階から支援に着手し、人道支援から開発支援への途切れのない支援を実現することにより、紛争再発の可能性の低減に貢献することを心がけつつ、平和構築に関わる事業を実施している。

2）機構の取組の方向性

- 紛争の要因は国や地域によってそれぞれ異なり、紛争影響国・地域が抱える不安定要因も、紛争の背景や様態、紛争終結の形態、終結後のガバナンス体制、国際社会における支援体制等によって多種多様である。こうした国・地域に対して協力を行う場合、支援分野あるいは支援アプローチ、活動地域によって機構の協力の意義と難易度が異なってくる。開発援助は平和構築に貢献できる可能性がある一方で、意図せず紛争を助長してしまう可能性もある。そのため、機構は紛争影響国・地域で協力を実施する際に、政治・行政・治安・経済・社会の現状と不安定要因・安定要因を分析したうえで、図 4-1 の 4 つの視点を、国レベルの支援計画策定及び個別プログラム・プロジェクト形成から実施・モニタリング・評価までの事業運営管理に組み込み、紛争要因の排除・縮小及び平和を促進することによる紛争発生・再発の予防に取り組んでいる。この一連のプロセスを「平和構築アセスメント（PNA: Peacebuilding Needs and Impact Assessment)」と呼び、具体的な事業の開始前と

実施段階における紛争予防配慮のための最も重要な活動として位置付けている。

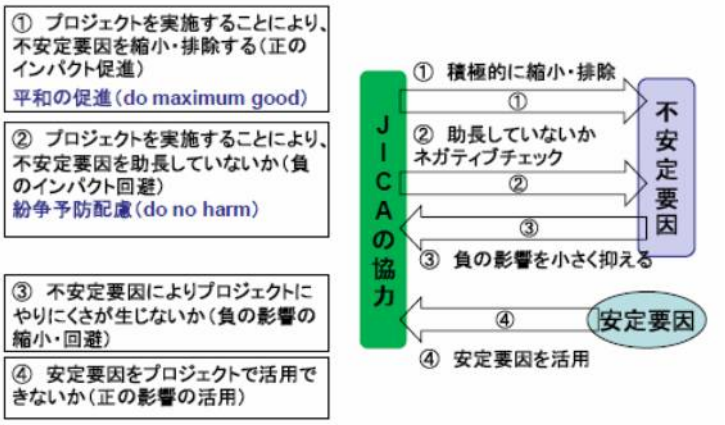

図 4-1　PNA における 4 つの視点

機構は、PNA での分析結果を踏まえつつ、表 4-1 に示す重点 4 分野から優先度の高い案件を実施するとともに、これらの案件を実施するうえで、表 4-2 に示す 3 つの横断的視点に配慮している。

表 4-1　重点取組及び支援分野

重点とすべき取組	支援分野
1　社会資本の復興に対する支援 （失われた社会資本および人的資本の復興）	1-1　生活インフラの整備
	1-2　運輸交通・電力・通信網整備
	1-3　保健医療システムの機能強化
	1-4　教育システムの機能強化
	1-5　食料の安定供給
2　経済活動の復興に対する支援 （開発に向けた復興初期段階における経済活動の復興）	2-1　経済環境整備
	2-2　雇用機会拡大・生計向上
3　国家の統治機能の回復に対する支援 （政府機能の債権と民主的制度構築）	3-1　選挙支援
	3-2　メディア支援
	3-3　法制度整備支援
	3-4　民主的な行政制度の整備
	3-5　財政基盤整備
4　治安強化に対する支援 （開発の前提となる治安の安定の促進）	4-1　治安セクターの整備
	4-2　戦闘員の動員解除と社会復帰
	4-3　小型武器問題への対応
	4-4　地雷・不発弾問題対策

表 4-2　3 つの分野横断的な視点

分野横断的な視点		
1　帰還・定住促進	2　紛争被災民支援	3　和解共存促進

- 24 年度は、上記方針や取組の方向性に基づき、平和構築支援を実施すべきと判断された国や地域における事業を推進した。具体的には、フィリピンにおいて、ミンダナオ和平に係る枠組み合意を受けて、外交（和平交渉）・国際監視団（IMT）への日本人の派遣・開発援助の三位一体的アプローチを特色としたより本格的な支援を開始した。また、ミャンマーでは 23 年に発足したミャンマー新政権が、少数民族武装勢力と停戦合意を締結しているのを受け、これを後押しするためにタイムリーに、長年の紛争の影響を受けているカレン州とその隣のモン州を対象として、難民・国内避難民（IDP）の帰還・定住促進も含めた地域総合開発案件の立ち上げ等を行った。アフガニスタンにおいてはインフラ基盤整備を中心に都市開発を進めることで経済発展を後押しし、安定した生活の確保による平和の定着支援を継続的に進めている。
- 機構内では紛争影響国・地域における平和構築案件の形成段階で紛争予防配慮・平和の促進の視点を徹底していくための取組を強化したほか、事前、中間、終了時等、各段階における案件の評価時においても、紛争要因・不安定要因の視点が反映されるよう、「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」を作成し、導入を行う等、戦略性向上を図る取組を行った。また、上記方針や取組の方向性を踏まえ、平和構築支援を強化すべく、現場での実践的能力を備えつつ、平和構築に係る知識や分析能力を有する人材の育成に取り組んだ。
- 紛争影響国の雇用促進や生計向上支援に係る 9 カ国 12 事例について調査・分析し、紛争後に大きく変動する労働市場ニーズへの対応、元戦闘員や帰還民などの特別なニーズを持つグループへの対応、生計向上支援を通じた和解促進のあり方等、紛争影響国特有の課題について、効果的なアプローチを整理した。その成果を基に、DAC や国連平和構築委員会、TICAD V 閣僚会合サイドイベント等の場で発表し、機構の取組の成果を発信した。

3）当該課題に関する戦略性向上に向けた取組例やアウトカム発現の例等

① PNAの策定の継続

➢ **国／地域レベルでの取組**

・ 24年度末時点で30カ国2地域に対してPNAを実施した。情勢が流動的な国・地域に関しては随時更新している。特に、24年度はミャンマーの少数民族に対する支援の方向性や優先課題を検討するためにPNAを実施し、その後の案件形成に活用した。また、ソマリアのPNAを開始し、国家建設の動きや国際社会の支援動向を踏まえ、迅速に対応できるよう、支援体制を整えたほか、スーダンのダルフール・南部地域に関するPNAも実施した。

➢ **プロジェクトレベルでの取組**

・ 特に難民・国内避難民や元戦闘員、及び対立する民族等をコミュニティに抱えているような案件や、政治・治安情勢が流動的な地域で実施する案件については、国・地域レベルPNAに加え、その案件に特化したプロジェクトレベルのPNAを実施し、慎重な紛争予防配慮を行う必要がある。24年度はウガンダ「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」、ブルンジ「ギテガ県における紛争影響地域の生活向上のためのコミュニティ開発」、南スーダン「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」等の案件が紛争要因の排除・縮小及び紛争発生・再発の予防に貢献するよう、案件レベルのPNAを実施した。

② 平和構築重点対象国・地域に対する支援

➢ フィリピン・ミンダナオ和平支援

ミンダナオ島中西部地域は、独立（後に高度な自治権）を求めるモロ・イスラム解放戦線（MILF）とフィリピン政府との間で、1970年代初頭から現在まで40年に渡る武力紛争が繰り広げられ、同国内で最も貧しい地域である。機構は、フィリピン政府と MILF との和平プロセスを下支えし、紛争期から復興期及び開発期においてシームレスな協力を行うため日本政府とともに、和平合意の締結前から社会・経済開発事業（日本-バンサモロ復興開発イニシアティブ : J-BIRD）の実施や、国際停戦監視団（IMT）への要員の派遣（平成 18 年 10 月から現在まで継続中）等を実施してきている。IMT はマレーシア、ブルネイ、インドネシア、リビア、ノルウエー、EU 及び日本から構成され、停戦監視、市民保護、人権・人道支援及び社会・経済開発を進めることにより、和平プロセスの確実な進捗を促進するものである。本部と支部 5 カ所をミンダナオ紛争影響地域全土に構えている。機構から IMT に派遣されている要員は各国派遣団と寝食を共にしながら、不安定な治安情勢であるミンダナオ全土をくまなく踏査し、紛争の影響を受けている現地コミュニティの人々と直に対話して、人々の安全保障を確保するためのニーズや課題を詳細に把握し、民生の安定化を図るために J-BIRD 事業の発掘・形成に貢献してきている。そして機構は、コミュニティ開発や新自治政府発足に向けた組織能力強化や人材育成など具体的な事業のため、不安定な治安状況と様々な制約の多い厳しい環境下において、長期的に現地に職員、専門家及びコンサルタント等を派遣するとともに、途中、内戦再開で IMT が撤退した間（20 年から 1 年間）も機構は要員の現地駐留を継続するなど、フィリピン政府、MILF 双方から厚い信頼を得ながら和平プロセスの促進に貢献してきている。24 年 10 月、フィリピン政府と MILF はミンダナオ和平に関する「枠組み合意」を締結し、今後包括和平合意の締結を経て新自治政府が 28 年（2016 年）に設立されることになった。機構は、これら和平プロセスが円滑に行われ、当該地域の安定及び持続的な発展を遂げるために必要とされる包括的な協力に引き続き取組んでおり、その一環として 25 年 3 月には MILF 和平交渉団及び新バンサモロ政府移行委員会を本邦に招聘し、新しい自治政府の発足に向けて日本の有識者との協議の場を設けた。

➢ アフガニスタン支援

タリバン政権の崩壊以降、国内外の避難民等の帰還などにより、平成11年に約200万人であったカブール市の人口は500万人を超えているとも言われており、急激なスピードで人口の増加が続いている。カブール市では都市問題が深刻化しており、都市環境の悪化は違法居住のスラム化による治安悪化や都市貧困層の増加、交通渋滞による地域経済の低迷など負の影響が懸念されており、治安の悪化は平和の定着においても大きな課題となっている。またカブール市は内陸地で山岳に囲まれた盆地であるため水資源、排水などの都市環境を適切なレベルに維持するためには限界がある。このため現在のカブール市の北方地区に新しい首都圏を開発し、人口増加への対応を進め、都市環境の維持による平和の安定を進めていく必要があり、20年に「カブール首都圏開発計画調査」によりカブール市と新都市開発地区を含むマスタープランが策定された。これを実現するために22年から「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」により新都市開発に係る都市人材の育成やインフラ整備支援を実施している。本協力は首都圏開発をプログラムとして、様々な支援策を盛り込み、未だガバナンス機能が脆弱なアフガニスタン政

府実施機関がカブール市及び新都市の開発を推進できる様に協力をしている。機構としても復興国における都市開発の支援という規模の大きな案件であるが、アフガニスタンは治安情勢が日々悪化している厳しい状況であり、計画通りに事業の推進ができない困難な制約環境の下で、第三国における研修等を組み入れるなど工夫して実施している。将来的にはカブール市の都市環境が維持されて人々が安心して生活できる基盤整備が整うことが期待されている。

- ミャンマー少数民族難民の帰還・定住支援

ミャンマーにおいては24年3月に発足した新政権が民主化・国民和解に向けた動きを進めており、中でも連邦政府と少数民族武装勢力の停戦合意が締結されたミャンマー南東部地域（カレン州・モン州）においては、タイ国境を越えて避難していた難民（24年9月時点で14万人）や国内避難民の帰還も期待されている。こうした中、ミャンマー政府は、長年の協力関係を構築してきた機構に対して他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援の要請を行った。このような状況を踏まえ、機構は24年度に「ミャンマー国少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査」を開始し、ミャンマー南東部地域における開発課題の分析及び中長期的な開発の方向性についての検討並びに優先度の高い事業の整理を行うとともに、難民・国内避難民の帰還・定住を支援するための給水施設や生活道路の整備、農業や雇用等の生計手段の確保に係る緊急的なニーズの確認を行った。タイ国境に隣接し東西経済回廊が通過するという開発ポテンシャルをいかした中長期的な地域総合開発の方向性を検討し、帰還民が安心して定住できるよう、安定した雇用や生計手段の確保につなげる狙いがある。また、タイ側にいる難民や関係者の意向も確認する等、全ての計画策定プロセスに少数民族の声を反映させる仕組みを構築することにより、同地域の和平プロセスへ貢献し、ミャンマー少数民族地域の開発モデルを構築することを目指している。本調査では、緊急的なニーズに対応すべく、ファスト・トラック制度を適用し、通常よりも迅速な調査実施を行った。また、難民が帰還する前からの支援は機構としても前例がなく、和平交渉プロセスを慎重に見極め、様々なシナリオを想定する必要があり、新しいチャレンジでもある。

- 南スーダン支援

23 年 7 月に独立した南スーダンにおいては、国連南スーダン派遣団（UNMISS）をはじめ国際社会の協力を得ながら国づくりを進めている。しかし、同国では、国内においては行政能力の欠如や、政治的権力争い、伝統的部族間対立や蔓延する武器の問題が残されており、国外においてもスーダンとの緊張関係の継続等、内憂外患の状況に置かれている。こうした状況を踏まえ、機構は、現地における平和の定着に貢献すべく、「新国家建設支援」や「基礎生活向上支援」に取り組んでいる。具体的には、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や、政府の能力向上（人材育成）をめざしに「ジュバ河川港拡充計画」や「ジュバ市水供給改善計画」等の案件を実施している。また、首都のジュバ地域以外でも機構の支援は実施されている。例えばスーダンとの国境に近いアッパーナイル州の州都マラカルは、かつては南部スーダン 3 大都市の一つとして発展していたものの、長期の内戦の結果あらゆるインフラは荒廃し、人々の生活環境は著しく悪化したままである。他方で、首都ジュバとの政治的・地理的距離や政情不安によって、政府及び諸外国による支援が届きにくくなっており、給水施設や道路等をはじめとする社会経済インフラが依然として不足する一方で、帰還民や国内避難民の流入は勢いを失わず、マラカル

タウン全体が無秩序に拡大しつつあるのが現状である。これらの状況を受け機構は、2022 年を目標年とするマラカルタウンの総合開発計画（マスタープラン）を作成するとともに、優先プロジェクトの選定・計画策定、給水・港湾・道路の各分野で具体的なパイロットプロジェクトを実施する「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済インフラ総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を実施している。

- **コートジボワール中部・北部紛争影響地域における行政機能回復の支援**

構造的な紛争要因として、地域の開発格差が指摘されるコートジボワールにおいて、中部・北部地域は、平成14年の内戦発生以降、南部と分断され、社会経済構造・司法体制・治安面で甚大な悪影響を受け、過去10年間で貧困率は大きく悪化した。22年4月に内戦が収束し、中部を含む複数の地域において徐々に安定した状況へと回復しつつあることを受け、特に開発が遅れ、紛争中行政機能が停止していた中部・北部地域を対象として、早期の行政サービスの回復を図るべく、24年度に「北部行政機能に係る情報収集・確認調査」を実施した。同調査を通じて、地方開発実施体制の構築及び行政サービス提供を担う人材の育成が喫緊かつ中長期的な課題であることが確認された。特に住民のニーズが高い基礎行政サービス（給水、教育等）について、紛争影響を強く受けた地域の緊急ニーズ（給水施設の復旧や学校・保健施設等の修復等）に対応しながら、複数のセクターで地方行政官の能力を強化することを目指した案件を形成している。なお、プロジェクト対象地域には、現地の治安情勢等の観点から邦人関係者が協力対象地域にアクセスすることが困難な時期や地域があるため、協力対象地域の近くにアクセス可能な法人関係者が拠点を設け、同拠点をベースにカウンターパートを呼び寄せて研修等を行うなど、治安状況を加味しつつ、当該地域の平和構築への継続的な支援を実施する工夫を行っている。

- **中東地域の安定化に向けた取組**

数多くの不安定要因を抱える中東地域に対し、機構は多角的なアプローチで平和構築支援を実施している。パレスチナ地域では、「平和と繁栄の回廊構想」に基づき、ジェリコ市における農産加工団地の建設等に対する技術協力、無償資金協力を駆使した支援を実施している。同地域の経済力の底上げによる安定化を図るとともに、イスラエル等周辺国との対話による信頼醸成プロセスも組み込んだアプローチを推進している。また、日本のイニシアティブのもとに立ち上げた「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」の枠組みのもとインドネシアやマレーシア等東アジア諸国や国際機関との連携によるパレスチナ支援も推進中であり、過去長期にわたって中東地域の不安定要因となっているパレスチナ問題の改善を図っている。イラクに対しては、イラク戦争終結後未だ続く国民生活の疲弊を緩和すべく、円借款、技術協力を駆使し、石油・ガス、農業、電力、上下水道、教育、保健・医療等、幅広い分野において、民生安定化のための経済・社会インフラの整備、ガバナンスの強化を図っている。イラク側からの高い期待に応え、日本企業の参加を慫慂する取組を行っている。一方、新たな地域不安定化要因となることが懸念される所謂アラブの春に対しては、その後の民主化や失業問題等の緩和による国民生活向上に資するため、エジプトやチュニジア等への選挙支援や開発計画策定支援を迅速に実施し、今後も更なる展開を図るべく案件形成を行っていく。今後は、未だ内戦状態の続くシリア（周辺国に流入した難民を含む）、新体制の下復興が始まりつつある

ものの、テロの温床化が懸念されるイエメンに対する支援の展開を検討していく。

③ 平和構築案件の戦略性を強化する取組

➢ **紛争予防配慮及び平和の促進の視点を確実に入れる取組**

・ 紛争影響国・地域での実施を予定している新規の平和構築案件については、24年度から機構内の平和構築担当部署が横断的見地からの対象地域や受益者選定に係る紛争予防配慮の観点からの留意事項、紛争要因を低減するための工夫、他の類似案件からの教訓等の助言を要望調査の段階において実施している。

➢ **紛争影響国・地域における事業評価のあり方を整理**

・ 紛争影響国・地域における事業評価の手引きを24年度に策定し、導入を開始した。同手引きの導入を通じ、①紛争影響国・地域で実施する全ての事業に対し、紛争要因の排除・縮小に貢献するよう工夫しているか、あるいは紛争要因を助長しないかチェックするといった評価視点を導入すること、②流動的な治安や政治状況が事業に与える影響に適切に対応するため柔軟な計画の見直しを行うこと、③事業計画段階から想定されるリスクと対応策について関係者と共有・記録しておくこと、等の対応を強化することを目指している。同手引きの導入を契機に、将来の国際協力人材を育成するために機構が実施している能力強化研修に「紛争影響国・地域の事業評価」コースを新たに立ち上げ、紛争影響国における事業評価の考え方及び通常国での事業評価に加えて紛争影響国・地域でみるべき評価視点等の理解・習得を促した。

➢ **復興支援・平和構築支援の対象国・地域における緊急ニーズに対応するための迅速な事業展開と協力効果の早期発現を目指した取組**

・ 生活基盤の再建に不可欠な基本インフラを早急に復旧するニーズ、あるいは平和の配当を示すニーズのある復興支援・平和構築支援の対象国・地域では、迅速な対応が求められる。このようなニーズに応えるために、機構はこれまでにスリランカ、スーダン、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ハイチをはじめとする国や地域において迅速な事業展開と協力効果の早期発現を最優先課題として、開発調査型技術協力（緊急支援）を実施し、13カ国28件において同調査の中で社会基盤インフラ整備や再定住支援等における工事発注等を行ってきた。他方、復興支援・平和構築支援の対象国・地域での工事発注では、復興支援特有の各種リスクが伴うため、これらを整理するべく、プロジェクト研究「緊急開発調査のあり方検討（フェーズ3）」を24年度末に立ち上げ、検討を開始した。

④ 復興時における面的な展開や他の協力との連携を図りやすくする支援の開始

● 復興支援の初期段階における社会基盤インフラ整備は、復興基盤を支える上で重要であり、日本の無償資金協力の活用は、協力対象地域への紛争終結による目に見える具体的な平和の配当としても有効である。復興支援国では治安情勢等により邦人の現地活動が制限されるため、日本の技術力を活用した一般プロジェクト型の無償資金協力を実施することは困難であり、これまではその多くを外務省が担当する国際機関を経由しての無償資金協力で支援を行っていた。しかし、国際機関を経由する無償資金協力では機構が実施する案件との相乗効果は発現しにくくなる。このため、24年度より、無償資金協力の設計積算を機構が実施し、その成果品を現地でのオペレーションが可能な国際機関が引き継ぎ事業を進める仕組みを導入した。これにより、邦人関係者が活動を制限される中

でも有効な支援を実現する方策を取ることができる。具体的には、アフガニスタン国カブール首都圏開発プロジェクトの関連で、国連機関を調達代理機関として道路建設等を行う無償資金協力を実現したものである。

➢ **平和構築に携わる人材の育成**

・ 「平和構築を担う人材」として、通常の開発案件を担えるだけの知識や能力を有する人材に加えて更に平和構築に係る知識や分析能力を有する人材の育成に取り組んでいる。具体的には、能力強化研修において「平和構築・復興支援（PNA演習）」コースを実施し、PNAへの理解促進に努め、紛争影響国・地域という特殊な状況に配慮した案件の計画・実施能力の向上に取り組んだ。

・ また、コンサルタント業界との平和構築分野勉強会も立ち上げ、機構の平和構築に係るアプローチの説明や、業界内において復興支援案件に係るノウハウの共有促進を行い、モデル的なアプローチの確立や共有に向けて活動を開始した。

⑤ 平和構築に関する知見の蓄積及び共有・発信

➢ **紛争後の国や地域における雇用生計向上のあり方について整理し、その成果を国際社会に発信**

・ 機構は紛争後の国や地域における人々の生計向上と雇用確保を促進するために有効な事業のあり方について、これまでの機構事業の経験をレビューし教訓を導き出す取組を行っている。24年度は、9カ国12事例で「紛争国における雇用と生計向上に係る情報収集・確認調査」を実施し、大きく変動する労働市場ニーズへの対応、元戦闘員や帰還民などの特別なニーズを持つグループへの対応、生計向上支援を通じた和解促進のあり方等、紛争影響国特有の課題について、効果的なアプローチを整理した。24年11月に開かれたTICAD V閣僚級準備会合（於、アジスアベバ）での「平和構築支援における若年層雇用」をテーマにしたシンポジウムにおいては、同調査の成果を、シンポジウムに参加した各国代表団、エチオピア政府、国際機関関係者ら約70人に対して発表した。シンポジウムでは、若年層の失業率の高さが紛争の発生や再発に直結すること、それを防ぐために前述の効果的なアプローチをどのように適用したかについて、ルワンダの元戦闘員への職業訓練、南スーダンの職業訓練機関強化案件の事例報告の形で発信し、多くのアフリカ各国閣僚から共感を得られた。

➢ **地雷除去、不発弾対策に対する機構の知見を共有**

・ 地雷・不発弾対策支援についてカンボジアでの日本の協力を通じて蓄積してきた知見を9月に開催されたクラスター弾禁止条約締約国会議を通じ、国際社会に対して発信した。また、同じく地雷除去のニーズが高いアンゴラ、ミャンマーに対し、カンボジアの経験をもとに、機構の知見を共有した。

➢ **国家の統治機能の回復に対する支援（政府機能の再建と民主的制度構築）：紛争予防の観点でのコミュニティ開発と脆弱な地方行政への関与のあり方の検討**

・ コンゴ民主共和国「バ・コンゴ州カタラクト県コミュニティ再生支援調査」のフォローアップ調査を通じ、紛争後に十分な行政のキャパシティがない中、基礎的インフラや社会サービスの不足に直面し、また紛争の影響を受けた人々を抱えるコミュニティへの支援の効果的なあり方の検討

を24年度に開始した。今後その有効性を検証し、25年度以降、他案件への適用や、TICAD Vサイドイベントでの発表等、国際機関等との共有を行う予定。

➢ **治安強化に対する支援（テロ・海賊対処能力向上、海上・航空保安体制強化）**

・ テロ・海賊行為は、開発途上国のみならず、先進国を含めた国際社会全体に直接影響を及ぼし、持続的な成長を阻害する重大な地球的規模の問題であり、日本の戦略的外交に直結する政策課題として挙げられている。海上保安分野ではフィリピン、インドネシア、マレーシアを中心にASEAN全体への海上保安能力向上のための地域的な協力を展開してきており、24年度はソマリア沖・アデン湾における海賊行為防止のために、東アフリカ諸国における協力の可能性を調査し、ジプチを対象とする海上保安プロジェクトを立ち上げた。航空保安分野についてはASEAN域内において次世代航空保安システムへの移行促進のための技術協力をフィリピン、インドネシアのほか、カンボジア、ラオス、ベトナムを対象に広域プロジェクトとして実施しており、24年度は無償資金協力により、アフガニスタン、ミャンマー、ネパールで航空保安・空港保安機能強化のための機材整備を実施した。

(3) 主要な投入（インプット）の実績

平和構築分野に対する 24 年度の投入実績は以下のとおりである[1]。

技術協力（支出実績）	153.02 億円
無償資金協力（承諾実績）	361.74 億円
有償資金協力（承諾実績）	769.69 億円

(4) 主要な成果（アウトプット）の実績

①平和構築支援を展開した国、地域の数：

40カ国（うち8カ国については当該国の特定地域を支援）

②直接的・間接的に能力向上の対象となった人数：

6億6,953万人（①の人口の合計）

<table>
<tr><td rowspan="2">評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・指標 4-1　平和構築への取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
<u>・人道支援から開発支援への途切れのない迅速な事業展開</u>
　ミンダナオ和平に係る枠組み合意やミャンマー新政権の少数民族武装勢力との停戦合意後の早い段階から当該国の支援に着手し、治安が不安定な中で要員の安全に十分な配慮を行いながら人道支援から開発支援への途切れのない支援の実施と紛争再発の低減に貢献した。</td></tr>
<tr><td>イ</td></tr>
</table>

[1]政治・社会・治安分野で紛争要因や紛争に起因する課題を多く抱えている国・地域（アフガニスタン、フィリピン・ミンダナオ等）で実施している全事業、及び周辺国等において実施している和解・共存、難民・帰還民支援等、平和構築課題に関連する事業

		・現状に即したきめ細かな平和構築支援戦略の策定 平和構築支援のより戦略的・効果的実施に向けて現地状況を適確に把握するための平和構築ニーズ・アセスメント（PNA）をミャンマー、ソマリア、スーダンで実施し、現状及びニーズに即したきめ細かな平和構築支援戦略を策定した。 ・平和構築重点対象国に対する支援 フィリピンでは、ミンダナオ武力紛争により最も貧しい地域となったミンダナオ島中西部地域に対し、社会・経済開発事業（J-BIRD）を通じた支援やミンダナオ国際監視団（IMT）への要員派遣を 18 年 10 月から現在に至るまで継続的に実施し、「和平プロセスのための枠組み合意」の締結に貢献した。なかでも、内戦再開時に IMT が 20 年から 1 年間撤退した間も機構は要員の現地駐留を継続したことは、フィリピン政府、モロ・イスラム解放戦線（MILF）の双方から厚い信頼を得ることにもつながった。 アフガニスタンでは、帰還民等によるカブール市の急激な人口増に起因する都市環境や治安状況の悪化、貧困層の増加が懸念される中、新しい首都圏開発に向けた支援を通じて、都市環境の維持による平和の安定に取り組んだ。 ミャンマーでは、新政権発足後、他ドナーに先駆けてカレン地域の難民帰還支援を実施した。24 年度に開始したプログラム形成準備調査により、少数民族の意向を反映させる仕組みを構築し、同地域の和平プロセスの促進と少数民族地域の開発モデルを構築することを目指している。 南スーダンにおいては、「新国家建設支援」や「基礎生活向上支援」の視点から、道路・橋梁等の基礎インフラ整備や政府の能力向上（人材育成）等、現地における平和の定着への協力を実施した。 ・テロ・海賊への対処能力の向上（海上・航空保安体制強化に対する支援） ソマリア沖における海賊行為防止のため、ジブチを対象とする海上保安プロジェクトを立ち上げたほか、アフガニスタン、ミャンマー、ネパールでテロに対する航空保安・空港保安機能強化のための機材整備を実施した。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 とりわけ、ミンダナオ和平プロセスにおける JICA の取組は現地の双方の関係者から高く評価されており、特に優れた実績と言える。なお、引き続き要員の安全確保に十二分に配慮して、人間の安全保障を念頭に置いた平和構築支援を推進するよう期待する。

小項目 No.5　事業マネジメントと構想力の強化

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化
小項目	5. 事業マネジメントと構想力の強化
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 （ホ）事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上 ● 国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCA サイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。 (2) 事業構想力・情報発信力の強化 （イ）事業構想力の強化 ● 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに 50 ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。 ● 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。 ● 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地 ODA タスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。 【年度計画】 （ホ）事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上 ① 「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂し、プログラム・アプローチ推進のための基盤を整備するとともに、同ガイドラインに基づきプログラム計画書を策定し、質の高いプログラム形成に努める。 ② 各プログラム・プロジェクトにおける事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底するとともに、成果達成状況の「見える化」を図る。 ③ 事後評価結果等から得られた教訓を事業実施へフィードバックするよう、機構内で推進する。 ④ 総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を実施している優良案件の事例を収集し、関係者に共有することで意識向上を図り、キャパシティ・ディベロプメント案件の質の向上に努める。

	⑤ 平成 24 年度の三角協力取組方針（仮称）を策定する。また同方針に則り、優良案件の蓄積、提供可能な情報の整理、案件形成時の協議体制構築を行い、より質の高い三角協力案件の形成・実施に努める。 （2）事業構想力・情報発信力の強化 （イ）事業構想力の強化 ① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で 34 ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。 ② 毎年度の事業方針に基づき、地域別事業方針を策定する。 ③ 戦略的な事業を形成するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、課題や分野別の指針等の策定・更新を行いつつ、援助機関としての専門性を強化する取組を行う。 ④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO 等との対話を通して得た知見や課題解決のための知見、経験、情報を共有する。

要旨

機構は、事業の戦略性強化及び事業マネジメント強化のため、プログラム・アプローチの推進、PDCA サイクルの強化、事業構想力の強化等に取り組むとともに、具体的にミャンマーにおいて迅速かつ包括的な事業の立ち上げを行った。

プログラム・アプローチの推進に向けては、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂してプログラムの形成やモニタリング等に関する内容の充実を図ったほか、プログラム計画書により政府と中期的な協力計画を共有するための枠組みを確立するなどして、プログラム・アプローチを推進するための基盤を整備した。

また、ミャンマーにおいてはプログラム・アプローチに必要な相手国の開発計画が不十分な中で、日本側及びミャンマー側双方の関係者と対話を行い、ミャンマー政府の改革を上流から支援するための技術協力、改革の成果をいち早く国民が享受できる資金協力、中長期的な開発計画の策定支援等を組み合わせた案件形成に努め、短期間で大規模かつ包括的な支援策をとりまとめた。新規円借款の再開にあたって課題となっていた過去の累積延滞債務の解消を踏まえ、24 年度は、日本政府の経済協力方針の①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の 3 つの分野において技術協力 5 件の開始、有償資金 511 億円のプレッジ（23 年度はプレッジなし）、無償資金協力 235 億円（23 年度は約 9 億）の贈与契約（G/A）締結を行った。

PDCA サイクルの強化については、14 分野に対する方針や成果を数値も用いて取りまとめた「課題別事業成果」の改訂と公開等を行うとともに、プロジェクトレベルでの現状・成果等を体系的に可視化した「見える化サイト」に計画どおり 704 件の事業を新たに掲載（累計掲載件数は 1,508 件）したほか、案件の進捗に応じて 193 件の内容の更新を行った。同サイトへのアクセス数は 707,053 ページビュー（PV）で前年度を上回り（23 年度 : 589,123）、累計 1,527,800 に達した。PDCA サイクルの徹底に向けては、「事業事前評価表」への過去類似案件からの教訓の記載を徹底し、事業評価結果等から得られた教訓の新規案件へのフィードバックを促進した。

総合的能力開発（CD）に関しては、機構関係者に対する研修等を通じて、優良事例の共有を図り、CD の視点の事業への反映に努めた。三角協力に関しては、24 年度も、国際会議の場などで機構の役職

員がパネリストとし登壇して機構の取組や知見を積極的に発信し、12 月にウィーンで開催された国連南南協力 EXPO2012 では、南南協力に関する機構の 40 年近くにわたる主導的な取組に対して南南協力賞が授与されたほか、2 件の事業が優良事例として表彰された。

事業構想力の強化に関しては、新たに 10 カ国の JICA 国別分析ペーパー（AW）を策定し、累計で 20 カ国・地域分が完成した。加えて 16 カ国については完成に向けた最終的な手続き段階にあり、累計 36 カ国・地域において AW の内容を実質的に固めるに至った。AW の内容については、積極的に関係者と共有し、AW に示された方向性に沿った協力の形成を図った。

地域別事業方針については、全体の事業方針に基づき、6 地域部毎に地域別事業展開の方向性を定めた。課題対応力の強化に関しては、課題別指針の整備を進め、24 年度は「経済政策（公共財政管理）」、「情報通信技術」を追加し、20 の分野課題において計 37 の指針を策定・外部公開した。

ナレッジマネジメント（KM）の強化に向けては、KM 体制整備、意識改革、時間と場の創出、人事制度の 4 つのテーマからなる KM 推進作業部会を立ち上げ、集中的かつ全組織的な検討協議を行って、「JICA ナレッジマネジメント推進計画（提言）」を取りまとめた。ナレッジの整備と公開については、累計で 5,652 件の案件情報を整備するとともに、新たに 608 件のコンテンツを整備した。

現地（拡大）ODA タスクフォースにおいては、当機構の知見・経験・情報を公的機関のみならず商工会、NGO 等とも共有し、援助の円滑な実施を図るとともに、日本政府の政策である民間企業の海外展開等の推進に貢献した。

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

- 機構は、開発途上国との政策協議や JICA 国別分析ペーパー（AW）等を通じた国・地域別分析を実施し、取り組むべき開発課題を明確にした上で、達成すべき具体的な開発目標を設定し、同目標の達成までの協力シナリオに基づき事業を形成・実施していくプログラム・アプローチを推進している。
- 戦略性の高い協力プログラムを形成するため、24 年度は、21 年度に策定された「協力プログラムの戦略性強化にかかるガイドライン」を改訂し、協力プログラムの形成段階におけるプロセスや留意事項を明確にしたほか、協力プログラムの実施段階におけるモニタリング体制や方法についても考え方を整理し、プログラム・アプローチを一層強化していくための基盤整備を行った。また、限られたリソースを最大限活用して、戦略的に協力プログラムを展開していくためには、リソースを集中的に投入すべき開発課題を明確にする必要があるため、AW を活用しつつ一層の「選択と集中」を進めた。
- 個々の協力プログラムについても、戦略性の向上に繋がる取組が進展した。具体的には、「事業展開計画」[1]をベースに、必要予算も踏まえつつ、同文書に将来的に案件形成・実施を想定する案件を付記することにより、中長期的な視点に立って当該協力プログラムの全体像を議論・明確化する取組に着手した。今後、日本政府や相手国関係機関等とも同取組の結果を共有していくことにより戦略性強化をすすめ、「選択と集中」及び援助の予見性向上にもつながることが期待される。
- 戦略性の向上とプログラム運営の効率化の先行検討のために政府との間で選定が行われている「パイロット・プログラム」に関しては、23 年度末に実施が決定したタンザニアの「コメ生産能力強化プログラム」に加えて、24 年度は、ガーナの「アッパーウエスト州母子保健サービス強化プログラ

[1]国別援助方針策定国については同方針の別紙として位置づけられる

ム」、インドネシアの「ジャカルタ首都圏投資促進のための運輸交通環境整備プログラム」、バングラデシュの「基礎教育の質の向上プログラム」の 3 件について、機構の提案する実施内容に基づきパイロット・プログラムとして実施することが政府により決定された。また、これら以外にも、15 の協力プログラムについてもパイロット・プログラムの候補として具体的な計画案の策定を進めている。

- 戦略的なプログラム形成を行った事例としてミャンマーがあげられる。ミャンマーに対しては、24 年 4 月の首脳会談において、改革の進展に伴い経済開発から貧困削減・少数民族支援まで含む広範な協力が、新たな経協方針として示された。これを受けて機構は、日本側のリソースとして政府各省・機関、有識者、企業、市民社会からの広範な協力を得、ミャンマー側の政策決定者・立案者、有識者、民間セクター、少数民族代表などとの対話を行い、短期間に大規模かつ包括的な支援策をまとめた。加えて、経協方針の見直し以前に、ミャンマーを国際社会／国際金融界に復帰させるため、戦略的なアプローチを行ったことが、今回のミャンマー本格支援再開の特徴である。支援本格化には各国・機関への延滞の解消が不可欠であったが、日本がその先鞭をつけることで、国際社会をリードした。その中には、機構によるプログラム・ローンの形成や、これを基盤とした日緬両政府による政策対話も含まれる。

➢ ミャンマーにおける戦略的プログラム形成

(1) ミャンマーに対する新経済協力方針と迅速な案件準備

・ 日本は、欧米による経済制裁の中でもミャンマーに対して支援を継続してきたが、23 年 3 月に発足したテイン・セイン政権の政治・経済改革を踏まえ、24 年 4 月の日緬首脳会談で、従来の人道目的の支援（保健・教育、農業、防災に限定）から、経済開発から貧困削減・少数民族支援まで含む広範な協力を展開していくことが新たな経済協力方針として示された。機構は新方針に沿い、幅広いステークホルダーとの協議を経て、①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の 3 つの分野の協力案件を短期間かつ大規模に準備した。また、改革を整合的に進捗させ、日本政府と共にモニタリングするための枠組みを構築するなど、各種取組を推進してきている。

(2) ミャンマー政府及び幅広いステークホルダーとの協議

・ これまで本格的な援助を受けてこなかったミャンマーは、開発計画が不在の上、ドナーの援助モダリティにも不慣れであり、様々なニーズに直面しているものの、それらの解決のための政策を実施に移すことが困難な状態であった。1 年強にわたる集中的な対話の結果、先方政府内で、開発計画の検討、開発パートナーとの対話チャネルを含む援助受入れ体制の構築等、大幅な進捗があった。

・ 機構は、案件形成のために、日本政府各省・機関、有識者、企業、市民社会といった広範な協力を得て、セクター毎にオール・ジャパンでミャンマー側の政策決定者・立案者、有識者、民間セクター、少数民族代表などの幅広いステークホルダーとの対話を重ねたことで、短期間（24 年 2 月～25 年 3 月の 1 年強）に大規模な支援策をまとめ、ミャンマー政府の改革を政策の上流から支援するための技術協力、改革の成果をいち早く国民が享受できる（quick win）資金協力、中長期的な開発計画の策定支援等を組み合わせた案件形成を行った。

・ その結果 24 年度は、技術協力のプロジェクト 5 件を協力開始、さらに 25 年度に向け 6 件の準備を行うとともに、無償資金協力 235 億円の G/A 締結（23 年度は、約 9 億円）、有償資金協力

511 億円のプレッジを行う（23 年度は、プレッジなし）など、短期間に大規模かつ包括的な支援策が具体化した。（経協方針に基づき実施中及び実施予定の案件は末尾掲載の通り）

・ なお、インフラ支援を盛り込んだ経協方針の見直しに先駆け、ヤンゴン近郊のティラワ経済特別区（外国投資を活用し改革の成果を国民に裨益する重点事業）のマスタープランの共同策定につき政治的な合意が進められていた。また、経団連は「日ミャンマー経済関係の強化に関する提言」（24 年 4 月）を発表、円借款早期再開と共にティラワ開発を始めとしたインフラ整備を積極的に進めるべきとの提言を行った。機構はこれを受けて、日緬両国の関係者の結節点として、マスタープラン及びその後の案件化を推進している。

(3) 改革全般を推進する枠組み

・ 機構は、対ミャンマー経済協力方針を大幅に見直し、貧困削減から経済成長に至るまで幅広い分野への支援強化をするとの政府方針に対し、以下のような戦略的な枠組み作り・環境整備を行い、積極的な貢献を行った。

・ 新規円借款の再開にあたって課題となっていた過去の累積延滞債務の解消に向け、一部債権の放棄とともに、ミャンマー政府が民間金融機関から超短期のブリッジ・ローンを借り入れて円借款債務を返済、これに対して同額の新規円借款を供与することで延滞債務問題を解消する方向性が、24 年 4 月の日緬首脳会合で基本合意された。日本が先行して延滞解消の先鞭をつけることで、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）の国際金融機関に対する延滞の解消にも、ブリッジローン及び政策支援型借款を活用するとのロールモデルが形成された。

・ 累積延滞債務の解消を受けて供与した新規円借款は、ミャンマー政府による改革の進展を担保にした政策支援型借款の形態をとった。機構は、上記のステークホルダーとの協議を踏まえつつ、マクロ経済、社会セクター、ガバナンスの 3 分野において、ミャンマー政府関係部署（12 省･機関 27 局）と改革に向け今後実施すべき政策について緊密な議論を行った結果、ミャンマー側が進めるべき政策アクションとモニタリングの指標を「政策マトリクス」として体系化し、縦割りになりがちな先方政府にあって財務歳入省予算局長を委員長としたモニタリング体制を構築した（借款供与後 1 年間にわたりモニタリング実施）。上記政策マトリクス及びモニタリング委員会は、日本政府がミャンマー政府の改革姿勢を注視していくにあたって定期的な政策対話の場として機能する。

(4) 政策の上流部分からの関与：金融分野支援

・ 政策支援型借款と並んで、政策の上流部分から実施に移していく戦略的な支援の一例として金融分野の協力がある。金融セクター改革は、ミャンマー政府が進める市場経済化、民間セクター主体の経済発展、貧困削減に向けた financial inclusion の改善や外国投資誘致にあたって不可欠の要素であることから、長期的視野に立った包括的な計画の策定が必要であり、その過程では多様な関係機関からの知見・経験が求められる。また、中銀や政策金融といった公的セクターから民間金融機関まで対象が広いこと、システム整備等のインフラから人材育成まで相互に関係ある分野に包括的に取り組んでいく必要がある。

・ これらに応えるため、機構は 24 年 11 月に日本の官民金融関係者から成る合同ミッションを派遣、25 年 2 月にはミャンマー財務歳入副大臣を招聘、日本政府や金融業界関係者との綿密な意見交換を実現し、重層的な政策対話を続けている。今後の効果的・効率的な支援のために、機構が日緬の関係者の結節点となり、官民連携による一貫性のある支援を推進することが非常に重要となってきている。

対ミャンマー経済協力方針

経済協力方針	Ⅰ. 国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）	Ⅱ. 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）	Ⅲ. 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援
具体的協力の進捗（例）	●農業・農村開発 －小規模養殖普及（技協）（実施中）＊ －農業大学校の施設・機材整備（無償）（実施中） －農民参加による優良種子増殖普及（技協）（実施中）＊ －節水農業技術開発（技協）（実施中） －小規模畜産振興（技協）（実施中） －灌漑施設改修（円借款）（調査中） ●少数民族地域への支援 －カレン州の道路建設機材供与（無償）（実施中） －カレン州・モン州における帰還民定住促進支援のための地域開発（技協）（実施中） －シャン州における麻薬代替作物支援（技協）（実施中）＊ ●防災 －洪水復旧機材購入支援（無償）（実施中） －沿岸部防災機能強化（ﾏﾝｸﾞﾛｰﾌﾞ植林）（無償）（実施中）＊ －エーヤワディ・デルタ輪中堤復旧機材整備（無償）（実施中） －気象観測装置整備（無償）（実施中） －自然災害早期警報システム構築（技協）（実施予定） －災害多発地域道路技術改善（技協）（実施中） ●医療・保健 －中部地域保健施設整備（無償）（実施中） －病院医療機材整備（無償）（実施中） －主要感染症対策（技協）（実施中） －保健行政向上（技協）（実施予定） －社会福祉行政官育成（ろう者の社会参加促進）（技協）（実施中）＊ ●地方開発・貧困削減 －地方開発・貧困削減事業（円借款）（実施中）	●市場経済化支援 －経済改革支援（技協）（実施中） －経済特区（SEZ）開発政策支援（技協）（実施中） －通関・税関近代化（技協）（実施中） －証券監督能力強化（技協）（実施中） －銀行業務改善（本邦研修）（実施中） －中央銀行業務ICTシステム整備（無償）（調査中） ●民主化支援 －地方自治研修（技協）（実施中）＊ －法制度整備・法曹人材育成支援（技協）（実施予定） ●産業技術者育成・制度整備 －日・ミャンマー人材開発センター（技協）（実施中） ●教育支援 －人材育成奨学計画（無償）（実施中） －基礎教育の改善（技協）（実施中） －教員養成大学改善（無償）（調査中） ●JICAボランティア事業の開始 －シニアボランティア事業（実施中）	●ヤンゴン・ティラワ地域開発構想 －ティラワ周辺インフラ開発（円借款）（一部実施中） －ヤンゴン都市圏インフラ開発（各スキーム）（調査中） －ヤンゴン都市圏上下水道整備（各スキーム）（調査中） ●交通・通信網の整備 －全国航空保安設備整備（無償）（実施中） －ヤンゴン市渡河船供与（無償）（実施中） －ヤンゴン港・内陸水運施設改修（技協）（実施中）＊ －鉄道サービス・運営改善（技協）（実施予定） －全国運輸交通セクター開発（各スキーム）（調査中） －基幹通信網改善（無償・円借款）（一部実施中） ●エネルギー －バルーチャン第二水力発電所補修（無償）（実施中） －電力緊急リハビリ（円借款）（実施中） －ヤンゴン都市圏電力設備改善（円借款）（調査中） －ヤンゴン市電力アドバイザー（技協）（実施中）

＊印の案件については2012年2月以前から行っていたもの。

図 5-1　対ミャンマー経済協力方針

指標 5-2　事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

- 課題別の事業成果を対外的に発信することを目的として、24 年度も引き続き「課題別事業成果」を作成した。国民にもわかりやすく事業の成果を示すべく、支援した教室数や道路総延長などの数値を用いて説明し、教育、法整備支援、気候変動など 14 の分野における事業成果を取りまとめ、24 年度は「2012 年 6 月版」を機構のウェブサイト上に公開した。
- ODA に対する国民の理解と支持の一層の促進を図るため、プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化することを目的とする「ODA 見える化サイト」への掲載に引き続き取り組んだ。24 年度は 704 件（23 年度は 702 件）の事業を新たに掲載し、累計掲載件数は 1,508 件となった。うち、過去 10 年間に事後評価を実施した無償・有償の完了案件 1,043 件についても遡って掲載を進め、24 年度末までに 616 件を掲載し、25 年度末までに全対象案件の掲載を完了する予定である。なお、掲載済み案件についても、案件の進捗状況をわかりやすく伝えるため、193 案件について内容の更新を行い、質の向上を図った。同サイトへのアクセス数の実績はページビュー707,053（23 年度は 589,123）で、累計で 1527,800 に達した。
- 新規事業を実施するに当たって過去の類似案件の教訓から活用可能なものを抽出すべく、事業の計画策定段階にて作成する「事業事前評価表」に「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設けている。抽出された教訓を活用した事例は以下のとおり（インドネシアの技術協力プロジェクトの案件形成において、ベトナムで実施された同分野の類似案件で抽出された教訓を活

用したもの）。

- ➢ インドネシア「3R[2]及び適正廃棄物管理のためのキャパシティディベロップメント支援プロジェクト」へのベトナム類似案件の教訓活用（技術協力）
- ・ ベトナム「循環型社会の形成に向けてのハノイ市 3R イニシアチブ活性化支援プロジェクト」（技術協力）では、モデル事業を定着させ、プロジェクト終了後も継続的に実施していくため、同市の廃棄物条例の策定を支援し、その結果として廃棄物の分別処理導入にかかる関係者の責任や必要な財政措置等を含めた条例が制定された。条例案策定に当たっては、ベトナム中央政府、ハノイ市政府、公社、市民団体等関係者間会合を複数回開催し、参加者の意見を条例案に反映させ、関係者が主体的に取り組むための体制を整備したことが、関係者のオーナーシップを高め、プロジェクトの自立発展性に寄与した。
- ・ インドネシアで実施される本事業では、これらの教訓をいかし、3R 活動と廃棄物管理活動の継続的な実施に必要な中央政府レベルの省令や対象都市レベルでの市の条例の整備に関する支援をより重視した計画とした。また、本プロジェクトにおいても関係者間の定期的な会合や、住民参加型のワークショップ、中央政府と地方レベルの対象都市の共同によるモニタリング実施などを活動計画に取り込み、より実効性のある制度・組織体制構築に努めている。

指標 5-3　総合的能力開発（CD）支援の推進状況

- ● 総合的能力開発（Capacity Development、CD）とは、開発途上国自身が主体的に、個人や組織、社会などの複数のレベルの総体として、キャパシティを向上させていくプロセスを指す。外からの能力構築を目指すキャパシティ・ビルディングに対して、CD の特徴は、キャパシティを「開発途上国が自らの手で開発課題に対処するための能力」と定義し、開発途上国自身の主体的な努力（内発性）を重視することにある。機構は、開発途上国の CD を側面的に支援するファシリテーターの役割を担っている。
- ● 機構はこれまでにマニュアル、執務参考資料等の整備や職員、専門家等内外の関係者に対する研修等を実施し、CD の概念と重要性の普及に努めてきた。24 年度は、引き続き内外の援助関係者に対する派遣前研修等にて CD に係る講義を実施したほか、優良事例の整理・共有を通じて、事業における CD の視点の反映に努めた。CD の優良事例については以下のとおり。

➢ **CD の視点に立った事業の実施：法・司法制度改革支援プロジェクト　フェーズ 1、2（ベトナム）**

- ・ ベトナムでは 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化が進む中で、民事法・商事法等の法制度の整備が急務とされており、機構は 1996 年（平成 8 年）から 10 年以上にわたり民商事関連法案起草の支援や法曹人材育成についての協力を行ってきた。法律づくりのプロセスにおいては、日本人専門家が常駐してベトナムの法律の理解に努めつつ、日本の法学者からの助言を得ながらベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院の職員とともに両国の法律の比較検討を繰り返し、最終的にベトナム人がベトナムの歴史的・文化的背景に合わせて完成させてきた。19 年からは、法令を運用する現場である地方司法機関及び法曹実務家の法令理解、裁判実務能力の改善を進めるために、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会を対象に、地方司法機関や法曹実務家の実務上の課題を踏まえた執務参考資料の整備や法令の改正に対す

[2] Reduce：廃棄物の発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用

る協力を行い、法律の整備だけでなく、人材育成や司法にアクセスできる環境整備を包括的に支援し、ベトナムにおける司法制度の改善に貢献してきた。このように、専門家が常駐しながら、中央・地方の関係者各層の能力開発を重層的に支援する日本の総合的能力開発（CD）支援のアプローチの有効性に対し、ベトナム側からは高い評価が寄せられている。

指標 5-4　三角協力の取組状況

- 機構は、南南協力・三角協力を開発途上国の CD プロセスを促進するアプローチとしてとらえ、研究所の主要研究テーマの一つである「事例分析に基づく CD アプローチの再検証」に関する研究の一環として南南協力・三角協力の事例分析を行い、多種多様な南南協力・三角協力のアプローチの体系的な整理と分析を行った。その成果の一部については、研究報告書として取りまとめたうえで、11 月にウィーンで国連南南協力事務所が主催した「国連南南協力エキスポ 2012」にて開発途上国関係者と合同発表を行ったほか、同研究報告書を配布した。同会合には、各国・国際機関の南南協力実施責任者を含め 1,000 人以上が会し、南南協力のあり方について議論するとともに、各国・機関の優良事例を共有した。機構は、南南協力の実施支援、優良事例や教訓の共有など 40 年近くの長きにわたる取組が評価され、南南協力賞を初めて受賞した。また、機構が実施している病院管理に関する三角協力（通称「きれいな病院」プログラム）及びドミニカ共和国と連携してハイチの農業普及員等の能力強化を支援してきた「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」がそれぞれ保健分野及び農業分野における問題解決につながる模範的な事例としてソリューション賞を受賞した。

指標 5-5　国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

- 機構は、多様化・複雑化する開発ニーズに対し、各開発途上国における事業をより効果的・効率的に計画、実施するために、JICA 国別分析ペーパー（JICA Country Analytical Work, AW）を策定し、国・地域別の開発課題の把握・分析及び協力の方向性を定めている。24 年度においても、AW 策定段階において、日本政府、相手国政府、他ドナー、NGO、民間企業等の関係者との協議や意見交換を丁寧に行うことで、事業の選択と集中に繋がる分析・検討を深め、AW の質の向上、更には AW を踏まえて実施する事業の質の向上を図った。AW の内容については、外務省が国別援助方針を策定するにあたっての参考資料として積極的に共有したほか、その他の外部関係者とも AW の共有を積極的に行った結果、機構の事業や協力の方向性に対する外部関係者の理解が深まるとともに、AW に示された方向性に沿った協力を着実に進めることができた。
- 24 年度は 10 カ国において新たに AW を策定し、累計で 20 カ国・地域の AW が完成した。加えて 16 カ国が完成に向けた最終段階にあり、累計 36 カ国・地域で AW の内容が実質的に固まりつつある状況である。AW の具体的な活用事例については以下のとおり。

➢ AW の活用事例

・ キルギスの AW 策定過程においては、大統領、首相以下、相手国政府関係者との間で協力の方向性に関する協議を行うとともに、他ドナーとの検討会を通じ、他ドナーのキルギスへの支援の方向性を踏まえ、AW の内容の妥当性を確認した。政策対話の場や国別援助方針の策定に加え、AW の分析を活用した協議を通じて、相手国政府や他ドナーの関係者の間で日本の協力の方向性に対する理解が浸透した。25 年 2 月の大統領訪日時には、国別援助方針や AW の分析を踏まえた円

借款案件の新規要請がなされた。また、援助重点分野につき、AW を基に日本大使館と協議し、日本政府として取り組むべき方針とその中で機構が取り組むべき重点分野を明確化し、国別援助方針の戦略性を向上させた。

・ モンゴルでは、23 年 8 月に AW 策定後の初めての要望調査となった 24 年度要望調査において、AW に基づき、選択と集中を意識した案件形成及び現地 ODA タスクフォース等を通じた先方政府との協議を重ねた結果、援助重点分野に合致した要請がなされた。具体的には、技術協力案件について、23 年度要望調査では 24 案件の要請に対し 2 件の採択に留まったのに対し、24 年度要望調査では 12 件の要請に対し 6 件の採択となった。AW の活用を通じ、機構の援助重点分野等に関する考え方をモンゴル国政府や日本の外務省等と積極的に共有したことが、優良案件のより効率的な形成、高い採択率という形で成果として現れたものである。

指標 5-6　国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

国・地域の分析・実施指針等の作成・活用状況

- ODA に関する政府の重点政策や方針を踏まえ、24 年度に機構が取り組むべき事業の全体方針（事業展開の方向性）を作成し、年度冒頭の理事会での審議を経て、中期計画・年度計画をはじめとする上位目標等を念頭に各部署が自律的に策定する部署別年間計画に反映している。24 年度は、地域別事業展開の方向性も部署別年間計画に含めることとした。
- アフリカ部においては、部署別年間計画において第 4 回アフリカ開発会議（TICAD IV）公約達成と TICAD V を見据えた取組、民間連携の促進と平和構築支援への取組、地域別・国別戦略の明確化等を 24 年度の基本目標として設定し、以下のとおり業務に取り組んだ。

➢ **アフリカにおける事業展開の方向性を踏まえた取組**

（1）TICAD IV 公約達成と TICAD V を見据えた取組

・ 20 年 5 月に開催された TICAD IV の 3 本柱である「成長の加速化」、「人間の安全保障の確立」、「環境・気候変動」に沿って日本政府が掲げた「横浜行動計画」及び対アフリカ ODA 倍増、最大 40 億ドルの新規円借款供与などの公約達成に向けて、迅速な事業展開に取り組んだ。その結果、対アフリカ ODA 倍増（9 億ドル/年から 18 億ドル/年：ネットディスバースベース）については 24 年時点で 18.5 億ドル、最大 40 億ドルの新規円借款供与については 43.3 億ドルを達成した。

・ TICAD V（25 年 6 月開催）を見据えて、過去 20 年間の日本のアフリカ開発に係るレビューを行い、各課題に対する協力方針や具体的な支援策及び目標設定に係る政府へのインプットを行うとともに、TICAD V における宣言文・行動計画の原案策定作業に貢献した。

・ 同時に、アフリカ開発について機構が蓄積してきた経験や考え方をまとめるとともに、TICAD V 及びその後のアフリカ開発についての国際的な議論への貢献を目的として、調査研究「For Inclusive and Dynamic Development in Sub-Saharan Africa」を実施した。同調査研究では、アフリカの実体経済・社会の現状・課題を現場主義の視点から分析し、開発金融・資金協力、人材育成・技術協力、平和構築に至るまでの包括的な提言を行なった。

（2）民間連携の促進と平和構築支援への取組

・ アフリカにおける民間連携関連情報を整理するとともに、民間企業への情報提供を強化し、東京、名古屋、大阪を含め、全国 7 都市でアフリカビジネスセミナーを日本貿易振興機構（JETRO）と

共催した。また、アフリカ展開を目指す民間企業10社をエチオピア、セネガルに派遣したほか、外務省主催のアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション2件（モザンビーク日伯合同、コンゴ（民）・ジンバブエ）の企画・実施を支援した。さらに、TICAD Vに向けて、TICAD V官民連携協議会に参加し、経団連等の民間経済団体とアフリカにおける官民連携策についての提言をまとめるべく議論に貢献した。

・ 平和構築支援や防災協力等の課題については、政府の公約や国際的な動向を踏まえ、南北スーダンやコートジボワールに対する支援を継続したほか、ソマリアへの支援の方向性案を策定した。

（3）地域別・国別戦略の明確化

・ 主要協力国を中心に、AW、課題別の分析・実施指針等に基づき、「持続的経済成長」「貧困削減（MDGs 達成への貢献）」「平和の構築」「地球規模課題への対応」等に資する、戦略性の高いプログラムの形成を推進した。

・ 「アフリカ稲作新興のための共同体（CARD）」、「理数科教育強化計画（SMASE）」、「みんなの学校」「KAIZEN」等の機構事業の広域展開を推進するとともに、日本の協力の柱となるインフラ支援においては地域経済共同体（RECs）との議論を踏まえつつ各地域の戦略を策定した。

分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

● 機構は、多様な開発課題を 23 の分野・課題に分類し、各分野における事業実施上の留意点や協力の方向性などを「課題別指針」として体系的にまとめており、24年度は新たに「経済政策（公共財政管理：和文）、「情報通信技術」（英文）の課題別指針を作成し、24年度末までに20の分野・課題[3]において計 37 の指針を策定・外部公開している（指標 5-7「機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況」参照）。

表 5-1　23 分野・課題における 41 課題（サブ・カテゴリー）

分野・課題	サブ・カテゴリー	分野・課題	サブ・カテゴリー
1. 教育	基礎教育、技術教育、ﾉﾝﾌｫｰﾏﾙ教育、高等教育	13. 自然環境保全	自然環境保全
2. 保健医療	HIV/AIDS対策、寄生虫対策、母子保健、看護教育、結核対策、マラリア対策	14. 水産	水産
3. 水資源/防災	水資源、災害対策（防災）	15. ｼﾞｪﾝﾀﾞｰと開発	ｼﾞｪﾝﾀﾞｰと開発
4. ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ	地方行政、法整備支援、統計	16. 都市開発/地域開発	都市・地域開発
5. 平和構築	平和構築	17. 貧困削減	貧困削減
6. 社会保障	障害者支援、社会保障（医療保険、年金、社会福祉）	18. 環境管理	環境管理（大気汚染/水質汚濁）、廃棄物管理、地球温暖化対策
7. 運輸交通	運輸交通	19. 援助ｱﾌﾟﾛｰﾁ/戦略	ＮＡ
8. 情報通信技術	情報通信技術	20. 評価	ＮＡ
9. 資源・エネルギー	ｴﾈﾙｷﾞｰ供給、省ｴﾈﾙｷﾞｰ、再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰ、鉱業	21. 南南協力	南南協力
10. 経済政策	経済政策、財政（公共財政管理）、金融	22. 市民参加	市民参加
11. 民間セクター開発	中小企業振興、貿易/投資促進、観光	23. 日本語教育	ＮＡ
12. 農業開発/農村開発	農業開発・農村開発		

[3]課題別指針になじまない「援助アプローチ」「評価」「日本語教育」を除いた20分野において課題別指針を作成している。

- また、重要課題・分野に関しては、上述の「課題別指針」とあわせて、機構の協力の基本方針を示す「ポジション・ペーパー」の策定・更新及び活用を進めている。24 年度は、「水・衛生分野の協力」、「公共財政管理」、「農業・農村開発」の 3 分野について新たにポジション・ペーパーを作成した。

指標 5-7　機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構内のナレッジマネジメント（KM）を推進する取組

- 機構は、援助機関としての専門性を強化すべく、事業の実施や調査研究等から得られた教訓、知見等を分析し、ナレッジとして蓄積、活用を図る、ナレッジマネジメント（KM）を推進している。25 年 1 月には、理事長自らが、事業成果の対外発信の強化、暗黙知から形式知への転換、コアスキルの習得と向上等、KM の取組の強化と方向性を機構内に発信して周知した。また、KM 推進作業部会と 4 つのサブタスク（KM 体制整備、意識改革、時間と場の創出、人事制度）を立ち上げ、KM 推進のためのアクションプランを作成した。

分野・課題における対応状況（ナレッジサイトの活用）

- 課題対応力を高める取組としては、指標5-6で既述の23分野・課題のノウハウの蓄積・発信に努めるべく、「分野課題別タスクフォース」を設置し、勉強会の開催、調査研究活動、各種報告書やガイドラインの作成、国際会議やシンポジウム等での情報発信等の活動を行っている。24年度は、既述の通り「経済政策（公共財政管理）」（和文）、「情報通信技術」（英文）の課題別指針を作成したほか、「水・衛生分野の協力」、「公共財政管理」、「農業・農村開発」のポジション・ペーパーを作成した。
- これら課題別指針、ポジション・ペーパーのほか、プロジェクト情報、国際会議等で使用された対外発信資料、分野課題別タスクフォースが発信しているニュースレター等を含む分野・課題情報を広く共有し、その活用を促進するためのデータベース（JICAナレッジサイト）を運用し、これら情報を内外に公開している。24年度は引き続きコンテンツの整備、拡充に取り組み、新たに608件の案件情報をJICAナレッジサイトに掲載し、累計で5,652件の案件情報を同サイトに掲載した。24年度は、同ナレッジサイトコンテンツに月平均1,097人のアクセスがあり、23年度（月平均/1,012人）から拡大した。
- また、国際協力人材・事務所員赴任前研修（23回）の実施や、新人職員研修（2回）等を通じて、同サイトの効果的な活用等、ウェブベースのナレッジマネジメントについて、組織内における更なる定着を図った。

指標 5-8　現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

- 機構は引き続き現地 ODA タスクフォース及び拡大現地 ODA タスクフォースに積極的に参画し、機構の知見・経験・情報を参加メンバーと共有することにより、公的機関のみならず商工会、NGO 等との一層の連携強化を図り、開発効果の向上に貢献した。特に、機構は日本政府の政策を踏まえ ODA を活用した民間企業の海外展開支援、インフラシステム輸出等に資する取組を進めているところであり、この関係で機構が現地 ODA タスクフォースにおいて行った具体的な活動事例は以下のとおり。

- カンボジアにおいて、本邦企業商工会会員を対象として、機構が実施しているインフラ整備に関する協力内容を説明するとともに、商社、メーカー、物流会社等、20 社程度の本邦企業と意見交換を行う機会を複数回設け、本邦企業の海外展開支援等にも資する ODA 案件の組成に活用した。
- 中東・欧州地域等において、「パッケージ型インフラ海外展開」を推進するために主な在外公館に配置された日本政府のインフラプロジェクト専門官と連携を密に取りつつ情報収集・整理を行うとともに、得られた情報を拡大現地 ODA タスクフォースのメンバーとも共有し、本邦企業の海外展開支援の具体的な方策について議論を深めた。

- また、現地 ODA タスクフォースにおける機構からの時宜を得た情報共有が援助の円滑な実施にも繋がっている。具体例は、以下のとおり。

  - 南スーダンでは PKO と毎週連携調整会議を開催しており、機構、政府連絡事務所（外務省）、PKO の 3 者の間で緊密な情報交換を行っている。「ナバリ地区コミュニティ道路整備計画」では、機構が実施した同地区の水文調査の結果を連携調整会議等で共有し、外務省の草の根・人間の安全保障無償による舗装工事や PKO による路盤整備、排水側溝の整備等の円滑な実施に貢献している。
  - バングラデシュの初等教育分野において、機構が派遣している専門家やボランティアの活動から得られた情報を現地 ODA タスクフォースのメンバーである大使館関係者に共有しており、相手国政府のセクタープログラムの年次評価会合等の主要な会議において、日本の支援の成果（同国自身の開発プログラムへの日本の支援の貢献）を実施機関レベルに留まらず、政府レベルからも効果的にアピールすることが出来た。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・ 指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況
・ 指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況
・ 指標 5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況
・ 指標 5-4 三角協力の取組状況
・ 指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況
・ 指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況
・ 指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況
・ 指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
機構は、事業の戦略性及びマネジメント強化のため、プログラム・アプローチの推進、PDCA サイクルの強化、事業構想力の強化等に取り組み、ミャンマーにおいては迅速かつ包括的な事業の立ち上げを行った。
プログラム・アプローチの推進に向けては、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂してプログラムの形成やモニタリング等に関す</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

		る内容の充実を図ったほか、プログラム計画書により政府と中期的な協力計画を共有するための枠組みを確立するなどして、プログラム・アプローチを推進するための基盤を整備した。 ミャンマーにおいてはプログラム・アプローチに必要な相手国の開発計画が不十分な中で、日本側及びミャンマー側双方の関係者と対話を重ね、ミャンマー政府の改革を上流から支援するための技術協力、改革の成果をいち早く国民が享受できるようにするための資金協力、中長期的な開発計画の策定支援等を組み合わせた案件形成に努めて、短期間（24 年 2 月～25 年 3 月）で大規模かつ包括的な支援策をとりまとめた。新規円借款の再開にあたって課題となっていた過去の累積延滞債務の解消を踏まえ、24 年度は、経済協力方針に掲げられる①国民の生活向上、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備の 3 つの分野において、技術協力 5 件の開始、有償資金協力 511 億円のプレッジ（23 年度はプレッジなし）、無償資金協力 235 億円（23 年度は約 9 億）の贈与契約（G/A）締結を行った。 PDCA サイクルの強化については、事業評価結果等から得られた教訓の新規案件のフィードバックのための「事業事前評価表」への過去類似案件からの教訓の記載を引き続き徹底した。 国・地域毎に開発課題を分析して協力の方向性を検討する JICA 国別分析ペーパー（Analytical Work）については、24 年度には 10 カ国分を策定して累計 20 カ国分を完成させ、36 カ国・地域分を最終化の段階まで進めた。 三角協力に関しては、24 年度も、国際会議の場などで機構の役職員がパネリストとし登壇して機構の取組や知見を積極的に発信し、12 月にウィーンで開催された国連南南協力 EXPO2012 では、南南協力に関する機構の 40 年近くにわたる主導的な取組に対して南南協力賞が授与されたほか、2 件の事業が優良事例として表彰された。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 なお、プログラム・アプローチについては、必ずしも機構単独で実施することが最も効果的とは限らないので、国毎の事情も考慮して効果的に実施していることを明らかにしておくことが望まれる。人材育成や社会的弱者支援においては、機構の社会開発の手法と経験を効果的に活用することを期待する。また、課題別指針やポジションペーパーの整備、活用等を通じ、事業の質の向上及び知的発信の更なる強化につなげるよう期待する。ミャンマーについては、対話する相手の対応など、今後の実施状況を慎重に見極めることにも引き続き留意する必要がある。

小項目 No.6　研究

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（2）事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化
小項目	6．研究
中期計画/年度計画	【中期計画】 開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。 具体的には、 ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。 【年度計画】 機構が蓄積した知見を活用しつつ、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を推進する。あわせてワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ウェブサイトの充実等により発信を強化する。

要旨

平成24年度は、第3期中期目標期間（24～28年度）の研究所の活動方針を策定し、引き続き、国際援助潮流の形成と機構の事業の戦略的な実施に貢献する研究を推進する方針を掲げて、優先的に進めるべき具体的取組を整理した。ワーキングペーパー16本、書籍8冊（23年度、それぞれ17本、4冊）、英文報告書5冊、和文1冊（23年度英文1冊）を刊行したほか、研究成果に基づく論文が海外の学術誌に5本掲載（23年度4本）されるなど、海外に向けた英文の成果物を中心に、全体として前年度を上回る発信を行い、ワーキングペーパーのダウンロード実績も4割近く増加した。

24年度は特に、ミレニアム開発目標年（2015年）を目前に控えて、ポスト2015を念頭に新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、機構が従来から重視してきた「人間の安全保障」の視点や、機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」に掲げる「包摂性（Inclusiveness）」、東日本大震災の経験も踏まえて社会が備えるべき防災・減災の機能に着目した「強靭性（Resilience）」等、機構が重点的に推進してきた取組や研究成果から得られた視点の新たな援助潮流への反映を図るための研究の実施や、国際的な議論の場での積極的な発信を行った。

具体的には、「ポスト2015における開発戦略に関する実証研究」に取り組み、国連開発計画（UNDP）

が主催する「ポスト2015開発課題に関するグローバル課題別コンサルテーション会合」等で発信した。米国のブルッキングス研究所とは、中東・北アフリカ地域における「アラブの春」後の包摂的な成長に関する共同研究を進め、5本の研究論文の発表セミナーを開催したほか、開発援助のスケールアップに向けた共同研究も行い、その成果が書籍として発刊された。

また、10月に開催されたIMF・世界銀行総会における4件の公式セミナーを世界銀行等と共催するなどして、ポスト2015に向けて包摂性や強靭性等の重要性を訴える発信を機構の取組や研究成果を踏まえつつ積極的に行ってきた。

24年度はさらに、UNDPの「人間開発報告書（HDR）」のアドバイザリー・パネルに、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者らとともに、日本からの唯一のメンバーとして機構の理事長が就任し、「南の台頭」を主題とする2013年報告書（HDR2013）には、機構が推進してきた南南協力の有効性に関する理事長の署名囲み記事が掲載されたほか、25年3月に開催されたアドバイザリー会合に参画し、2014年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDPとの共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。

加えて、ノーベル経済学賞受賞者のスティグリッツ教授やUNDP総裁、国連日本政府代表部大使などとともにアフリカの開発等に関するセミナーを国連本部で2度にわたって開催した。

24年度には、国際社会で存在感を増している新興国の開発協力の動向に関する分析にも取り組むとともに、新興国の研究機関との連携にも努めた。

事業の戦略的実施に貢献する研究については、全ての事業部門長との協議を実施するなど研究所と事業部門が緊密に連携し、青年海外協力隊事業を学際的に分析する研究や、開発途上国の制度構築に本邦研修が果たす役割を分析する研究をはじめとして、事業部門のニーズを踏まえた研究テーマの設定や事業部門の知見の活用に努めた。また、研究成果を機構内関係者と広く共有し、確実に活用するため、機構内部向けのランチタイムセミナーを34回開催した。

対外発信の強化に向けては、ミャンマー経済に関する公開セミナーなど、機構の事業実施上優先度の高いテーマを中心に、国内外におけるセミナー、シンポジウムを計23回開催した。

24年度には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月閣議決定）を踏まえて23年度に設置した第三者評価委員会を引き続き開催し（第2回：24年5月、第3回：25年5月）、英文の書籍や報告書が多く発行されるなど、全体的に成果が上がってきている、との好意的な評価を得た。

指標 6-1　開発効果の向上に資する質の高い研究の実施および対外発信と事業へのフィードバック強化に向けた取組状況

- 24 年度は、10 月に第 3 期中期目標期間（24～28 年度）の研究所の活動方針を策定し、引き続き、機構の事業の戦略的な実施と国際援助潮流の形成に貢献する研究を推進し、対外発信の強化や研究体制の充実を図りつつ、職員の人材育成機能の一端も担っていくこととした。

表 6-1　研究所の第 3 期中期目標期間中の活動方針概要

1.活動方針	①　機構/日本に蓄積された援助の知見の体系化：援助効果の向上を目指す ②　機構事業の戦略的実施と国際援助潮流の形成に貢献する研究の推進 ③　対外発信の強化 ④　地球ひろばとともに JICA 市ヶ谷ビルの幅広いユーザーにサービスを提供 ⑤　研究所の体制の充実、職員の人材育成
2.重点分野	①平和と開発、②成長と貧困削減、③環境と開発・気候変動、④援助戦略
3.具体的取組	①　実務者と研究者のグローバルなコラボレーション（事業部門との協働、国際的な研究機関とのネットワーク強化） ②　戦略的な研究テーマの設定（機構事業へのフィードバック、新たな開発アプローチの発案、国際援助潮流形成への貢献） ③　研究成果の発信（国際会合のサイドイベント開催、外部に対する学術的インプット） ④　知識の体系化のための基盤整備 ⑤　開かれた活動の強化（図書館機能、地球ひろばとの連携） ⑥　研究体制のさらなる充実、人材育成（職員の研究ノウハウ習得や成果発表支援）

- 上記方針を踏まえつつ、24 年度は、新規、継続あわせて 20 件の研究プロジェクトを実施し（フォローアップ案件を除く）、うち 15 件については外部の研究者の参加も得て行った。研究プロジェクトの成果としては、23 年度と同程度となる 16 本のワーキングペーパーを発刊した（22 年度 14 本、23 年度 17 本）。ワーキングペーパーについては、対外公表にあたり、研究所内の事前審査、一線級の海外研究者 2 名による査読、査読結果を踏まえた研究所内審査委員会による審査を引き続き徹底し、国際水準の研究レベルの確保に努めた。

表 6-2　24 年度に実施した研究プロジェクト一覧

研究領域	研究テーマ		研究プロジェクト名	種別
平和と開発	武力紛争予防と国家建設	1	アフリカにおける暴力的紛争の予防- 開発協力が果たす役割	継続
		2	紛争後の土地・不動産問題- 国家建設と経済発展の視点から	継続
		3	効果的な難民・国内避難民の帰還支援研究- ボスニア・ヘルツェゴビナを事例に	継続
成長と貧困削減	アフリカの経済開発	4	アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定	継続
		5	サブサハラ･アフリカにおける米生産拡大の実証分析	継続
		6	ケニア農村部における天候リスク対応策の実証研究	継続
	アジアの経済開発	7	バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究	新規
		8	インドネシアにおける多面的な貧困と貧困ダイナミクスに関する分析	新規
		9	東南アジア型組織経営モデル研究	新規
環境と開発	気候変動	10	JICA事業による温室効果ガス削減効果に関する研究	継続
援助戦略	効果的な援助	11	事例分析に基づくCDアプローチの再検証	継続
		12	JICA事業の体系的なインパクト分析の手法開発	継続
		13	開発援助レジームにおける財政支援の意義と限界	継続
		14	途上国の制度構築における研修事業の役割	新規
		15	主体性醸成のプロセスと要因にかかる学際的研究:中南米における事例を中心に	新規
	新しい援助アジェンダ	16	イスラム紛争影響国における人的資本形成とジェンダー平等：イエメンにおける基礎教育の事例研究	継続
		17	青年海外協力隊の学際的研究	継続
		18	ポスト2015における開発戦略に関する実証研究	新規
		19	幸福度からみた開発政策再考に関する調査研究	新規
		20	開発協力戦略の国際比較研究：G20新興国を中心に	新規

- 研究所設立以来24年度末までに発刊された合計61本のワーキングペーパーのダウンロード数は24年度の1年間で総計30,000を超え、前年度比で4割近く拡大するなど（23年度：21,891）、研究成果の認知度が向上しているものと思われる。

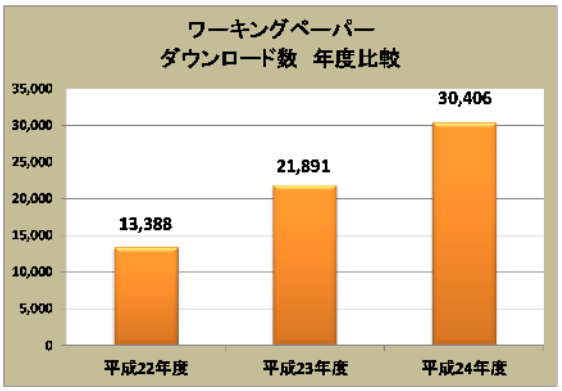

図 6-1　ワーキングペーパーの年度あたりダウンロード実績

- 書籍については、研究所の主要研究テーマの一つである「事例分析に基づくCDアプローチの再検証」に関する研究の一環として、南南協力・三角協力の事例分析結果を取りまとめたレポートなど8冊を刊行し、前年度の実績（4冊）を上回る成果を上げた。24年度には、機構が進める南南協力の取組について、40年近くにわたる支援の実績や、調査・研究等を通じた優良事例・教訓の発信等が評価され、国際連合南南協力事務所より南南協力賞を受賞した。同賞の授与式が行われた国連南南協力 EXPO（11月、於ウィーン）のハイレベル実務者会合では、機構の上級審議役がオープニングスピーチを行い、南南協力の事例分析の成果として上記レポートを紹介し、会場内で配布した。

表 6-3　24年度に発刊した書籍一覧

英文書籍（4冊）		
著者等	タイトル	出版元
Ryo Fujikura and Tomoyo Toyota, eds.	Climate Change Mitigation and Development Cooperation : Making Development Cooperation More Effective	London: Taylor and Francis
Hiroyuki Hino, John Lonsdale, Gustav Ranis, and Frances Stewart, eds.	Ethnic Diversity and Economic Instability in Africa: Interdisciplinary Perspectives	Cambridge: Cambridge University Press
Hiroshi Kato, ed.	Scaling Up South-South and Triangular Cooperation	JICA Research Institute
Laurence Chandy, Akio Hosono, Homi Kharas, and Johannes F. Linn eds.	Getting to Scale: How to Bring Development Solutions to Millions of Poor People	Brookings Institution Press

邦文書籍（4冊）		
著者等	タイトル	出版元
本郷 豊、細野 昭雄 著	ブラジルの不毛の大地『セラード』開発の奇跡	ダイヤモンド社
橋本 謙 著	中米の知られざる風土病『シャーガス病』克服への道	ダイヤモンド社
明石康、大島賢三 監修、柳沢香枝 編著	大災害に立ち向かう世界と日本 ―災害と国際協力―	佐伯印刷社
尾高煌之助・三重野文晴編著	ミャンマー経済の新しい光	勁草書房社

- このほか、報告書として研究成果を取りまとめて発表したものが24年度には英文5冊、和文1冊（23年度は英文1冊）に上り、前年度の実績を上回って達成した。わが国によるアフガニスタン復

興支援活動を取りまとめた報告書（英文、和文）は7月に開催されたアフガニスタンに関する東京会合にあわせて実施したイベントでアフガニスタン政府関係者等に配布して、わが国支援活動の実績をアピールした。

表 6-4　24 年度に発表した報告書一覧

英文報告書（5冊）		
著者等	タイトル	出版元
Akio Hosono and Yutaka Hongo.	Cerrado Agriculture: A Model of Sustainable and Inclusive Development	JICA Research Institute
Herman Joseph S. Kraft ed.	Mainstreaming Human Security in ASEAN Integration, Volume 2: Lessons Learned from MDGs Implementation in Southeast Asia	Philippines: Institute for Strategic and Development Studies, Inc.
Carolina G. Hernandez and Herman Joseph S. Kraft eds.	Mainstreaming Human Security in ASEAN Integration, Volume 3: Human Security and the Blueprints for Realizing the ASEAN Community	Philippines: Institute for Strategic and Development Studies, Inc.
Project Team on Afghanistan	Afghanistan and Japan ---Working Together on State-Building and Development	JICA Research Institute
Ken Miichi and Omar Farouk eds.	Dynamics of Southeast Asian Muslims in the Era of Globalization	JICA Research Institute
和文報告書（1冊）		
著者等	タイトル	出版元
アフガニスタン・プロジェクト・チーム	アフガニスタンに平和の礎を～人々の生活再建に奔走する日本人たち～	JICA研究所

- 研究成果を基にした海外の学術誌への投稿も進めており、24 年度には 5 本の論文が掲載された（23 年度 4 本）。特に、国際協力銀行開発金融研究所時代から長期間にわたり実施した研究プロジェクト「スリランカにおける灌漑インフラの貧困削減効果」を基にしたソーシャル・キャピタルをテーマとした論文は、国際開発分野の主要ジャーナルの一つである World Development に掲載された。同論文の共著者の一人である澤田康幸客員研究員（東京大学教授）は、日本経済新聞の「経済教室」で同論文を紹介しつつ、貧困削減や震災復興におけるソーシャル・キャピタルの重要性を強調している。

表 6-5　24 年度に海外の学術誌に掲載された論文一覧

著者等	タイトル	掲載学術誌及び掲載箇所
Yoshiko Koda, and Takako Yuki	The labor market outcomes of two forms of cross-border higher education degree programs between Malaysia and Japan	International Journal of Educational Development, August 2012（Online)
Masahiro Shoji, Keitaro Aoyagi, Ryuji Kasahara, Mika Ueyama, and Yasuyuki Sawada	Social Capital Formation and Credit Access: Evidence from Sri Lanka	World Development Vol. 40, No. 12, December 2012, Pages 2522–2536
Akiko Hagiwara, Mika Ueyama, Asad Ramlawi and Yasuyuki Sawada	Is the Maternal and Child Health (MCH) Handbook Effective to Improve Health Behavior? Evidence from Palestine	Journal of Public Health Policy, Volume 34, Number 1, January 2013 , Pages 31-45
Yasuyuki Sawada, Ryuji Kasahara, Keitaro Aoyagi, Masahiro Shoji, and Mika Ueyama	Modes of Collective Action in Village Economies: Evidence from Natural and Artefactual Field Experiments in a Developing Country	Asian Development Review, Number 1,Volume 30, March 2013, Pages 31-51
Takako Yuki , Keiko Mizuno, Keiichi Ogawa, Sakai Mihoko	Promoting gender parity in basic education: Lessons from a technical cooperation project in Yemen	International Review of Education, March 2013（Online)

国際援助潮流の形成に向けた貢献

～ミレニアム開発目標以降（ポスト **2015**）の開発戦略の形成、新興国の動向分析等～

- 24 年度は特に、ミレニアム開発目標年（2015 年）以降の開発戦略の形成に寄与するべく、関連する研究の実施や国際的な議論の場への参画を積極的に進めた。具体的には、「ポスト 2015 における開発戦略に関する実証研究」に取り組み、ポスト 2015 に関する政策提言を形作る基盤として、機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発（Inclusive and Dynamic Development）」に掲げられる「Inclusiveness（包摂性）」と東日本大震災の経験も踏まえて開発途上国の「Resilience（強靭性）」の重要性についての実証的な分析を進めた。また、国連開発計画（UNDP）等が主催する「ポスト 2015 開発課題に関するグローバル課題別コンサルテーション会合」（11 月、於ウィーン）に研究所の職員が参加し、上記研究に触れつつ、機構の取組や知見を紹介した。
- 24 年度はさらに、途上国開発の新たなパートナーである新興国の動向を把握すべく、新興国による開発協力の多様な実態を分析する「開発協力戦略の国際比較研究」に取り組んだほか、関連する国際会議への参加や新興国の開発研究機関関係者との意見交換等を行った。このほか、東日本大震災の経験や機構の開発途上国に対する災害関連支援の知見を踏まえて、災害時の救助・救援、その後の復旧・復興支援や防災に係る具体的な支援事例や国際社会のルールや協調のしくみ等を紹介した書籍「大災害に立ち向かう世界と日本－災害と国際協力－」を発刊した。

国際的に影響力のある開発機関や研究機関等との連携

- 世界銀行が発行する世界開発報告書（World Development Report : WDR）の 2013 年版（テーマ「Jobs（仕事）」）において 7 カ国を対象に行われたケーススタディのうち、研究所はバングラデシュを担当し、人間開発と経済成長の両面での成功事例として囲み記事で取り上げられた。9 月には、WDR の主要執筆メンバーである大塚啓二郎政策研究大学院大学教授を招いて、本報告の概要紹介を目的とした公開セミナーを研究所で開催した。10 月に東京で開催された国際通貨基金（IMF）・世界銀行の年次総会に際して開催された公式イベント（Program of Seminars）では、「政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か」と題したセミナーを世界銀行と共催し、基調講演を機構理事長が行うとともに、パネリストとして研究所の客員研究員（澤田康幸東京大学教授）が参加し、就業構造の変化のためのインフラ整備の重要性を強調した。IMF・世界銀行総会においては、上記セミナーに加えて、「脆弱な都市－都市防災リスクマネージメントのニーズへの対応」、「正しい成長への道筋－製造業と近代的サービス業」、「開発パートナーセッション－変わりつつある世界における開発協力」等、合計で 4 件の公式セミナーを世界銀行と共催するなどして、ポスト 2015 の新たな援助潮流の形成に向けた貢献を念頭に、機構の取組や研究の成果に基づく発信を行った。
- UNDP が発行する人間開発報告書（Human Development Report : HDR）に関しては、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者、各国の閣僚経験者等から構成されるアドバイザリー・パネルに、日本からの唯一のメンバーとして機構理事長が就任した（5 月）。「南の台頭」を主題とした 2013 年報告書には、機構が推進してきた南南協力の有効性に関する機構理事長の署名囲み記事が掲載され、南南協力・三角協力についての日本の考え方や機構の取組を発信した。なお、機構が進めてきた南南協力に関する長年の取組や研究成果に対しては、前述のとおり、国際連合南南協力事務所より 24 年度に南南協力賞が授与されている。
- また、UNDP との共催による人間開発報告書作成に向けた東アジアコンサルテーション・ミーティングを前年度に引き続き研究所で開催し（25 年 3 月）、日本をはじめとする東アジア諸国の研究者・

有識者 30 名以上が参加し、東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を印象づけた（小項目 No.15「国際社会におけるリーダーシップへの貢献」の指標 15-1「国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況」参照）。

- 研究機関との連携に関しては、国際援助潮流の形成に大きな影響力を持つ米国のブルッキングス研究所と共同で、中東・北アフリカ地域における「アラブの春」後の包摂的な成長に関する研究を進めており（24 年 2 月から 3 年間）、25 年 1 月には一年次の研究成果である 5 本の研究論文の発表セミナーがブルッキングス研究所で開催され、機構職員もパネリストとして参加した。ブルッキングス研究所とは、開発援助のスケールアップに向けた共同研究を行い、その成果は "Getting to Scale : How to Bring Development Solutions to Millions of Poor People"として発刊された。英国サセックスの開発学研究所（IDS）とは、フランス開発庁（AFD）も交えて「質の伴った成長（Quality of Growth）」のあり方を議論し（11 月）、引き続き議論を深めて成果を取りまとめることとした。中国商務部国際貿易経済合作研究院（CAITEC）との間でアフリカ開発と両国の援助動向をテーマに意見交換を実施するなど、アジアの研究機関との連携も推進した。

機構事業へのフィードバックを通じた機構事業の戦略的実施への貢献

- 機構事業の戦略的実施への貢献を目指した取組としては、機構の全ての研究は事業部門を顧客に持つとの方針に基づき、研究所と全ての事業部門長との協議を実施するなどして、研究所と事業部門が緊密に連携し、事業部門のニーズを踏まえた研究テーマの設定や事業部門の知見を活用した研究の実施等に努めた。24 年度は、青年海外協力隊員の意識調査などを通じて青年海外協力隊事業を学際的に分析する研究のほか、開発途上国における制度構築に本邦研修が果たす役割を分析する研究など、図 6-2 に掲げるような取組を進めた。また、これまでの国際協力の成果を国民に広く伝えるための企画である「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの一環として、ブラジル・セラード農業開発、中米シャーガス病対策の 2 冊を刊行した。
- 研究所と事業部門の連携強化により、研究成果が JICA 国別分析ペーパー（JICA Country Analytical Work, AW）に反映されるなど、事業の戦略性向上に向けた研究成果の活用も進んだ。例えば、フィリピンの国別分析ペーパーには、世界銀行とアジア開発銀行と機構研究所の三者で、アジアの 3 都市の気候変動リスクをシミュレーションした際にマニラについて分析した結果が反映されている。また、バングラデシュの政府機関のインフラ維持管理能力向上に向けた支援を検討した際には、研究所による地方行政技術局の組織的特徴を分析した結果（23 年 1 月にワーキングペーパー発刊）を活用して協力戦略を検討し、アクションプランを取りまとめて協力を展開した。
- 研究成果を関係事業部のみならず機構内の関係者と広く共有し、確実に活用するため、機構内部向けのランチタイムセミナーを開催し、テレビ会議システムを通じて海外拠点等との接続も行った（研究所内部に限定したものを含めて通年で 34 回開催）。24 年度は、事業実施上優先度の高い課題に沿って、ミレニアム開発目標年以降の開発戦略（ポスト 2015）やアフリカ開発（TICAD 関連）に関するシリーズをそれぞれ 9 回開催し、研究成果の中間報告や外部研究者からのインプットを機構内で共有するとともに、研究内容について職員や研究所の研究員を含む参加者から建設的な意見交換を行った。また、研究の過程でレビューした文献を紹介する「開発援助研究レビュー」については、インパクト分析に関する文献をはじめとする計 14 本を発表し、機構内部向けのイントラネット上に掲載することで機構内の全拠点から常時アクセスできるようにした。

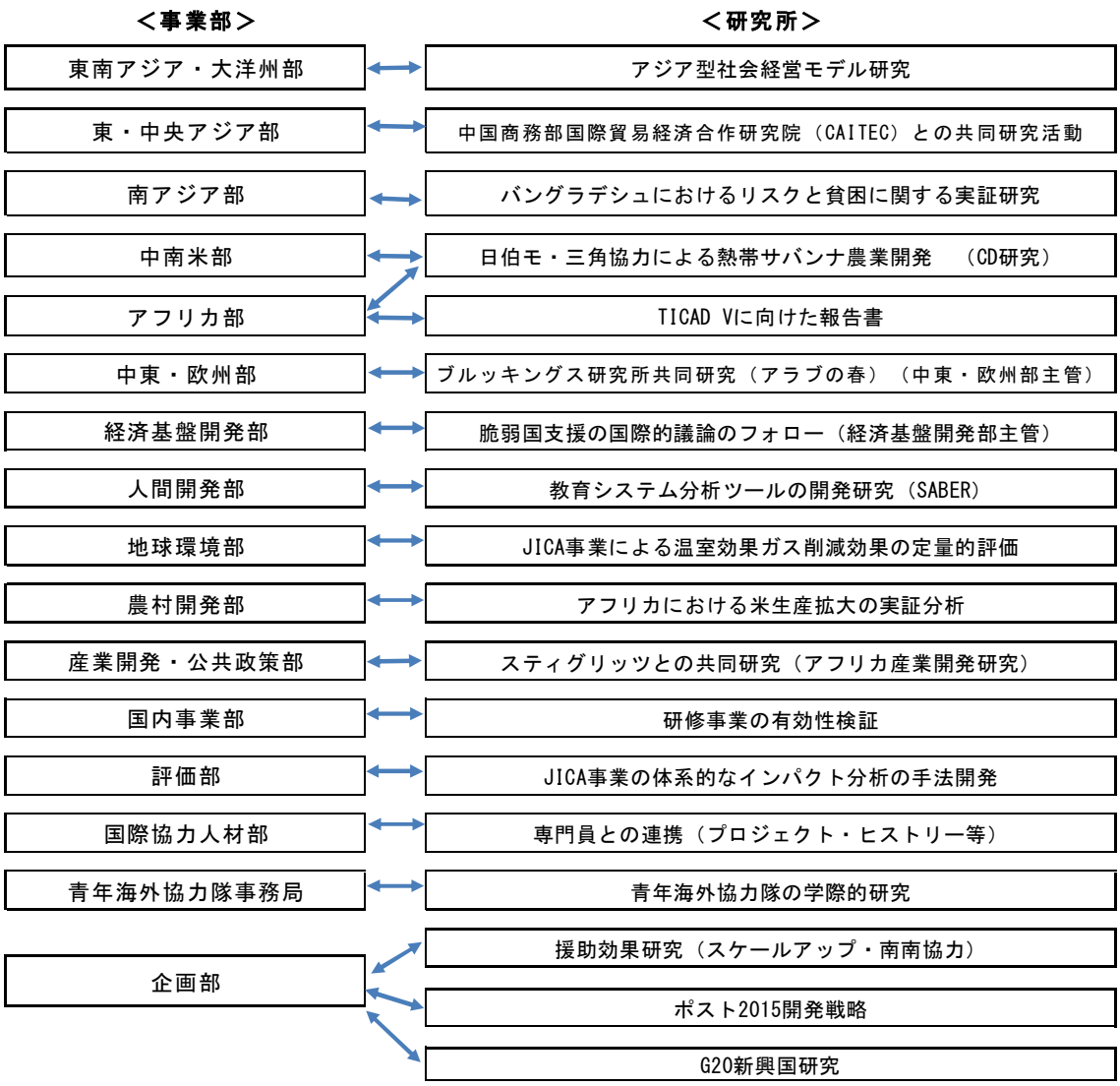

図 6-2　研究所と事業部門の連携事例

対外発信の強化

- 対外発信の強化に向けては、機構の事業実施上優先度の高いテーマを中心に、国内・海外の大学や研究機関、援助機関などの多様な関係者と連携しつつ、国内外におけるセミナー、シンポジウムを計 23 回開催した（22 年度：12 回、23 年度：23 回）。具体的には、上述の取組に加え、研究所設立後初期から継続的に取り組んできたプロジェクトである「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」及び「アフリカにおける暴力的紛争の予防」に関して研究成果を発表するセミナーをそれぞれ開催した（7 月）。このほか、元世界銀行エコノミストであるジョン・ペイジ氏を招いたセミナーを 2 度開催し､アフリカにおける経済構造転換の必要性と開発援助の役割などについて議論した。新政権発足後の民主化の進展により関心の高まるミャンマーについては、研究所設立初期の 20 年から進められてきた研究プロジェクトの最終成果をもとに書籍「ミャンマー経済の新しい光」が出版され（9 月）、同書籍の内容を踏まえて「ミャンマー経済の可能性と JICA の役割」と題する公開セミナーを開催し（25 年 3 月）、141 名の参加を得た。
- 4 月にはニューヨーク国連本部でシンポジウムを開催し、ノーベル経済学賞受賞者のスティグリッツ教授とともに実施した共同研究の成果をアフリカ各国の国連大使等の参加者に対して発表した

ほか、25 年 3 月にも TICAD V に向けたアフリカ開発に関する特別セミナーを国連本部で実施し、スティグリッツ教授、西田恒夫・国連日本政府代表部大使、ヘレンクラーク UNDP 総裁や各国国連大使など 150 名を超える出席を得た。

表 6-6　24 年度に開催した国際シンポジウム及びセミナーの実績

日時		タイトル	開催場所
1	H24.4.9	コロンビア大学政策対話イニシアティブとの共同研究にかかる書籍出版記念シンポジウム	米国（国連本部）
2	H24.5.26-27	「紛争後の土地・不動産問題 - 国家建設と経済発展の視点から」第２回国際ワークショップ	JICA研究所
3	H24.5.28	公開セミナー『ジェンダーと国際教育開発：課題と挑戦』	JICA研究所
4	H24.6.13	UNDP公開シンポジウム「TICAD Vに向けて～アフリカ開発の課題と可能性～」	JICA研究所
5	H24.6.22	リオ+20サイドイベント"Special Seminar on Lessons for Sustainable Development and Contribution to the World -Agricultural Development in the Cerrado"	ブラジル（リオ+20会場）
6	H24.7.25	JICA研究所/神戸大学 共同研究プロジェクト「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」 書籍発刊記念公開シンポジウム	国際文化会館
7	H24.7.26	公開シンポジウム「アフリカにおける暴力的紛争の予防」	国際文化会館
8	H24.7.30	GDN-Japan主催セミナー「釜山HLFの成果をどう次につなげるか」	日本貿易振興機構
9	H24.9.10	Conditional Cash Transfers（CCT）は「教育の改善」「貧困削減」に寄与するか？ ―アフリカにおけるCCTプログラムのレビュー結果から―	JICA研究所
10	H24.9.19	「世界開発報告書（WDR） 2013：Jobs」Core Team Member 大塚啓二郎教授セミナー	JICA研究所
11	H24.10.4	元世銀エコノミストJohn Page氏セミナー「Aid, Structural Change and the Private Sector in Africa」	JICA研究所
12	H24.10.11	欧州委員会　国際協力・人道援助・危機対応担当委員　クリスタリナ・ゲオルギエヴァ氏セミナー「レジリエントな社会の構築に向けて」	JICA研究所
13	H24.10.12	IMF・世銀総会公式イベント「 Can Government Policies Lead to Good Jobs for Development?（政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か）」	ホテルオークラ
14	H24.10.25	名古屋大学合同シンポジウム「教育分野におけるアジア・ドナーのアフリカ支援戦略と日本モデルの可能性」	JICA研究所
15	H24.10.30	UNDP「知識、イノベーションとキャパシティ：変化する国際開発潮流における、UNDPのキャパシティ・ディベロップメント（CD）への取り組み」セミ	JICA研究所
16	H24.11.8	Aarhus大学Annette Skovsted Hansen氏セミナー「Japan's ODA seen from Europe」	JICA研究所
17	H25.1.10	ブラジル・ミナス連邦大学サントス准教授セミナー「Conditional Cash Transfers（CCT）は女性のエンパワーメントに貢献するのか？ボルサファミリアの事例から」	JICA研究所
18	H25.2.14	公開セミナー「実験経済学と開発政策への応用―バングラデシュの事例から」	JICA研究所
19	H25.3.8	TICAD特別セミナー	米国（国連本部）
20	H25.3.8-9	「紛争後の土地・不動産問題―国家建設と経済発展の視点から」の第3回国際ワークショップ	JICA研究所
21	H25.3.22	元世銀エコノミストJohn Page氏セミナー「アフリカの発展のための産業政策 Industrial Policy towards African Development」	JICA研究所
22	H25.3.25	UNDP人間開発報告書東アジアコンサルテーション	JICA研究所
23	H25.3.27	JICAミャンマーセミナー「ミャンマー経済の可能性とJICAの役割」	JICA研究所

- 市民参加による国際協力の拠点としての機能を有する機構の「地球ひろば」が 10 月に研究所のある JICA 市ヶ谷ビルに移転したことを踏まえ、地球ひろばのユーザーである市民団体や個人等を含むより一層幅広い層を対象に研究成果を発信していくことを目指して取り組んだ。12 月には、日本とインドの国交樹立 60 周年を記念して、インドに対する養蚕分野の技術協力を事例に、技術協力が築く人々の絆をテーマにしたセミナーを開催した。
- ウェブ媒体を通じた発信の強化については、研究所ウェブページのトップページ構成を工夫し、掲

載しているコンテンツにアクセスしやすくするとともに、セミナーやシンポジウム等の各種イベントの開催結果などの速やかな情報発信に努めた。これらの取組の結果、24 年度の研究所ウェブページへの総アクセス数（ヒット数）は、前年度比で 13%増加した。

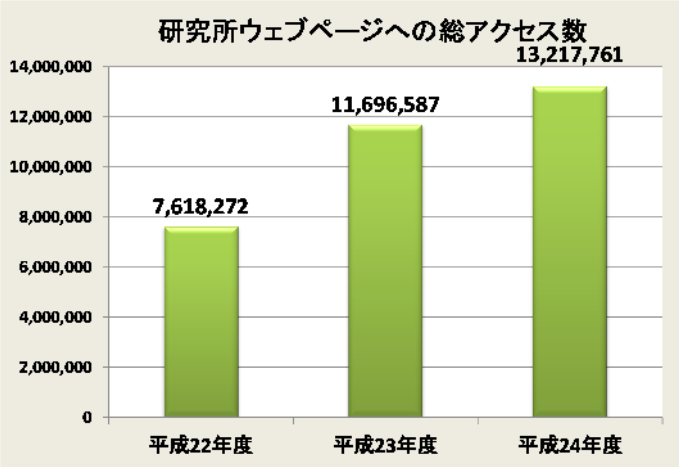

図 6-3　研究所ウェブページへの年度あたりアクセス数

第三者評価委員会の指摘・提言を踏まえた研究体制の強化に向けた取組

- 23 年度より、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）を踏まえて、研究所の活動を客観的に評価し、更なる運営改善に役立てるための第三者評価委員会を設置している。24 年度には 5 月に第 2 回会合を開催して、23 年度実績の振り返りを行うとともに、24 年度の実績については、25 年 5 月に開催した第 3 回会合でレビューを行った。24 年度の実績に対しては、全体的に成果が上がってきているとの好意的な評価が得られ、特に英文の書籍・出版物が多く発行されたことが評価された。なお、委員会での議事や配布資料は研究所のウェブページに掲載し、透明性の高い運営を行った。

➢ **第 2 回会合における 23 年度実績を踏まえた主な提言（24 年 5 月）**

・ （指摘・提言）第 1 回会合における指摘事項（事業実施部門との共同作業の強化、研究成果の発信方法の工夫等）について真摯な対応への努力が感じられた。また、全体的な感想として活動全体のボリューム感が感じられ、活動が活性化している印象。企画部門・事業実施部門間の連携は制度化されているのか。連携の進展がわかる指標はあるか。欧米の学会だけでなく、アジア、アフリカ地域の学会との連携も大切ではないか。

・ （研究所回答）事業実施部門等との連携については、23 年度より制度化を進め、研究の計画書を関係部署に回付し、事前に合意を形成する方式を導入したほか、企画部との定期協議を開始するなど、制度的・組織的な連携を推進した。地域部・課題部のおよそ 9 割とは連携の実績がある。韓国、中国の研究機関との連携は進めてきたが、引き続きアジアの研究機関との関係を強化していきたい。

➢ **第 3 回会合における 24 年度実績を踏まえた主な指摘・提言（25 年 5 月）**

・ （指摘・提言）全体的に成果が上がってきているという印象であり、特に英文の書籍・出版物が多く発行されたことを評価する。ブルッキングス研究所と実施した開発援助のスケールアッ

プに向けた共同研究は重要な成果であり、より積極的に対外発信すべき。NGO や企業との連携も更に加速して欲しい。

・ （研究所回答）ブルッキングス研究所との共同研究成果の発信は重要と認識しており、25 年度上期にワシントンにおいて発刊記念イベントを開催する予定。NGO との連携については、「バングラデシュにおけるリスクと貧困に関する実証研究」をバングラデシュの NGO である BRAC の参加も得て実施した。今後、市民社会や BOP 等をテーマに取り上げることも検討したい。

機構関係者のナレッジ向上等に向けた取組

- 機構の研究員のみならず、機構関係者による、業務を通じて得られた知見の発信も促すべく、論文形式で作成され、作成後一般公開されるフィールド・レポートの投稿促進を図るとともに、10 月より、執務参考資料として内部向けに公開されるナレッジ・レポートを新設した。また、機構関係者のナレッジ向上を目的として、博士号取得者の経験談を紹介するセミナーを開催（12 月）したほか、論文執筆に係るガイダンスを 2 回開催（25 年 2 月）し、合計で 200 名を超える参加者を得た。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・ 指標 6-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施および対外発信と事業へのフィードバック強化に向けた取組状況
評価	評定 ロ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 24 年度は、第 3 期中期目標期間の研究所の活動方針を策定し、引き続き、国際援助潮流の形成と機構の事業の戦略的な実施に貢献する研究を推進することを定めた。 24 年度には、ワーキングペーパー16 本、書籍 8 冊、英文報告書 5 冊、和文 1 冊を刊行したほか、研究成果に基づく論文が海外の学術誌に 5 本掲載されるなど、海外に向けた英文の成果物を中心に、全体として前年度を上回る発信を行い、ワーキングペーパーのダウンロード実績も 4 割近く増加した。特に、ミレニアム開発目標年（2015 年）を目前に控えて、ポスト 2015 を念頭に新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、機構が重点的に推進してきた取組や研究成果から得られた視点の新たな援助潮流への反映を図るための研究の実施や、国際的な議論の場での積極的な発信を行った。 10 月に開催された IMF・世界銀行総会では 4 件の公式セミナーを世界銀行等と共催するなどして、機構の取組や研究成果を踏まえた発信を積極的に行った。 24 年度はさらに、UNDP の「人間開発報告書（HDR）」のアドバイザリー・パネルに、日本からの唯一のメンバーとして機構の理事長が就任し、アドバイザリー会合（25 年 3 月）に参画して、2014 年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014 の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDP との共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての

		役割を担った。 加えて、アフリカの開発等に関するセミナーを国連本部で 2 度にわたって開催した。 24 年度には、国際社会で存在感を増している新興国の開発協力の動向に関する分析にも取り組むとともに、新興国の研究機関との連携にも努めた。 事業の戦略的実施に貢献する研究については、全ての事業部門長との協議を実施するなど研究所と事業部門が緊密に連携し、事業部門のニーズを踏まえた研究テーマの設定や事業部門の知見の活用に努めた。また、研究成果を機構内関係者と広く共有し、確実に活用するため、機構内部向けのランチタイムセミナーを 34 回開催した。 対外発信の強化に向けては、ミャンマー経済に関する公開セミナーなど、機構の事業実施上優先度の高いテーマを中心に、国内外におけるセミナー、シンポジウムを計 23 回開催した。また、第三者評価委員会を 2 回開催し、英文の書籍や報告書が多く発行されるなど、全体的に成果が上がってきている、との好意的な評価を得た。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 なお、研究成果の一層の効果的活用の観点から、日本国民向けの日本語による研究と海外向けの英文による研究のバランス、及び機構事業の改善につながる研究と国際援助潮流に資する研究のバランスについて考えていく必要がある。

小項目 No.7　技術協力、有償資金協力、無償資金協力

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 事業実施に向けた取組
小項目	7. 技術協力、有償資金協力、無償資金協力
中期計画/年度計画	【中期計画】 （ｉ）技術協力 技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。 具体的には、 ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 （ⅱ）有償資金協力 有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成 22 年 6 月に閣議決定された新成長戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。 具体的には、 ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ● 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応し

	ていく。 （ⅲ）無償資金協力 無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。 ODA の開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト縮減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組を強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。 具体的には、 ● 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 【年度計画】 （ⅰ）技術協力 ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な技術協力プロジェクトの案件形成・実施に努める。課題別研修は、新規又は更新される案件について、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づき形成・実施する。また、研修実施後の体系的レビューにより得られた教訓を抽出し、事業に反映する。 ② 平成 23 年度に改訂した「技術協力マニュアル」について内部アンケートを実施し、業務フロー及び執務参考資料との整合性を図りつつ必要に応じて改善を検討する。 ③ プロジェクトの事例研究を実施し、結果を活用して、プロジェクトマネジメントの質の向上を目的とした研修を職員、専門家等事業関係者に対して実施する。 （ⅱ）有償資金協力 ① 開発途上国の経済発展、経済的自立支援を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件形成・実施に努める。 ② 開発途上国のマクロ経済調査、債務持続性調査等を実施し、その知見を円借款事業の案件形成、審査や実施監理において活用する。また、機構職員の審査能力、実施監理能力向上のため、財務・経済的分析手法等の研修を実施する。 ③ 円借款の更なる迅速化を可能とする制度見直し等、日本政府とともに開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ④ 借入人の為替リスク軽減を含む方策等、我が国の政策的優先度が高く、かつ、開発途上国側のニーズにも合致した新制度につき日本政府と協議する。並行して、既存制度においても、必要に応じて業務フローや手続き等を見直し、執務参考資料やマニュアルに反映する。

	⑤　海外投融資については、パイロットアプローチの教訓を反映して、業務実施体制、リスク審査・管理体制を構築し、開発効果の高い新規案件の形成・実施に取り組む。 （ⅲ）無償資金協力 ①　各国、地域の課題解決に資する案件を適正かつ迅速に形成・実施するとともに、案件形成・実施にかかる実績を集計・分析し、次年度の改善案を検討する。 ②　無償資金協力の事業実施や開発効果の向上を図るために、職員向けの研修、調査及びマニュアルの整備を行う。 ③　無償資金協力案件の建築物・機材の仕様や工期の精査等、過去に実施した案件の教訓のフィードバックを行うための検討を行い、新規案件の形成や実施中案件の監理に適切に反映させる。 ④　無償資金協力事業への企業の参加を促進し競争性を拡大すべく、入札・契約等の制度改善や予備的経費の試行的導入の結果に係る分析（本格導入された場合には見直し・改善。）を行う。 ⑤　我が国の政策的課題に柔軟かつ的確に対応し、プログラム化推進のための取組や過去の案件の教訓に係るフィードバックを無償資金協力の制度に適切に反映させるべく、業務フロー及び手続の改善を行う。

要旨

平成 24 年度は、円借款の借款契約（L/A）承諾額が過去 2 番目の規模となる 12,229 億円に達したほか、無償資金協力においても、機構実施分の閣議決定額が 1,380 億円、贈与契約（G/A）締結額が 1,416 億円に達し、ともに 20 年 10 月の改正機構法の施行以降最大の規模となる中、各スキームにおいて着実に事業を実施した。また、海外投融資については、本格再開後初の融資契約を 25 年 1 月に調印した。

技術協力事業においては、より戦略性と予見性が高い事業実施及び予算執行管理の簡素化のために中期的な予算見込みに基づく事業計画の策定を導入した。また、日本政府の政策を受け、ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る普及事業を実施するための制度を整備したほか、民間提案型の技術協力制度の設計も進めた。研修員受入事業については、毎年体系的なレビューを実施して、PDCA サイクルに則った制度改善を行っており、ニーズに対する的確な対応と効果の向上に努めるとともに、さらなる効率化、合理化に取り組んできた。24 年度は、新規もしくは更新対象の課題別研修は全て協力プログラムに基づいて実施するとともに、要望調査において要望数が 8 名未満の研修については廃止するなど、ニーズにより戦略的に対応することとした。また、帰国研修員に対するフォローアップの強化を通じて、研修効果の向上にも取り組んだ。併せて、効率的かつ合理的運営にも努力し、課題別研修の選択と集中によるコース数の削減に加え、有償で実施する研修の拡大や新研修員システムの運用開始による紙資源や手続きの効率化を行った。さらに 24 年度には、研修事業等の戦略性の向上を図りつつより合理的に実施する体制を整えるための検討会を立ち上げ、課題別研修の企画業務を国内機関から経済基盤部等課題 5 部へ移管することとした。

有償資金協力事業においては、円借款事業でインド、ミャンマー、ベトナム等アジア地域を中心に順調に円借款の承諾を伸ばしたほか、政府の政策を踏まえ、借入人が負う為替変動リスクを軽減するため、円借款債務を米ドル建てに転換できるオプションを付与した外貨返済型円借款の導入や、災害発生に先立ち支援額や資金使途等を合意し、災害発生時に速やかに融資を実行する災害復旧スタンド・バイ借款等新商品の導入など効果向上に向けた取組を行った。また、更なる迅速化への取組や、経済団体からの

要望も高い海外投融資事業の本格再開も年度内に実現した。

無償資金協力においては、行政事業レビューの指摘を受けた PDCA サイクルの改善に取り組んだ。また、予備的経費の適用やコスト縮減による、事業の効果的な実施の確保に取り組んだ。

指標 7-1　技術協力事業の実績

- 24 年度の技術協力事業の実施においては、早期の事業立ち上げを行い、業務の平準化を実現することにより、年間を通じて高い予算執行率を維持した。また、補正予算により認められた「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（54 億円、中小企業支援特別枠、開発途上地域の経済成長を通じた相手国成長の促進等）について、迅速かつ適切に対応した。日本政府の成長戦略、人間の安全保障の推進及び国際社会の平和と安全等への貢献との政策や開発途上地域のニーズ等を踏まえ、24 年度はアジア・アフリカ地域を重点的に、1,678 億円（暫定値）の技術協力事業を実施した。分野別では、公共・公益事業、農林水産、計画・行政を中心に実施した（図 7-1 参照）。24 年度はさらに、中期的な視点に立った予算執行管理を導入し、中期目標期間を通じた順調な事業の実施と予算執行を図った。

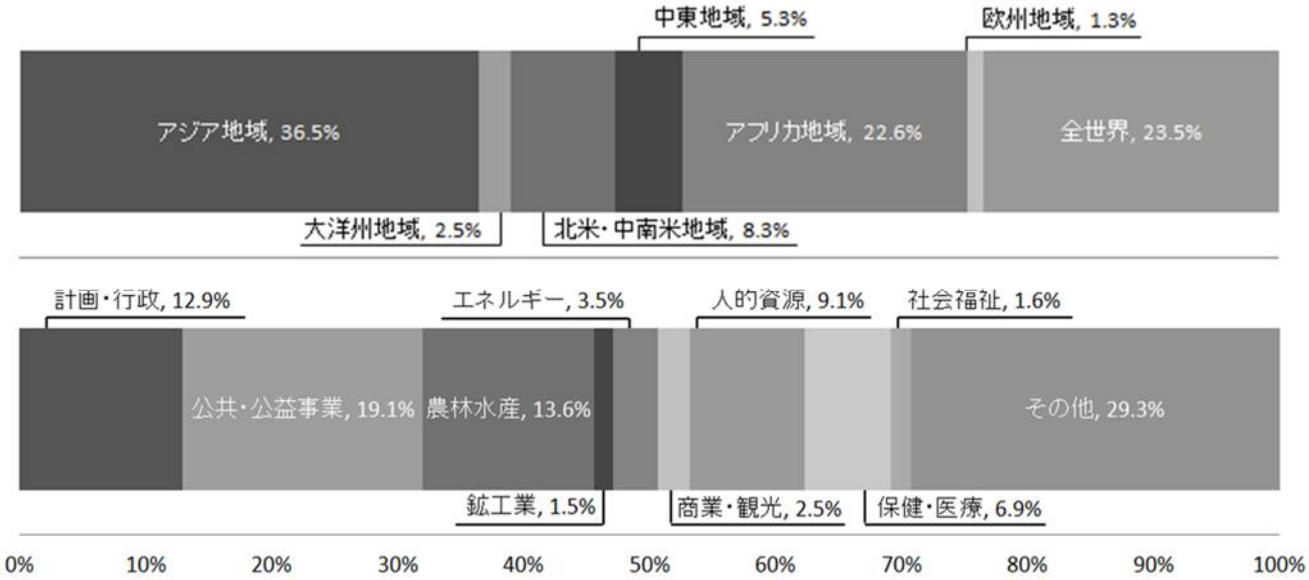

図 7-1　地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 7-2　技術協力の効果向上に向けた取組状況

ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に係る普及事業を実施するための調査制度を整備

- ODA を活用した中小企業等の海外展開を支援すべく、24 年度には、外務省予算（政府開発援助海外経済協力事業委託費）による委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託した。さらに、24 年度補正予算で「民間提案型普及・実証事業」が運営費交付金として措置されたことを踏まえ、制度設計を迅速に行い、25 年度当初予算分も含めた事業実施に向けた体制の検討を進め、3 月中旬に公示を行った（小項目 No.14「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」指標 14-4「民間連携推進に向けた取組状況」参照）。

技術協力の業務の質の向上や適正かつ迅速な事業実施等に向けた取組

- 業務の質の向上及び適正かつ迅速な実施のため、23 年度に改訂した「技術協力マニュアル」について、業務指示書作成の手引き、受託手引き、在外事業強化費準内部規程等の更新を行った。また、マニュアルの更なる利便性向上を目的として内部アンケートを実施し、ユーザーからの意見を踏まえてマニュアルを改訂するとともに、要望が高かった個別専門家の協力期間延長手続きの簡便化に向け、検討を開始した。事業管理支援システムに関しては、業務軽量化及び事務効率化を目的としたタスクフォースを設置し、業務工程の短縮化、各種手続きの簡素化・迅速化に係る検討を開始した。加えて、技術協力プロジェクト延長の判断条件や手続きフロー等の整理、ファストトラック制度の適用範囲の明確化、意思決定プロセスの更なる迅速化等に資する改訂案の検討等を行った。

プロジェクトマネジメントの向上に向けた取組

- 5 年間の中期的予算（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）の想定を機構内で共有し、これに基づく事業計画（国別の未採択案件を含む今後 5 年間の事業展開）を策定することにより、協力プログラム及びプロジェクトの戦略性・予見性を高める取組を開始した。また、運営費交付金で実施する技術協力については、地域別に割当可能な予算見込みを提示し、相手国側の事情等によって予算の執行残が生じた場合には、同額の翌年度執行が可能となるよう調整できるようにするなど、必要に応じて柔軟な予算執行管理が可能となるような運用を導入した。
- 技術協力事業に携わる職員等のプロジェクトマネジメント能力の向上を図る観点から、「事業部マネジメント研修」等を通じて、プログラムやプロジェクトの事例から得られた教訓の共有を図ったほか、職員及び専門家等の在外派遣予定者を対象とした赴任前研修において、「事業マネジメント」及び「ワークプロセスマネジメント」を実施した。また、職員の分野・課題に関する知見の向上を図る観点から、公共財政、電力、都市開発、森林、農業等の分野にテーマを絞った勉強会や研修等を実施し、開発途上国における協力アプローチへの活用等、より効果的に事業を実施するために必要な取組を行った。

研修事業の戦略性強化に向けた取組

- 研修員受入事業については、PDCAサイクルに則って制度改善を図るべく、22年度より毎年体系的なレビュー「課題別研修事後評価調査・現況調査」を実施している。23年度に実施した調査報告では、研修の戦略・目的の明確化、プログラム化による選択と集中の推進、帰国研修員ネットワークの有効活用が提言されている。加えて23年度には、研修事業を対象とした第三者による外務省ODA評価も実施され、人材育成や開発課題への貢献といった短中期的な効果のみならず、外交戦略や、国内の地域や民間企業等の発展や国際化への貢献といった長期的かつ多面的な効果にも着目すべきとした上で、戦略性の強化、協力プログラムとの連動等による質の向上、外交上も有益な人的資源となりうる帰国研修員とのパートナーシップの強化や民間連携などを通じた長期的観点からの国益確保にもつながる取組等が提言された。24年度は、これらの提言を踏まえて、課題別研修の戦略性の向上や帰国研修員のフォローアップ強化等に取り組み、ニーズに対する的確な対応と効果の向上に努めるとともに、さらなる効率化、合理化に引き続き取り組んだ。
- ニーズへの戦略的な対応に関しては、3年単位で見直し（改廃）を行っている課題別研修について、23年度の要望調査より、原則として協力プログラムに関連した研修のみを受け付けることとした。その結果、24年度に新たに実施する案件（新規・更新計111件）は全て協力プログラムに基づいて実施され、24年度に実施する課題別研修全体（445件）の約25%を占めた。25年度及び26年度にも

同様のプロセスを経ることにより、25年度には当該年度に実施する課題別研修全体の6割以上、26年度には原則として全ての課題別研修が協力プログラムに基づいて実施されることとなる。また、ニーズの優先度に応じた選択と集中を一層図るため、特定分野に類似の案件が複数ある場合には一案件に統合し、さらに24年度の要望調査より要望数が8名未満の案件については廃止することとした。これらの結果、25年度の計画案件数は24年度実績（445件）の84%（374件）に絞り込まれた。さらに、課題部の参画を得て、開発課題体系に基づく研修コースの再構築に着手するなどした。また、ODA政策上重要な課題にも迅速に対応し、中小企業等海外展開支援、環境未来都市構想の海外展開、東日本大震災からの復興の経験を共有するセミナーなどを、民間企業や地方自治体、大学等をはじめとする多様な関係者との連携を図りながら実施し、海外展開や関係構築に資する機会を提供した。

- 帰国研修員は、研修を通じて開発課題に関する日本の知見や文化等に関する理解を深める機会を得ることにより、日本のODAや外交を推進する上で貴重なパートナーとなりうることから、帰国研修員に対するフォローアップの強化にも取り組んだ。具体的には、Facebookページを立ち上げて帰国研修員とのネットワーク強化を支援するともに、帰国研修員同窓会の開催や研修効果のモニタリングとフォローアップを目的とした調査団の派遣等、帰国研修員に対するフォローアップ協力がより戦略的に実施できるよう体制を見直した。
- 研修事業の効果向上に取り組みつつ、効率的かつ合理的運営にも努めてきた。効率化については、既述のとおり 24 年度よりニーズと開発効果の高い研修への選択と集中を進め、研修案件数が 84%に縮減されたことによる効率化が図られた。また、受益者負担の観点から、ODA 卒業国や卒業移行国に対しては、有償で実施する研修（有償技術協力の一環としての研修）を推進しており、22 年度は 2 名、23 年度は 18 名、24 年度は 20 名の受入につながり、着実に拡大している。また、24 年度には、研修コース情報や研修員の受入れ、滞在手続きを管理する新研修員システムの運用を開始し、旧システムのメニューや機能の統廃合や新規機能の追加等を行って、システム上の業務処理の効率化を図った。その結果、旧システム利用時（24 年 12 月）と比較して、各作業の所要時間が平均 3 割程度削減される試算となる（小項目 No.24「事務の合理化・適正化」の指標 24-4「専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化」参照）。
- さらに 24 年度には、研修事業等の戦略性の向上を図りつつより合理的に実施する体制を整えるための検討会を立ち上げ、26 年度より課題別研修の企画業務を国内機関から経済基盤部等課題 5 部へ移管することとした。それに先立ち、課題別研修の予算も 25 年度より経済基盤部等課題 5 部へ移管することとなり、技術協力プロジェクトなど他の協力形態と一体的に計画・管理を行う体制の整備を進めた。

指標 7-3　円借款事業の実績

- 24 年度は主にアジア地域の成長を促すインフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、社会サービス、電力・ガス等を中心に実施した（図 7-2 参照）。24 年度における円借款の新規承諾額は、前年度実績（9,490 億円）比約 29%増となる 12,229 億円に達し、8 年度の 12,815 億円に次いで過去 2 番目の規模となった。ディスバースに関しても、ミャンマー向け支援再開等により前年度実績（6,097 億円）を上回る 8,646 億円に達した。
- アジア地域への承諾額は 10,332 億円、地域別シェアは 84.5%と、前年度に比べ増加した（前年度 7,691 億円、81.0%）。インドにおいては過去最大となる 3,493 億円（前年度 2,669 億円）を承諾し

たほか、ミャンマーに 1,989 億円（前年度は実績なし）、ベトナムに 1,750 億円（前年度 2,700 億円）、バングラデシュに過去最大となる 1,664 億円（前年度 600 億円）を承諾した。また、初の供与国としてモルドバへの事前通報が行われる等、円借款の供与対象国が拡大した。

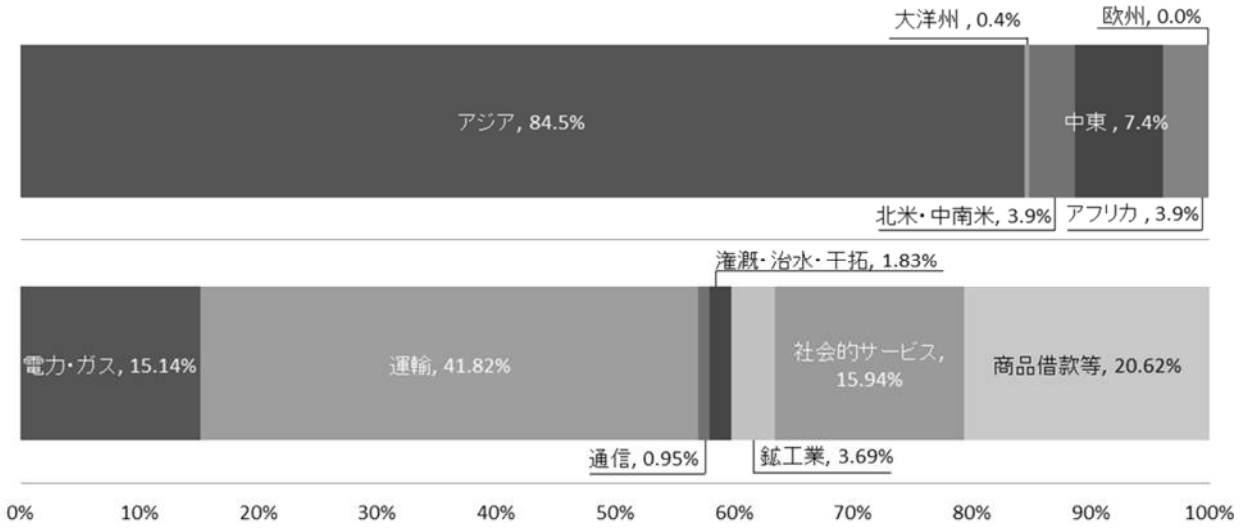

図 7-2　地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合

- これまでに導入してきた円借款の迅速化のための方策を 24 年度も着実に実施し、9 カ月の標準処理期間内に借款契約（L/A）調印に至る案件の割合の向上に取り組んだ。具体的には、年度末までに承諾を予定している案件について、9 カ月目標の達成に向けて進捗状況表によるスケジュール管理を強化するとともに、懸案事項については日本政府と早期に共有し、迅速な意思決定につなげた。
- 24 年度には、今後の制度面の改善にもいかすべく、案件承諾までの迅速化を阻害する要因の分析を行った。相手国政府関係者が、議会に対する説明責任等の観点から E/N や L/A の署名に従来よりも慎重に対応する傾向が見られる一方で、手続き上の理由による遅延も見られ、後者については下記事例に示すとおり、上流プロセスからの官民連携の強化等により改善を図った。
- 24 年度承諾案件の 9 カ月目標の達成率は 40.0%（55 件中 22 件）であった。この背景には、24 年度に承諾された 55 件のうち、16 件については、相手国政府側で新たに導入された法令等に起因する遅延が発生し、年度当初に既に起算点から 9 カ月を超えていたことがある。迅速化の具体的な事例は以下のとおり。

  - モルドバの医療分野に対する円借款では、計画の早期段階から、相手国政府のみならず国内の医療業界とのコミュニケーションを積極的に取り、業界のニーズを踏まえたインフラ・システム輸出に資する案件として日本政府と適時・適切に認識共有を図ることで、日本政府による迅速な意思決定が実現し、起算点から 2 カ月後に事前通報がなされた。
  - コスタリカの地熱分野に対する円借款では、日本政府との協議を通じ、複数の候補案件を含む枠組みで日本政府により事前通報されたことにより、個別案件の実施手続きを大幅に削減し、迅速な実施に繋げた（起算点から事前通報まで 2.1 カ月）。
  - インドネシアの「ジャカルタ首都圏投資促進特別地域（MPA）構想」やインドの「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」においては、機構がマスタープラン策定支援等を通じて地域開発の全体枠組みの策定を主導している。上流のプロセスにおいて日本企業も巻き込むこ

とで、先方政府に対して、当該地域の開発事業への官民を挙げての関心を表明した。この結果、これらの地域開発に資する円借款案件を今後迅速に形成、実施するための道筋がつけられた。

指標 7-5　有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

外貨返済型円借款や災害復旧スタンド・バイ借款等新商品の検討・導入

- 政府の政策を踏まえ、円借款をより魅力的な手法とすべく、償還期間 15 年（うち据置期間 5 年）及び 20 年（うち据置期間 6 年）の期間短縮化オプション適用案件を対象として、25 年 1 月以降、外貨返済型円借款を導入することとした（24 年 11 月発表）。外貨返済型円借款は、借入人が希望する場合に貸付完了済みの円借款債務を円貨建てから米ドル建てに転換できるオプションを付与するものである。借入人は、米ドル建て返済を選択することにより、米ドル建てでの債務額を確定できるため、借入人が米ドルを軸に債務管理を行っている場合には、返済時における為替変動リスクの軽減が可能となる。借入国の為替変動リスクの軽減により、円借款候補案件の裾野が拡大し、日本企業が関心を有する円借款案件の要請が増えることにより、パッケージ型インフラ輸出を含め海外進出を企図する企業のビジネスチャンスが拡大することが期待できる。また、政府に比べて財務基盤が小さい開発途上国の公社等については、PPP（Public Private Partnership）案件等でドル建て収入がある場合は円建て債務の為替変動リスクの影響を大きく受ける可能性が高く、外貨返済型円借款は、PPP を含む外貨建て収入がある案件等の周辺インフラ整備を実施する上で魅力があるものと考えられることから、日本企業のビジネスチャンスに繋がる円借款案件の要請の増加が期待できる。
- 24 年度には、日本の防災に関する知見等を途上国の開発に役立てるための方策として、災害復旧スタンド・バイ借款の創設が決定した（25 年 1 月発表）。災害復旧スタンド・バイ借款は、災害発生に先立ち、支援額や資金使途等について合意し、災害発生時に借入国からの要請をもって速やかに融資を実行するものである。災害発生後の国・地域における生活インフラ、ライフライン、公共サービス等の復旧・復興には、緊急支援からの切れ目のない速やかな支援が極めて重要である中、災害復旧スタンド・バイ借款の創設により、災害発生時の緊急支援と復興をつなぐ復旧段階で発生する資金需要に対して迅速な支援を行うことが可能となった。機構はこれまでも災害発生後の支援においては、被災直後の緊急支援、復興段階におけるインフラ整備を行ってきたが、災害復旧スタンド・バイ借款の導入により緊急支援から復興に至る一気通貫の効果的な支援体制の確立につなげた。また、資金引き出しの前提として、災害管理能力強化の政策マトリクスを技術協力にて作成・合意し、借入国の災害対応力の向上も図ることを想定しており、技術協力と資金協力で連携を図りつつ、日本の防災分野の知見の普及、防災の主流化や借入国の災害対応力の向上が期待できる。

与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上に向けた取組

- 新規円借款検討時に当該国の信用力を審査すべく、24 年度は、2 回の定期審査（85 カ国/回）に加え、計 20 カ国について現地への派遣を含めた政治経済状況のアップデート及び信用力の見直しを行った。また、年度を通じて円借款の与信先の信用リスクをモニタリングし、分析結果とともに、機構内で情報共有を行った。
- 機構内におけるマクロ経済にかかるリテラシーやマクロ経済分析にかかる能力向上を図るべく、主に若手職員向けにマクロ経済研修を 2 回（計約 50 名）、一定程度のマクロ経済の知識を有する職員向けにファイナンシャルプランニング・債務持続性分析研修を 1 回（約 50 名）実施したほか、全職員向けに IMF によるセミナーを 2 回（計約 80 名）実施し、開発途上国を取り巻く世界経済動向

の理解の促進を図った。

- これらの取組により、円借款審査能力の向上を通じた業務の質の改善を図るとともに、開発途上国政府との政策対話やドナー協調の取組における有効な知的貢献への一助とすることが可能となった。

指標 7-6　海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況

- 海外投融資業務は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するための手段として、「新成長戦略実現2011」（23 年 1 月閣議決定）で、22 年度中にパイロットアプローチの下で再開することが決定された。海外投融資による開発事業は民間資金の呼水となる効果が期待でき、本邦企業の開発途上国における民営インフラ事業参画も期待できるため、経済団体等からは、インフラ輸出における競争力強化の観点から、海外投融資の本格再開への要望が強く出されていた。これらを踏まえ、機構は 24 年 9 月末までにパイロットアプローチの下で実施した案件を通じて、機構内の実施体制の検証・改善及び案件選定ルールの詰めを行い、10 月 16 日に海外投融資業務の本格再開が決定された。
- 海外投融資業務の実施体制については、パイロットアプローチの下で、部門間の相互牽制機能に係る内部体制の改善や、外部知見の積極的な活用等を通じて、リスク審査・管理態勢を改善してきた。引き続き、パイロットアプローチ及び本格再開後の事業実施を通じて得られた教訓を、業務実施体制、リスク審査・管理体制等に反映し、定着を図っていく。24 年度には、海外投融資制度の本格再開後初の同制度を活用したインフラ事業となるベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」向け融資契約を 25 年 1 月に調印した。

➢ ベトナム「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」

・ 本事業は、ベトナム、ホーチミン市西部に隣接するロンアン省において、産業発展及び環境保全の両立を目的として、工業団地向け排水処理施設等のユーティリティサービス、表流水（河川）を利用した浄水施設の建設及び運営を日越両国の合弁企業が行う計画である。工場からの排水等による公害問題・環境悪化の深刻化に対し、日本企業が有する信頼性の高い技術を用いて、神戸市の協力も得つつ対応し、環境に配慮した持続的産業発展に貢献することを目的としている。事業実施地のロンアン省は、日本の中小企業の誘致を通じて、技術移転の恩恵を受けながら経済発展を目指しており、対象となる工業団地も、機構との協議を通じて、日本の中小企業誘致促進のための貸工場及びサービスを準備・検討するなど、日本の中小企業の誘致促進を通じた産業発展にも貢献することが期待される。

指標 7-7　無償資金協力事業の実績

- 24 年度は、ミレニアム開発目標の達成や、TICAD IV やアフガニスタン支援に係る国際公約の着実な履行に向けた取組を継続するとともに、ミャンマーの民主化、国民和解、持続的成長に向けた支援など開発途上地域の新たなニーズに対応した。また、補正予算による緊急経済対策対応を含め、インフラ・システム輸出や中小企業支援等の政策課題にも迅速かつ適切に対応した。その結果、アジア・アフリカ地域が全体の 86.8%を占め、分野は公共・公益事業、エネルギー、人的資源、保健・医療が中心となった（図 7-3 参照）。24 年度における機構が担当する無償資金協力の閣議決定額総計は、前年度実績（1,313.87 億円）比約 5%増で 20 年度以降最大となる 1,380.13 億円に達した。無

償資金協力の案件形成等を的確に実施した結果、機構実施分の閣議決定額（1,380 億円）及び贈与契約（G/A）締結額（1,416 億円）がともに改正機構法の施行以降最大の規模となった。

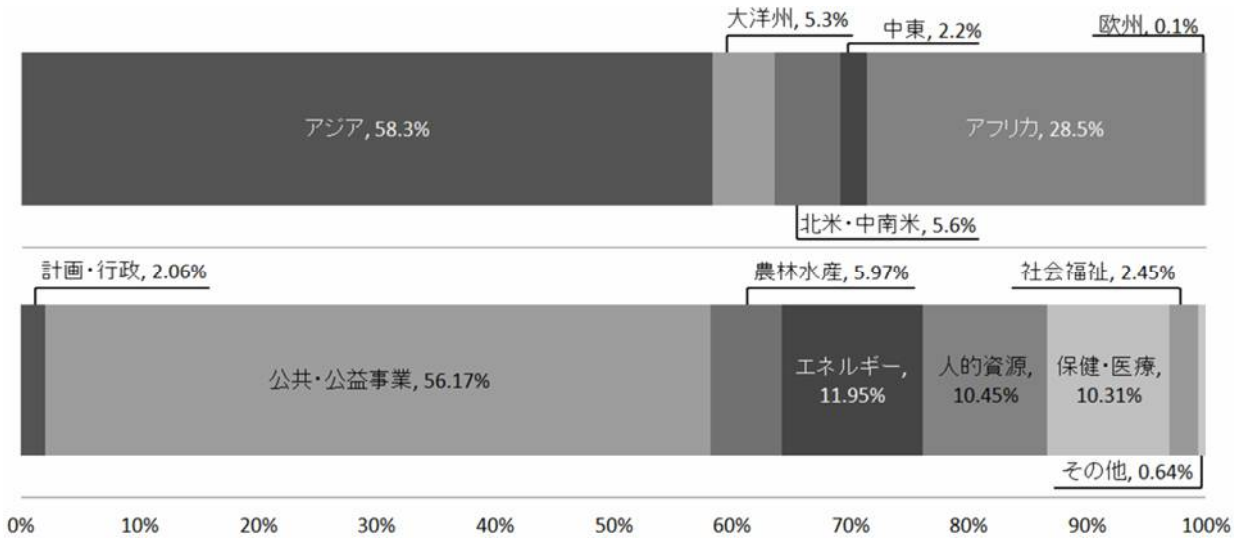

図 7-3　地域別・分野別無償資金協力事業（G/A 年度供与限度額）の割合

指標 7-8　無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

無償資金協力の PDCA 推進

- 無償資金協力の効果を客観的かつ定量的に把握するためには、計画段階において当該事業が解決すべき開発課題や問題種別に応じて適切な指標を設定し、モニタリングを行うことが重要である。これまでは案件ごとに直接・間接効果に関する指標を検討してきたが、必ずしも体系的に整理されておらず、案件によりばらつきがあった。24 年度は、計画段階における客観的指標設定を強化するため、代表的な開発課題 6 分野（基礎教育、保健、上水道、村落給水・地下水、運輸交通、農業灌漑・土木）について標準的な指標を分類整理した「無償資金協力　開発課題別の標準指標例」を新たに作成した（外部公開）。これにより、PDCA サイクルの基礎となる計画段階における客観的目標設定の強化を図った。
- 貧困削減戦略支援無償に関しては、国際機関や NGO 等による取組状況を踏まえ、対象プログラムの形成や相手国政府・他ドナーとの合同モニタリング・評価に参画すると共に、PDCA サイクルの確立を図るための事前評価を新たに導入した。これらの取組は、行政事業レビュー（24 年 6 月）における無償資金協力の抜本的な改善（評価の客観性向上、一層積極的な情報発信等を通じた信頼性向上等）との指摘内容にも対応するものである。24 年度はさらに、アフリカ地域の道路整備計画のあり方及び医療機材の持続的活用等に関する基礎研究を行い、実施段階の経験の体系化や、実施監理担当部から事前調査担当部へのフィードバックを定期的に実施したりすることを通じて、実施段階の教訓が計画策定に適切に反映されるように努めた。

事業の効果的・効率的実施に向けた取組

- コンサルタント及び建設業界団体との意見交換会を実施し、関連業界の意見を幅広く求めつつ、無償資金協力の制度改善やその効果向上に努めた。24 年度は北陸地方においても企業向け説明会を開催し、無償資金協力への理解促進や企業の新規参入を促した。

- 急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するために 21 年度に試行導入された予備的経費については、24 年度は、南スーダン「ナイル架橋建設計画」やスーダン「食料生産基盤整備計画」等の 7 案件への適用が決定された（24 年度末時点）。予備的経費の適用は、事業実施上の予測困難なリスクに対応するものであり、本体事業参画を計画する企業にとって重要な情報であるため、24 年 7 月より、予備的経費適用案件リストを機構ウェブサイトに公表している。
- 調査の効率化を図るべく、外務省との合意形成や機構内審査、事業事前評価表作成のための文書合理化などの業務フロー見直しや、実施段階における機構とコンサルタント及び業者の役割の一層の明確化などを進め、コンサルタント契約及び業者契約の雛形や「コンサルタント業務の手引き」の改訂を行った。
- コスト縮減に関しては、「ODA コスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領第二版」に基づき、質の担保を念頭に置いた縮減に努めた。24 年度上半期はコスト縮減プログラム検討会を 2 回実施し、機構が事前の調査を行う施設案件について、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等を行った。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・ 指標 7-1 技術協力事業の実績
・ 指標 7-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況
・ 指標 7-3 円借款事業の実績指標円借款の迅速化
・ 指標 7-4 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況
・ 指標 7-5 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況
・ 指標 7-6 無償資金協力事業の実績
・ 指標 7-7 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、円借款の借款契約（L/A）承諾額が過去 2 番目の規模となる 12,229 億円に達したほか、無償資金協力においても、機構実施分の閣議決定額が 1,380 億円、贈与契約（G/A）締結額が 1,416 億円に達し、ともに 20 年 10 月の改正機構法の施行以降最大の規模となる中、各スキームにおいて着実に事業を実施した。また、海外投融資については、本格再開後初の融資契約を 25 年 1 月に調印した。
技術協力事業においては、より戦略性と予見性が高い事業の実施及び予算執行管理の簡素化のために、中期的な予算見込みに基づく事業計画の策定を導入し、業務の平準化と年間を通じた高い予算執行率の維持を実現した。また、日本政府の政策を受け、補正予算「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（54 億円、中小企業支援特別枠等）に迅速に対応した他、民間提案型の技術協力の新制度の設計も進めた。加えて、外務省予算委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託した。
研修員受入事業については、毎年体系的なレビューを実施して、PDCA サイクルに則った制度改善を行っており、ニーズに対する的確な対応と効果の向上に努めるとともに、さらなる効率化、合理化に取り組んできた。24 年度</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

		は、新規もしくは更新対象の課題別研修は全て協力プログラムに基づいて実施するとともに、要望調査において要望数が 8 名未満の研修については廃止するなど、ニーズにより戦略的・効率的に対応した。また、帰国研修員に対するフォローアップの強化を通じて、研修効果の向上にも取り組んだ。併せて、効率的かつ合理的運営にも努力し、課題別研修のニーズに応じた選択と集中によるコース数の削減に加え、有償で実施する研修の拡大や新研修員システムの運用開始による合理化・効率化に取り組んだ。さらに 24 年度には、研修事業等の戦略的・合理的実施体制を整えるための検討会を立ち上げ、課題別研修の企画業務を国内機関から経済基盤部等課題 5 部へ移管することとした。 有償資金協力事業においては、インド、ミャンマー、ベトナム等アジア地域を中心に順調に円借款の承諾を伸ばしたほか、政府の政策を踏まえ、外貨返済型円借款の導入や災害復旧スタンド・バイ借款等新商品の導入など効果向上に向けた取組を行った。また、経済団体からの要望も高い海外投融資事業の本格再開も年度内に実現した。加えて、迅速化に向けて阻害要因の分析、改善を行い、9 ヵ月間の標準処理期間内に借款契約（L/A)調印に至る案件割合の向上にも努力した。 無償資金協力においては、行政事業レビューの指摘を受けた PDCA サイクルの改善に向けて代表的な開発課題 6 分野の標準的な指標の分類整理に取り組んだ。また、日本政府の政策を受け、補正予算「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に対応すべく、国内への波及効果も念頭に 11 件 204 億円の案件を形成、ミャンマー支援、インフラ・システム輸出、中小企業支援等の政策課題にも迅速かつ適切に対応した。併せて、予備的経費の適用やコスト縮減にも努め、事業の効果的な実施に取り組んだ。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 なお、今後も引き続き、技術協力・無償資金協力・有償資金協力の 3 つの援助手法を効果的に組み合わせた立体的なプログラム形成を期待する。併せて、民間企業との連携を促進し、民間企業の有する技術や能力も踏まえつつ、マスタープランの策定から事業運営までを視野に入れた協力の展開を期待する。 また、技術協力を通じて得られた知見や教訓を政策対話や制度の構築・改革にいかす組織的な取組の強化が望まれる。研修事業を通じた復興・防災支援の推進にも引き続き期待する。有償資金協力については、マクロ経済状況、持続性にも十分留意しつつ、実績の少ない地域や分野への活用の拡大を検討するよう期待する。外貨返済型円借款や災害復旧スタンド・バイ借款は被供与国にとって有益な取組と考えられることから今後の実績を注視したい。

小項目 No.8　災害援助等協力

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 事業実施に向けた取組
小項目	8. 災害援助等協力
中期計画/年度計画	【中期計画】 機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。 具体的には、 ● 大模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。 【年度計画】 ① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。 ② 医療チームは、手術機能付派遣を含めた研修・機材整備を実施する。また、病棟機能等の技術検討を進める。救助チームは、災害援助に関する国際的な認定レベル維持のため各訓練の質の向上を図る。物資供与は、日本からの支援であることがより被災国に伝わるよう工夫しつつ、世界食糧計画（WFP）が運営する国連人道支援物資備蓄庫（UNHRD）活用も含め、供与状況と備蓄体制の適合性を把握し、迅速性及び費用対効果の最適化を図る。 ③ 平時には国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）等の国際連携枠組に積極的に参画し貢献するとともに関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な情報共有・救援調整を図る。

要旨

平成 24 年度は、イラン地震被害（8 月）やニジェール洪水被害（8 月）等の災害に対して 17 件の物資供与を実施した。物資供与の際には、ニーズ調査を実施するとともに、従来の方法にこだわらない、柔軟な調達、輸送経路の設定、現地で活動する非政府機関や国際機関等との調整・連携等を図り、現地ニーズに適切に対応するとともに、迅速かつ効果的な支援に努めた。

平時においては、22 年に救助チームが取得した都市型災害救助チームの最高位ランク「ヘビー級」技

術の維持及び27年度の再認定に向け、実際の派遣を想定した48時間連続シミュレーションを行う総合訓練等を実施したほか、オーストラリア国際開発庁（AusAID）から助言を得つつ、課題抽出と論点整理を行った。

医療チームについては、手術機能、病棟機能付きのチームを 25 年度から派遣できるように、体制の検討を進めるとともに、待機隊員に対する研修を実施した。また、医療チームの更なる機能拡充を図るべく、電子カルテの導入の検討を開始した。

支援物資については、備蓄体制の最適化に向け、23年度から検討してきた結果、機構が契約している民間倉庫の活用を基本としつつも、WFPの倉庫の倉庫利用者相互間の物資融通制度を有効に活用することで、迅速かつ多角的な支援が可能となるとの結論を出した。

緊急援助の役割と意義を効果的に発信すべく、災害時においては、機構のウェブサイト上での情報発信や被災地メディアに対するプレスリリース等を通じて積極的に広報を行った。平時においては、国際救急医療チーム設立30周年を記念して、機構機関紙「JICA's World」に特集記事を掲載したほか、各種イベント等での展示、講演を実施し、マスメディアの取材を積極的に受けた結果、テレビや新聞での報道につなげた。

また、防災の主流化を念頭に、被災地に対する支援では、迅速性を要する災害対応から中長期的な復旧、復興段階への継ぎ目のない支援が重要であるとの考えのもと、災害発生から対応終了までの間に得た災害情報を機構内の関係部署間で共有し、緊急援助から中長期的な開発支援へのスムーズな橋渡しに努めた。

指標 8-1　迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

現地のニーズに迅速かつ効果的に対応した物資供与の実施

- 24年度は、地震や洪水被害に対して物資供与を17件（アジア・大洋州9件、中東・アフリカ6件、中南米2件）実施した。支援にあたっては、現地で活動する非政府機関や国際機関等と調整・連携を図り、ニーズ調査を実施するなど、現地ニーズに対応した、迅速かつ効果的な支援に努めた。また、全ての物資供与について、原則として実施後3カ月以内にモニタリングを行い、被災国政府から配布後の使用状況などを聴取して、現地ニーズへの対応状況を確認するとともに、配布物資や方法に改善の余地がある場合にはその後の災害支援への反映に努めた。24年度に実施した物資供与の事例は以下のとおり。

➢ **24年度に実施した物資供与の事例**

・ イラン地震被害（8 月）においては、イランの赤新月社（イスラム教国における赤十字社）が行ったニーズ調査をもとに物資を供与し、被災者に対する物資の配布についても協力を得た。現地での豊富な活動実績をもとに現地事情やニーズに精通する赤新月社との調整、連携により、現地ニーズに合致した物資の迅速な供与が可能となった。また、先方政府から要望の強かった簡易トイレ・シャワーについては、機構の備蓄品目になかったため、費用対効果を総合的に勘案した上で、機構のイラン事務所を通じて現地調達を行った。現地業者も休日返上で通常よりも生産体制を増強したため、迅速に被災者に届けることができた。

・ ニジェールの洪水被害（9 月）やパラオの台風被害（12 月）では、通常被災国政府が配布することになっている被災者への物資を、国際連合児童基金（UNICEF）やパラオ赤十字等、現地で被災者支援を展開する国際機関や非政府機関に配布してもらうことで、迅速かつ円滑に被災

者に配布することができた。また、ヨルダンの洪水・雪害被害（25 年 1 月）では、被災したシリア難民に対して、テント、毛布等の物資が適切に行き届くよう、同難民キャンプを運営している国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）や現地 NGO と連携してニーズ調査や配布を行った。

・ グアテマラの地震被害（11 月）に対しては、災害発生後速やかにグアテマラ政府と協議をした結果、他国に先立ち支援要請を受けた。グアテマラ政府からは、ニーズ調査に基づいた物資供与が被災者支援のモデルケースとして評価された。モザンビークの洪水災害（1 月）支援では、モザンビーク政府との協議の中で感染症対策、マラリア対策の必要性が確認されたため、通常の供与物資には含まれない、浄水液や石鹸をモザンビーク国内で調達したほか、マラリア対策用に、日本の技術を活用した蚊帳をタンザニアから調達して配布した。本協力はニーズに合致した効果的な協力と高く評価され、大統領から直接在モザンビーク日本大使に謝辞が述べられたほか、モザンビーク国内でも日本の支援が大きく報道された。

効果的な広報の実施を通じた緊急援助の役割と意義の発信

- 災害時における緊急援助の役割と意義を国内外に発信すべく、災害発生時に加えて平時にも積極的に広報を行った。24 年度に実施した物資供与に際しては、物資供与決定時及び物資の引き渡し時の 2 回にわたって、和英両言語で機構ウェブサイトに情報を発信し、日本の緊急援助についての周知に努めた。日本国内向けには、24 年度には国際緊急医療チームが設立 30 周年を迎えたことを踏まえて、機構の機関紙「JICA’s WORLD」に特集記事（10 月号）を掲載したほか、30 周年記念セミナーを開催した（25 年 1 月）。また、国際協力の日（10 月 6 日）にちなんで国際協力関係者が一堂に会する国内最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ」や各種イベント開催の機会に合わせて、医療チームに関する展示、講演等を実施し、幅広く広報を行った。また、テレビ、新聞等の取材等を積極的に受け、災害時だけでなく、平時の活動についても理解が促進されるよう努めた。具体的には、実際の派遣を想定した 48 時間連続シミュレーションを行う総合訓練の一部を一般公開したほか、マスメディアの取材を積極的に受けたところ、NHK をはじめとするテレビや新聞などで技術訓練や総合訓練の様子が報道された。
- 被災地に対しては、日本の支援の「見える化」を図るべく、被災地メディアに対してプレスリリースを実施するなど積極的な広報を行った結果、各地で引き渡し式の模様が現地テレビ、ラジオ、新聞等で 50 回以上報道された。また、物資供与の際には、全ての物資に日本の支援マークを明示したほか、従来よりも大きなシールを貼付するなどの工夫を行い、日本の支援であることがより被災者に見える工夫を行った。ヨルダンの洪水・雪害被害（25 年 1 月）で被災したシリア難民支援に際しては、連携して支援を行った UNHCR のウェブサイトにも機構の支援を掲載したほか、被災地支援の紹介映像を作成して You Tube に載せ、1,000 以上のアクセスを得るなど、広く一般向けの広報を展開した。

継ぎ目のない被災地支援の実現に向けた取組

- 被災地支援に際しては、迅速性を要する災害対応から中長期的な復旧、復興段階への継ぎ目のない支援が重要であるとの考えのもと、災害発生時に緊急援助隊事務局が得た災害情報を機構内で当該地域に対する協力に関係する関係部署に配信・共有し、緊急援助から中長期的な開発支援へのスムーズな橋渡しに努めた。具体的には、モザンビークの洪水災害に際して、緊急援助実施後の中長期的な支援を検討する調査団と緊急援助隊事務局との間での情報交換や意見交換を早期に開始し、初

期の河川の氾濫に関する時系列的な変化や被災状況等の情報提供を通じてその後の調査の円滑な実施に寄与した。

指標 8-2　緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化

「ヘビー級」技術の維持、向上及び再認定に向けた救助チームの平時の取組

- 海外において大規模な地震等が発生した際に派遣される救助チームについては、国際捜索救助・諮問グループ（INSARAG）の加盟国・チーム間の相互認定として国際的外部評価（IEC）が設けられており、国際的な連携・調整の枠組みにおいては、IEC の取得ランク[1]に応じ救助現場が優先的に割り当てられることから、救助チームが海外で中心的に活動するためには IEC の取得が不可欠である。日本は 22 年 3 月に IEC 最高ランクの「ヘビー級」を取得しており、27 年までに「ヘビー級」のランクを更新するために再認定（IER）を得る必要がある。IEC の取得及び再認定には、海外での活動に必要な隊員の養成や訓練の体系、安全管理基準、捜索救助技術など、様々な項目をチームとして満たしていることが求められており、IEC ヘビー級所持者の場合は、野営しながら 2 カ所の現場で 10 日間活動できる自己完結性が求められるほか、救助犬と連携した捜索、コンクリート突破、閉鎖空間における医療活動など、高度な技術が求められる。

図 8-1　高所救助訓練（総合訓練）

図 8-2　要救助者の救出・治療訓練（総合訓練）

- このため機構は、国内で通常行われている捜索・救助技術を基礎としながら海外で必要な技術・知識を隊員に対して普及し、チームとしての総合力を維持・向上すべく、国際的な水準の訓練を企画・運営・実施してきた。さらに、27 年の再認定（IER）に向けた諸課題を関係省庁と整理・調整する枠組みの構築に、緊急援助の事務局として貢献した。また IER に必要なプロセスの一環として、総合訓練の機会に、救助チームが取り組むべき課題について助言を行うメンターをオーストラリア国際開発庁（AusAID）から招へいし、課題抽出と論点整理を行った。
- 救助チームでは、IEC ヘビー級の技術を維持・向上し、IER にも備えるため、指揮計画運用研修（団長、副団長クラスの研修）2 回、技術訓練（救助技術の能力向上）1 回、構造評価研修 3 回、技術検証会 4 回、メンテナンス会 4 回、医療班研修、総合訓練 1 回等を行った。総合訓練では、69 名のチームが 48 時間のシミュレーションを実施し、発災から空港参集、入国、国際連携・調整、指揮

[1] IEC 取得ランクにはヘビー級とミディアム級の 2 つのランクがある。

本部の設置、救助活動といった実際の派遣時を再現した内容の訓練を行った。また、スイス及びインドネシアで開催された国際演習に要員を派遣し、各国との共同作業を通じて国際的な連携・調整下での新たな活動手法について習得し、結果をフィードバックするべく教材を作成した。登録隊員の基礎知識向上のために、INSARAG ガイドラインに基づく活動を紹介したマルチメディア教材を作成し配布することにより、隊員が効率的、効果的に学習できる環境を整備した。

- 国際的な規模の訓練を実施するための環境整備としては、新たにがれき救助訓練用資材を整備して、訓練開催に際して協力を得ている兵庫県広域防災センターに設置し、総合訓練を通じて有効性を検証した。今回の資材整備により、同センターは日本で最大規模のがれき訓練施設となった。

医療チームの機能拡充に向けた、フィールドホスピタル機能の検討

- 医療チームは、15 年にイランで発生した地震に際しての経験をもとに、被災者の生命をより多く救出するために、手術機能を備えたいわゆるフィールドホスピタルの機能を持つべく検討を重ねてきた。24 年度には手術機能、病棟機能に関する準備（ガイドラインの作成、人員体制、機材の選定・調達）をほぼ終えるとともに、倒壊した建物の下敷きになりクラッシュ症候群の恐れのある被災者を安全に救出して手術と治療を行うために必要となる透析機能について、ガイドライン及び機材の整備に関する検討を行った。また、隊員登録者の研修（中級研修）において作成したガイドラインに関する講義を行ったほか、実際に機材の使用・管理方法を習得する機材展開訓練を開始し、延べ 208 名に対して研修を行った。
- 24 年度は、患者の治療を通じて得た情報を被災国に早期にフィードバックして感染症の蔓延の防止などに役立たせることや、隊員のカルテ整理の負担軽減等を目的として、26 年度までに開発の上実用化することを念頭に、電子カルテの導入に向けた検討も開始し、基本的な開発コンセプトや範囲の整理、仕様の詰め、資機材の検討を行った。これが実現すれば、隊員が 1 日数時間かけて入力、整理作業を行っていた負担が大幅に軽減され、治療に一層専念できるようになるほか、被災国に派遣最終日の報告会のみで行っていた医療情報の提供を連日行うことができるようになる
- 24 年度はさらに、診察・治療方針決定のための検査に必要な機材のその都度の調達が間に合わなかったり、劣悪な環境の下で使用できなかったりといった問題を解決するため、25 年度中の利用開始を目指して、臨床検査に関する項目や機材の検討を開始し、必要な機材の検討と整理、使用マニュアルの整備等を行った。

支援物資の備蓄体制の最適化に向けた取組

- 支援物資の備蓄体制については、全世界の災害に対応すべく、機構が契約している民間倉庫 3 カ所及び WFP の倉庫 5 カ所の活用について、23 年度より 1 年間の試行期間を設けて検討してきた。24 年度は、被災地の幅広いニーズに対応すべく、原則機構が契約している民間倉庫からの輸送を中心としつつも、独自に備蓄している物資では対応できないニーズがある場合などは、WFP の倉庫内に他ドナーが備蓄している物資の相互融通制度（シェアードストック）を活用する方針を固めた。両組織の倉庫を活用することで、迅速かつ多角的な支援が可能となった。また、更なる改善のために、備蓄品目、数量の見直しにも着手した。

指標 8-3　より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

- INSARAG においては、ガイドラインの策定や演習の運営など、加盟国の積極的な参加が求められ

る。24 年度に機構は、同枠組みにおける他国チームの IEC/IER 評価員を 5 回務めたほか、各種会合や国際的な訓練、ワーキンググループに参加・出席し、「ヘビー級」取得チームとしての責務を果たした。また、国際演習に対しても、運営管理要員を派遣した。これらの取組を通じて、国際的な枠組み構築への参画や、関係者との緊密なネットワークの維持に努めた。

- 24 年度は、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）及び日本赤十字社との共催により「国際人道支援セミナー」を実施し（7 月）、約 200 名の参加を得た。パネルディスカッションでは、NGO、経済界、政府等からの出席を得て、東日本大震災における連携・調整のギャップを整理し、今後の国際支援に向けた教訓等の抽出を行った。機構は、これまでに実施した緊急援助の事例を紹介しつつ、災害時のニーズの把握や情報共有等の取組を発表した。また、セミナーのフォローアップとして東日本大震災における教訓を共有・取りまとめる目的で、これら出席団体間での勉強会を計 4 回開催した。
- NGO や国際機関等の内外の関係機関とは、戦略的・効果的な支援を実現すべく、災害発生時を中心に積極的な連携に努めてきた。特に、国際赤十字・赤新月社連盟との間では、従来からの連携を促進すべく、24 年 12 月に業務協力に関する連携協定を締結するとともに、イランの地震被害（8 月）やパラオの台風被害（12 月）において、調査や配布などを協力して実施した。国際機関との間では、ニジェールの洪水被害（9 月）では国際連合児童基金（UNICEF）と、ヨルダンの洪水・雪害被害（25 年 1 月）では国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）との間で連携することにより、効果的な支援を展開した。平時においても、NGO、国際機関や人道援助機関との間では緊密な情報交換を行っており、主なものだけでも 24 年度中に 600 件を超過した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・ 指標 8-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況
・ 指標 8-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化
・ 指標 8-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、イラン地震被害（8 月）やニジェール洪水被害（8 月）等の災害に対して 17 件の物資供与を実施した。物資供与の際には、ニーズ調査を実施するとともに、従来の方法にこだわらない、柔軟な調達・輸送経路の設定、現地で活動する非政府機関や国際機関等との調整・連携等を図り、現地ニーズに適切に対応するとともに、迅速かつ効果的な支援に努めた。
平時においては、「ヘビー級」技術の維持及び 27 年度の再認定に向け、実際の派遣を想定した 48 時間連続シミュレーションを行う総合訓練等を実施したほか、オーストラリア国際開発庁（AusAID）からの助言を得つつ課題抽出と論点整理を行った。
医療チームについては、手術機能、病棟機能等の拡充に向けた体制の検討を進めるとともに、待機隊員に対する研修を実施した。
支援物資については、WFP 倉庫の利用者間の相互物資融通制度を有効に活</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		用することで、備蓄体制の最適化を図った。 　災害緊急援助の広報については、物資供与の際に、機構のウェブサイト上での情報発信や被災地メディアに対するプレスリリース等を通じて積極的な広報を行ったほか、平時においても、国際救急医療チーム設立 30 周年記念イベント等、各種イベントでの展示や講演を実施し、マスメディアの取材にも積極的に対応してテレビや新聞での報道につなげた。 　また、被災地に対する支援では、迅速性を要する災害対応から中長期的な復旧、復興段階への継ぎ目のない支援が重要であるとの考えのもと、災害発生から対応終了までの間に得た災害情報を機構内の関係部署間で共有し、緊急援助から中長期的な開発支援へのスムーズな橋渡しに努めた。 　以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 　なお、迅速かつ高度で充実した災害援助を展開できる体制の強化を通じて、災害の多い先進国である日本が災害援助等協力において一層の貢献を果たすことが期待される。救助チームについては、27 年度に予定されている IEC ヘビー級の更新も含め、能力の維持・向上が期待される。 　また、災害援助の現状と機構の取組が国民に周知され、理解が深まるよう、時宜を得た効果的な広報活動・情報発信に取り組んで頂きたい。さらに、緊急の災害対応から中長期的な復旧・復興までの継ぎ目のない支援に一層取り組まれることを期待する。

小項目 No.9　海外移住

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 事業実施に向けた取組
小項目	9. 海外移住
中期計画/年度計画	【中期計画】 機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。 なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。 【年度計画】 ① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。 ② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収する。 ③ 債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。 ④ 日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。 ⑤ 日系社会における継承語教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。 ⑥ 海外移住資料館において、引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住・日系社会に関する資料の整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、地域等との連携強化などの取り組みを行う。なお、年間の来館者数を 30,000 人以上、年間の教育プログラム参加人数を 1,894 人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を 113,182 以上とすることを目指す。

要旨

海外移住資料館設立から 10 周年を迎えた平成 24 年度には、海外移住資料館の扱う歴史資料の価値の確立と、幅広い層に対する海外移住の歴史や日系社会の理解促進に向けた広報を積極的に展開し、海外移住資料館へのアクセス拡大につなげた。

海外移住資料館が保有する文書・資料の学術的・歴史的な価値の確立に向けては、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法施行令第 5 条第 1 項第 4 号）に基づき内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進め、25 年 4 月 1 日付で認定を受けた。

また、海外移住資料館設立 10 周年を迎えた 24 年度は、設立 10 周年記念シンポジウムを開催し、各国の日系博物館・資料館との相互連携を強化した。

各種イベントや広報、教育プログラムの開催等にあたっては、今日性のあるテーマと関連付けるとともに、海外移住資料館の周辺地域で開催される大型イベントと連携するなどの工夫を行い、海外移住・日系社会に関する理解の促進と海外移住資料館の設立意義の周知を図った。

これらの取組の結果、24 年度は、入館者数：36,491 名（目標値：30,000 名、23 年度実績：30,231 名）、教育プログラム受講者数：4,994 名（目標値：1,894 名、23 年度実績：4,478 名）、ウェブサイト訪問者数：154,255（目標値：113,182、23 年度実績：131,598）と、海外移住資料館に対するアクセスを示す全ての指標において、目標値及び前年度実績をともに上回る実績を上げた。

移住先国の日系社会に対しては、助成金の交付や日系研修員の受入、日系社会ボランティアの派遣等を通じた支援を行っており、高齢者福祉と日系社会の次世代を担う人材の育成を重点課題とした絞り込みを行い、戦略性の向上と効率化に取り組んだ。

また、「日系継承教育」研修については、国際交流基金との連携を促進しながら取り進めたほか、23 年度に国際交流基金に移管した日本語教師養成のための上級 2 コースについては、中南米地域における機構の在外拠点と日系団体とのネットワーク等を活用して応募勧奨等の側面支援を行った。

移住債権については、適切に債権回収を進めるとともに、債権の分類整理を進め、関係各省および機構内関係部署への説明・協議を行い、債権管理業務を終了するための基本方針を検討した。

指標 9-1　重点化の状況

移住先国における日系社会のニーズの変化を考慮した重点化の推進

- 戦後の日本の政策によって中南米などへ渡航した移住者に対し、移住先国の社会での定着と生活の安定を図るために実施してきた海外移住者支援については、移住先国における日系社会の成熟や世代交代といった変化に伴い、移住者一世の高齢化、出稼ぎによる日系社会の脆弱化、日系人のアイデンティティの喪失といった新たな課題への対応が求められている。機構は、このような移住先国における日系社会のニーズの変化を踏まえ、政府が示した政策に基づき、高齢者福祉及び日系社会の次世代を担う若手の人材育成に重点を絞り、移住者・日系人の支援を行ってきた。24 年度は、移住者団体に対する助成金交付事業、日系研修員受入（119 名）、日系社会ボランティア派遣（53 名）等を実施し、重点化方針に則った選択と集中を進めるなどして、戦略性の向上と効率化に取り組んだ。
- 助成金交付事業については、30 団体 44 事業（23 年度実績：31 団体 55 事業）に対して、高齢者福祉及び人材育成の分野に関連した事業に助成金を交付した。事業規模の縮減を図るとともに、重点化方針に則って選択と集中を進めた結果、上記重点課題が占める割合が、24 年度も全体の 9 割を超過した。
- 日系研修については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえて事業規模の見直しを図るべく、研修員受入実績の大きいブラジルおよびパラグアイを対象に「日系研修に係るグッドプラクティス及びニーズ調査」を実施し、日系研修の裨益効果を確認するとともに、優先的なニーズを調査して、事業規模に応じた絞り込みを行うための方策を検討した。

- 重点課題別の具体的な取組は以下のとおり。

➢ 日系移住者に対する高齢者福祉支援

・ 23 年度に引き続き、ブラジルの地方に在住する高齢移住者に対する巡回診療や、ボリビア高齢移住者のデイサービス、同施設等で活動する地元ボランティアに対するレクリエーション研修に対して助成金を交付した。

・ 日系研修については、「高齢者福祉におけるケアシステムと人材育成」研修にパラグアイから 4 名を受け入れたほか、「施設及び在宅における高齢者ケア」などの高齢者福祉に関する研修で、メキシコ及びブラジルから研修員計 7 名を受け入れた。

・ 日系社会ボランティアについては、養護老人ホーム等での高齢移住者を支援すべく、ソーシャルワーカー分野のボランティアをドミニカ共和国、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイに計 9 名派遣した。

➢ 日系社会の次世代を担う若手人材の育成

・ 助成金交付事業においては、現地日系日本語教師の養成・確保のため、中南米地域の日系日本語学校教師を対象とした汎米日本語教師合同研修会や現地日系日本語教師の第 3 国研修の開催経費、教師謝金、ブラジル日本語センターの日本語調査研究等の経費を一部助成した。

・ 日系研修については、「日系継承教育」の研修に日系人の教師を 16 名受け入れたほか、「事業経営セミナー」、「非営利団体の運営管理」、「農協中堅実務者職員」、「医学」等、日系社会のニーズに沿った分野での研修を実施し、計 119 名の研修員を受け入れた。「日系継承教育」研修を実施した際には、国際交流基金に対する情報提供、研修員報告会への国際交流基金からの参加、基金主催ワークショップへの協力・参加等、両機関の連携を促進しながら取り進めた。

・ 24 年度は、日系人子弟のアイデンティティ形成と今後の日本語学習への動機付けを目指した「日系社会次世代育成研修」を実施し、中南米地域の 10 カ国から、日系団体が運営する日本語学校に通う日系人中学生 49 名を受け入れた。同研修におけるホームステイや公立中学校への体験入学を通じて、日系人中学生の日本文化・社会に対する理解を促進するとともに、受入先の中学校や地域の人々の海外移住の歴史や日系人社会に対する理解の促進にも寄与した。日系社会における次世代のリーダー育成に向けた支援としては、日本の大学院で学ぶ日系人に対して、滞在費、学費などを支給する「日系社会リーダー育成事業」を実施しており、24 年度は、経済学、法学、理工学、医学等の分野を学ぶ 9 名の支援を新規に決定した。

・ 日系社会ボランティアについては、日系継承教育を支援すべく、日系日本語学校教師を 23 名、小学校教諭を 4 名派遣した。

・ なお、23 年度に国際交流基金に移管した日本語教師養成のための上級 2 コースに関しては、24 年度の募集に際して、中南米地域の機構の在外拠点と日系団体とのネットワーク等を活用して応募勧奨を行い、国際交流基金の実施する事業の側面支援を行った。

指標 9-2　移住債権の状況

- 第 3 期中期目標期間中早期に債権管理業務を終了する方策を立てるべく、関係各方面との調整を図りながら検討を重ね、テレビ会議や海外拠点の長が集う会議等を利用して機構内の合意を形成するとともに、外務省・財務省に対しても説明を行い、基本方針を検討した。また、全債権を「回収可能性あり」、「回収可能性なし」、「不明」に整理分類するとともに、「移住融資事業検討委員会」

を開催し、中期計画期間中のロードマップを確認した。なお、24 年度に回収した移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績は表 9-1 のとおり。

- 24 年度中に償却に至った債権は以下のとおり。
  - ・ ドミニカ共和国・債務緩和履行延期特別措置による償却：6 件
  - ・ アルゼンチン・請求停止による償却：5 件

表 9-1　24 年度の移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績

（平成25年3月31日現在：単位：千円）

	期首残高	期中減	（期中減内訳）		評価増減	期末残高	件数	（参考）
	(a)	(b)	回収	その他減	（為替差損益）(c)	(a)-(b)-(c)	（件）	利息入金実績
移住投融資貸付	1,621,137	△ 290,145	*269,530*	*20,615*	168,006	1,498,999	464	33,513
入植地割賦元金	24,716	△ 7,815	*7,813*	*2*	1,398	18,299	23	6,857
合計	1,645,853	△ 297,960	*277,343*	*20,617*	169,404	1,517,298	487	40,370

指標 9-3　海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

歴史資料等保有施設としての認定を通じた海外移住資料館のステータス確立

- 24 年度は､海外移住資料館が保有する文書の学術的･歴史的な価値の確立による認知度向上を図り、機構内外の各種研究や調査等のための利用を促進すべく、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法施行令第 5 条第 1 項第 4 号）に基づき内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」として海外移住資料館の認定を受けるための要件整備に尽力した。その結果、海外移住資料館は 25 年 4 月 1 日付で「歴史資料等保有施設」としての認定を得るに至った。
- 海外移住資料館は、「海外移住と日系人社会に関する知識の普及」と「移住に関する資料・情報の整備と提供」という設置目的を果たすべく、「資料の収集・保管」、「調査・研究」、「展示・教育」の三つの役割を担っている。資料の収集・保管の場としては、100 人を超える日系一世や二世のインタビュービデオ等の歴史的記録を含む、37,000 点以上の資料を保管している。所蔵資料概要については表 9-2 のとおり。調査・研究の場としては、津田塾大学理事長を委員長に、移民研究の諸分野で活躍する学識者で構成される学術委員会を設置し、海外移住及び日系人社会に関する研究を実施ししている。これらの研究成果は、海外移住資料館が発行する「海外移住資料館研究紀要」に掲載した。展示・教育の場としては、日系三世、四世といった海外移住者子弟にとっては、自身のルーツやアイデンティティを確認する場であるとともに、日本の小・中・高校生にとっては、海外移住の歴史や多文化共生等について学ぶ場として機能している。設立 10 周年を迎えた 24 年度には、来館者が累計で 30 万人を超過した。

図 9-1　移住資料館の展示

- 海外においても、海外移住と日系人の歴史や功績を展示する拠点として海外移住資料館の認知度が向上している。その証左として 24 年度には、日本の移民史において「ハワイ官約移民の父」として名高く、ベンジャミン・フランクリンの直系 5 代目にあたる、ロバート・アーウィン氏の遺品について、孫で米国在住のアーウィン・ユキコ氏から寄贈を受けた。寄贈品の多くは、アーウィン氏が明治天皇やカラカウア王から授与された勲章等、当時の日本政府の移民事業に対する評価を示すもので、海外移住資料館の学術的価値の向上にも資するものである。

表 9-2　海外移住資料館の所蔵資料

種別	件数	備考
文献・図書類	約 20,000 件	
アーカイブ類	約 5,000 件	移住者名簿、旅券、身分証明書、移住契約書、新聞、解放、報告書、教科書等
写真・映像・音声類	約 10,000 件	写真、各種フィルム、ビデオテープ、カセットテープ、レコード類
標本類（物品）	約 2,000 件	移住者の人たちが移住先国へ持参した行李やトランク、日用品、移住先国で使った農機具や漁具、太鼓や野球用具など、娯楽に関する用品等

海外移住資料館を活用した、移住事業及び日系人社会に対する理解促進に向けた取組

- 多くの移住者を送り出した地である横浜を拠点に、日本人の海外移住の歴史や日系社会に対して広く国民の理解を得ることを目的として、引き続き、海外移住資料館を活用した各種広報を積極的に展開した。24 年度は、近隣で行われる各種イベントと連携したテーマでの実施を含め特別展を計 6 回、移住者・日系人に関するその時々の話題や問題に沿ったテーマについて有識者を招いて講演やパネルディスカッションを行う公開講座を計 4 回、シンポジウムをはじめとするイベント等を計 6 回開催し、合計 36,491 人（対目標値比 122%、対前年度比 121%）の来館者を得た。
- 24 年度は特に、14 年 10 月の海外移住資料館設立から 10 年目の節目の年にあたることから、海外日系人協会と共催で海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムを開催し、国内外から 130 名を超える参加者を得て、海外移住という事象が日本や世界に及ぼしたインパクトを次世代に伝えるという海外移住資料館設立の意義と役割を再確認した。シンポジウムの様子については、朝日新聞、産経新聞、共同通信、ジャパンタイムズ、北米報知、ニッケイ新聞、ロッキーマウンテン時報の計 7 社による取材があり、それぞれのメディアを通じた報道につながった。
- 海外移住資料館近隣の観光スポットである、赤レンガ倉庫、コスモワールド、日清カップヌードルミュージアム等、地域の様々な関係者との連携も強化し、「新港地区賑わいづくり委員会準備会」のメンバーとしてサマースタンプラリー、ハロウィンイベント等を共同企画・実施するとともに、広報においても相互に協力し、来館者の施設間の回遊強化を図った。これにより、単館では呼び込みが難しい、海外移住や日系社会に関心の薄い若い世代の来館につなげ、幅広い層に対する広報を実現した。
- また、ハワイと日本の交流のはじまりの地である横浜で毎年開催され、約 30 万人の集客を誇るハワイをテーマとした大型イベントや隣接する商業施設 1 階のハワイタウン化に合わせて、海外移住資料館でも特別展示「ハワイに生きる日本人―受け継がれる日系人の心」を実施したほか、第二次

世界大戦のヨーロッパ戦線においてアメリカ陸軍の精鋭として従軍した日系二世兵士を描いた映画「『Go for Broke!』～ハワイ日系二世の記憶～」の上映会を実施し、現代の日本の若者にとっても観光地として親しみのあるハワイとの海外移住を通じた歴史的なつながりや、海外移住に向けた玄関口として機能した横浜との関係などについて、広く発信することに成功した。

- さらに、現在約 30 万人の日系人子弟が就労や勉学の目的で来日し生活している現状を踏まえ、公開講座「デカセギの子どもたち　自分たちを語る」を実施したほか、海外移住資料館の季刊広報誌「海外移住資料館だより」にて同タイトルの特集を組むなどして、1990 年以降に「デカセギ」としてブラジルから来日した日系人の子どもたちの現状について広く紹介することにより、海外移住や日系社会が現代の日本の地域社会にも身近なテーマであることを訴えた。また、学術委員会への委託による海外移住資料館学術研究プロジェクトにおいて作成した「日本・ブラジル移民カルタ」を増版し、国内のブラジル人学校に配布することで、在日日系ブラジル人のアイデンティティ形成や日本語学習への貢献を図った。同カルタは、日本の学校に多く在籍する日系ブラジル人の児童や地域の子供たちに、海外移住の歴史や、移住者や日本に住む日系人の生活や思いなどについての理解を深めてもらう目的で開発されたものであり、日系移民に関する様々な事柄を取り上げている。

（左）図 9-2 出稼ぎの子どもたちを特集した海外移住資料館だより
（上）図 9-3　日本・ブラジル移民カルタ

日本国内及び世界各国の博物館、資料館との連携

- 海外移住資料館は、日本人の海外移住をテーマにした日本国内及び世界の博物館や資料館等が保有する、写真・資料のデジタル・アーカイブ及びインターネット上の資料等が相互に有効活用されるよう、これらの博物館や資料館等とのネットワーク化にも取り組んできた。
- 25 年 1 月に開催した海外移住資料館設立 10 周年記念シンポジウムには、米国、カナダ、ペルー及びブラジルの日系博物館や資料館の代表者を招き、各館の紹介とともに、今後の連携の可能性や、海外移住資料館への期待等について議論した。参加者からは、移住の歴史や意義を後世に継承するための工夫など、各国の博物館・資料館の連携が重要であり、海外移住資料館にその要としての役割を期待とするとの発言があった。シンポジウム開催後、教材開発や展示貸借等を通じた具体的な連携について検討を開始した。

海外移住資料館に対するアクセスの拡大

- 24 年度は上述のとおり、海外移住資料館設立 10 周年の機会を捉えた記念シンポジウムの開催や広報媒体を通じた発信に加え、観光スポットが多い地の利をいかして地域の他のアクターと連携した幅広い層に向けた発信・広報を積極的に展開した。また、海外移住資料館で実施する教育プログラムについては、在日日系人をはじめとする外国籍の児童・生徒が多く在住している地域や横浜市内を中心とする小・中・高校等から、社会科学習の場として定評を得ており、繰り返しの依頼も増加している。移住資料館ウェブサイトについては、週替わりの「ボランティア活動日記」などのコンテンツの更新頻度を高めるなど、アクセス数の向上に努めてきた。
- これらの取組が奏功し、海外移住資料館の入館者数や教育プログラムの受講者数、ウェブサイト訪問者数など、24 年度の海外移住資料館に対するアクセスを示す指標はいずれも前年度から拡大しており、年間目標値も大きく上回って達成した（表 9-3 参照）。25 年 3 月には、12 年 10 月の開館以来の来館者 30 万人を達成した。

表 9-3　海外移住資料館に対するアクセスの 24 年度実績

指標	24 年度実績 （23 年度実績）	24 年度実績の目標値及び 前年度実績との対比
入館者数	36,491 人 （30,231 人）	対目標値（30,000 人）：122% 対前年度（30,231 人）：121%
教育プログラム受講者数	4,994 人 （4,478 人）	対目標値（1,894 人）：264% 対前年度（4,478 人）：112%
ウェブサイト訪問者数	154,255 （131,598）	対目標値（113,182）：136% 対前年度（131,598）：117%

- なお、海外移住資料館の管理・運営業務については、「公共サービス改革基本方針」（20 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき民間競争入札（市場化テスト）の実施が決定され、21 年度から 3 年間、入札に基づいて契約した委託業者による自立的かつ効率的な運営が進められてきた。この結果を踏まえて、「公共サービス改革基本方針」（23 年 7 月 15 日閣議決定）により、24 年度以降も民間競争入札対象とすることが決定され、24 年度からも 3 年間の計画で、入札を経て選定された業者に管理・運営を委託している。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・指標 9-1 重点化の状況
・指標 9-2 移住債権の状況
・指標 9-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
移住者・日系人の支援については、高齢者福祉及び日系社会の次世代を担う若手人材の育成への重点化を図りつつ、移住者団体に対する助成金交付事業、日系研修員受け入れ、日系社会ボランティア派遣等を計画どおり実施し、</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		助成金交付事業については、上記重点課題が占める割合が全体の 9 割を超過した。日系研修については、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえて事業規模の見直しを図るべくニーズ調査を実施し、事業規模に応じた絞り込みを行うための方策を検討した。 移住債権については、適切に債権回収を進めるとともに、債権の分類整理を進め、関係各省及び機構内関係部署への説明・協議を行い、債権管理業務を終了するための基本方針を検討した。 海外移住資料館を活用した海外移住の歴史や日系人の理解促進に向けた取組としては、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法施行令第 5 条第 1 項第 4 項）に基づき内閣総理大臣が指定する「歴史資料等保有施設」としての要件整備を進めて認定を受け、同資料館が保有する歴史文書・資料の学術的・歴史的な価値を確立した。また、幅広い層に対する海外移住の歴史や日系人の理解促進に向けた広報を積極的に展開し、海外移住資料館へのアクセス拡大につなげた。これらの取組の結果、年度計画に掲げた目標値及び前年度実績をともに上回る実績を上げた。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、海外移住事業については外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報に引き続き取り組み、海外移住に関する知識の一層の普及が図られることを期待する。また、日系社会の現地でのあり方への取組も検討していくことが求められる。

小項目 No.10　開発人材の育成（人材の養成及び確保）

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（4）開発人材の育成（人材の養成及び確保）
小項目	10．開発人材の育成（人材の養成及び確保）
中期計画/年度計画	【中期計画】 国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。 具体的には、 ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。 【年度計画】 ① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。なお、国際協力人材センターウェブサイト「PARTNER」の新規人材登録者数を 1,500 名、新規登録団体数の 65 団体、情報提供件数の前年比 200 件増に取り組む。また、国際協力に携わる人材向けに登録・応募手続きを簡素化し、団体向けには、人材閲覧機能の向上を図り、利用団体の利便性の向上を実現する。 ② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270 名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。 ③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生インターンを、現行制度に基づき着実に実施する。なお、30 名程度の受け入れに取り組む。

要旨

機構は、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を通じた国際協力人材に関するニーズのマッチング促進に努めており、平成 24 年度は特に、海外展開のためにグローバルな視野や素養を身に付けた人材の獲得に関心を有する中小企業等のニーズと、国際協力経験を生かせる進路を希望する帰国ボランティアのニーズのマッチングを図るべく、これらの層に対する PARTNER への登録勧奨を積極的に行った。

中小企業等に対しては、機構が実施する民間連携事業への応募企業に対する働きかけや、中小企業向けイベント等の機会を捉えた発信を積極的に行った結果、24 年度の民間企業による登録数は 76 団体となった。これらの取組も奏功し、24 年度の新規登録団体の合計は 125 団体に上り、目標値（65 団体）を上回って達成した（前年度比 31 団体増）。

機構ボランティアに対しては、募集説明会や派遣前後の機会を捉えて PARTNER の積極的な広報を行ったほか、PARTNER のウェブサイト上に帰国ボランティア向けの進路情報ページを設置するなどした。その他、主に学生に対する「JOB セミナー」の開催を通じた登録勧奨や、即戦力となる人材向けの「国際協力人材セミナー」等を開催した。また、メールや対面によるキャリア相談も引き続き実施した。これらの取組の結果、24 年度の新規登録人材数は 1,671 名に達し、目標値（1,500 名）を上回って達成した（前年度比 305 名増）。24 年度はさらに、PARTNER 登録団体に対する団体セミナーの開催や PARTNER ウェブサイトの大幅な改訂による利便性の向上、Facebook ページを通じた発信等にも取り組んだ結果、PARTNER 登録団体（機構を除く）から PARTNER を通じて行われた求人やセミナー・研修等に関する情報提供の実績は、24 年度は 2,757 件となり、目標値（前年度比 200 件増）を上回って達成した（前年度比 449 件増）。

なお、PARTNER の運営にあたっては、「公共サービス改革基本方針」（20 年 12 月閣議決定）に基づき、21 年度より民間競争入札を導入し民間業者に委託しているが、24 年度から 26 年度までの現契約については、入札の対象業務の範囲を拡大し「システム運営部分」を加えた契約に一本化した結果、前契約の金額よりも約 3 千万円相当の経費削減を実現した。

機構は、新たな開発課題や国際協力に関連する業界のニーズに応える人材の養成を目指して、能力強化研修も実施しており、24 年度は前年度と同規模の 255 名が修了した（目標値（270 名）を下回った理由は、研修会場である JICA 市ヶ谷ビルの改修工事計画の変更による施設の一時的な供用中止に伴い、当初計画コースの一部が中止となったため）。24 年度は新規に 4 コースを開設するとともに、25 年度からの 3 コースの開設に向けて準備を進め、新たなニーズへの対応にも努めた。なお、能力強化研修の修了者に対してはフォローアップ調査を実施しており、過去約 3 年間の修了者に対する調査では、回答者の 7 割以上が国際協力業務に従事していることが確認された。

機構はさらに、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力の分野での活動を希望する大学院生を対象に公募型インターンの受入も実施しており、24 年度は 31 名が合格し、3 名の辞退により受入実績は 28 名となったものの、目標値（30 名程度）をほぼ達成した。

指標 10-1　国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

ボランティア経験者をはじめとする国際協力人材の登録拡大に向けた取組

- 近年、海外展開を進める中小企業等が増える中、グローバルな視野や素養を備えた人材に対する企業の関心やニーズが高まっており、機構は国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」を通じてこれらのニーズに応えるべく、国際協力を志向する人材に対して PARTNER への登録を働きかけてきた。24 年度は特に、機構のボランティア事業の経験者（もしくは派遣中ボランティア）に対して登録を勧奨し、企業側のニーズに応えるとともに、帰国ボランティアの進路開拓にも資するべく取り組んだ。24 年度は、ボランティアの募集説明会や派遣前後の研修等の機会を捉えて PARTNER の紹介を積極的に行うとともに、PARTNER サイト上に帰国ボランティア向けの進路情報ページを設置したほか、帰国ボランティアのキャリア形成成功事例を特集した「協力隊の任期を終えて X 年」というコンテンツの連載を開始した。これらの取組もあり、24 年度末時点での帰国ボランティアもしくは派遣中ボランティアの PARTNER 登録人材に占める割合は約 4 割（3,388 名）に達した。
- 学生に対する登録勧奨については、地球ひろばとの共催により、国際協力分野に関心のある学生を対象とした「JOB セミナー」を 3 回開催し、計 216 名の参加を得た。また、厚生労働省職業安定局と連携して、都内の公共職業安定所（ハローワーク）や、より専門性を有する人材が求職者として

訪れる人材銀行にリーフレットを設置し、登録につなげた。24 年度はさらに、海外事業展開要員の採用を積極的に行っている企業や国際協力分野に関心を持つ留学生に PARTNER を周知すべく、留学生就活セミナー（約 500 名参加）に日本学生支援機構（JASSO）と連携して出展した。

- 国際協力人材の裾野拡大を図るべく、国際協力分野で即戦力となる人材向けに国際協力分野の人材ニーズやキャリア形成方法等を紹介する「国際協力人材セミナー」を実施しており、24 年度は東京、神戸、福岡の 3 カ所で開催した。従来型の講義に加えて、参加者間の交流を促すネットワーキングランチや、分野や年齢層に特化した情報提供を行う座談会を企画したことにより、セミナーの付加価値を高めた結果、参加者合計 530 名のうち 92%から「概ね満足」以上の評価を受けた。
  国際協力分野でのキャリア形成について助言を行うキャリア相談については、対面相談件数は減少したものの、メールによる相談件数は拡大した。対面相談については、夜間相談を 4 回、休日相談を 2 回実施することにより、平日の日中の相談が困難な社会人に対するサービスの拡充を図った。また、23 年度に開発した「キャリア相談よくある質問（FAQ）」をチェックの上、申し込みを行うようにシステム改修を行った結果、簡易な問い合わせが減り、質問に対するより重点的な対応が可能になった。

表 10-1　キャリア相談業務の実績（単位：件）

	24年度実績	23年度実績	対前年比
キャリア相談業務（メール相談）	113	65	48
キャリア相談業務（対面相談）	214	295	-81

- 国際協力人材の登録拡大に向けた上述の様々な取組の結果、24 年度の新たな登録者数は 1,671 名にのぼり、24 年度の目標値（1,500 名）を上回って達成した（前年度比 305 名増）。また、国際協力に関心はあるが経験のない大学生等を対象に 23 年度に創設した簡易登録制度の 24 年度の新規登録者数は 3,477 名となり、同じく前年度実績を上回った（677 名増）。

表 10-2　新規国際協力人材登録者数等の実績（単位：人）

	目標値	24年度実績	23年度実績	対前年比	備考
新規国際協力人材登録者数	**1,500**	**1,671**	1,366	305	登録者総数8,902名
新規簡易登録者数		3,477	2,800	677	登録者総数5,042名（23年6月開始）
簡易登録者からの国際協力人材登録者		666			

中小企業等をはじめとする企業・団体の登録拡大に向けた取組

- 海外展開を進める中小企業等にとって、グローバルな視野や素養を身に着けた人材の確保は喫緊の課題であり、機構はこれらの企業のニーズに PARTNER を通じて応えるべく、機構が実施する民間連携事業への応募企業に対する PARTNER への登録勧奨を積極的に展開した。24 年度は特に、中小企業基盤整備機構が主催する「中小企業総合展 JISMEE2012」や中小企業向け異業種交流展示会「メッセなごや」といった中小企業に関係する主要イベントに参加し、イベント参加企業に対して登録勧奨を行ったほか、商工会議所や税理士法人事務所といった中小企業支援団体とのネットワークの強化に取り組んだ。また、新たに簡易登録団体制度を設け、国際協力人材情報の閲覧や個別のコンタクトを可能とするサービスを開始した。これらの取組の結果、24 年度の民間企業の登録数は 76

団体（このうち国際協力団体 25、簡易登録団体 51）となり、前年度（29 団体）より大幅に拡大した。

- 国際協力の主要アクターである、NGO/NPO、開発コンサルティング企業等は、期間雇用の業務も多いと考えられることから、団体登録の最優先勧奨対象として、各団体及び企業に個別にコンタクトし、PARTNER への登録・利用勧奨を積極的に展開した。
- これらの PARTNER への登録団体数の拡大に向けた様々な取組の結果、24 年度に新たに登録を行った団体数は 125 団体となり、24 年度の目標値（65 団体）を上回って達成した（前年度比 31 団体増）。

表 10-3　新規国際協力団体登録数等の実績　（単位：団体）

	目標値	24年度実績	23年度実績	対前年比
新規国際協力団体登録数	**65**	**125**	94	31
新規団体簡易登録数		56		

- PARTNER 登録団体に対するサービスを拡充すべく、これら団体のニーズを踏まえて有用な情報の提供や登録団体の組織能力強化支援を行う団体セミナーを実施しており、24 年度は、登録団体向けに行った事前アンケートにて要望の高かった「ファンドレイジングのノウハウと成功事例紹介」をテーマに東京及び名古屋で実施した。セミナーには 60 団体（78 名）の参加があり、アンケート調査を通じて把握した満足度は 98%に達した。

PARTNER を通じた情報発信・提供の拡充に向けた取組

- PARTNER の利便性をさらに向上させるため、PARTNER ウェブサイトの大幅な改訂を行った。具体的には、ウェブサイトのデザインを一新してアピール性の高いものとし、求人情報の種別やサービスの内容に応じたアクセスの向上や、求人情報等の検索条件の追加による求職者のニーズに沿った検索機能の向上を図った。さらに、人材登録手続きの簡素化を進め、「マイページ」機能を追加する等して利便性を高めるとともに、PARTNER の継続活用を促す仕組みを整えた。これらの取組の結果、24 年度は、PARTNER ウェブサイトのトップページの年間アクセス数（PV）が 804,438 に達し、前年度から大幅に拡大した。また、将来国際協力の担い手となりうる若年層に対する広報強化の観点から Facebook ページを立ち上げ（25 年 1 月）、情報発信の強化に努めた。Facebook ページを通じて PARTNER トップページにアクセスした件数は 3 カ月間（25 年 1 月～3 月）で 17,168 件となり、Facebook ページの開設が PARTNER の広報にもつながった。
- PARTNER 登録団体の拡大や、PARTNER の利便性向上等に取り組んだ結果、機構外の団体による PARTNER を通じた求人やセミナー・研修等に関する情報提供件数が 449 件増加し、24 年度における目標値（前年度比 200 件増）を上回って達成した。

表 10-4　PARTNER を通じた情報提供の実績（単位：件）

	目標値	24年度実績	23年度実績	対前年比	
情報提供件数（目標値：前年度比増加件数）	**200**	2,757	2,308	**449**	機構外の団体が発信
(内訳)					
・求人情報		1,523	1,346	177	
・研修・セミナー情報		1,234	962	272	
合計情報提供件数		4,733	4,379	354	機構及び機構外の団体が発信
(内訳)					
・求人情報		3,356	3,304	52	
・研修・セミナー情報		1,377	1,075	302	

- PARTNER の運営にあたっては、「公共サービス改革基本方針」（20 年 12 月閣議決定）を踏まえて 21 年度より民間企業・団体を対象に民間競争入札を導入し、民間業者に委託しているが、「公共サービス改革基本方針」（23 年 7 月閣議決定）に基づき実施する 24 年度から 26 年度までの現契約については、入札の対象範囲を拡大し、業務にシステム運営を加えた結果、21 年度から 23 年度までの前契約金額よりも 3 千万円程度の経費を削減の上、契約を締結した。また、業務とシステム運営を 1 契約にまとめることにより、業務フローの見直しにつながり、登録人材のプロフィール公開情報や求人情報等の掲載作業の大部分を登録人材及び登録団体で行うことができるようになる等、PARTNER ユーザー及び事務局双方にとって事務効率化が可能となった。

指標 10-2　援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

優先度の高い開発課題や新たな援助ニーズに応えるための能力強化研修の実施

- 機構では、国際協力人材に求められる資質と能力を以下のとおり整理しており、これらの側面に関する一定の資質・能力を有する人材を対象に、機構の事業現場で特にニーズの高い特定の知識やスキルの向上を支援する観点から、短期の能力強化研修を実施している。
  - ①分野・課題専門力、②問題発見・調査分析力、③総合マネジメント力、④コミュニケーション力、⑤援助関連知識・経験、⑥地域関連知識・経験

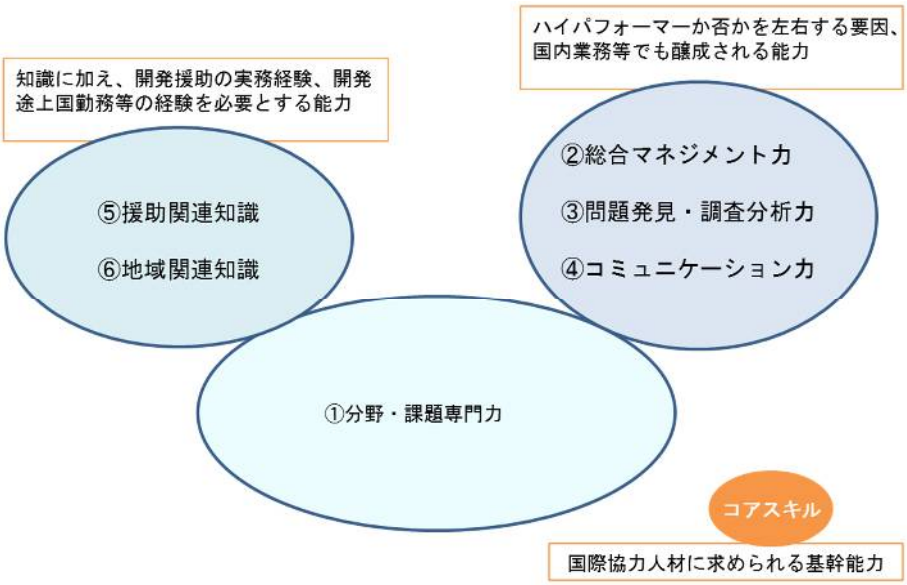

図 10-1　国際協力人材に求められる 6 つの資質と能力

- 24 年度は 12 コースを計 15 回実施し、364 名の応募者のうち 255 名が研修に参加して全課程を修了した。また、聴講者はのべ 462 名に達した。なお、24 年度の研修修了者数（255 名）は、前年度実績（253 名）を上回ったものの、目標値に掲げた研修参加者数（270 名）を若干下回る結果となった。これは 24 年度の研修実施場所である JICA 市ヶ谷ビルの改修工事計画の変更による施設の一時的な供用中止のため、8 月に実施が予定されていた「コンサルタント等のための国際協力基礎」コース（1 回、定員 15 名）が中止となったことによる。
- これらの研修テーマについては、機構事業における優先的なニーズや、国際協力に関係する業界団体からのニーズ、新たな開発課題に関するニーズ等を踏まえて検討している。特に業界団体からは、コンサルタント人材の能力強化支援について強い要望が寄せられていることを踏まえ、24 年度は、前年度に引き続いて、「コンサルタント等のための国際協力基礎」コース等を実施するとともに、コンサルタント業界団体などを通じて受講を勧奨し、コンサルタント等企業から計 154 名の参加を得た。また、重要性が増す開発課題や、新たな人材ニーズ等に対応するため、24 年度には、「平和構築・復興支援（PNA 演習・評価）」、「生活改善」、「公共財政管理セミナー」、「安全対策ワークショップ」の 4 コースを新たに実施した。さらに、コンサルタント業界へのヒアリングや機構内の関係部署からの要望聴取の結果を踏まえ、25 年度からは「インパクト評価（保健分野）」、「生態系サービスを有効利用した生物多様性保全」、「農業とジェンダー」に関する研修を新たに実施することを決定し、内容の検討を進めた。
- なお、民間企業からの受講者が過半数を占める状況を踏まえて、23 年度から受講者に対する研修旅費の支給を廃止しており、24 年度も引き続き効率的な運営を行った。

表 10-6　24 年度　能力強化研修の実績　（単位：人）

	研修期間	能力強化研修（直営型）	定員	応募者	修了者	聴講者
1	24年5月7日-10日	コンサルタント等のための国際協力基礎（第1回）	15	51	16	0
	8月	コンサルタント等のための国際協力基礎（中止）	15			
	12月3日-6日	コンサルタント等のための国際協力基礎（第2回）	15	20	15	0
	25年2月4日-8日	省庁・自治体職員等のための国際協力基礎	15	11	10	0
2	8月2日-3日	平和構築・復興支援(PNA演習)	27	21	14	16
	25年1月10日-11日	平和構築・復興支援（事業評価）	10	15	9	45
3	8月20日-24日	教育	15	13	8	88
4	8月27日-31日	法整備支援	24	30	20	3
5	11月13日-16日	実務者・コンサルタントのための新・環境社会配慮	40	28	23	39
6	11月19日-11月30日	水道	8	12	10	0
7	12月3日-7日	マイクロファイナンス	20	26	23	84
8	12月17日-21日	ガバナンス（地方行政）	15	23	15	48
9	12月17日-21日	生活改善	15	29	17	36
10	12月26日	公共財政管理セミナー	60	60	57	54
11	25年1月21日-25日	地域経済・地場産業育成（一村一品運動等支援）	10	21	14	34
12	25年2月20日	安全対策特別ワークショップ	10	4	4	15
24年度合計			**314**	**364**	**255**	**462**

注：聴講者はのべ人数（講義コマ毎の聴講者数の累計）

- 能力強化研修の修了者に対しては、研修効果を把握するべくフォローアップ調査を実施しており、過年度（21 年 10 月～23 年 9 月）に実施した 35 コースの修了者から回答を得たところ、回答者の 76.1%が受講後 1 年以内に国際協力業務（機構事業以外も含む）に従事していると回答しており、

研修成果の国際協力事業への還元が図られている。

国際協力人材（専門家等）赴任前研修の改善・拡充

- 派遣期間が 1 年間以上となる専門家に対し、現地で円滑に業務を開始できるよう、赴任前研修を毎月実施しており、24 年度は 298 名が受講した（前年度 302 名）。24 年度は特に、初回の赴任となる専門家に対する研修を従来よりも柔軟に実施するべく改善の検討を行い 25 年度から実施予定である。研修においては、中長期的な開発課題の解決に向けて様々なスキームを組み合わせて協力を実施するプログラム・アプローチ等の概念や事例紹介等も行い、理解の深化を図った。

国際協力に関する実践的な活動機会を提供する公募型インターンの受入

- 機構は、国際協力・開発援助に関わりの深い分野を専攻し、将来、国際協力の分野での活動を希望する大学院生を対象に、公募を通じて、機構本部、国内拠点、海外拠点（技術協力プロジェクトのサイトを含む）でインターンの受入を行っている。24 年度は、引き続き対象者を若手医師まで拡大した上で、募集・選考を 2 回（一次募集・二次募集）行い、機構ウェブサイト、twitter、各都道府県の国際協力推進員、関連のメーリングリスト等を通じて積極的な応募を勧奨した。24 年度は受入目標を 30 名程度としていたところ、61 名が応募し、31 名が合格した。しかしながら、合格通知後に 3 名が辞退したため、24 年度のインターン受入実績は 28 名となった。受入先は、アフリカ部をはじめとする本部内の部署（7 名）、筑波国際センター等の国内拠点（2 名）、マラウイ事務所等の海外拠点（19 名）で、7 月～3 月下旬の間に各々1～4 カ月間の実習を行った。

表 10-7　公募型インターンシップの実績（単位：人）

	24年度実績	備考
応募者	61	うち、5人が医師
合格者	31	書類選考及び面接選考の結果
最終受入（目標値30名）	28	3人（うち、1人が医師）が実習辞退

- インターンの内容については、国際協力事業理解につなげる実習に加えて、各インターンの専門分野や研究内容も踏まえた実践的な内容となるよう工夫し、将来的に当該分野での国際協力を志す場合にどのようなニーズがあり得るかがイメージできるよう配慮した。インターンの応募動機については、機構事業の理解を深めること（28.1%）、国際協力分野でのキャリア形成に向けた示唆を得ること（23.4%）、実務経験を身に付けること（23.4%）等が挙げられているが、インターン終了後に実施したアンケートでは、9 割以上の参加者からインターンに参加した目的を達成出来た、あるいは概ね達成できた、と回答を得た。

  - インターン参加者の声（終了後アンケートから）：
    - インターンでは、大学院での専門である環境経済学の手法を用いたプロジェクト評価に携わり、最終的な評価報告書をまとめ、それを基にした論文を投稿した。その結果、実務インターン経験と研究双方の面で成果を上げることが出来、今後の国際協力分野のキャリア形成と博士号取得に大きく資する経験となった。

- 24 年度には、大学院生向けインターンシッププログラムの効果を把握すべく、本事業を試行的に実施した 9 年度から（大学院修了済の）22 年度までの参加者のうち、電子メールでの連絡が可能であった者（346 名）を対象にフォローアップ調査を実施した。回答者（172 名）のうち実習終了後に機構の専門家をはじめとする国際協力関連業務に従事したことがある者は 73%（126 名）に達しており、勤務先決定にあたってはその 93%（117 名）が本インターン経験が役に立ったと回答している。また、国際協力関連業務に従事していない 27%（46 名）も、その 83%（38 名）は今後機会があれば従事することを希望しており、本事業が国際協力人材の育成及びその裾野拡大に一定の貢献を果たしてきたことが窺える。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・指標 10-1　国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績
・指標 10-2　援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、特に、グローバル人材の確保に関心を有する中小企業等のニーズと帰国ボランティアのニーズのマッチングを念頭に、積極的な登録勧奨を行った。これらの取組の結果、24 年度の新規登録団体数（24 年度：125 団体、対前年度比 31 団体増、目標値：65 団体）、新規登録人材数（24 年度：1,671 名、対前年度比 305 名増、目標値：1,500 名）、PARTNER 登録団体による情報提供件数（24 年度：2,757 件、対前年度比 449 件増、目標値：対前年度比 200 件増）の何れも目標値及び前年度の実績を上回る実績をあげた。
PARTNER の運営にあたっては、21 年度より民間競争入札を導入し、民間業者に委託して効率化に取り組んできたが、24～26 年度の現契約については、入札の対象業務の範囲を拡大した結果、約 3 千万円相当の経費削減を実現した。
能力強化研修については、24 年度は前年度と同規模の 255 名が修了した。目標値（270 名）を下回った理由は、研修会場である JICA 市ヶ谷ビルの改修工事計画の変更による施設の一時的な供用中止に伴い、当初計画コースの一部が中止となったためである。
大学院生対象の公募型インターンについては、24 年度は 3 名の辞退により受入実績は 28 名となり、年度計画に掲げた目標値（30 名程度）をほぼ達成した。
能力強化研修及び大学院生向けインターンシップの過年度の修了者・参加者に対してはフォローアップ調査を実施し、それぞれ回答者の 7 割以上から受講後に国際協力業務に従事しているとの回答を得ており、能力強化研修やインターンシッププログラムの成果の国際協力事業への還元が図られている。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、プログラム・アプローチなどにも対応しうる実践力のある人材の育成については、相手国政府やドナーとの政策レベルの協議や新規案件形成への参画等を通じて行っていくことが期待される。

小項目 No.11　ボランティア

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（5）国民の理解と参加の促進
小項目	11．ボランティア
中期計画/年度計画	【中期計画】 ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。 具体的には、 ● 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。 ● ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。 ● 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。 ● 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。 ● 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。 ● 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。 【年度計画】 ① 開発課題の解決に資する事業の実施を目的に、平成 24 年度の国別ボランティア派遣計画において、グループ型派遣を本格的に導入するとともに、開発課題に沿った案件形成を実施することにより、特にシニア海外ボランティアの開発ニーズへの合致率を向上させる。 ② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるために、ボランティア事業に関連した国際会議に参加し、国際機関等との協議等を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。 ③ ボランティア事業の「見える化」を促進するために、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの充実及びシンポジウムの開催等に取り組む。

	④　派遣中のボランティアの現地活動を支援するために、ボランティアが作成する活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングを強化する。 ⑤　また、国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するために、民間連携ボランティアを本格的に導入・実施するとともに、自治体及び大学との連携を促進する。 ⑥　選考及び訓練・研修方法の更なる改善として、シニア海外ボランティアの登録制度の改善及び二次選考（面接）の一部地方実施を導入する。また、25 年度から新規導入する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練・研修プログラムを確定する。 ⑦　グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化するために、企業・自治体向け説明会の開催回数の拡大（年 4 回）や進路支援情報サイトの構築・運営等を行うことにより、帰国隊員の進路支援を強化する。また、帰国隊員による社会還元の好事例の収集及び発信を行うとともに、帰国後訓練等支援案を策定する。

要旨

平成 24 年度は、23 年度に策定したボランティア事業の抜本的な見直しの方針「世界と日本の未来を創るボランティア～JICA ボランティア事業実施の方向性～」(以下､「ボランティア事業実施の方向性」)に則ったアクションプラン「ボランティア事業実施の改善に向けた具体的取組」を着実に実行し、「グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献」と「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」を目指して、新たな制度を数多く導入するとともに、効果向上に向けた従来の制度の改善等に取り組んだ。

「グローバルな視点を持った人材の育成」に向けた取組としては、企業のニーズに応じて派遣先や派遣期間、活動内容等を調整する画期的な制度として民間連携ボランティアを本格的に導入し、24 年度は 4 企業との間で計 5 名（うち試行派遣 1 名）の派遣を実現するとともに、116 社との個別協議を行い、13 社との間で派遣を前提とした合意書を締結した。同制度の周知に向けては、経済産業省及び日本貿易振興機構（JETRO）との共催による「企業の海外展開を支えるグローバル人材」シンポジウムをはじめとする説明会やセミナーを国内各地で計 55 回開催し、約 1,900 社の参加を得た。さらに、地方自治体との連携強化にも努め、地方自治体等の職員 26 名を現職参加制度により派遣するとともに、教員 63 名を現職教員特別参加制度により派遣した。また、長期ベースでの大学生・大学院生の派遣を進めるとともに、より参加しやすい新たな取組として、長期休暇を利用した学生の短期ボランティア派遣を開始した。さらに、ボランティア事業への参加者及び関心層の裾野拡大を図るため、機構のウェブサイトを通じた発信を強化した。

「日本社会への貢献」については、帰国後の社会還元と進路開拓について講義を行う「帰国後訓練（仮称)」を導入したほか、ボランティア経験の還元を通じた東日本大震災からの復興プロセスへの貢献を引き続き支援すべく、帰国隊員の被災地への派遣に係る復興庁、青年海外協力協会（JOCA)、機構間の連携協定を締結し、帰国隊員 23 名（25 年 4 月 1 日時点）が復興庁により採用された。

「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」に向けた取組としては、開発課題により効果的に対応するための取組としてグループ派遣を導入し、187 名を派遣したほか、シニア海外ボランティアについては、需要の高い職種に的確な人材を派遣することを目的に新登録制度を導入した。また、現地での効果的な活動が進められるよう訓練プログラムの見直しを行ったほか、派遣中も活動計画表の作成・モニタリングに対する支援や在外研修等を通じた研鑽機会の提供等に努めてきた。

帰国隊員に対する支援として、機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し、企業に対する

積極的な広報を行った結果、求人数は 23 年度の 717 人から 1,880 人に増加した。また、グローバル人材の確保に関心を寄せる企業や地方自治体に対して隊員活動の様子を広く発信すべく、帰国隊員による活動報告会を、計画を上回る計 5 回実施し、35 の民間企業・地方自治体から 100 名以上の参加を得た。

ボランティア事業の効率的な運営に向けた取組としては、訓練・研修委託業務及び選考支援業務が 25 年度から民間競争入札（市場化テスト）の対象となったことを受け、公募方法やその内容について大幅な見直しを行ったところ、1 年間当たりの契約総額が従来から下回るなどの効率化が図られた。

指標 11-1　開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

24 年度のボランティア派遣実績

- 24 年度のボランティア派遣実績については、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは前年度より新規派遣人数が増加した一方、青年海外協力隊は減少した。青年海外協力隊への参加者の減少については、東日本大震災による「今は海外より国内支援」という意識の浸透に加え、若者の内向き志向や青年人口の減少等が影響していると考えられる。24 年度は、青年海外協力隊への参加者拡大に向けた取組として、様々な関係者との連携強化や発信の強化を通じて引き続き応募勧奨に努めるとともに、グローバル人材の育成に関心を有する大学との連携により、長期休暇時期を利用した現役の大学生及び大学院生を短期ボランティアとして派遣する取組を新たに開始し、24 年度中に 46 名の学生を派遣する等、参加者層の裾野の拡大と人材の確保に努力した（指標 11-5「自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況」参照）。

表 11-1 ボランティアの派遣実績

（数字は人数、また新規人数は短期派遣を含む）

	新規		継続		帰国		計	
	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度	24 年度	23 年度
青年海外協力隊	948	1,046	838	1,203	1,321	1,352	3,141	3,601
シニア海外ボランティア	264	246	210	299	301	305	793	850
日系社会青年ボランティア	33	31	22	31	38	36	93	98
日系社会シニア・ボランティア	20	15	13	13	14	20	47	48
計	1,265	1,338	1,083	1,546	1,674	1,755	4,074	4,639

重点開発課題に対応したグループ型派遣の本格導入による協力効果の向上

- 機構は 23 年度に、「JICA ボランティア事業実施のあり方検討委員会」による提言を踏まえて、より効果的なボランティア事業の実施に向けた改善案「ボランティア事業実施の方向性」を策定し、開発途上国の開発ニーズと国内のグローバル人材ニーズの両面により戦略的、効果的に応えることを念頭に、以下の 2 点を改革の主要な柱に掲げるとともに、具体的なアクションプランとして「ボランティア事業実施の改善に向けた取り組み」を公表した。
  ① 協力効果の最大化
  ② グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献
- 協力効果の最大化に向けては、「共通の開発課題に対し、複数のボランティアが共に活動を行うことで、より高い開発効果の発現を目指す派遣の枠組み」として、開発途上国のニーズにより効果的に応えるべく、開発課題・地域課題に応じてグループ型派遣を推進していくことがアクションプランに掲げられており、24 年度から本格的に実施した。グループ型派遣では、各グループの案件概要

表や派遣計画を作成することにより、専門家等を含む機構関係者との活動情報の共有が容易となり、同じ開発課題に取り組む技術協力等との相乗効果が期待できる。また、関連性が高い職種のボランティア複数名を数代継続して派遣することにより、より戦略的、効果的な取組が可能になると期待される。24 年度は 54 件のグループ型派遣案件を形成し（アジア地域 10 件、大洋州 3 件、中南米 19 件、アフリカ 22 件)、計 187 名を派遣した。これは、24 年度の新規派遣者 1,212 名（日系社会ボランティアを除く）の 15%にあたる。グループ型派遣を通じて開発途上国のニーズに効果的に応えた具体例は以下のとおり。

➢ マラウイにおけるグループ型派遣「理数科中等教育質向上」

・ マラウイでは、中等教育の資格を有する教員が不足しているため、有資格教員の配置に大きなばらつきがみられ、学校間の格差が課題となっている。このため機構は、理数科教員向けの研修の実施・定着を目指した技術協力プロジェクト「中等理数科現職教員再訓練プロジェクト フェーズ 2」を実施している。これに応じる形で、ボランティアのグループ型派遣「理数科中等教育質向上」を行っており、技術協力プロジェクトが実施する地方教員研修の効果を高めるべく、全国に 6 つある教育管区のうち、2 教育管区に集中してボランティアを派遣している。ボランティアはそれぞれの配属先の学校で教員の学科指導を支援するとともに、グループ内のボランティア同士が連携して、学校郡内の教育研修の実施や、同一学校郡内の学校間での実験ノウハウ共有のための巡回活動等を行った。グループ単位でのこれらの取組により、個々の学校における成果のみならず、同一学校群における教員、及び授業の質向上という、よりインパクトが大きく、持続性の高い成果を目指した活動が可能となった。

開発課題に合致したシニア海外ボランティアの派遣

- 国内外での実務経験を豊富に有するシニア海外ボランティアは、分野課題に対する高い専門性を有していることから、開発途上国の優先的ニーズにさらに効果的に応えるべく、開発課題に沿った案件形成を一層促進した。その結果、24 年度末時点で、派遣中シニア海外ボランティアの 459 名中 379 名（82.6%）が国別重点方針の開発重点課題に合致した活動を行っていることを確認した。また、インドネシアやマレーシアなど、より高い専門性や技術が求められる開発度合いの高い中進国に重点的に派遣した。

指標 11-2　国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、協力効果の向上に向けた提言の中で、各機関の知見を共有するとともに強みをいかして補完しあうことにより、開発途上国のニーズにより戦略的に対応する観点から、国際的な連携の促進を掲げている。機構は、国連ボランティア事務局との連携により、機構のボランティアが帰国後に国連ボランティアに応募する場合に面接が免除される等の優遇措置が設けられた「協力隊枠国連ボランティア（UNV)」の派遣を行っているが、より戦略的な連携を展開するため、青年海外協力隊事務局長と UNV 事務局長の連名による文書を両組織の海外拠点宛に発信し、現場レベルでの連携に向けた情報共有と意見交換を促した。また、25 年 3 月に UNV 新局長が来日した際にも、手続きの迅速化や派遣可能な登録者を増やすための取組などを協議した。これらの取組の結果、24 年度の上記枠組みによる UNV の派遣実績は、前年度の 5 名から 12 名に拡大した。

- 10 月には国際ボランティア会議（IVCO 2012）がカナダのオタワで開催され、米国の国際開発庁（USAID）や英国の海外ボランティアサービス（VSO）、シンガポール国際基金（SIF）、UNV 等、各国ドナーや国際機関、国際 NGO など約 60 団体から約 100 名が参加した。機構は、機構のボランティア事業が国民参加型事業として実施されており、日本社会への還元が目的の一つになっている点等に触れつつ、ボランティア事業の概要を紹介したほか、ボランティア事業の戦略性強化に向けて、会議参加団体との意見交換及び情報共有を行った。ボランティアが活動する現場レベルでも、他国ボランティア等との連携・交流を通じて、ボランティア活動のスキルやノウハウの共有を進め、より効果的な協力の実施につなげている。24 年度に実施した連携の具体例は以下のとおり。

  - **セネガルにおける他国ボランティアとの連携の例**
  - 韓国国際協力団（KOICA）との連携：セネガルのカオラック市ではゴミ問題が大きな課題となっていることを踏まえ、KOICA ボランティアとの協働により街の清掃活動を企画し、保健施設「マザーテレサの家」での清掃を年 4 回、洗濯などの手伝いを年 3 回実施した。また、KOICA ボランティアが企画した村落部での保健啓発活動の実施に機構ボランティアが協力した。
  - フランスボランティア（France Volontaires）との連携：セネガルでは 24 年度に大きな洪水被害が発生したことを踏まえ、フランスボランティア・デーのイベントとして開催された災害時のボランティア活動に関する討論会に機構のボランティアが参加した。機構のボランティアは、東日本大震災におけるボランティア活動経験を通じて得られた知見を発表した。

指標 11-3　ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

ウェブサイトの充実を通じた発信の強化

- 機構のボランティア事業は国民参加型事業に位置付けられることから、広く国民の理解を得るとともに、幅広い層に対して事業参加の機会を提供するべく取り組んできた。また、「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献を主要な柱の一つに掲げており、機構は、職員・社員等のボランティア派遣や帰国ボランティアの採用に関心を有する地方自治体の関係者や民間企業、あるいはグローバル人材の育成に取り組む大学関係者等が、ボランティア事業に対する理解をより深めていくための働きかけを進めてきた。
- その一環として、ボランティア事業の概要を広くわかりやすく発信するための取組を強化しており、24 年度は機構ウェブサイト上でボランティア事業を紹介するページの新たなコンテンツとして、ボランティアの活動ダイジェストを掲載する「グローバルチャレンジャーズ」（24 年度は 127 名分を掲載）や、派遣前訓練の様子や合格者インタビュー、現地での活動状況、帰国後の活躍などのボランティアの一連の活動を紹介する「YouTube JICA ボランティア公式チャンネル」を立ち上げた。
- 上記の新たなコンテンツの開設に加え、派遣中ボランティアが日々の活動や生活の様子を配信するブログ企画「World Reporter」も継続し、24 年度は新たに 40 名のボランティアがレポーターとして登録した。また、民間企業等との連携拡大を目指して様々な連携事例を紹介するページ「サポーター宣言」では、民間企業や団体から機構ボランティア事業に対する「サポーター」としてのメッセージや、各社の CSR 活動との連携事例等の発信が、24 年度は 36 件行われ、ページ創設以来の累計は 96 件に上った。

シンポジウム「企業の海外展開を支えるグローバル人材」の開催

- グローバル人材を必要とする企業等における青年海外協力隊経験者の採用拡大や自社人材の育成のための青年海外協力隊事業の活用促進を目的として、「企業の海外展開を支えるグローバル人材」と題したシンポジウムを経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）と共催し（11 月）、350 社から 401 名が参加者した。シンポジウムでは、グローバル人材として青年海外協力隊が有する価値や果たせる役割を経済界に向けて発信するとともに、24 年度に新たに創設した「民間連携ボランティア」制度の概要を紹介した。シンポジウムの概要は日本経済新聞にも採録記事として掲載された。また、国内拠点と連携し、5 月には宮崎県（参加者 381 名）、11 月には愛知県（同 107 名）、25 年 1 月には沖縄県（同 40 名）でも、グローバル人材をテーマとするシンポジウムをそれぞれ開催し、民間連携ボランティア制度や帰国隊員が日本社会で活躍している事例等を紹介した。

指標 11-4　ボランティアの現地活動に対する支援状況

海外拠点を通じた現地活動支援

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、協力効果の拡大を図るために現地活動支援の強化にも努めるべきことが述べられている。そのための具体的な施策として、ボランティアが赴任後 6 カ月に配属先と相談しながら作成する活動計画表について、円滑な作成、モニタリングのための支援、国際協力専門員やボランティア技術顧問とボランティア間のネットワーク構築等を通じた支援体制の強化等がアクションプランに掲げられている。
- 機構は、上記提言を踏まえつつ、ボランティアの赴任後 3 カ月、1 年、帰国前の各段階で報告の機会等とともに活動状況に対応する内容の研鑽機会等も設けるべく努めてきた。24 年度には、ボランティア派遣先の省庁や地方自治体、受入窓口機関等が報告会の主催者となり、ボランティアが配属先のカウンターパートとともに報告を行って、配属先との間での相互理解が促進された例も見られた。効果的な取組については、関係者間で共有して広く推し進められるよう、ボランティア事業に従事する関係者が地域毎に集まって開催しているボランティア事業会議でも取り上げられた。
- また、域内の同一職種のボランティア及びそのカウンターパートがそれぞれの取組を紹介しながら成果や教訓を共有することを目的として在外研修を実施しており、24 年度は、算数教育、日本語教育、柔道、ネリカ米普及及びコミュニティ開発のためのファシリテーション手法等の分野で計 20 件の研修を実施し、総計 205 名のボランティアと、259 名のカウンターパートがこれら研修に参加した。

  - 中南米地域における在外研修「算数教育」の例
    - 中南米地域 8 カ国のボランティアとそのカウンターパート計 36 名が集まり、5 日間にわたる自主研修を開催した。研修では、グアテマラにおける算数教育の活動事例を中心に取り上げ、各国での取組と比較しつつ応用できる点を検討し、国毎に今後のアクションプランを策定した。機構は、国際協力専門員やボランティア技術顧問を同研修に派遣してアドバイスを行った。

- 上記の現地活動支援の成果を確認する手段として、帰国ボランティアにヒアリングを実施し、計画表の策定・合意状況やヒアリング分析結果を取りまとめて各海外拠点にフィードバックした。その結果、24 年度は、9 割を超えるボランティアが活動計画表を作成し、その内容について配属先等の関係者と合意していることが確認された。また、9 割を超えるボランティアが活動に対する満足感

を示した。

- なお、ボランティア活動の効果向上に向けた取組を進めつつ、ボランティアに対する手当等の適正な支給を通じたボランティア事業の効率的な実施にも努めており、23 年度中に、国内積立金を廃止して国内手当制度への見直しを行った上で効率化を図ったほか、24 年度は、派遣国の政変などにより本邦で待機する隊員に対して支払う待機手当額を見直し、従来の半額にあたる 1 人当たり 3,000 円/日に減額した。また、派遣中ボランティアに支給する現地生活費については 3 年毎に支出実態調査を行った上で見直しを行っており、24 年度は 17 カ国を対象に実施した。

指標 11-5　自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

民間連携ボランティア制度の本格導入と正式派遣の開始

- グローバル展開を目指す企業にとって、グローバルな視野や素養を備えた人材の確保は喫緊の課題であり、機構のボランティア事業に対する関心と期待が高まっていることから、「ボランティア事業実施の方向性」においても、グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献が主要な柱に掲げられ、企業等との連携ボランティア制度の創設が提言されている。
- 機構は、上記提言を踏まえて、グローバル人材の養成・確保のニーズを有する企業がより広く社員をボランティアとして派遣できるよう、企業のニーズに応じて派遣先や派遣期間、活動内容等を調整する画期的な制度「民間連携ボランティア」を創設し、試行派遣を経て、24 年度から制度の本格導入と正式派遣を開始した。24 年度中には、4 企業との間で計 5 名（うち試行派遣 1 名）の派遣を実現するとともに、116 社との個別協議を開始し、13 社との間で派遣を前提とした合意書を締結した。また、より柔軟な派遣期間の設定や年齢制限の緩和等、個別協議を通じて寄せられた企業側のニーズに対応するため、短期ボランティアやシニア海外ボランティアとしての派遣も可能とするなどの制度の変更を行った。23 年度に行った試行派遣から帰国したボランティアからは、派遣を通じて、語学力やコミュニケーション力、異文化理解力、タフな精神力、グローバルな視野等が培われるほか、現地でのコネクションが得られる利点があると報告された。また、派遣元企業からは、自社拠点のない国に社員を派遣できるメリット等、企業にとっての本制度の魅力を再確認できた、等の意見が寄せられた。

表 11-2　24 年度中に派遣した民間連携ボランティア 5 名の概要

派遣元企業	職種	派遣先	派遣時期	派遣期間
試行版（制度開始以前の派遣）				
製造業	コミュニティ開発	カンボジア	2012年6月	1年
本格版（制度開始後の派遣）				
建設業	土木	ブータン	2012年1月	2年
サービス業	映像	ボリビア	2013年3月	2年
飲食業	コミュニティ開発	タイ	2013年3月	1年
飲食業	コミュニティ開発	ベトナム	2013年3月	1年

- 企業の期待を踏まえて民間連携ボランティアの派遣をさらに拡大すべく、企業向けの説明会やセミナーを国内各地で積極的に開催し､24 年度は計 55 回の実施に対して約 1,900 社からの参加を得た。また、前述のとおり、経済産業省や JETRO と「企業の海外展開を支えるグローバル人材育成」と題したシンポジウムを共催した（350 社 401 名が参加）。シンポジウムでは、青年海外協力隊員が帰国後に企業の海外展開に貢献した具体的な事例を紹介するとともに、グローバル人材育成に貢献する新たな制度として発足した民間連携ボランティアの周知を図った。

- なお、多業種の企業から本制度への関心が多く寄せられる一方で、制度本格導入後の派遣実現までに一定の時間を要している背景には、社としての海外展開に係る方針を決定するには慎重な経営判断が必要であり、特に中小規模の企業においては、社員を機構のボランティアとして海外に派遣することに関して組織決定に一定の時間を要する場合が多い事情がある。また、本制度により社員を派遣するに当たって企業内での新たな制度整備や人事（人繰り）対応の検討が必要となる等、各企業内で本制度の利用に向けた検討に一定の時間を要する状況であったとみられる。
- 企業との協議等を通じて、語学学習を中心にボランティア派遣前訓練の内容に対する企業側の関心やニーズが確認されたことから、開発途上国で国際協力活動を展開する企業や NGO 等に派遣前訓練を開放することとした。24 年度は、駒ヶ根訓練所で 25 年 1 月に開始した訓練から適用し、国際協力 NGO であるシャプラニールのスタッフ 1 名（バングラデシュ派遣予定者）が参加した。
- ボランティア事業に関心を有する企業に、ボランティア事業の意義やボランティア派遣を通じて習得されうる素質や能力を、具体的に「現場」の協力活動に触れて理解してもらうため、バングラデシュの活動現場への視察調査（1 回、計 5 社が参加）及びボランティアの派遣前訓練の視察ツアー（3 回、計 22 社・団体が参加）を実施した。その結果、視察参加企業のうち 2 社が自社社員の民間連携ボランティアへの派遣を決定した。

地方自治体との連携を通じた現職参加制度による派遣

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、機構は、地方自治体関係者のボランティア事業への参加を通じて、ボランティア経験の日本の地域社会への還元にも貢献する観点から、地方自治体との連携を強化し、現職参加制度の活用を積極的に働きかけた。24 年度は、地方自治体（地方警察、教育委員会を含む）職員 29 名を現職参加制度により派遣するとともに、現職教員特別参加制度により 63 名の教員を派遣した。また、地方自治体が希望する派遣国や職種等に基づく案件形成も行い、機構のボランティア事業に関心を寄せる地方自治体との個別協議を踏まえて、24 年度は、横浜市水道局職員のタンザニアの水公社への派遣（4 名）、長野県駒ケ根市役所職員のネパールへの派遣（1 名）、岐阜県庁から推薦を受けた教員のモロッコへの派遣（1 名）を実現するため準備を行った。

  - 横浜市水道局職員のタンザニアザンジバル水公社への派遣
  - 機構は 23 年 10 月に横浜市との包括的連携協定を締結しており、職員等の人材育成にも力を入れることとしている。この枠組みのもとで 24 年度にボランティアとして派遣された横浜市水道局職員 4 名は、1 カ月弱の活動期間を通じて、現地の職員とともに水道料金徴収や給水工事の改善に協力し、日頃指導を受ける機会のない現地の職員に対して日本での経験に基づく具体的な指導を現場で行うとともに、ザンジバル水公社幹部に対しても今後の改善に向けた提言を行った。

大学との連携強化

- 企業のグローバル人材に対する関心の高まりを背景に、大学等の教育機関もグローバル人材の育成を目指したプログラム作りに力を入れており、機構のボランティア事業に関心を有する大学が増えている。機構は、ボランティア事業への参加者層の裾野拡大を念頭に、24 年度からの新たな取組として大学生の短期ボランティア制度を導入し、大学との連携協定や合意書に基づく組織的な派遣や、大学の長期休暇時期を利用した派遣等を推進した。

- 24 年度は、広島大学との連携協定に基づき、修士課程在籍者をザンビアに派遣した（長期ボランティア 2 名）。また、帯広畜産大学との合意書に基づき、学生及び卒業生をパラグアイに派遣した（長期ボランティア 4 名、短期ボランティア 3 名）。さらに、国内の農学知的支援ネットワーク（JISNAS）会員大学の大学院生をアフリカ地域に派遣するプログラム構想に基づく新たな取組として、24 年度に山形大学農学部等の大学院生を短期派遣した。大学の長期休暇時期を利用した派遣としては、東京大学から 32 名（ネパール、スリランカ、タンザニア）、近畿大学から 12 名（ペルー）、拓殖大学から 2 名（ラオス）の学部学生を派遣した。また、25 年度以降の現役大学生の短期ボランティア派遣の可能性に関し、日本体育大学、京都大学、関西学院大学、横浜国立大学等の要望の取りまとめを行った。

指標 11-6　募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

募集・応募の実績及び募集方法の改善

- ボランティア事業の応募者の裾野を広げるべく、募集説明会の開催及びインターネットを通じた募集方法の改善にも取り組んだ。募集説明会については、24 年度は春募集・秋募集合計で 453 回実施し、派遣中ボランティアの生の声が聴けるテレビ中継や、選考対策、帰国後のキャリア相談等を行った。潜在的応募者にも広く働きかけるべくインターネットによる募集告知も強化し、“ボランティア”等のキーワード検索の結果と広告を連動させるリスティング広告・バナー広告を行うとともに、ニュースサイトへの記事配信を通じた告知リリース等を行った。また、上記募集説明会とは別に、年間を通じて、教育委員会による定期教員研修、校長会での現職教員特別参加制度の説明会や、退職予定者を対象としたシニア海外ボランティア制度の説明会、学生を対象とした大学、専門学校等での JICA ボランティア・セミナーや、職種別の説明会等を合計 669 回開催した。
- 職種によって、要請数を大幅に上回る応募があるものと、要請数に対する応募数が限定的な職種があることから、職種毎の要請数に対する応募者数の分析を行い、応募の少ない職種（理科教育、数学科教育、小学校教育等）と、応募が要請数を大幅に上回る職種（コミュニティ開発、青少年活動等）を中心に、応募者サイドと要請サイドのニーズのマッチングに取り組んだ。具体的には、応募者層の有する経験、スキル等の実態を踏まえ、より応募者層の実態に近い要請が増加するよう、要請の語学や実務経験に係る条件設定や活動内容の絞り込みに係る留意点をまとめ、要請開拓を担う海外拠点に対して説明会を開催した。さらに、応募の少ない職種を中心に、関連する大学や専門学校等での特別募集説明会を実施し、特定ターゲット層に対する応募者喚起を行った。
- また、「ボランティア事業実施の方向性」による提言を踏まえて、ボランティアの派遣職種名を時代に対応したわかりやすいものに変更すべく、「村落開発普及員」を「コミュニティ開発」とする等の見直しを行い、24 年度秋募集期より適用した。
- 24 年度の応募実績については、春募集は前年比で増加したものの、秋募集は前年比で減少する結果となった。24 年度秋募集の応募者減の背景には、同募集で新たな応募条件として語学資格の取得を課したため、同時点で資格を有していなかったことを理由に応募を断念したケースが多かったと考えられる。本応募条件の設定により、24 年度秋募集の応募者は、すでに一定基準以上の語学力を有していたことから応募者数に対する合格者数の割合（合格率）が上昇し、23 年度秋募集比では、青年海外協力隊の合格率は 28.5%から 37.5%に、シニア海外ボランティアについては 20.6%から 23.0%となった。しかしながら、応募時の語学資格取得条件については、応募に対する心理的なハードルが上がるとの声が多く聞かれたことから、応募者がボランティア事業をより身近に感じ、応

募しやすい環境を整えることを念頭に、次期募集にあたる 25 年度春募集以降は、語学資格を有していない応募者には 1 次選考時に TOEIC を受験する機会を設けることとした。

表 11-3　24 年度の応募者人数実績

（数値は人数）

	青年海外協力隊		シニア海外ボランティア		日系社会青年ボランティア		日系社会シニア・ボランティア	
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度
春募集	1,550	1,351	594	518	8	4	－	－
秋募集	1,124	1,620	369	591	81	138	86	93

選考制度の改善

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、開発途上国の需要の高い職種について的確な候補者を迅速に確保するため、ボランティア人材バンク（有資格者登録制度）の導入を提案している。24 年度には、同提案を踏まえて新たにシニア海外ボランティア新登録制度を導入し、募集を開始した。募集の結果、実務経験、語学、健康等の面で一定の基準を満たした 4 名（経営管理 2 名、自動車整備 1 名、理科教育 1 名）が登録人材として合格し、25 年度の派遣に向けて準備を進めた。
- 24 年度はさらに、国内から幅広い応募者を得るための新たな取組として、24 年度秋募集からシニア海外ボランティア選考における二次面接の地方実施を開始した。その結果、総受験者（177 人）の 4 割（72 人）の受験者が地方での面接を受験した。これまでは東京のみで二次面接を開催し、その際の旅費については機構が 3 分の 2 を負担し、残り 3 分の 1 を受験者負担としてきたが、二次面接の地方実施の導入以降は、受験者の現住所のある各都道府県の県庁所在地の代表駅から、指定した試験会場までの往復交通費のうち、上限 5,000 円までを受験者負担とし、5,000 円を超える部分を機構負担とすることとした。本取組により、二次選考受験に係る旅費の大幅な効率化が図られ、約 2 百万円の機構負担経費の削減が実現した。25 年度募集からは、青年海外協力隊の二次面接にも地方実施を導入することとし、対象職種の選定、基準、実施場所の選定等を進めた。

訓練・研修方法の改善

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、ボランティア自身による自立的な活動に資するべく、実践的な訓練プログラムの拡充が提言されており、24 年度は、25 年 4 月からの導入に向けた訓練プログラム（カリキュラム及びシラバス）の抜本的な見直しを行った。具体的には、現地活動を自ら積極的に展開できるよう、従来の座学重視の訓練から、目標管理や、ファシリテーション手法、プレゼンテーション手法、コミュニケーション手法等、より参加型かつ自発的な思考が求められる講座を導入した。新たな講座の導入に伴い、従来の講座の一部（ジェンダー入門、環境と開発、エイズ基礎講座等）は、事前学習の対象とすべくウェブベースの訓練を導入し、25 年 1 月の訓練から採用した。研修内容の再編を踏まえて、それぞれの特性及び必要技能に応じた最適なプログラムを構成すべく訓練期間を見直し、青年海外協力隊の訓練は 65 日から 70 日に、シニア海外ボランティアは 65 日から 35 日に変更した。
- 「ボランティア事業実施の改善に向けた具体的取り組み」にも掲げられた訓練・研修方法の効率化に関しては、「公共サービス改革基本方針」（24 年 7 月閣議決定）を踏まえて、ボランティアの訓練・研修委託業務及び選考支援業務が 25 年度から民間競争入札（市場化テスト）の対象となったこと

を踏まえた取組を進めた。24 年度は、契約ロットの分割、入札説明会の開催、共同体結成制限の撤廃、企画書作成期間の長期化、価格面の審査比重の引き上げ等、公募方法やその内容について大幅な見直しを行った。その結果、1 ロットを除いて複数者の応札が得られるなどして競争性が高まり、1 年間当たりの契約総額が従来から下回るなど、効率化が図られた。

指標 11-7　帰国隊員の進路支援強化の状況

帰国隊員の活動報告会の実施

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバル人材の確保・養成に関心を寄せる企業や地方自治体に対して、ボランティアのグローバル人材としての価値を広く発信し理解の促進を図るべきと提言されている。機構は、現地でのボランティア活動の様子や活動を通じて得られたスキル等について広く理解を得ることを目的として、機構の国内拠点等において、帰国隊員による活動報告会を実施している。24 年度は計画を上回り、計 5 回実施し（内訳：名古屋市 2 回、静岡市 1 回、横浜市 1 回、長野市 1 回）、合計 100 名以上、35 の民間企業・地方自治体からの参加があった。参加者からは、「帰国隊員から現地活動状況や成果を生の声で聞くことはインパクトが大きい」といった意見が寄せられた。また、地方自治体に対する帰国時表敬の機会などを捉えて、自治体関係者の協力隊事業に対する理解の促進を図るとともに、ボランティアの進路カウンセラーが構築した企業ネットワーク等を活用し、グローバル人材として即戦力になりうるボランティアの価値等についての情報発信を行った。

企業との連携による進路開拓支援

- 帰国隊員の進路開拓のため、帰国隊員と求人企業の双方がアクセスできる機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し、求人情報やセミナーなどの有用な情報を帰国隊員に届けるとともに、企業側が登録人材情報を閲覧できるサービスを開始した。同ページについては、民間連携ボランティア等の説明会においても積極的に広報を行った。その結果、即座に社内人材を民間連携ボランティアとして派遣できる環境にはないものの、帰国隊員を採用することで自社の国際競争力の強化につなげたいとの期待を有する企業などから、帰国隊員向けの求人情報の掲載希望が多く寄せられるようになった。求人数は 23 年度の 717 人から 1,880 人に大幅に増加し、帰国隊員の進路検討時の選択肢拡大に貢献した。
- 23 年 4 月から 24 年 3 月までの帰国ボランティア 1,402 名を対象に、進路状況を確認するためのアンケートを実施したところ、対象者の 8 割から回答があり、回答者の 97%以上から進路が決定した旨の報告があった。

地方自治体や教育委員会における帰国隊員の採用

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバルな視点を持った人材の日本社会への貢献が重要な柱として掲げられていることを踏まえ、青年海外協力隊員の進路支援及びボランティア経験の地域社会への還元に貢献する観点から、地方自治体等に対して地方自治体職員及び教員採用の特別選考制度（採用試験における筆記試験の免除、社会人枠の適用などの特別措置）の採用について積極的に働きかけを行った。この結果、24 年度は新たに、埼玉県、山形市、大仙市、秋田市の地方自治体、及び、熊本県、東京都の教育委員会が上記の制度を導入した。これにより、特別選考制度を有する地方自治体は合計で 54 となった。この制度を通じて、24 年度には 13 名の帰国隊員が 3 県 3

市（内訳：熊本県 1 名、佐賀県 1 名、埼玉県 1 名、京都市 6 名、大仙市 2 名、横浜市 2 名）の地方自治体に採用されるとともに、53 名の帰国隊員が教員として採用された。

指標 11-8　隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバルな視点を持った人材の日本社会への貢献が重要な柱として掲げられており、ボランティア経験を社会に還元するための支援の充実が提言されている。提言を踏まえ、24 年度には、隊員活動の効果的な発信方法や、帰国後の社会還元の考え方、就職活動で必要なスキルについて講義を行う「帰国後訓練（仮称）」プログラムを導入した。24 年度は試行版を 2 回実施し、現職参加者を除く帰国隊員の 44%にあたる 240 名が参加した。参加した帰国隊員からはプログラムの継続開催への要望が大きく、25 年度からの本格導入に向けて詳細内容の策定を行った。
- 帰国ボランティアによる東日本大震災被災地に対する支援活動を通じて、青年海外協力隊としてのボランティア経験は、震災からの復興に向けた取組にも還元されている。機構は、23 年 8 月から青年海外協力隊経験者などを復興推進員として宮城県東松島市に派遣しており、住民会議のファシリテーション等を通じてボランティア経験の社会還元を促進してきた。これらの取組が評価され、25 年 1 月に復興庁、青年海外協力協会（JOCA）、機構の間で、東日本大震災復興支援に係る連携協定書を締結し、被災した地方自治体のニーズ調査や人材募集、帰国隊員の活用の検討などについて合意した。同協定に基づき、25 年 4 月 1 日時点で、23 名の帰国隊員が復興庁に採用されており、岩手県と宮城県を中心に、土地区画整理、観光振興、メンタルケア、介護、河川改修、地域保健医療など幅広い分野の業務に従事している。また、派遣前から、ボランティア経験を東日本大震災の復興支援に還元する方法について、考える機会を提供すべく、福島県の二本松訓練所では、ボランティア候補者が訓練中の所外活動の一環として、津波被災地の視察、仮設住宅等の訪問、被災地支援ボランティアを行う機会を設け、24 年度はのべ 223 名の訓練生が参加した。さらに訓練終了後には、二本松訓練所からだけでなく、駒ヶ根訓練所からの一部のボランティア候補者が合流して自主的に被災地での支援活動を行った。
- 21 年度より実施している「日本も元気にする青年海外協力隊」と題したプロジェクトの一環として、隊員経験を通じて培った行動力や視野の広さ、忍耐力等を活かし、関西地域の民間企業や行政組織、教育機関の発展や活性化に取り組んでいる帰国隊員 12 名を紹介するパンフレットを製作し、地方自治体関係者等に配布するとともに、イベント等の開催時には一般来訪者にも配布した。パンフレットでは、関西地方の発展に貢献する帰国隊員の活動等を紹介し、アピールした。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・ 指標 11-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況 ・ 指標 11-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況 ・ 指標 11-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況 ・ 指標 11-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況 ・ 指標 11-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況 ・ 指標 11-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況 ・ 指標 11-7 帰国隊員の進路支援強化の状況 ・ 指標 11-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況

評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ロ	24 年度は、23 年度に策定したボランティア事業の抜本的な見直しの方針に則ったアクションプランを着実に実行し、「グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献」及び「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」を目指して、新たな制度を数多く導入するとともに、効果向上に向けた従来の制度の改善に積極的に取り組んだ。 「グローバルな視点を持った人材の育成」に向けた取組としては、企業のニーズに応じて派遣先や派遣期間、活動内容等を調整する民間連携ボランティアを本格的に導入し、24 年度は 4 企業との間で計 5 名（うち試行派遣 1 名）の派遣を実現するとともに、116 社との個別協議を行い、13 社との間で派遣を前提とした合意書を締結した。同制度の周知に向けては、説明会やセミナーを国内各地で計 55 回開催し、約 1,900 社の参加を得た。さらに、地方自治体等の職員 26 名の現職参加制度による派遣や、教員 63 名の現職教員特別参加制度による派遣を行った。また、長期休暇を利用した学生の短期ボランティア派遣を開始した。 「日本社会への貢献」については、帰国後の社会還元と進路開拓に向けて「帰国後訓練（仮称）」を導入したほか、ボランティア経験の還元を通じた東日本大震災からの復興プロセスへの貢献を引き続き支援すべく、帰国隊員の被災地への派遣に係る復興庁、青年海外協力協会（JOCA）、機構間の連携協定を締結した。 「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」については、重点開発課題に応じたグループ派遣を導入して 187 名を派遣したほか、シニア海外ボランティアについて需要の高い分野の人材を確保するための新登録制度を導入した。また、現地での効果的な活動が進められるよう訓練プログラムの見直しを行ったほか、派遣中も活動計画表の作成・モニタリングに対する支援や在外研修等を通じた研鑽機会の提供等に努めた。 帰国隊員の進路開拓に対する側面支援として、企業等への働きかけを強化するとともに、機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新するなどした結果、求人数は前年度の 717 人から 1,880 人に大幅に増加した。また、帰国隊員による活動報告会も計 5 回実施し、35 の民間企業・地方自治体から 100 名以上の参加を得た。 ボランティア事業の訓練・研修等業務に係る効率的な運営にも努め、訓練・研修委託業務及び選考支援業務については 25 年度から民間競争入札（市場化テスト）の対象となったことから、24 年度に公募方法やその内容について大幅な見直しを行い、競争性の拡大に努めて落札額の低下を図るなどして、効率化にも取り組んだ。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。

		なお、若者の内向き志向の傾向が見られる中で、ボランティアの新規派遣の減少が今後も続くことのないよう、積極的な対策を講じることが求められる。また、新たな制度の導入に際しては、一定期間を経た上で効果のモニタリング等も必要と考えられる。また、困難な業務に当たるボランティアの手当等の待遇が、適正以下に削減されないように留意することも必要。

小項目 No.12　市民参加協力

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	12. 市民参加協力
中期計画/年度計画	【中期計画】 NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。 国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。 具体的には、 ● 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。 ● 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。 ● 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。 【年度計画】 ① NGO 等が活動するために必要な事業対象国情報を、ウェブサイトにて更新する。 ② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を実施し、案件開始後計画をレビューする実施計画協議を実施するとともに、終了時における評価の確実な実施に努める。 ③ NGO と機構間の協議会等における草の根技術協力事業に係る協議の実施と協議内容から抽出された必要な取組の実施に努める。 ④ 地球ひろばを通じて、所管地域で行われる多様な手作りの国際協力の試みに対し、支援サービスを提供するとともに、NGO、企業、市民等の情報受発信、ネットワーク化等のための機会を提供する。なお、これらの取組により、情報発信件数を 1 割増加させること、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を 7 割以上とすることを目指す。 ⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の

	能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。なお、これらの取組により、開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実によるアクセス数を 100,000 件以上とすること、開発教育に関する研修の実施実績人数を 3,500 人以上とすることを目指す。 ⑥ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善を図る。

要旨

機構は、NGO 等の市民による団体が担い手となる事業の推進を通じて ODA に対する国民の理解と参加の拡大に努めており、24 年度は、団体等の提案に基づく草の根技術協力の推進、市民による国際協力の拠点である地球ひろばの移転、教育現場や NGO のニーズに応じた開発教育や NGO 等に対する能力強化研修などを適切に実施した。

NGO 等の提案に基づき実施する草の根技術協力については、24 年度は新たに 44 件を採択し、継続案件も合わせて 206 件を実施した。

これまで広尾センター内にあった地球ひろばについては、閣議決定（22 年 12 月）を踏まえて 9 月に市ヶ谷に移転した。移転に先立ち、NGO 等の登録団体や団体訪問の学校等には前広に周知するとともに、移転後の広報にも積極的に取り組んだ結果、移転時の一時閉館の影響や団体貸出用セミナールーム数の減少等もあり、利用者は前年度より 15%減少したものの（136,462 人）、学校による団体訪問（396 校 8,227 人）の実績は拡大した（前年度比 60 校増）。また、市民に対する情報発信等のサービスについては、移転先での貸出可能施設数の減少により施設の貸出実績は 1,011 件に減少したものの（前年度比 1.2 割減）、メールマガジンの登録件数は 10,931 件（有効登録件数比では前年度の 1.8 割増）、登録団体総数は 667 団体（前年度比 1 割増）となり、対前年度比 1 割増との目標を達成した。また、移転先で併設されている機構の研究所との連携によるセミナーの開催等も行った。地球ひろばの体験ゾーンの利用者や登録団体に実施したアンケートでは、5 段階評価で上位 2 つ以上の評価が目標値（7 割）を上回った。また、地球ひろばの展示物貸与に係る公的機関等との覚書締結等も進め、首都圏以外への地球ひろばのサテライト機能の普及・展開も推進した。

開発教育に関しては、地方自治体等で実施する教員向け各種研修での国際理解教育や開発教育の導入を働きかけた結果、研修受講者数は 13,644 人になり、前年度の実績及び目標値を上回った。また、教師海外研修については、24 年度は東北地方の教員向け研修を地震・津波等の被災経験を共有するインドネシアで実施したり、教育行政担当者向けの研修を実施するなどした。これらの取組等についてウェブサイトを通じて発信した結果、開発教育関連のウェブサイトアクセス数は 185,110 件（前年度比 9.3%増）に達し、目標値 10 万件を上回って達成した。

NGO 等の能力強化支援については、NGO のニーズにきめ細かく応える工夫を図りながら、一部受益者負担を通じて経費の効率化を図り、国内拠点等における研修プロジェクト運営基礎セミナーやマネジメント能力強化研修、地域 NGO 提案型研修等を実施したほか、NGO の海外のプロジェクト現場へのアドバイザー派遣や国内事務所への派遣等を行った。これら研修の受講団体からは、NPO 認定や、寄附金収入の拡大、公的機関の支援対象としての採択等に寄与したとの声が寄せられるなど、有効性を評価された。

指標 12-1　草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

草の根技術協力事業の実績

- 機構は、NGO、大学、地方自治体や公益法人等の団体が、これまで培ってきた知見や経験をいかした提案に基づき、開発途上国の地域住民の生活改善や生計向上に役立つ事業を進める取組として、草の根技術協力事業を実施している。草の根技術協力事業には、提案団体の類型により、「草の根パートナー型」、「草の根協力支援型」、「地域提案型」の 3 形態に分類され、それぞれ協力規模・期間の上限が定められている。

表 12-1　草の根技術協力事業の概要

	草の根パートナー型	草の根協力支援型	地域提案型
提案団体	開発途上国での国際協力活動の実績が2年以上あり一定の経験を有するNGO、大学、公益法人、民間企業等	国内外での活動実績が2年以上あるが、国際協力の経験が比較的少ない、NGO、大学、公益法人等	地方自治体
協力規模（上限）	・5年以内 ・総額1億円以内	・3年以内 ・総額2,500万円以内	・3年以内 ・総額3,000万円以内

- 24 年度に、草の根技術協力のそれぞれの形態により実施した事業の件数は合計で 206 件となり、地域提案型と草の根パートナー型については前年度の実施件数を上回って実施した。また、24 年度に新規採択を内定した件数は計 44 件となった（表 12-2 参照）。24 年度に実施した草の根技術協力の実施例は以下のとおり。

➢ 地域提案型：モンゴルの寒冷地における都市開発技術改善（北海道旭川市）

・ 平均気温が-20℃以下にもなる寒冷地ウランバートル市において、旭川市の寒冷地型技術を生かしながら、宅地開発、道路配置、道路舗装・維持管理などの都市開発技術の基準作りを行いつつ、ウランバートル市の都市再開発事業に同基準を反映させるための行動計画作成を支援した。旭川市職員等の専門家派遣を通じて、都市開発技術基準案へ技術的な助言を行うとともに、ウランバートル市関係者を北海道に招き、旭川市の都市開発技術基準に基づいて開発・整備された街づくりや寒冷地特有の凍結路面対策等について総合的に技術移転を進めている。

➢ 草の根パートナー型：地域環境に配慮したブルキナファソのバム湖周辺地域における農業生産向上プロジェクト（NGO 緑のサヘル）

・ ブルキナファソ中央北部州バム県にあるバム湖周辺地域では、穀物生産の大幅な低下が課題となっていることから、生産・収益能力の向上や産物の販売による収入向上を目的とした支援を実施した。対話を通じて住民の生活上のニーズを拾い上げ、現地住民の技術を最大限活用した取組を進めた結果、協働を通じたコミュニティとしての連帯の強化、女性の収入向上、労働負担の軽減等の効果が見られた。事業最終年度の 24 年度は、ブルキナファソ全国では不作であったにも関わらず、対象村では目標値を大幅に超える穀物生産高を挙げる等の成果が挙がった。

表 12-2　24 年度に実施及び採択した草の根技術協力案件の実績

	実施案件実績		新規採択
	24年度	対前年度比	24年度
地域提案型	76件	9件・13%増	16件
草の根協力支援型	29件	±0	8件
草の根パートナー型	101件	6件・6.3%増	20件

- 24 年度はさらに、「草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）」が補正予算により認められたところ、機構は、地方自治体との連携を促進すべく、地方自治体のニーズに柔軟に応えるべく制度設計を行い、25 年 3 月に募集を開始した（小項目 No.14「多様な関係者との連携」の指標 14-2「地方自治体との連携推進に向けた取組状況」に詳述）。

草の根技術協力事業の制度改善の取組

- 草の根技術協力事業の成果と教訓をより明確に関係者間で共有し、将来の事業実施にフィードバックするための方策として、24 年度より新たなモニタリング・評価制度を導入した。旧来の評価制度からの変更点としては、実施団体から、草の根レベルの 社会開発の効果を表現しづらいとの指摘が挙がっていたことをふまえ、関係者のエンパワメントの過程がより見えやすくなるよう、また、事業マネジメントの状況についても表現しやすくなるように工夫した。具体的には、これまでの DAC 評価 5 項目に基づく旧 5 項目を整理し、草の根技術協力事業独自の評価 4 項目を設定した。また、草の根技術協力事業の案件形成は、提案団体による背景調査のみに基づいてなされるが、事業開始後半年を目途に実施計画を提案団体と機構双方で点検する「実施計画レビュー」を導入することで、より現地の状況に適合した計画・運営体制へと適正化を図った。実施計画レビューは 24 年度に新規開始した案件について実施した。さらに、従来のモニタリング様式や終了時評価様式を、事業効果・成果を確実に抽出、発信、共有しやすい形に工夫・変更した。こうした草の根技術協力事業 におけるモニタリング・評価の考え方を周知するため、採択内定団体に対して事業開始前に「事業マネジメント説明会」を開催した（24 年度は 2 回実施）。
- NGO と機構がお互いの違いを認めながら対話を進め、イコールパートナーとしての信頼関係を築いてきたかを振り返るとともに、得られた教訓を今後のパートナーシップ向上に活かすことを目的として、NGO-JICA 協議会でも導入が提起された「NGO-JICA イコールパートナーシップ振り返りシート」を 24 年度から本格導入し、24 年度に終了した案件について作成した。振り返りシートから得られた情報は集積した上で、定期的に機構内の関係部署へフィードバックするとともに、課題が認められた場合には NGO-JICA 協議会で共有し、改善点に向けた議論を行った。
- NGO-JICA 協議会でも提起された NGO 側のニーズに応え、草の根技術協力事業の経理手続きの合理化に向けて具体的な検討を進めた。特に少額の海外活動諸費にかかる経理処理の簡素化を求める NGO 側からの声に対応するため、管理費改訂に向けた草の根技術協力事業の支出状況にかかる実態調査を NGO 側の協力を得て実施した。調査結果を踏まえて、25 年度に管理費の積算方法などの追加調査を行うことを決定した。

草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

- 機構は、草の根技術協力事業への参画を希望する NGO 等の団体に対し、円滑な事業実施が可能となるよう、機構のウェブサイトを通じて、対象協力地域に関する最新情報を提供している。24 年度は新たに、南スーダン、ルワンダ、チリ、ミクロネシアの 4 カ国分の情報を追加するとともに、60 カ国分の内容を更新した。

指標 12-2　地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

地球ひろばの移転と利用の実績

- 市民参加による国際協力の拠点である「地球ひろば」は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえて、9 月に広尾センターから JICA 市ヶ谷ビルに移転した。移転に先立って、NGO 等の地球ひろば登録団体や団体訪問の学校、旅行会社等の地球ひろば利用者に周知するとともに、移転後も引き続き受け入れに支障がないことを伝えた。また、NGO や市民団体等を含む市民とともに国際協力を推進する地球ひろばの「結節点」としての機能を損なわないよう、貸出料金・予約受付方法等の移転後の施設利用の方法について調整し、移転前に十分な期間を取って案内を行った上で、施設利用を受け付けた。その結果、移転に対しての利用者の大きな混乱もなく、移転後の施設利用が行われた。

図 12-1　JICA 市ヶ谷ビル移転後の地球ひろば

- 24 年度の地球ひろばの来館者・利用者は 136,462 人（前年度比 20,271 人減）となった。前年度から来館者が減少した理由としては、9 月の移転に際して 1 カ月間施設を閉館していたこと、移転先の JICA 市ヶ谷ビルにおける外部利用者向けに貸出可能なセミナールーム数が減少したことなどが影響したことなどが考えられる。

表 12-3　24 年度の地球ひろば利用実績　　（単位：人）

	24年度実績	23年度実績	対前年度比
地球ひろば利用者合計	**136,462**	156,733	-20,271
（内訳）			
・NGO等市民団体によるセミナー等イベント開催のための利用	**78,437**	95,158	-16,721
・展示スペースである体験ゾーン訪問者	**27,185**	27,898	-713
・食を通じた開発教育支援の場であるカフェの利用者	**30,840**	33,677	-2,837

- 他方、展示見学と地球案内人による国際協力体験談や開発途上国の食事体験をパッケージにした団

体訪問については、修学旅行の計画時期などに配慮しつつ、移転の約 1 年前から旅行代理店や学校への案内を随時行ったところ、24 年度は修学旅行などで全国の 396 校から 8,227 人の来訪があり、地球ひろばの移転や閉館期間があったにもかかわらず前年度より増加する結果となった（前年度比 60 校、1,048 名増）。また、地球ひろば来館 90 万人突破記念セレモニーを開催し、団体訪問として来訪した小学校を表彰した（25 年 1 月）。

表 12-4　24 年度の地球ひろばの団体訪問実績

	24年度	23年度	対前年度比
訪問学校数	**396校**	336校	+60校
訪問人数	**8,227人**	7,179人	＋1,048人

- 24 年度も、市民に関心の高い時機に適ったテーマを選定することにより、地球ひろばの主要な事業目的である市民の国際協力への関心を高めることを狙いとして、多くのセミナーを主催した。また、移転後は市ヶ谷での知名度向上も念頭に一般市民に関心の高い各種イベントを開催した。特に、25 年 6 月に開催予定の TICAD V に向けて、大使館の協力も得つつアフリカの最新動向を盛り込んだ合計 9 回の連続セミナーでは、計 626 名の参加を得た。また、移転先の JICA 市ヶ谷ビルにある研究所と連携した取組も進め、インドに対する養蚕分野の技術協力を事例に、研究成果の市民へのアウトリーチを念頭に置いたセミナーを開催した（12 月）。
- 近年関心が高まっている民間企業の BOP ビジネスや CSR 活動、ソーシャルビジネスに関する国際協力活動を広く紹介するため、BOP に関連する展示やセミナーなどを実施し（計 7 回）、市民や NGO、民間企業等、合計で 534 名に上る参加を得た。また、フェアトレードに関する連続セミナー（計 9 回）や社会起業家に関する連続セミナーを実施（計 13 回）した。

地球ひろばのサテライト機能の強化

- 首都圏以外でも、市民の国際協力に対する理解の促進に広く取り組んでいくために、公的機関等と展示に係る覚書を締結し、地球ひろばの展示物の貸与を行う、地球ひろばのサテライト機能の普及や展開を図った。23 年度に展示に係る覚書を締結した埼玉県総合教育センター（24 年度実績：のべ約 4.4 万人の見学）に続き、24 年度は長岡市国際交流協会（延べ約 1.5 万人見学）と覚書を締結した（5 月）。展示を通じた開発教育を推進するため、これらの地方自治体では長期間常設で地球ひろばの展示を行った。この取組は展示スペースの減少に起因する体験ゾーンへの来館者減少を補う一つの手段にもなった。また、全国科学館連携協議会（事務局：日本科学未来館）と展示の覚書を締結し（7 月）、全国約 200 件の加盟科学館に向け国際協力緊急援助隊関連の展示の貸出パッケージを用意し、被災地である岩手県のもぐらんぴあ・まちなか水族館の復旧に併せた展示に向けて貸与するなど、4 件の貸与を行い、約 3.1 万人が見学した。今後、広報プラザ等を有する国内拠点を通じて地球ひろばのサテライト機能の普及や展開に取り組む計画である。

市民に対する情報サービスの提供

- 地球ひろばは、地球ひろばが主管する市民参加事業やイベントなどに関して年間を通じて積極的に情報提供を行っており、24 年度のメールマガジンの登録件数は累計 10,931 件となった。23 年度末時点で把握した累計実績（13,303 件）からは減少しているが、これは、24 年度にメールマガジンの

アドレスを変更した際に判明した不通のアドレス 4,062 件を削除したためであり、これを踏まえて、23 年度末時点の有効登録件数を 9,241 件として整理すると、18%の増加となる。また地球ひろばでのセミナーの告知などでは、ソーシャルメディアを中心に広報を行うように移行しており、25 年 3 月には Twitter と Facebook の地球ひろばアカウントを取得した。

- 地球ひろばは、NGO 等の市民団体がそれぞれの活動の取組を広く受発信し、団体同士が交流・連携する場としてセミナールーム、メールボックス、写真展示スペースなどの施設を提供している。24 年度は広尾国際センターから JICA 市ヶ谷ビルへの移転やこれに伴う閉館期間があったが、これら施設機能を活用する登録団体が 61 団体増加した（23 年度末時点 606 団体、24 年度末時点 667 団体：前年度比 11.0%増加）。一方、移転による 9 月中の閉館や移転後のセミナールーム貸出数の減少により、施設貸出数は 1,011 件（前年度比 225 件減）と、前年度から比べて減少した。

表 12-5　24 年度の地球ひろばの登録団体実績

	24年度	23年度	対前年度比
登録団体数（年度末時点、累計）	**667団体**	606団体	+61団体（+11%）
施設貸出数	**1,011件**	1,236件	-225件（-12%）

利用者の満足度の向上

- 市民による国際協力拠点である地球ひろばでは、利用者のニーズに即した機能の強化を図るべく、24 年度も体験ゾーン（相談・展示スペース）において、団体訪問及び一般訪問による利用者にアンケートを実施したところ、展示に関しての満足度は 5 段階評価で上位 2 つの評価（とても良かった・良かった）がそれぞれ 96%、94%、同様に、地球ひろばで実施した主催セミナーのアンケート結果においても、上位 2 つの評価（大変よい・よい）が 92%となった。それぞれ、年度計画で掲げた目標値である 7 割を上回って達成した。
- 地球ひろばの登録団体に対しても施設利用に関するアンケートを行い（24 年 1 月～12 月の利用のため、24 年 1 月～8 月は広尾センターの施設、10～12 月は JICA 市ヶ谷ビルの施設利用が対象）、5 段階評価で上位 2 つの評価（非常に満足・満足）が 79%となった。施設のファシリティや地球案内デスクや受付の丁寧な対応などに対して高評価が多い一方で、移転直後のアンケートにおいては、移転後の建物までのアクセス案内や外部向けセミナールームの貸出数などについて要望が寄せられ、近隣駅から地球ひろばへの案内強化など、対応可能なものについて改善の取組を行った。こうした状況の中、「今後も施設の利用を希望する」という項目について、5 段階評価で上位 2 つの評価（利用したい・やや利用したい）が 86%となり、移転後も継続して NGO 等市民団体による地球ひろば施設利用の要望が高かった。

国際協力に関するセミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- 市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、24 年度は、国内拠点、関係の外部機関（各種学校、行政機関の施設）、イベント会場等でセミナーやワークショップ等を 4,382 件実施した（前年度比 0.4%増）。また、地方自治体や市民団体が取り組むセミナーの共催者としての協力を 388 件実施した（前年度比 35%増、うち地方自治体との共催事業は 168 件）。

- グローバルフェスタ JAPAN 2012（10 月、於日比谷公園、来訪者約 10 万人）等、大規模な国際協力イベントについては、機構は共催者として企画段階から積極的に参画し、当日はブースでの展示、ステージでの発表、ワークショップ等を通じて、開発途上国の現状や機構の事業紹介等を行った。

指標 12-3　開発教育の質の向上に向けた取組状況

機構ウェブサイト上の関連ページの充実によるアクセス数の拡大

- 機構の各国内拠点のウェブサイトにおいて、エッセイコンテストや教師海外研修など、開発教育支援事業に関する情報提供、報告などを含めたコンテンツ等の拡充を図った。9 月に機構のウェブサイトの全面改訂を行った際には、市民参加協力のページや、国際協力に参加したい個人や団体向けのサイトの改訂を併せて行った。特に、市民参加協力のページでは、取組の背景や意義を掲載するとともに、事業ごとのサイトを設け、関係者が参照しやすいように努めた。開発教育に関しては、国内拠点により実施内容が異なることから、機構全体のウェブサイトから各国内拠点の関連ページにリンクを貼ることにより、参照しやすくなるよう改訂した。その結果、開発教育関連のウェブサイトアクセス数は 185,110 件（前年度比 9.3%増）に増加し、年度計画に掲げる目標値 10 万件を大きく上回った。

開発教育に関する研修実績の拡大

- 開発教育に関する各種研修については、各国内拠点で実施する研修の拡充を図るとともに、地方自治体の教育センターに対して、教員研修における国際理解教育や開発教育に関する講義の設置を働きかけるなどした結果、24 年度の受講者数は 13,644 人となり、前年度実績（13,427 人[1]）及び目標値（3,500 人以上）をともに上回った。
- 研修の質の向上に向けては、開発教育に豊富な知見を有する NGO 等との連携を進めており、NGO 等と連携して実施した研修は 24 年度は 91 件に拡大し（23 年度：70 件）、受講者数も 4,363 人に増加した（23 年度：3,702 人）。
- これらの各種研修は受講者からも好評を得ており、「年代、校種、経験などが異なる人と授業作りや交流ができた。模擬授業を受け評価まで行い、改善方法も深く考えることができた」などのコメントが寄せられた。

地方自治体関係機関等との連携を通じた開発教育実践者の能力向上

- 前述のとおり（指標 12-2「地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績」参照）、23 年度に地球ひろばとの覚書を締結した埼玉県総合教育センターとの間での開発教育推進に向けた具体的な取組が進展した。同センターの協力により、新任教員研修時に、地球ひろばからの貸与展示物の見学が組み込まれるようになり、24 年度だけで約 1,200 名の小・中・高校の教員が展示を見学した。また、地域の小学校がセンターの展示スペースで体験学習を行ったり、展示物の一部を県内の学校に貸し出すという試みも実施した。体験学習に参加した子どもからは「いろいろな人たちがごはんを食べられないし、学校にも行けない子がいることがよくわかりました」などの感想が寄せられた。また、埼玉県との連携を参考にして、群馬県教員研修センターにも働きかけを行い、埼玉県より規模は小さいものの、同様の展示が開始された。

[1] 23 年度の受講者数 13,427 人は、23 年度の業務実績報告書で報告している開発教育指導者研修実績 9,725 人に、教師対象セミナー等の受講者 3,702 人を加えたもの。

- 機構では、以前より開発途上国の課題を日本の児童・生徒に伝える教材を作成していたが、学習指導要領での位置づけが不明確、想定している対象者と内容のレベルが合っていない、漢字やフリガナが学校現場の事情を配慮していない、といった点から使いにくいとの指摘を受けていた。こうした点に対応した学校現場でより使いやすい教材を作成すべく、24 年度には埼玉県総合教育センターの協力を得て、開発途上国の課題と学習指導要領との関連を示した教材「国際理解教育実践資料集」を作成し、25 年度から教育現場に配布する計画である。
- 開発教育を専門とする NGO との連携にかかる協議を 5 回、同協議会の開発教育分科会のフォローアップとして仙台で 1 回実施した。仙台では東北地域の開発教育を専門とする NGO を交え、機構が行う開発教育関連のセミナーでの NGO のリソースの活用など効果的な開発教育支援のための連携事例を共有し、今後の更なる連携のあり方について意見交換を行った。（NGO-JICA 協議会については、小項目 No.14「多様な関係者との連携」の指標 14-1「NGO との連携推進に向けた取組状況」を参照。）

国際協力体験や調査結果の還元を通じた国際理解教育の促進

- 開発途上国での協力体験を地域社会に還元し、教育現場における国際理解を促進する目的で、機構の職員、ボランティアや専門家経験者、研修員等が、学校等の教育現場で国際協力や開発途上国での体験や途上国と日本との関係等を伝える「国際協力出前講座」を実施しており、24 年度は 1,927 件実施した（対前年度比 7.2%増）。事後に行ったアンケートでは、提出した約 1,300 校のうち 96%が「とても良かった」もしくは「良かった」と回答した。
- 出前講座では、青年海外協力隊 OB/OG に講師を依頼することが多いが、学校側のニーズに応えるには、各学校の現場の状況をふまえ、要望の内容を把握する等、いくつかのポイントを押さえておく必要がある。新たな講師にこうしたノウハウを共有し、ニーズに応じた出前講座を実施するとともに質を向上させるため、各国内拠点で講師候補者対象のスキルアップセミナーを 6 回実施し、115 名が参加した。
- 開発途上国に対する県別依存度調査は、日本人の日常生活を構成するさまざまな要素がどのように開発途上国に依存しており、相互の関係がどれほど深いかについて県別の特徴を踏まえながら、具体的・定量的に分析し、整理することを目的とした調査である。調査結果は、24 年度には東京都を除く関東地方全県、北海道、愛知県、中国地域 5 県でパンフレットに纏められ、学校教育現場や出前講座や各種セミナーなどで活用され、国際理解向上に役立てられている。

図 12-2　県民依存度調査（新潟県版）

国内拠点における学校訪問等の受入

- 機構の各国内拠点では、国際協力に対する理解促進や開発教育支援を目的として学生・生徒の訪問を積極的に受け入れ、国際協力の意義や開発途上国の現状等を説明する「JICA 訪問プログラム」を実施している。24 年度には、全拠点で 1,204 校（前年度比 14%増）の訪問を受けており、満足度に関するアンケートでは、回答した学校・団体のうち 99%が「とても良かった」もしくは「良かった」と回答した。来訪者からは「教育、医療、食物、地球環境まで幅広い展示で包括的に考えることができた」、「訓練中のボランティア候補生の積極性が学生達に刺激を与えた」などのコメントが寄せられた。

教師海外研修を通じた教員の国際協力理解・実践に向けた支援

- 今後のグローバル人材育成の担い手として期待されている教員が、国際協力の現場を訪問し、開発途上国の抱える課題への理解を深めることを目的とした教師海外研修を 24 年度は 20 コース実施し、173 人の参加者があった（23 年度より 2 名増加）。東北地方の教員に対しては、震災からの復興経験の共有も目的として 23 年度に引き続きインドネシアの災害復興支援・防災教育をテーマに実施し、社会科の教師用資料集に、参加者が現地の様子等を報告した寄稿文が掲載された。また、千葉県からの参加教員は、教師海外研修の成果である自らの事業実践例に加え、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念や生徒の変容等をまとめ、他の教員に国際理解教育の実践を促す「ESD 実践へのいざない」という小論を寄稿し、同じく社会科の教師向けの資料集に掲載された。
- 教師海外研修の参加者に対しては、開発教育指導者セミナー等の関連事業の情報提供を行うなど、引き続き開発教育の実践に向けた知識向上を促すためのフォローアップを行った。東北支部では、24 年度の海外研修参加者の帰国後研修を実施した際に、過去の参加者のうち熱心に国際協力に取り組んでいる教員の参加を得るとともに、開発教育 NGO や教員団体から開発教育の教材や素材を得ることで、開発教育の実践に関する知見の共有や教員間のネットワーク構築を促進した。
- 24 年度はさらに、教育委員会の指導主事等を対象とした教育行政担当者コースを地球ひろばと四国支部で実施した。このコースは、現場で開発教育を実践しようとする教員がいても、授業の中で位置づけにくい、上司の理解が得られにくい、といった現場からの声を受け、教育委員会の関係者や教育現場の管理職に国際理解教育の意義を理解いただき、導入への協力を得るために実施したものである。また、高専・工業高校教員向け研修を新たに北陸支部で実施し、新興国の経済成長の様子や日本企業進出の現場等を視察した。

グローバル人材の育成などに関するセミナー等の開催

- 地域や民間企業で高まるグローバル人材のニーズに対する機構の貢献を発信するとともに、有益な情報を提供すべく、各国内拠点でグローバル人材育成などに関するセミナーやイベントを開催した。宮崎県では青年海外協力隊経験者に加えて地元企業関係者、教育関係者が参加したセミナーを実施したほか、北陸支部では、教師海外研修とも関連させて技術系グローバル人材開発セミナーを高専関係者や技術系の学会関係者と開催した。

指標 12-4　NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況

- 機構による NGO 等向けの研修は、外務省、地方自治体、JANIC などのネットワーク型 NGO 等の

他の組織・団体による NGO 等向け研修と重複しないよう役割分担を考慮して実施しており、機構は、プロジェクト運営に関する集合研修として、機構が NGO 等に委託して実施する草の根技術協力に不可欠な「PCM 研修」を実施した。加えて、各団体の組織運営やプロジェクト運営上の課題や個別のニーズに柔軟に対応すべく、「組織力アップ！NGO 人材育成研修」、「NGO 海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣」及び「NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣」を実施している。これらの研修は単に知識やツールを教える集合研修ではなく、基本的に団体のメンバーが自ら課題を分析して、その課題に取り組むことを前提としており、組織のニーズを明確にし、そこに講師等が直接アドバイスを行う形の支援となっている。また、NGO 等に向けた研修機会が少ない地域のニーズにも応えるべく、「地域 NGO 提案型研修」を行っており、24 年度にはこの研修にも個別相談を設ける等して、NGO のニーズにより柔軟に応えられるよう配慮した。

NGO 等組織強化、事業運営能力向上に向けた研修プログラムの実施

- 「国際協力担当者のための PCM を活用したプロジェクト運営基礎セミナー」を、24 年度も国内拠点を中心に幅広い地域で開催した。計画・立案コースと、モニタリング・評価コースの 2 コースを併せて 24 回実施し、NGO 職員、大学・地方自治体関係者など計 308 名（延べ人数）が受講した。事後のアンケートでは、「PCM 手法は活用できそうですか」との問いに対し、計画・立案コースでは 96%、モニタリング・評価コースでは 91%の参加者が、「よく活用できそう」「一部活用できそう」と回答した。また「今回の研修は満足できるものでしたか」との質問に対し、計画・立案コースでは 97%、モニタリング・評価コースでは 93%の参加者から「大変満足だった」もしくは「満足だった」との回答を得られた。
- NGO の組織あるいは事業のマネジメント能力の強化を支援する「組織力アップ！NGO 人材育成研修」については、24 年度は組織マネジメントコースに 7 名、プロジェクトマネジメントコースに 8 名が参加した。本研修は、研修を実施する側が一方的に処方箋を提示するだけでは組織を改善するような効果は得られないとの認識に基づき、組織マネジメントやプロジェクト運営にかかる基本事項は集合研修で講義し、参加者はその基礎知識をふまえ所属団体の課題・ニーズを整理し、自団体の組織強化につながるアクションプランを研修開始後数カ月で作成するものである。所属団体の代表者及び機構の確認も得た上で、研修後半の約半年にわたり実施、その過程で機構がアドバイザー派遣や国内・海外研修の一部費用を支援するという内容の研修である。経費の効率化に向け、一部の研修費用は受講者の自己負担として実施した。終了後のアンケートでは、参加者全員から 5 段階評価の 5（十分役に立った）もしくは 4（役に立った）との回答を得ており、また研修の最後に行う最終報告会では、本研修でアクションプランの実施を通じて得た成果を、各団体の代表同席のもとで参加者が報告した。成果の具体例は次のとおり。

➢ **「組織力アップ！NGO 人材育成研修」参加者の声**

・ 研修を通じて、団体として初めて新たな地域で事業を立ち上げる調査を行った。この調査経験を生かして、団体内で活用するための事業立案ガイドラインを策定することができた。

・ 本研修を通じ、組織の体制について長期的な目標を立てて話し合い、組織全体として課題解決に向けて取り組んだ結果、寄付金収入が前年度の 2 倍となった。

・ 24 年度の参加団体が本研修で学んだ「団体の活動を魅力的に表現すること」を実践し、併せて組織強化にも取り組んだ上で日本貿易振興機構（JETRO）が行う開発輸入企画実証事業に申請

したところ、採択された。

- NGO から地域での研修ニーズを広く募集し、ニーズに基づいて研修を計画、実施する「地域 NGO 提案型研修」を地方の NGO 向けに実施しており、24 年度は組織強化に向けた研修を愛知県、大阪府、沖縄県で 3 件実施し、合計 62 名の参加者があった。大阪で実施した研修では、事前に「研修で得たいと考えている内容」をヒアリングし集合研修の内容に反映するとともに、個別相談の機会も設けて、各団体のニーズに応えるよう対応した。

団体の課題解決に資するアドバイザー派遣

- NGO の事業マネジメント能力の強化を支援すべく、NGO 団体等の海外プロジェクトに専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し、課題の解決を図ることを目的とした「NGO 海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣」については、24 年度は 6 名のアドバイザーを派遣した。本制度では、従来個別の団体に向けてアドバイザーを派遣してきたが、海外へのアドバイザー派遣は渡航費等もかかるため、費用対効果も勘案し、現地で活動する複数の日本の NGO 団体のニーズに合わせたアドバイザー派遣を企画し、以下のとおりネパールとカンボジアにおいて実施した。

  - **ネパール及びカンボジアで活動中の NGO に対する研修**
  - 両国で活動中の複数の国内 NGO の関係者に対し、ネパールでは現場における対話やファシリテーション手法、カンボジアでは評価手法について、講義及び現場での実践について助言するためアドバイザーを派遣した。受入団体からは、現場のスタッフの意識や能力の向上に加えて、「同じ国で活動する他団体と共に研修を受けたため共通の課題が浮き彫りとなり、解決策について協議することができ、非常に有用な機会だった」、「集合研修のみならず個々の団体の実状に応じた個別コンサルテーションの実施は非常に有効だった」との意見が寄せられた。

- NGO の組織強化に関しては、専門知識を持つアドバイザーを NGO の日本国内の事務所に派遣する「NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣」制度を通じて、24 年度には 13 団体にアドバイザーを派遣した。この制度では、組織運営、広報、経理・会計などの分野での団体の課題解決に向けた支援を行っているが、近年地方自治体等でも NGO 等向け研修を実施しているため、申請受付の段階で、他団体にも共通する課題については他団体等による集合研修等で対応できないかを検討し、案件を選定している。同派遣を通じて、経理・会計分野の指導を受け、体制整備や認定 NPO 法人の取得に向けて取り組むべき課題を整理した団体からは、その後、認定 NPO 法人を取得し、アドバイザー派遣が早期の認定に繋がったとの報告があった。(24 年 12 月認定当時東京都認定団体は 8 団体のみ)。アドバイザー派遣を受けた団体からの報告では、「具体的にアクションを起こすことができ、親身になって相談に乗って頂ける本制度は有効」「経済的な基盤強化のために具体的な戦略をたてるアドバイスをしていただけて新たな気づきが多く、実際のイベント計画に役立てることができた」などのコメントを得た。

  - NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣制度の効果発現の例
  - 職員全員が効果的な映像素材（写真、動画）を撮影するスキルを学び、実践することによって各種広報物の質が向上し、作成した活動のムービーは講演や Facebook で活用した。指導を機

にスタッフが Facebook を始め、記事を掲載し、ページ登録者数（「いいね！」数）が 2 倍に増加した。冬季募金キャンペーンでは、新規の寄付者が増加する成果も得られた。また、本取組み事例は地域 NGO からの提案による広報研修の中で、地域の NGO にも共有がなされた。

・ アドバイザーの指導の下で、団体理念や方針を見直す作業を行った事で、スタッフそれぞれが目的意識を持って業務に従事できるようになった。併せて整理した個々の事業について、年間スケジュール等の形で事業（活動）を可視化したことによって、団体内での情報共有や意思疎通も円滑になった。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・ 指標 12-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況
・ 指標 12-2 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績
・ 指標 12-3 開発教育の質の向上に向けた取組状況
・ 指標 12-4 NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、団体等の提案に基づく草の根技術協力の推進、市民による国際協力の拠点である地球ひろばの移転、教育現場や NGO のニーズに応じた開発教育や NGO 等に対する能力強化研修などを適切に実施した。
草の根技術協力については、新たに 44 件を採択し、継続案件も合わせて 206 件を実施した。
地球ひろばについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）に基づく広尾センターの閉鎖に伴い、9 月に市ヶ谷に移転した。移転に先立ち、NGO 等の登録団体や団体訪問の学校等に前広に周知するとともに、移転後の広報にも積極的に取り組んだ結果、移転時の一時閉館や団体貸出用セミナールーム数の減少等の影響もあり、利用者は前年度より 15%減少したものの（136,462 人）、学校による団体訪問（396 校 8,227 人）の実績は拡大した（前年度比 60 校増）。また、市民に対する情報発信等のサービスについては、移転先での貸出可能施設数の減少により施設の貸出実績は 1,011 件に減少したものの（前年度比 1.8 割減）、メールマガジンの登録件数は 10,931 件（有効登録件数比で前年度の 1.8 割増）、登録団体総数は 667 団体（前年度比 1 割増）となり、対前年度比 1 割増の目標値を概ね達成した。また、移転先で併設されている機構の研究所との連携によるセミナーの開催等も行った。利用者の満足度の向上については、5 段階評価で上位 2 つの評価が 7 割以上とする目標値について、地球ひろばの体験ゾーンの利用者へのアンケート結果（団体訪問は 96%、一般訪問は 94%）、登録団体へのアンケート結果（79%）の何れも上回って達成した。
開発教育に関しては、地方自治体に対する働きかけ等を強化し、研修受講者数は 13,644 人に増加した（対前年度比 217 人増）。また、開発教育関連のウェブサイトアクセス数は 185,110 件となり、前年度実績を上回るとともに（9.3%増）、目標値（10 万件）も超過した。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		国際協力の経験者や研修員等が学校現場等で国際協力や開発途上国等を紹介する「国際協力出前講座」については 1,927 件実施し（前年度比 7.2%増）、事後アンケート回答者の 96%が「とてもよかった」若しくは「よかった」と回答するなど高い評価を得た。 NGO 等の能力強化支援については、組織強化や事業運営能力向上のための研修プログラムや、NGO の海外のプロジェクト現場や国内事務所へのアドバイザー派遣等を行った。これら研修の受講団体からは、NPO 認定や、寄附金収入の拡大、公的機関の支援対象としての採択等に寄与したとの声が寄せられるなど、有効性を評価された。また、一部受益者負担を通じた合理的・効率的な実施にも努めた。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、地球ひろばについては、広尾から市ヶ谷への移転に伴い利用実績が前年度を下回っており、市民、NGO、企業、自治体等の多様な関係者が出会う場としての機能の強化や広報の推進等、引き続き利用の拡大に向けた取組が望まれる。

小項目 No.13　広報

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	13．広報
中期計画/年度計画	【中期計画】 （ｉ）ODA の現場を伝える広報 国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。 （ⅱ）「見える化」の徹底（透明性の向上） 成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じし、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。 【年度計画】 （ｉ）ODA の現場を伝える広報 国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、開発途上地域における我が国 ODA に対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭に、新しい媒体の活用等を含め、総合的な対外発信機能を強化する。 （ⅱ）「見える化」の徹底（透明性の向上） 全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイトを通じ、「見える化」を徹底し、情報開示を強化する。

要旨

機構は、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、ODA に関する専門広報と国際協力に関する一般広報を両輪とするアプローチを進める方針を広報戦略として掲げている。

24 年度は特に、4 月に就任した新理事長による「顔の見える」トップ広報を推進し、就任時の記者会見や、ハイレベルの国際会議における理事長自身によるメッセージの発信、国内や海外における数多くの講演や寄稿、出張報告のプレスリリースの制度化などを行った。加えて、機構のウェブサイトに、理事長の挨拶やメッセージ、トップ会談の概要や講演録、出張報告等をタイムリーに掲載するとともに一覧できるページを整備した結果、24 年度の機構ウェブサイトにおける理事長出張記事のアクセス数（ペ

ージビュー : PV）は、日本語サイトで 13,720（前年度比 162%）、英語サイトで 4,021（前年度比 193%）と大幅に拡大した。これらの取組の結果、24 年度の理事長関連の報道は 444 件（4 月～12 月）となり、同時期比としては、21 年の集計開始以来過去最高となった。

また、24 年度は、アフガニスタンに関する東京会合（7 月）、IMF・世界銀行総会（10 月）などの開発に関する極めて大規模な国際会議にあわせて戦略的に広報を行った。さらに、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けて歌手の MISIA をオフィシャルサポーターに任命するとともに、日経ビジネスに池上彰と歩く「アフリカビジネス」を連載し、極めて積極的に広報を展開した。

さらに、機構のウェブサイトを一新し、幅広いユーザーに使いやすいものに改訂した。

ビジネス層に向けては、投資を通じた社会貢献を紹介するセミナーに理事長をはじめとする役員が参加して機構の取組を発信したほか、シニア層等を念頭に、ラジオ番組を通じた発信などにも取り組んだ。

オピニオンリーダーを主たるターゲットとした専門広報については、記者勉強会やプレスリリースや取材機会に関する情報の定期的なメール配信を行うことで、マスメディアへの発信を強化した。また、国内や海外の拠点でのメディアネットワークを強化すべく、国内拠点と連携して地方メディアの開発途上国への取材派遣を計 16 件実施したほか、海外特派員と海外拠点の長の意見交換を実施した。これらの取組もあり、機構側情報提供による掲載記事は、651 件（4 月～12 月）と前年度同期比約 15%増であった。機構関連の報道実績は、ミャンマー支援、24 年度に開始された中小企業等海外展開支援事業に加え、民間連携や海外投融資に関する報道等、9,124 件（4 月～12 月）で前年度同期比より約 16%増となった。

国際協力の意義を市民にわかりやすく伝える ODA 見える化サイトについては、24 年度は 704 案件を新規に掲載し、累計掲載件数は 24 年度末時点で 1,508 案件（前年度比 1.8 倍）となった。また、機構のウェブサイトの改訂に際し、新規掲載の 15 案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善したところ、アクセス数の累計は前年度比で 1.8 倍となった。

指標 13-1　戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

- 21 年度に策定した機構の広報戦略では、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、ODA に関する専門広報と国際協力に関する一般広報の 2 トラックアプローチを進める方針を掲げている。24 年度は上記戦略に基づき、「平成 24 年度の広報（対外発信）業務の方向性」を策定し、組織全体としての広報・対外発信の推進や、PDCA サイクルの導入による広報・対外発信の戦略・機能強化、職員等の広報・対外発信能力の強化等に重点的に取り組んだ。

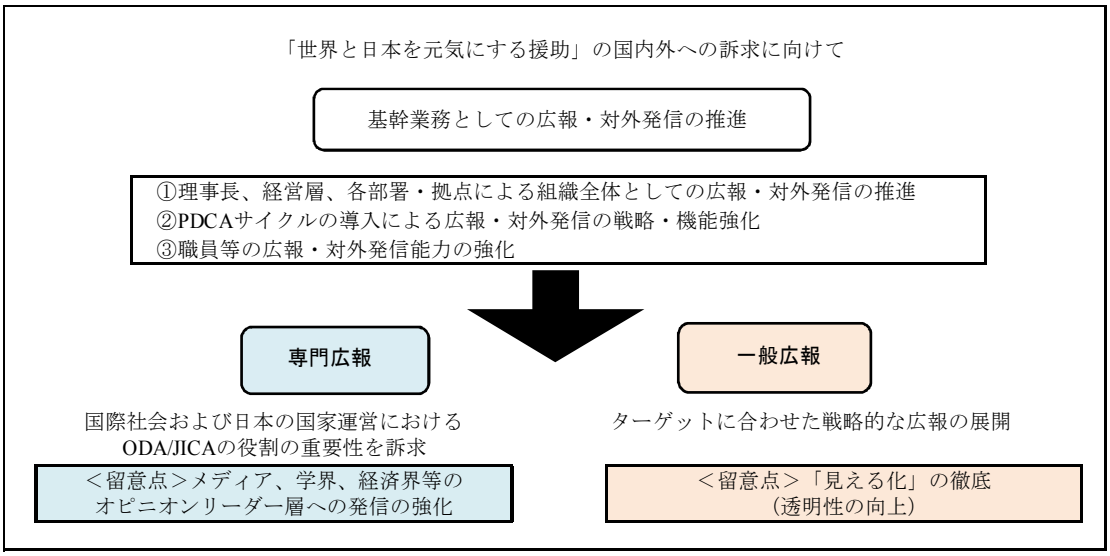

図 13-1　平成 24 年度広報（対外発信）業務の方向性

理事長、経営層、各部署・拠点による組織全体としての広報・対外発信の推進：トップ広報の推進

- 24年度は第3期中期目標期間の初年度であり、ポスト2015に向けた動きや、IMF・世界銀行総会、世界防災閣僚会議 in 東北、アフガニスタンに関する東京会合、TICAD V準備等々、日本でドナーの関心を集めるイベントが数多く開催された年度であった。機構は世界最大級の二国間援助機関として援助潮流をリードすべく、4月に就任した新理事長自らが、機構のミッションやビジョンを理事長メッセージとして国の内外に発信するなどして、トップ広報を積極的に推進した。
- 国内向けには、就任記者会見、日本記者クラブでの会見を皮切りに、雑誌「文芸春秋」（発行部数34.4万部）や「サライ」（発行部数11.5万部）における理事長と著名人の対談やインタビューを行う等、新聞、雑誌等の多数のメディアインタビューに応じるとともに、講演やテレビ・ラジオ番組の対談に積極的に出演した。
- 国際社会に向けては、アフガニスタンに関する東京会合（7月）やIMF・世界銀行総会（10月）などの国内で開催された重要な開発主題を扱う大規模な国際会議において、機構のビジョンや事業及び研究の成果等を踏まえた発信を積極的に行った。
- 海外での重要な会合や開発関係機関との対話などにも精力的に出向き、24年度は合計20カ国に出張して現地でメディアへの発信を行ったほか、ポスト2015等に関するOECD開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合（12月）での発信や米国国際戦略問題研究所や英国王立国際問題研究所等での講演（それぞれ7月、12月）等も広報につなげた。これらの出張報告については、機構のウェブサイトに迅速に掲載し、ウェブサイトにおける理事長出張記事のアクセス数（ページビュー：PV）は日本語サイトで13,720（前年度8,487：前年度比162％）、英語サイトで4,021（前年度2,080：前年度比193％）となった。出張後は、面談や視察内容に関する和・英文のプレスリリースを発信し、24年度は合計15件の発信を行った。
- これらの取組の結果、理事長関連の報道は444件（4月～12月）となり、同時期比としては、21年の集計開始以来過去最高となった。

海外拠点・国内拠点における広報の推進

- 24 年度は、海外拠点における発信強化にも取り組み、アフリカと中東地域において、各拠点の広報

担当者を一堂に集めた広域広報会議を開催した。会議においては、各拠点等からの広報に関する優良事例を共有し、専門広報活動の理解促進を図るとともに、現地の本邦メディア海外特派員とのネットワークの強化を図り、現地から本邦に向けての発信される報道が活性化するための取組を進めた。また、国内拠点の発信強化については、24 年度は 7 拠点で広報研修を実施するとともに、地域の国際協力の結節点として地域に根差した広報を展開すべく、テレビ会議を活用した「国内機関広報戦略会議」を開始し、各拠点での広報優良事例等を共有した。また、東北支部を中心に震災復興やその経験の開発途上国との共有等に関する発信を積極的に行い、新聞等での報道につなげた。

PDCA サイクルの導入による広報・対外発信の戦略・機能強化

- 24 年度は、効果的な情報発信を目指して、組織全体の情報発信にかかる PDCA プロセスを強化した。具体的には、各部・各拠点にて、年間を通じた戦略的な対外発信の観点からアクションプランを作成し、同アクションプランを踏まえ、部署別の年間業務計画に効果的な情報発信に関する業務目標を新たに設定した。同アクションプラン及び目標に基づき、対外発信の拠点となる広報室の支援のもと、機構内部の関係部署や外部連携先と密接に協働のうえ、各部署・各国内拠点、海外拠点より戦略的かつ計画的な情報発信を行った。24 年度は特に、アフガニスタンに関する東京会合、国連持続可能な開発会議（Rio+20）、第 6 回太平洋・島サミット、IMF・世界銀行総会等の大規模な国際会議の開催や、25 年 6 月に開催が予定されている第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）等に向けた各種準備会合やイベント等、ODA 事業に関連する各種国際会議を軸に、オピニオンリーダーを主たるターゲットとした専門広報及び一般市民を主たるターゲットにした一般広報を連動させて展開した。

➢ **PDCA サイクルの導入を踏まえて戦略的な広報を展開した例**

・ **アフガニスタンに関する東京会合：** 7 月の会合の機会を捉え、イベント・セミナーを通じた広報、メディア広報を含むアフガニスタン支援に関する広報の全体計画を広報室、地域担当部、研究所、海外拠点、国内拠点が協働で作成し、計画的な広報活動を展開した。具体的には、会合前には機構の月刊広報誌「JICA's World」においてアフガニスタン自立への道を特集するとともに、機構のアフガニスタン事務所とテレビ会議を結んだ形式での記者勉強会の開催や、ウェブページでのアフガニスタン事務所長による現場からのメッセージ等を掲載した。会議開催中及び開催後には、プレスリリースの発表、ウェブページでの会議結果の発信、ツィッターによる各種広報媒体への誘導等を行った。様々な広報媒体を駆使し、一般の人々から高関心層まで幅広い読者層に対して広報活動を行った結果、国内での報道として、読売新聞、毎日新聞、東京新聞、共同通信、Japan Times、NHK「時論公論」につながり、現地でも Afghan Times、Outlook Afghanistan 等の報道があった。

・ **第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）：** 25 年 6 月の TICAD V 開催に向けて、10 月に広報の全体計画を策定し、イベント、調査研究、有識者派遣、広報素材作成、ウェブサイト等を通じた広報を戦略的に推進した。一般広報については、アフリカに対する理解の裾野拡大を図るため、一般市民や学生を対象としたシンポジウム等を開催した。また、「楽しく、元気なアフリカをもっと身近に」をコンセプトに、外務省、UNDP、世界銀行とともにポータルサイト「アフリカひろば」を立ち上げ、アフリカ関連のイベントや、アフリカ諸国の文化・ビジネス情報、

機構のプロジェクト情報等を随時掲載してきた。その結果、10 月から 25 年 5 月末までのウェブサイトアクセス数（ページビュー：PV）の累計は 182 万に達した。「アフリカひろば」Facebook では、現地レポートや写真を中心に「元気なアフリカ」について発信し、半年間で 5,000 件を超えるページ登録者数（「いいね！」数）を獲得した。専門広報に関しては、TICAD に関連してメディア各社が組んだ企画に向けてインプットを行うべく、成長、民間連携、投資など急速に変化するアフリカの状況を紹介する記者勉強会を 24 年度内に 1 度実施し（これに加えて「なんとかしなきゃ！プロジェクトでも関連記者勉強会を 2 回開催）、理事長のメディア懇談会では 2 回採り上げたほか、多数の報道対応や取材協力を行った。また、欧州や米国等で開催した TICAD 事前イベント等の機会に、過去の TICAD プロセスとその成果を分析した「TICAD 20 周年レビュー」や機構の調査研究「For Inclusive and Dynamic Development in Sub-Saharan Africa」の成果等を、理事長をはじめとする役職員が発信し、アフリカの開発を巡る議論へのインプットや TICAD プロセスおよび本会合への関心の喚起に努めた。

職員等の広報・対外発信能力の強化

- 職員や専門家・協力隊等関係者それぞれが適切に発信できるよう、対外発信スキル向上への取組として、これまで実施してきた新入職員、社会人採用職員、管理職登用職員等への階層別の研修に加え、理論及び演習を中心とした経営職に対する広報セミナーや、トップ広報強化のためのメディアトレーニングを行い、それぞれの職位、職務の中で取り組むべき対外発信能力の課題を整理し、課題解決に向けた意見交換を行う研修を幅広く行った。加えて、海外拠点や国内拠点に配属される職員を対象に、赴任前研修を各 12 回、海外拠点の現地職員への研修を 5 回実施した。さらに、昨今対外発信の主要なツールとなっているソーシャルネットワークサービス（SNS）を機構内でも活用するため、内部規程を制定の上活用方法に関する研修を 3 回実施した。

指標 13-2　わかりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

SNS やウェブサイト等を活用した幅広い層に対する広報

- 機構は、幅広いターゲットに対して ODA に関する折々で話題のテーマを取り上げながら、ODA と機構の取組を紹介する月刊広報誌「JICA's World」を出版しており、24 年度は、国連持続可能な開発会議（Rio+20）、アフガニスタンに関する東京会合、第 6 回太平洋・島サミット、IMF・世界銀行総会、TICAD V 等の重要な国際会議に連動したテーマや、青年海外協力隊募集等のテーマを設定した（（日本語版は 12 号、英語版は 3 号発行）。特別号では国内で注目が高まる「グローバル人材」を取り上げ、若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成における機構の役割に焦点を当てた。
- SNS については、22 年度に開設したツイッターに加えて、24 年度は新たに機構専用の You Tube 及び Ustream チャンネル、Facebook を開設し、機構のウェブサイトに通常、直接アクセスしない層にも、機構が発信する情報が届くよう努めるとともに、閲覧者の反応をより迅速に把握しやすい体制を整備した。
- 機構事業や関係者の取組を幅広く取り上げてもらうため、テレビ・ラジオ番組や雑誌に対する情報提供を積極的に行い、発信に繋げた。国内に向けては、外務省が制作するテレビ東京「地球 VOCE」、NHK「ほっと＠アジア」、全国旅行業協会誌「ANTA」等を通じた発信を行った。また、海外に向け

て NHK World と協力し、ブラジル・セラード開発に係る番組を制作・放映した。

- 幅広いユーザーに対するアクセスと利便性の向上のため、9 月に機構のウェブサイトを一新し、デザイン、レイアウトの変更、適切な情報の整理・体系化、サイトマップの充実等の大幅な改訂を行った。特に、ユーザーの需要が高まっている中小企業支援をわかりやすい形でホームページに配置するなどした。また、必要な情報に素早くたどり着きやすいようにするため、トピックス、プレスリリース等のアップロードに、従来よりも操作が簡単で機能性が高い CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、より迅速かつ的確に情報発信できる体制を整えた。24 年度のアクセス数（ページビュー：PV）は、日本語版 3,700 万（前年度 4,300 万）、英語版 460 万（同 485 万）であった。[1]

潜在的関心層へのプラットフォーム型情報発信～なんとかしなきゃ！プロジェクト～

- 潜在的関心層を主なターゲットとして実施している「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト、以下「なんプロ」)」では、「イシュー別の取組」として、環境、貧困、教育、アフリカを順次主要テーマとして扱っている。こうしたテーマについて、国際協力の取組及び成果を発信した。
- 24 年度は民間企業との連携を重点的に強化した結果、ウェブサイトでの掲載企業数が 8 社となり、国際協力の日（10 月 6 日）にちなんで国際協力活動を行う政府機関や NGO、企業等が一堂に会する国内最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ」では企業による初めての講演や、SNS 動画配信企画への参加等があった。また、NGO や国際機関との連携については、ウェブサイトや Facebook での情報共有、プレス勉強会での登壇、著名人派遣での訪問等を通じ、国際協力の多彩なプレーヤーの活動が広く一般に伝わるよう工夫を行った。さらに、上記イシューについて、日本経団連や企業、NGO、国際機関関係者が講演する形で、メディア対象の勉強会を 6 回開催し、合計 70 名以上の記者が参加した。こうした取組の結果、全体としては、26,669 人のサポーター増があったほか、Facebook ファンも 8,000 人を超えた。このうち、上述した「グローバルフェスタ」、愛知県で実施された「ワールドコラボフェスタ」、大阪府で実施された「ワンワールドフェスティバル」等のイベントを通じて増加したサポーターは合計 2,129 人に達した。
- 国際協力の現場を著名人から広く発信するため、押切もえ氏（ブータン）、田中雅美氏（タイ）、伊藤聡子氏（バングラデシュ）、真戸原直人氏（マラウイ）、北澤豪氏（東ティモール）、高橋尚子氏（ニカラグア・エルサルバドル）、知花くらら氏（エチオピア）のサポーター7 名を派遣し、一部テレビ特番（BS 日テレ、BS フジ）を製作した。その他、なんプロウェブサイトや Facebook 、JICA’s World での訪問報告、新聞、雑誌、ラジオでの発信を行った。

ビジネス層を対象にした情報発信

- TICAD V に向けて発展するアフリカをテーマに、日経 BP オンラインで記事広告を継続的に掲載した。ナビゲーターとしてフリージャーナリストの池上彰氏を起用し、一般のビジネスマンに分かりやすい形でインフラ開発の重要性を伝えた。サイトの平均滞在時間が、他の記事広告の平均値が 4 分であるところ、本件は約 10 分になる等の調査結果もあり、多くの読者の興味や関心を喚起したものと考えられる。また、25 年度以降に農業、エネルギー、理事長対談を順次掲載するための準備

[1]アクセス数が前年度比で減少しているのは、リニューアルによりカウント方法が変更となったことと、リニューアルの準備期間に更新を停止した影響が大きいと推測される。

を進めた。本企画と連動し、テレビ東京がケニア・モザンビーク、ウガンダのアフリカ諸国を取材し、結果を「未来世紀ジパング」で放映し4.5%の視聴率を得た。

- 個人投資家を含む一般向けに、投資を通じた社会貢献「インパクト・インベストメント」をテーマとして、JICA債発行及び社会貢献型債券に関するセミナーを東京及び大阪で開催した（11月）。それぞれのセミナーでは理事長が基調講演を行い、民間企業を含む多様な関係者との連携を通じて実施している機構の事業を説明したほか、東京では防災分野における国際協力、大阪ではアフリカにおける持続的な BOP ビジネスについてパネルディスカッションを実施するなど、合わせて約 300 名の個人投資家等に対して、投資やビジネスによる社会貢献の在り方を発信した。
- 24年度に本格導入した「民間連携ボランティア」制度の周知のため、地方紙に広報記事を掲載したほか、帰国ボランティアを受け入れている企業や機構の研修事業を受けている企業のインタビューを実施し、地方紙22紙に掲載した。結果、24年度の本格導入以降の派遣が3社4名であったところ、25年度派遣者は8社10名が確定する等の効果が現れている。
- 24年度は、外務省予算による中小企業等の海外展開のための委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託したことから、中小企業の応募勧奨に協力し、全国の中小企業に支援メニューや事例の内容を幅広く周知するためのウェブサイトを立ち上げた。25年2月に次期の募集に向けた説明会を開催したところ、コンサルタント企業を含む106社の参加を得たほか、説明会の動画をウェブサイトに掲載して4カ月間に350回の閲覧を数えた。また、25年3月末から4月末にかけて、外務省、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小基盤整備機構との共催による中小企業等海外展開支援事業に向けた事前説明会を全国で 40 回開催し、ウェブサイト上でも広く参加を働きかけた結果、今まで機構と関わりの薄かった地方の企業も含む約2,000社の中小企業等の参加を得るに至った。説明会の開催に際しては、メディアに対しても働きかけを行い、テレビや新聞等を通じて合計41件の報道につながり、24年度に実施されたカンボジアでの精米機の販売に関する調査は「NHKスペシャル」でも取り上げられた。

年代に応じた情報発信

- シニア層及び地方居住者が機構事業に理解を深め、海外への関心を高めることを目的に、ラジオ番組（Tokyo FM）を通じて、インドネシア、タンザニア、ガーナ、パレスチナ、アフガニスタン、ミャンマー、ブラジル等に居住する機構関係者が現地の情報を電話やインタビューを通じて発信した。
- 40代以上の読者が多い旅行雑誌「地球の歩き方」（合計発行部数88万部）が扱う開発途上国のガイドブックのうち、24年度に更新した11冊（ミャンマー、メキシコ、カンボジア、バングラ、ラオス、エジプト、スリランカ、フィリピン、トルコ、タイ、パキスタン）に機構事業を紹介する広告を掲載した。

一般広報の効果把握のための取組

- 一般広報の全般的な効果の発現状況を評価することには困難が伴うが、24年度は、JICA's World やラジオを通じた広報、ビジネス層に向けた広報等で効果を測定する調査等を行ったほか、「なんプロ」について開始から2年半経った段階での成果や課題を確認する評価調査を行った。調査結果については、PDCAサイクルに則って、今後の広報計画の策定に反映させ、広報効果の更なる向上を目指して取り組むこととした。

➢ 「なんとかしなきゃ！プロジェクト評価調査」

・ 12 月になんプロ実行委員会が実施したウェブ調査結果によると、一般生活者の認知度は、プロジェクト認知率が 5.4%（24 年 2 月：4.7%、23 年 2 月：6.0%）、ウェブサイト認知率が 6.2%（24 年 2 月：6.3%、23 年 2 月：5.9%）となった。

・ 「なんプロ」サポーター向けメールマガジン登録者（有効会員数 4,841 名）に実施した調査では、プロジェクトの活動に対する満足度については、「とても満足している」が 7.4%、「まあ満足している」が 44.2%で、半数以上が満足していると回答している。

・ サポーターに登録して変化した意識としては、「国際社会の課題について以前より意識するようになった」が 44.6%で最も高く、次いで「国際協力関連のイベント情報を知ることができた」（43.9%）、「開発途上国の現状への関心が高まった」（42.0%）と続いている。

・ サポーター登録をきっかけに起こした行動では、「国際協力に関するニュースに注目するようになった」が 41.3%で最も高く、次いで「国際協力に関する情報を自分で調べた」（32.0%）、「国際協力関連のイベントに参加した」（30.5%）と続いている。

指標 13-3　マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）

- 24 年度は、トップ広報を中心にマスメディアに対する積極的かつ効果的な情報発信を行ったところ、機構側情報提供による掲載記事は、651 件（4 月～12 月）と前年度同期比約 15%増であった。その結果、機構関連の報道実績は、9,124 件（4 月～12 月）で前年度同期比より約 16%増となり、国際協力の意義と機構の重要性を訴求する多くの報道につながった。
- 主要マスメディアの論説委員や解説委員と機構の経営層が情報・意見交換を行うメディア懇談会では、トップ広報を強化すべく理事長との意見交換を主な内容とする形式に変更し、4 回の懇談会（7 月、10 月、12 月、25 年 3 月）を実施した。さらに、理事長の開発途上国への出張時には、事業視察等の現場へのメディア同行取材、要人会談や現地視察後の記者会見等をアレンジすることにより、在外報道における理事長のメディア露出の機会を増やした。

表 13-1　24 年度のメディア懇談会の実績

回数	日時	テーマ
1	7月9日	機構が発信する「元気が出る国際協力」
2	10月17日	IMF／世銀総会
3	12月11日	（1）東南アジア支援に関する最近の動き （2）アフリカ支援に関する最近の動き
4	25年3月4日	（1）2012年を振り返って （2）TICAD Ⅵに関する最近の動き

マスメディアへの発信

- 900 名超の登録記者に対して、週 2 回程度、プレスリリースや取材機会に関する情報を定期的にメールで配信したほか、記者の関心に合わせた個別の取材素材を提供した。また、記者向け勉強会を計 8 回開催（前年度 5 回）し、各種準備会合やイベント等の ODA 事業に関連する各種国際会議を軸にメディアの関心の高いトピックを説明し、多数の新聞や雑誌、テレビ等の報道につなげた。24

年度は特に、ODA 事業に関連する各種国際会議に関連付けて実施し、アフガニスタンに関する東京会合をテーマとしてアフガニスタン事務所とテレビ会議の接続を通じて実施した（6 月）ほか、TICAD V をテーマとして実施した勉強会（25 年 2 月）では、成長や民間連携、投資など急速に変化するアフリカの状況を紹介し、各社による取材につなげた。

- 在外事務所長や国内機関長が一同に集まる会議の機会を活用し、メディアへの情報発信を行った結果、現場での取組を伝える記事の掲載につながった。特に、在外事務所長会議の際には、メディア 15 社に 35 人の在外事務所長が取材を受け、テレビ、新聞、通信社、ウェブメディア、専門誌による報道につながった。

表 13-2　24 年度の記者勉強会の実績

回数	日時	テーマ
1	5月17日	島サミットとJICA支援
2	6月13日	Rio+20
3	6月28日	アフガニスタンに関する東京会合
4	7月24日	中国の対外援助
5	9月25日	IMF/世銀総会
6	11月9日	東南アジア支援をめぐる最近の動きー日・ASEAN首脳会議に向けてー
7	25年2月22日	アフリカ開発会議（TICAD V）にむけてーアフリカにおける効果的な支援とはー
8	25年3月5日	持続可能なBOPビジネス展開とJICA支援ー開発途上国と日本に貢献するBOPビジネスとはー

➢ 記者勉強会で取り上げたテーマが報道につながった例（持続可能な **BOP** ビジネス展開）

・ 技術協力プロジェクトや BOP ビジネス調査に係る成果発現段階で民間企業を含む様々なステークホルダーと連携して共同プレスリリースの発信や本邦メディアに個別に情報発信を行った。その結果、バングラデシュへの技術協力を通じて実現した雪国まいたけのダッカ産緑豆の初輸入のタイミングで読売新聞、毎日新聞、産経新聞、サンケイビジネスアイの記事掲載及び共同通信の配信につながった。

・ ガーナの乳幼児の栄養改善に向け、USAID、味の素、機構が 3 機関初の覚書を締結する機会を捉え、国内における日本経済新聞への情報発信、現地調印を行うガーナでの共同記者会見の開催、援助協調の拠点である米国における情報発信を行った結果、日本では新聞 5 件、ガーナでは新聞 2 件・ウェブサイトにおける記事 10 件・ラジオ放送 4 件、米国では国際開発に関するウェブサイト、米国連邦政府公式ウェブサイトにおける記事等、各国の特徴を活かした数多くの報道につながった。

国内拠点・海外拠点でのメディアネットワーク強化

- 国内拠点における広報研修の機会を捉えて、地方メディアとのネットワーク強化に向け、実際に地方メディアの記者等を研修講師に招くとともに国際協力事業の理解促進に向けた意見交換を行った。また、地方における情報発信の強化及び日本に向けて開発途上国の現場における機構事業を報道するための基盤構築を目的に、国内拠点と連携して地方メディアの開発途上国への取材派遣を計 16 件実施した（前年度 13 件）。
- 指標 13-1 で既述のとおり、広域広報会議を開催し、海外特派員と関連事務所長の意見交換を実施するとともに、アフリカ地域及び中東地域を管轄する海外特派員との意見交換を通じて、本邦メディアの海外特派員と海外拠点とのネットワークを強化した。

- 海外メディア招聘プログラムを「開発途上国の課題解決に貢献する日本の技術」というテーマで実施し（12 月）、10 か国 15 名が参加した。高速道路や鉄道等のインフラの高い運営維持管理技術、開発途上国の課題解決とビジネスの海外展開の両方を目指す日本の中小企業等の取材をアレンジし、バングラデシュをはじめプログラム参加者による現地テレビ・新聞等の報道につながった。

指標 13-4　「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- ODA 事業の透明性の向上を目的とした「ODA 見える化サイト」は、累計掲載件数を前年度比 1.8 倍と拡大した。累計掲載件数は 23 年度末 804 件に対し、24 年度は 704 件を掲載し、25 年 3 月末で 1,508 件となった。また、掲載済み案件も事業実施前と実施後の違いをわかりやすく伝えるため、案件の進捗に応じ 193 案件の更新を行い、内容の充実を図った。さらに、9 月の機構のウェブサイトの改訂に際し、新規掲載の 15 案件をホームページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。こうした取組の結果、アクセス数（ページビュー：PV）の累計は 23 年度末 820,747 に対し、24 年度末で 1.8 倍増の 1,527,800 となった。

図 13-2　ODA 見える化サイト及び機構ウェブサイトにおけるプロジェクト紹介

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
・ 指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況
・ 指標 13-2 わかりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）
・ 指標 13-3 マスメディア等との連携状況（ODA に関する専門広報の取組)
・ 指標 13-4「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、4 月に就任した新理事長による「顔の見える」トップ広報を積極的に推進し、就任時の記者会見や、ハイレベルの国際会議における理事長自身によるメッセージの発信、国内や海外における数多くの講演や寄稿、出張報告のプレスリリースなどに取り組み、機構のウェブサイトに迅速に掲載した結果、24 年度の機構ウェブサイトにおける理事長出張記事のアクセス数（ページビュー : PV）は日本語サイト 13,720（前年度比 162%）、英語サイト 4,021（前年度比 193%）となり、従来よりも大幅に増加した。また、24 年 4 月～12 月の理事長関連の報道は、21 年の集計開始以来同時期比では最高となる 444 件に達した。
24 年度は特に、アフガニスタンに関する東京会合（7 月）、IMF・世界銀行総会（10 月）などの開発に関する大規模な国際会議の機会を捉えて戦略的に広報を行うとともに、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けても積極的に広報を展開した。さらに、機構のウェブサイトを一新し、幅広いユーザーに使いやすいものとなるよう改訂した。
ビジネス層に向けた広報も強化し、投資を通じた社会貢献を紹介するセミナー等で機構の取組を発信したほか、ビジネス誌への連載やシニア層向けのラジオを通じた発信なども行った。また、民間ボランティア制度の周知や、中小企業等の海外展開支援事業への応募勧奨に関する広報を展開した。
専門広報については、記者勉強会の開催やプレスリリースや取材機会に関する情報の定期的なメール配信を行うことで、マスメディアへの発信を強化した。また、国内拠点と連携して地方メディアの開発途上国への取材派遣を計 16 件実施したほか、海外特派員と海外拠点の長の意見交換を実施した。機構側情報提供による掲載記事は、651 件（4 月～12 月）と前年度同期比約 15%増であった。また、機構関連の報道実績は、9,124 件（4 月～12 月）で前年度同期比より約 16%増となった。
ODA 見える化サイトについては、24 年度は前年度と同規模の 704 案件を新規に掲載し、累計掲載件数は 24 年度末時点で 1,508 案件となった。また、24 年度のアクセス数（ページビュー : PV）は 707,053 となり（前年度比 1.2 倍）、24 年度末の累計アクセス数は 1,527,800 に達した。

以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

		なお、国際社会の現状及びODAの現場に関する市民の理解をさらに促す情報発信を一層充実させるとともに、機構の発信を踏まえた報道が質的にも充実・深化し、世論の形成にもつながるよう、継続的な取組を期待する。また、広報効果のモニタリングを行い、その結果を踏まえて広報効果の向上につながる取組を推進するよう期待する。理事長をはじめとするマネジメント層からの発信の強化にも引き続き期待する。SNS の活用については成果を把握した上で、さらに効果的な活用に向けた取組を期待する。

小項目 No.14　NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化
小項目	14. NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
中期計画/年度計画	【中期計画】 官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。 具体的には、 ● NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。 ● 途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・効率的な民間連携事業を推進する。 【年度計画】 ① NGO 等との連携強化を図るべく、引続き NGO と JICA 間の連携協議会の開催を推進する。また、中小企業海外展開支援に資する事業において、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を実施することで、民間企業との連携強化を図る。 ② 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化を目的とし、教育機関及び自治体との連携推進のための各種会議の開催拡充を図る。 ③ 民間連携促進のための制度整備と着実な運用を実施するとともに、機構の民間連携に関する情報の対外発信、ニーズ把握の強化を図る。 ④ 民間の知見が技術協力や資金協力に活かされた案件又は機構の支援が民間の事業化に繋がった案件の形成を促進する。

要旨

機構は、国内各地に拠点を有する特性をいかしつつ、民間企業、地方自治体、大学等、NGO 等の多様な関係者との連携強化に努め、知見や技術を結集して効果的な協力を実現するとともに、開発途上国への展開に関心を有するこれらの関係者のニーズにも応える、双方に有益な関係の構築を目指して取り組んできた。平成 24 年度は特に、中小企業連携促進調査（F/S 支援）、ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）も踏まえた提案型普及・実証事業、民間連携ボランティア派遣や草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）等の連携相手方のニーズや提案に柔軟に応え得る新しい制度の構築や導入を迅速かつ積極的に行い、既存の制度の拡充にも取り組んだほか、沖縄県等地方自治体との連携協定・覚書の締結、第 1 回大学連携会議の開催等を通じた、連携体制の強化にも努めた。

民間企業との連携については、協力準備調査（PPP インフラ事業）に関して、24 年度は 17 件を採択するとともに、海外投融資による事業化に初めて結びつけた。協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）については、13 件を採択するとともに、2 件について初の事業化目途をつけた。中小企業の海外展開支

援については、初めて中小企業連携促進調査（F/S 支援）が試行的に開始され、10 件の調査を実施し、うち 1 件について海外投融資の活用が検討されている。さらに、外務省政府開発援助海外経済協力事業（本邦技術活用等途上国支援推進事業委託費）の事務支援委託業務を受託するとともに、24 年度補正予算の民間提案型普及・実証事業の実施に向け、制度設計や実施体制の検討を迅速に進めるとともに 3 月中旬に公示も行った。これらの施策を紹介するとともに、地方からの応募を勧奨するため、外務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構（中小機構）等と共催で、25 年 3 月末から 4 月末にかけて、全国で 40 回、事前説明会を開催し、2,000 社弱の参加を得た。また、企業のニーズに応じた新たなボランティア派遣制度である民間連携ボランティア制度を導入した。

地方自治体との連携については、連携強化を組織的に推進すべく、都道府県レベルでは初となる沖縄県及び市レベルでは 2 例目となる北九州市との包括的連携協定を締結した。また水分野での連携覚書を川崎市と締結した。24 年度はさらに、補正予算「地域経済活性化特別枠」の承認を受け、従来の草の根技術協力（地域提案型）よりも大規模かつ広範・柔軟に地域の提案に応えるための制度を迅速に創設し、募集を開始した。

また、宮城県東松島市をはじめとする東日本大震災の被災地域との連携及び支援も推進し、青年海外協力隊経験者等の地域復興推進員としての派遣や、度重なる地震や津波の甚大な被害を被ってきたインドネシアのバンダ・アチェ市等との研修や調査団派遣等を通じた知見の共有や交流の推進を支援した。

大学等との連携については、機構と連携協定や覚書を締結している 25 大学ほかが一堂に会する「大学・JICA 連携会議」を初めて開催し、大学側のニーズ把握や機構の連携メニューの紹介、効果的な連携事例の共有等を行った。近年は特に、独立行政法人科学技術振興機構（JST）との連携により、地球規模課題への対応に向けた開発途上国の研究者との共同研究を支援する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」を推進しており、24 年度の SATREPS を通じた大学との連携実績は 56 件となった（うち新規採択 8 件）。

NGO との連携については、NGO-JICA 協議会の地方開催や TV 会議システムを通じた地域 NGO との接続により、地方のニーズの把握にも努めた。また、NGO-JICA 協議会の下に「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」を設置し、成果と課題の整理や今後の展開の検討に向けた議論を行った。

指標 14-1　民間連携推進に向けた取組状況

全ての事業における民間連携の視点強化

- 機構は、民間企業等とのパートナーシップの強化により、開発途上国・民間企業・機構及び日本政府がそれぞれ以下のメリットを享受する相互に有益な関係の構築を目指している。
  - ① **開発途上国のメリット**：民間企業との連携により、民間セクター開発や民間資金の導入が進み、雇用や所得の拡大にもつながりうる。
  - ② **民間企業のメリット**：機構の協力による、ビジネス環境の改善や、現地のニーズやネットワーク等に関する各種情報の入手、相手国への働きかけ等により、開発途上国でのビジネス機会の拡大、資源の安定確保、貿易促進等が期待できる。
  - ③ **機構・日本政府にとってのメリット**：民間企業の資金や効率的なサービス、優れた技術・ノウハウの動員が可能となり、ODA のみでは達成できない相乗的な開発効果をもたらしうる。また、民間企業経由で住民に直接便益をもたらすチャンネルの確保も可能となる。さらに、ODA に対する国民の理解促進にもつながる。

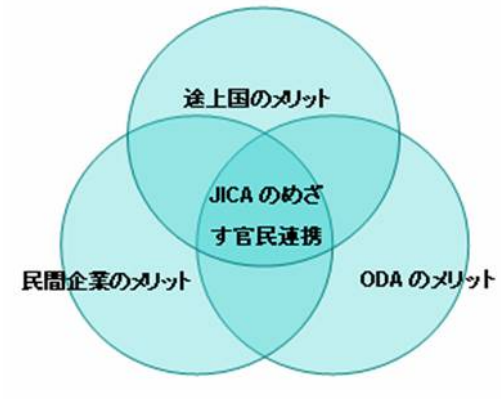

図 14-1　機構がめざす民間連携

- 機構は、民間企業や民間ビジネスとのパートナーシップを強化すべく、20 年 10 月に民間連携室を設置して、主に以下のような取組を進めてきた。さらなる民間連携事業の推進を図るべく、25 年度からは、民間連携事業部に格上げして取り組むこととなった。
  ① 全ての事業における民間連携の視点の強化
  ② 民間企業等とのコミュニケーションの強化を通じた民間企業のニーズの把握
  ③ 民間連携推進に向けた環境整備
  ④ 個別の民間連携案件の実現と推進
  ⑤ 海外投融資事業の新規支援の再開
  ⑥ 広報面での連携
- 24 年度は特に以下のような事業を通じて民間連携に積極的に取り組んだ。
  ① 事業実施前の調査段階の支援：
    ・協力準備調査（PPP インフラ調査）
    ・協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）
    ・中小企業連携促進基礎調査
  ② 事業実施段階でのファイナンス面からの支援
    ・海外投融資
  ③ ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）関連業務の受託
  ④ 民間連携ボランティア事業等

協力準備調査（PPP インフラ事業）の実施と海外投融資による初の事業化の実現

- 従来公共事業として実施されてきたインフラ事業について、官民の適切な役割分担の下で事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率性を目指す Public-Private Partnership（PPP）の動きが拡大している。機構は、PPP インフラ事業への参画を計画している民間企業からの提案に基づき、円借款や海外投融資を活用した事業化の見込みがある事業の計画策定のための調査（上限 1 億円）を提案企業に委託して実施している。
- 24 年度は、1 回（11 月）の公示を行い、8 件を採択した。21 年度の本調査制度開始以来の採択実績は計 42 件にのぼり、24 年度はそのうち 21 件の調査を実施した。採択された 42 件のうち、ベトナム・ロンアン省における「環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業」は、24 年 10 月の海外投融資の本格再開後に、機構の海外投融資による事業化が決定した初の事例として、25 年 1 月 30 日

に融資契約が締結された（海外投融資の本格再開については、小項目 No.7「技術協力、有償資金協力、無償資金協力」の指標 7-6「海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組」を参照）。

協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の実施と調査結果に基づく初の事業化目途

- 近年、開発途上国の貧困層や社会・開発プロセスから除外されている状態にある人々（BOP : Base of the Pyramid）が抱える様々な課題に改善をもたらしうるビジネス（BOP ビジネス）が世界的に拡大しつつある。機構は、BOP ビジネスを計画している民間企業からの提案に基づき、ビジネスモデルの開発や事業計画の策定、機構事業との連携可能性に関する調査（上限 5000 万円）を提案企業に委託して実施している。
- 24 年度は、11 月に 1 回目の公示を行い、13 件を採択するとともに、3 月には 2 回目の公示を開始した。22 年度の本調査制度開始以来の採択実績は計 65 件にのぼり、このうち 54 件の調査を実施した。このうち、ルワンダにおける「農業と公衆衛生を対象とした微生物資材ビジネスにおける事業」及びバングラデシュにおける「緑豆生産の体制構築事業」は、調査結果に基づき事業化目途が立った初の事例となった。

  - ルワンダ：「農業と公衆衛生を対象とした微生物資材ビジネスにおける事業」
    本調査提案企業は2008年（平成20年）から現地法人を設立し、ルワンダで微生物資材を販売している。微生物資材は、トイレや浄化槽におけるアンモニア等の悪臭を消臭したり、汚物の量を減らしたりできるほか、農業分野で食品残渣や家畜糞尿を堆肥化したりする効果があり、本調査では、微生物資材を農業肥料またはトイレの消臭剤や汚物分解剤として、BOP層向けに販売するビジネスの事業性を調査した。本事業を通じて、対象地区に住むBOP層のトイレの衛生状態を改善することで、下痢などの病気の罹患率を低減するとともに、同じくBOP層の小規模農家が収益性高い農業を経営し、生活レベルを向上させること等が見込まれる。

  - バングラデシュ：「緑豆生産の体制構築事業」
    本調査提案企業はバングラデシュの最貧困地域である北部及び西部地域の農村において、グラミン銀行と共同で緑豆栽培を通じたソーシャルビジネス[1]の実現に取り組んでいる。本調査を通じて、もやしの原材料となる高品質緑豆の栽培のノウハウを指導し、農民指導方法・栽培方法を確立するとともに、収穫した緑豆を他の作物より高い価格で農民から購入し、日本で販売することを目指している。バングラデシュの農民にとっては、高品質の緑豆を栽培するための技術を習得することで単位あたりの緑豆の収穫量・品質を向上させることができ、結果、所得の向上につながるほか、生産拡大に伴い契約農民としての農民の雇用拡大が期待されている。さらに、収穫後の選別作業や販売業務において女性の雇用を創出する。また、生産された緑豆の一部は低価格でバングラデシュの農民に販売され、現地の人々の栄養改善に貢献することも期待されている。

[1] 貧困や環境などの社会的課題をビジネスを通じて解決していこうとする活動。

図14-2　栽培された緑豆を収穫する女性たち

中小企業連携促進調査（フィージビリティー・スタディ（F/S）支援）の試行的実施

- 国内の中小企業の間では、アジアの新興国を中心に、経済成長が続く開発途上国での市場開拓の関心が高まっており、政府は 23 年 6 月に策定した「中小企業海外展開支援大綱」を 24 年 3 月に改訂し、オール・ジャパンでの支援体制の強化を図った。同年 5 月に機構内にも中小企業等海外展開支援本部を立ち上げ、開発途上国に対する支援実績・ノウハウ・情報・体制などの強みをいかしつつ、日本貿易機構や中小基盤整備機構等の関係機関と連携・協力しながら、中小企業の海外展開を支援する取組を推進した。
- 機構は、優れた技術力をいかして開発途上国の社会経済開発に資するビジネス展開を検討中の中小企業からの提案に基づき、現地での事業実施に向けた情報収集及び事業計画の立案並びに機構事業との連携可能性検討に関する調査を提案企業に委託して実施している（機構負担上限額は 1,000 万円）。24 年度は、「中小企業連携促進調査（F/S 支援）」として試行的に実施して 6 月に 11 件を採択し（公示は 24 年 2 月）、このうち 10 件の調査を行い、6 件の調査を完了した。24 年度に調査を実施した計画のうち、マレーシアにおける「ハイエンド計測器校正及び関連事業調査」の事業化には海外投融資の活用が見込まれている。

ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）による委託調査事業の契約関係事務支援業務の受託と民間提案型普及・実証事業の創設に向けた取組

- 24 年度は、外務省予算（政府開発援助海外経済協力事業委託費）による委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託し、着実に遂行した。具体的には、案件化調査（32 件：応募 117 件）、ニーズ調査（8 件：応募 24 件）、途上国政府への普及事業（10 件：応募 28 件）について、制度設計及び公示、募集説明、評価参考用資料作成、契約交渉支援、調査実施監理、報告書作成支援等の対応を行った。案件化調査の出口にあたる ODA 案件化については、機構の強みである国際協力の現場の知見を最大限に活用し、契約先である中小企業を全面的に支援した。また、ニーズ調査を通じて、本邦中小企業の製品・技術を活用した開発途上国支援の可能性を明確化した。なお、24 年度補正予算で「民間提案型普及・実証事業」が運営費交付金として措置されたことを踏まえ、制度設計を迅速に行い 3 月中旬に公示を行ったほか、25 年度当初予算分も含めた事業実施に向けた体制の検討を進めた。
- 24 年度はさらに、ODA 事業を活用した中小企業の海外展開支援の取組について、広く周知と理解促進を図るべく、中小企業海外展開に関連した優良事例を資料として取りまとめ、積極的に発信した。また、新たに措置された民間提案型普及実証事業を含む ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に関する施策を紹介するとともに、東京など首都圏のみならず、地方からの応募を勧奨する

ため、外務省、経済産業省、JETRO、中小機構等と共催で、25 年 3 月末から 4 月末にかけて、全国で 40 回、事前説明会を開催し、2,000 社弱の参加を得た。

- また、中小企業等海外展開支援との連携を念頭に置いた事業として、新潟県三条市（ものづくり産業人材育成）と連携してセミナーを実施（10 カ国、22 名が参加）するとともに、排水・汚水処理技術に関するセミナーを実施し（14 名が参加）、関西圏の中小企業とベトナムの工業団地関係者との人脈作りに貢献した。さらに、東九州メディカルバレー（人工透析技術）地域活性化特区への支援として、本特区関係者とともにセミナー開催に向けた準備を行った（8 カ国 17 名が参加予定）。

国内拠点等を通じた民間企業・団体との関係構築・強化に向けた取組

- 機構は、国内 16 カ所に拠点を有する強みをいかしつつ、民間企業や団体とのコミュニケーション強化やネットワークの構築に積極的に取り組んだ。各種経済・業界団体等との協議やセミナーの開催、イベントの参加等を通じて、対外発信を図りつつ関係者との連携強化に努め、24 年度は計 87 件の関連業務を実施した。また、新たに九州経済連合会との定期連絡会を設置・開催したほか、北海道（札幌、釧路）、東北（宮城、福島）、四国（香川、徳島）の経済連合会や商工会議所等を機構本部と国内拠点が合同で往訪し、地域経済団体とのネットワーク拡充を推進した。
- 国内拠点では、地元経済団体、民間企業等と課題別研修等に参加した研修員のマッチング等を行い、地元中小企業の海外展開を支援した。具体的な事例は以下のとおり。

➢ スリランカにおける水分野の開発ニーズと中部地域企業が有する知見のマッチングの例

・ スリランカでは、上下水道施設の無収水率（全国平均 33%）の高さが経営上の大きな課題となっており、機構は技術協力プロジェクト「コロンボ市無集水削減能力強化」や中部国際センターにおける課題別研修「上水道無収水量管理対策」等を実施してきたが、24 年 10 月には同プロジェクトが終了するため、協力成果をスリランカ全土に普及する上で重要な局面を迎えていた。他方、「水といのちとものづくり中部フォーラム」[2]の会員企業が名古屋市上下水道局の協力を得て協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）を実施しており、中部の水ビジネス関係者の国際協力への関心が高まっていた。中部国際センターでは、上記研修終了後にスリランカでの現地フォローアップ・セミナーを実施し、中部地域の行政当局や経済団体、中小企業連合体の同国での事業展開に資する情報収集も進めるべく、中部地域の民間企業からも参団を得た。その結果、調査団参加企業のうち 1 社が、本調査をきっかけとして、スリランカ国家上下水道公社（NWSDB）に対して上水の配水池などに使うプレストレストコンクリートタンクの導入を提案し、ビジネス展開の実現に到った。

民間連携ボランティアの本格実施

- 24 年度はさらに、企業活動がグローバル化する中、それに対応するためのグローバルな視野や素養を備えた人材の確保を求める企業側のニーズに応えるべく、「民間連携ボランティア」の本格派遣を進めた（小項目 11「ボランティア」の指標 11-5「自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況」参照）。

[2] 本フォーラムは、中部の持つ水技術や水とかかわりのある経験を、水問題解決のためのソリューション・パッケージとして、中部発のビジネス展開につなげるとともに、地域や国際社会の発展に貢献することを目的としている。

指標 14-2　地方自治体との連携推進に向けた取組状況

- 機構は、地方自治体との連携を通じて、以下の観点から一層効果的な事業の実施を目指すとともに、地域や地元企業の活性化・国際化への貢献にも努め、地方自治体と機構の双方に有益な関係の構築を目指してきた。
  ① 地方自治体が有する、住民向け行政サービスに関する豊富な知見と人材を活用した効果的な国際協力の実施
  ② 地方自治体を通じた地域の民間企業・NGO・大学等との連携の拡大
  ③ 国際協力に対する市民の理解及び参加の促進
- 上記目的の達成を念頭に、以下のような方策を通じて地方自治体との連携に取り組んだ。
  ① 機構が計画を策定し、地方自治体の協力を得て進める事業（地方自治体や関係機関における研修員受入、地方自治体の知見を活用した技術協力等）
  ② 地方自治体の提案に基づき実施する事業（草の根技術協力事業等）
  ③ 市民の国際協力に対する理解や参加を促進する事業（ボランティア派遣、開発教育支援）
  ④ 地方自治体を通じた域内の民間企業や大学・教育機関、NGO等との連携（連携協定・覚書の締結等）

地方自治体との包括的連携協定や特定分野の連携強化に向けた覚書の締結

- 開発途上国の開発に資する課題等に強みを有し、これまでの実績を踏まえて引き続き中長期的に国際協力を推進する体制を有する地方自治体との間では、組織的に連携を推進する観点から、包括的な連携協定の締結を進めた。また、特定分野についての連携の強化については覚書の締結を行った。

- **地方自治体との包括的連携協定**：　23年度に初の協定を横浜市と締結したのに引き続き、24年度は、環境や上下水道分野での協力経験を豊富に有する北九州市との協定を締結したほか、沖縄県と都道府県としては初となる協定を締結した。

  ➢ **北九州市との包括的連携協定（25年2月）**
  ・ 北九州市は、環境と経済の両立を目指した都市づくりのノウハウをいかして、地域の民間企業等とも連携しながら環境分野の国際協力に積極的に携わってきた実績があり、具体的には、コンポストや低炭素化技術の国内での研修、カンボジアの水道事業やベトナムの浄水処理事業に対する技術協力等を実施してきた。特に、23年度に経済協力開発機構（OECD）によりアジア地域初のグリーンシティプログラムのモデル都市に選定されたことを踏まえ、同モデルの海外展開を念頭に産官学連携による環境国際戦略を推進している。北九州市と機構間の包括的連携協定の締結を踏まえて、産官学連携を通じた環境配慮型都市づくりに関する国際協力を一層推進するとともに、ボランティア事業の市民参加や国際理解教育にも取り組むこととしている。

  ➢ **沖縄県との包括的連携協定（25年3月）**
  ・ 沖縄県は、島嶼性、亜熱帯性、独自の歴史文化等の特長をいかして従来から積極的に国際協力を進めており、「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）にも、機構が沖縄の国際協力の推進に寄与すべく努めることが明記されている。5月に開催された「第6回太平洋・島サミット」でも、地理的・気候的に類似点の多い太平洋島嶼国の開発推進のため、沖縄の知見を活用

する方針が示された。沖縄県と機構間の包括的連携協定の締結を踏まえて、環境等の分野における沖縄県が有する知見を活用した協力の推進や、青年海外協力隊事業等への県民の参加促進を図るとともに、県内企業の海外展開支援やグローバルな産業人材の育成にも貢献し、「オール沖縄」としての国際協力に取り組むこととしている。

- **特定分野の連携強化に関する覚書**： 24年度は、上下水道行政に関する豊富な知見を有する川崎市との間で連携覚書を締結した（8月）。

  - **川崎市との連携覚書の締結**
  - 川崎市は上下水道事業に関する豊富な技術・ノウハウを有する上、市内には高度な技術力を有する関連中小企業も多く存在しており、24年度には、官民連携による水ビジネスの国際展開を目的として、川崎市と市内を中心とする民間企業等との間で「かわさき水ビジネスネットワーク」が設立された。川崎市と機構は、連携覚書の締結を踏まえて、主にアジア地域での水環境改善支援を一層推進する計画としており、市内企業の海外進出にも資することが期待されている。

草の根技術協力事業等を通じた地方自治体との連携（地域経済活性化特別枠の創設）

- 機構は、従来から草の根技術協力事業（地域提案型）を通じて地方自治体等の提案に基づく事業を推進してきた。24年度は、連携協定を締結した北九州市の提案によるベトナムの地方都市の水道公社に対する能力向上支援や、沖縄県の読谷村の提案による東ティモールに対する地域力強化を通じた平和構築事業等を含む、計16件の採択を内定した。
- 24年度には、日本政府による日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として、草の根技術協力の枠組みを活用して国際協力を通じた日本各地の地域経済の活性化を図ることを目的とする、「草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）」が補正予算により認められ、地方自治体の提案による事業を一層積極的に進めていくこととなった。これを受け機構は、地方自治体のニーズに柔軟に応えるべく、事業内容、予算規模、提案案件審査方法を含めた採択までのプロセス等の制度設計を行い、25年3月に外務省と共同でプレスリリースを行った上で、募集を開始した。

表14-1　草の根技術協力（地域提案型）と地域経済活性化特別枠との比較

	現行制度（地域提案型）	地域経済活性化特別枠の制度
対象分野	開発途上国の人々の生活改善・生計向上に役立つ分野・事業	開発途上国の人々の生活改善・生計向上に役立つ分野・事業（開発目的に資する生産・加工・流通活動に必要な技術やシステムの開発及び普及）
事業の対象となる活動	①研修員の受入れ、②自治体からの技術者等の派遣、③施設等の簡易な基盤整備、④資機材の購入・輸送	現行制度に加え、現地での具体的協力活動内容を確認するための事前調査も事業全体に含めることが可能
事業総額	約3～4億円／年	18億円の枠
事業規模（１案件あたり）	3,000万円以下	6,000万円以下
事業提案者	地方自治体	地方自治体
提案募集の〆切	年1回	随時募集

- 機構は、地方自治体との連携を推進すべく、地方自治体の共同機関である財団法人自治体国際化協会（CLAIR）とも定期協議を実施した。24年度は計3回開催し、草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）の制度概要の紹介及び応募勧奨等を行った。

市民の国際協力に対する理解や参加の促進を目指した取組

- 機構は、市民の国際協力事業への参加及びボランティア経験の地域社会への還元を図るべく、地方自治体職員のボランティア事業への現職参加制度への応募勧奨や、ボランティア経験者の地方自治体における採用拡大に向けた働きかけ等も進めた（小項目No.11「ボランティア」、指標11-5「自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況」、指標11-7「帰国隊員の進路支援強化の状況」参照）。
- また、地域の教育現場等での開発教育や国際理解教育の推進を支援すべく、機構の国内拠点等を通じて、各種研修や出前講座等の取組も進めた（小項目No.12「市民参加協力」の指標12-2「地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績」、指標12-3「開発教育の質の向上に向けた取組状況」を参照）。

東日本大震災からの復興への貢献と防災・復興に関する知見の内外への発信に対する協力
-宮城県東松島市との連携協力-

- 機構は、東日本大震災の被災地域との連携を通じて、被災地の復興に協力するとともに、防災と復興に関する知見の途上国への発信にも努め、内外の被災地域の自治体間の関係構築とノウハウの共有に貢献した。
- 機構は、23年8月から3年間の計画で、青年海外協力隊経験者などを地域復興推進員として宮城県東松島市に派遣しており、住民会議のファシリテーション等を通じた復興まちづくりに貢献してきた。これらの取組が評価され、25年3月には、復興庁、青年海外協力協会（JOCA）及び機構との間で東日本大震災復興支援に係る連携協定が締結され、青年海外協力隊経験者の知見を活用した被災地復興支援を引き続き推進していくこととした（小項目No.11「ボランティア」の指標11-8「隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況」参照）。
- 東松島市では23年12月より、政府が進める「環境未来都市」構想のモデル都市に東北地方の他の被災地とともに選定されたことを踏まえて、同構想の実現を含めた復興事業の統括的な実施主体として一般社団法人「東松島みらいとし機構（HOPE）」を創設している。同団体の相談役には機構の副理事長が就任しており、機構が有する知見やネットワークを活用して、被災地の復興と途上国の開発の双方に資する関係の構築に努めてきた。24年度は特に、16年12月に発生したスマトラ沖地震等、度重なる地震により大きな被害を被ってきたインドネシアのバンダ・アチェ市と東松島市との関係強化を通じた知見の共有を支援し、アチェ市及び東松島市の関係者による相互訪問に対する支援を皮切りに（8月）、協力関係の拡大に向けた具体策の調査を目的とした東松島市と機構（東北支部）からなる合同調査団のアチェ市への派遣（11月）、アチェ市職員2名の東松島市における研修（25年3月から約1年間）等の取組を進めた。これらの取組に対し、25年3月には同市社会福祉協議会から機構に対して感謝状が授与された。

被災地との連携協力による研修員受入事業を通じた防災・復興の知見の発信

- 機構は、研修員受入事業等を通じて、地方自治体の防災・復興の取組や知見を開発途上国の開発にいかすとともに、共通するリスクや被災経験を抱える地域間の知見共有やネットワーク構築にも寄

与してきた。24年度は、「東日本大震災復興プロセス」と題する研修コース（25年2月）を開催して、自然災害リスクを抱えるアジアの6カ国の行政官らを受け入れ復興に取り組む自治体及び関係機関を訪問し、復興の現場で進められている様々な取組を紹介した。また、前述の環境未来都市構想に関連して、20カ国の行政官や大学関係者等を招いて「環境未来都市構想推進セミナー」と銘打った研修を開催し、東松島市等を訪問し、モデル都市における取組を紹介した。

指標 14-3　教育機関との連携推進に向けた取組状況

- 機構は、以下の目的を掲げて大学等教育機関との連携強化に努めており、大学等の研究領域の拡大や国際化にも貢献することにより、両者の競争力の強化につながる双方に有益な関係の構築を目指している。機構が実施する大学等との連携事業の概要は図 14-3 のとおり。
  ①　大学等が有する知的資産を活用した国際協力事業の質の向上
  ②　途上国の課題解決に資する技術開発や日本の開発・援助経験の体系化を通じた知の発信
  ③　国際協力の裾野の拡大と将来の日本の援助を担いうる実践的な知見を備えた人材育成

図 14-3　機構が実施する大学等との連携事業の概要

第 1 回大学・JICA 連携会議の開催

- 機構は、上記目的の実現を念頭に大学との連携を組織的に推進するべく、国内の 25 大学と連携協定もしくは覚書を締結している（24 年度末現在）。24 年度には、これらの大学をはじめとする全国の大学関係者が一堂に会する「大学・JICA 連携会議」を初めて開催し（25 年 1 月）、TV 会議システムを通じて機構の各国内拠点とも接続しつつ、機構の連携方針や具体的な連携方法、効果的な連携事例の紹介等を行うとともに、大学関係者の意見も聴取し、双方にとって効果的な連携のあり方について議論した。引き続き関係者間の意思疎通の場を設け、今後の連携事業への反映を図っていくこととした。

地球規模課題に対応する科学技術協力の枠組みを通じた連携

- 機構と大学間の連携事業については、図 14-3 のとおり、①大学等から提案いただく事業、②機構が

計画し大学等の協力を得て実施する事業、③その他の連携の取組、に大別される。20 年度からは、大学等から提案いただく事業の一環として、外務省と文部科学省による科学技術外交強化の方針の下、「地球規模課題に対応する科学技術協力」を推進しており、以下の 2 形態の事業を実施してきた。

① **地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）**：　独立行政法人科学技術振興機構（JST）との連携による技術協力プロジェクト型事業

② **科学技術研究員派遣**：　独立行政法人日本学術振興会（JSPS）との連携による個別専門家派遣型事業

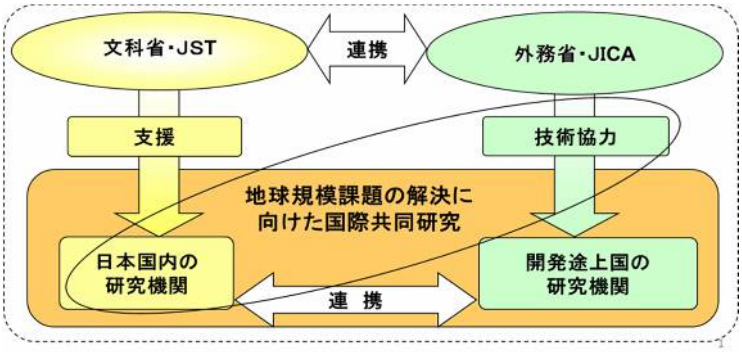

図 14-4　地球規模課題対応国際科学技術協力事業（SATREPS）

- SATREPS については、日本と開発途上国の研究者による共同研究を支援し、開発途上国の人材育成および自立的研究開発能力の向上を図りつつ、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決に資する新たな知見を獲得することを目的とするものであり、24 年度は、気候変動や生物多様性保全、防災、感染症分野等の分野で新たに採択した 8 件を含む、計 56 件を大学と実施した。（SATREPS 全体では 24 年度新たに 9 件、計 68 件を実施。）
- 24 年度はさらに、SATREPS を通じたより円滑な連携を実現すべく、「プロジェクトの実施の手引き」の作成や「事業契約ガイドライン」の改訂を行ったほか、連携相手先機関の負担軽減を図るべく、機材調達の実施方法や各種報告書の提出時期等の見直しを行った。また、事務担当者を対象とした事務処理説明会や新規案件の研究代表者を対象にした研究代表者説明会を JST と共催し、制度概要についての理解促進を図った。SATREPS 事業の一層の推進と参加大学の拡大を図るべく、JST との共催により公募説明会を開催したほか、事業紹介動画「地球規模課題への挑戦」を作成して機構のウェブサイト上で公開し、大学・研究機関等の応募を勧奨した。
- 科学技術研究員派遣については、24 年度は、主に中南米やアフリカ地域に科学技術全般の分野で派遣しており、19 件を実施した。

大学等からの提案に基づく草の根技術協力の実績

- 草の根技術協力は、大学、NGO、地方自治体等の提案に基づき機構と共同で実施する事業であり、「草の根技術協力支援型」、「草の根技術協力パートナー型」を含め、24 年度は計 31 大学と 31 件を実施したほか、5 大学による 5 件を採択内定した。

機構が計画し大学等の協力を得ながら実施する連携事業

➢ **E-JUST、AUN/SEED-Net、FRIENDSHIP、MJIIT、人材育成支援無償**

・ 機構が計画を策定し大学等の協力を得ながら実施する連携事業については、技術協力プロジェクトに関しては、日本国内の 12 大学の協力を得て工学系の国立大学設立に協力する「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト（E-JUST)」(20 年 10 月～25 年 10 月）や国内の 11 大学の協力を得て ASEAN10 カ国の工学系大学 19 校の能力向上とネットワーク強化を支援する「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト（AUN/SEED-Net)」(フェーズ 1：15 年 3 月～20 年 3 月、フェーズ 2：20 年 3 月～25 年 3 月)、国内の 9 大学の協力を得て、新設のインド工科大学ハイデラバード校の研究能力向上と産学連携を支援する「インド工科大学ハイデラバード校　日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト（FRIENDSHIP)」(24 年 1 月～32 年 3 月)、また、円借款では、国内の 25 大学の協力を得て日本型工学教育の特徴を活かした教育・研究拠点確立を目指す「マレーシア日本国際工科院整備事業（MJIIT)」(23 年 12 月～30 年 6 月）等を実施している。24 年度は、AUN/SEED-Net のこれまでの協力成果を踏まえて産業界との連携を推進すべく、機構理事長と ASEAN 諸国の関係省庁及び大学の代表者等が 25 年度からのフェーズ 3 の実施に向けた協力枠組み文書に署名した（11 月)。このほか、24 年度には、人材育成支援無償により、アジアの市場経済移行国を中心とする対象 13 ヶ国から、各国の開発重点分野に携わる人材（238 名）を本邦大学（23 大学）に留学生として受け入れ計画立案能力の向上を図る人材育成支援を実施した。

国際協力理解の促進等を目的とした連携事業　～大学との連携講座等～

- 24 年度は、国際協力を志向するグローバル人材の育成等を目的として、64 大学と 79 件の連携講座を実施した（23 年度は 96 大学 140 件)。このうち 55 大学と実施する 65 件については単位が認定される講座に位置付けられている。
- 大学との連携促進やグローバル人材育成促進等の観点から、人事交流により職員が大学に出向（25 年 3 月末時点で 14 大学）し、各大学において国際協力関連の講義の実施や、大学による国際協力の推進、グローバル化の推進の要として貢献している。
- 機構が実施する大学院生インターンについては、小項目 No.10「開発人材の育成（人材の養成及び確保)」にて記載。

指標 14-4　NGO との連携推進に向けた取組状況

- 機構は、「国際協力を日本の文化に」との理念の下、他者に対する共感や助け合いの伝統を開発途上国の人々に対しても広げるべく、市民参加事業を推進してきた。特に、NGO 等との連携は以下の観点からも重要である。
  ① NGO が有する開発途上国の地域社会や住民に対するきめ細やかで直接的な働きかけのノウハウは、人間の安全保障の実現やミレニアム開発目標の達成に不可欠
  ② 日本の地域社会の発展に貢献してきた市民主導の活動ノウハウは、開発途上国の地域社会や住民の能力強化支援にも有効
  ③ 国際協力の担い手の育成を通じた国際協力人材の裾野の拡大が重要
  ④ 海外経験の国内での活用及び国内の地域活性化にも貢献

NGO-JICA 協議会の開催

- 機構は、対等なパートナーシップに基づいて NGO との対話と連携を促進し、より効果的な国際協力の実現と国際協力への市民の理解と参加を促すべく、NGO-JICA 協議会を設置して定期的に意見交換を行っている。24 年度は計 4 回開催し、地方（広島県）での開催や TV 会議システムの接続を通じて、地域 NGO の参加促進に努めた。また、NGO と機構間の国内における効果的な連携事例を取りまとめ、今後広く公開することとした。NGO-JICA 協議会の各会合の協議録及び資料は、機構のウェブサイトに掲載し、公開した。
- さらに、草の根技術協力事業の開始から 10 年を迎えたことを踏まえ、11 月から 1 年間の計画で、NGO-JICA 協議会の下に「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」を設置した。同分科会では、調査を通じて草の根技術協力の成果と課題を整理し、今後の展開案等について検討する計画であり、24 年度下期は NGO とともに関係団体に対する調査内容や調査項目等を取りまとめた。調査結果については、公開セミナーを開催し、広く共有を図る予定である。
- NGO との連携による草の根技術協力事業に関しては、小項目 No.12「市民参加協力」の指標 12-1「草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況」参照。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 指標 14-1 NGO との連携推進に向けた取組状況 ・ 指標 14-2 教育機関との連携推進に向けた取組状況 ・ 指標 14-3 地方自治体との連携推進に向けた取組状況 ・ 指標 14-4 民間連携推進に向けた取組状況	
評価	評定 ロ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 民間企業、地方自治体、大学等、NGO 等の多様な関係者との連携については、連携相手方のニーズや提案に柔軟に応え得る新しい制度の構築や導入に迅速かつ積極的に取り組み、双方に有益な関係構築に取り組んだ。 特に、民間企業との連携においては、中小企業連携促進調査（F/S 支援）の試行的実施、ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）を踏まえた民間提案型普及・実証事業の迅速な創設、民間連携ボランティア派遣等の本格派遣などを実現したほか、協力準備調査（PPP インフラ事業）においては、海外投融資事業の本格再開後初の融資契約により事業化に結び付けるとともに、協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）においても初めて 2 案件の事業化に結び付けた。 これらの施策を紹介し応募を勧奨するために、25 年 3 月から 4 月末にかけて、全国で 40 回の事前説明会を開催し、約 2,000 社の参加を得た。 地方自治体との連携については、沖縄県、北九州市と包括連携協定を締結したほか、川崎市と水分野での連携覚書を締結した。また、補正予算「地域経済活性化特別枠」の承認を受け、従来の草の根技術協力（地域提案型）よりも大規模かつ広範・柔軟に地域の提案に応えるための制度を迅速に創設し、募集を開始した。 さらに、東日本大震災の被災地域との連携も進め、ボランティア経験を地

		域の復興に還元すべく青年海外協力隊経験者などを地域復興推進員として宮城県東松島市に派遣したほか、インドネシアのバンダ・アチェ市等との研修や調査団派遣等を通じた知見の共有や交流の推進を支援した。 大学等との連携については、連携協定や覚書を締結している 25 大学等との「第 1 回大学・JICA 連携会議」を開催し、双方にとって効果的な連携のあり方について議論を深めた。SATREPS を通じた大学との連携も推進し、大学との間では新規に 8 件を採択し、56 件の実施を進めた。 NGO との連携においては、NGO-JICA 協議会を 4 回開催し、うち 2 回には理事長自ら出席するとともに、広島県での開催や地方との TV 会議接続を通じて、地方のニーズの把握に努めた。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 なお、途上国支援に軸足を置きつつ、多様な関係者の比較優位を引き出す仕組み作りを一層進展させることを期待する。

小項目 No.15　国際社会におけるリーダーシップ発揮への貢献

大項目	**1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**
中項目	(6)　多様な関係者の「結節点」としての役割の強化
小項目	15.　国際社会におけるリーダーシップ発揮への貢献
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。 具体的には、 ● より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。 ● プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。 【年度計画】 ① 国際機関・二国間ドナーと、国・地域やセクターに関する事業戦略や、開発課題解決に向けた双方の取組を共有し、国際援助潮流や国・地域やセクター支援方針作成に向けた発信と援助協調を促進する。 ② 二国間協議や国際会議等の場を通じて、新興ドナーとの対話を促進し、国・地域やセクターに関する事業戦略や援助経験・アプローチの共有、三角協力の推進等を図る。 ③ 国際機関・二国間ドナーとの協議を通じて、国・地域やセクターに関する事業戦略や開発課題の解決に向けた双方の取組を共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との協調を促進する。

要旨

平成 24 年度には、極めて重要な国際会議等が例年に比して多数開催された。機構としても、ミレニアム開発目標年（2015 年）を目前に控えてポスト 2015 の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、日本政府が主導する援助政策・アプローチを広め、日本の存在感を高めるため、こうした国際会議に積極的に参加するとともに知的発信に努めた。また、理事長自らが、国際機関に加え、米国戦略研究所、英国王立国際問題研究所、フレンズ・オブ・ヨーロッパ等の権威ある研究機関において機構のビジョンを含め積極的に知的発信を行った。

48 年ぶりに東京で開催された第 67 回 IMF・世界銀行総会は、世界への知的貢献、復興のアピール等日本政府としても極めて力を入れ、成功裏に幕を閉じたが、機構としても、公式セミナー4 件及びサイドイベント 3 件を世界銀行等と共催・協力して開催するとともに、途上国政府からの参加者に対する支援等、運営面も含めて大きな貢献を果たした。

また、日本政府主導で開催された重要な開発課題に関する国際会議では、準備、企画、運営面等でも政府に協力し、世界防災閣僚会議を日本政府と共催したほか、アフガニスタンに関する東京会合関連のサイドイベントやシンポジウムの開催、太平洋・島サミットでの自治体の協力を得たサイドイベントの開催等を行うとともに、出席した各国・機関の代表等との面談を数多く実施した。

さらに、これらの好機を捉えて、会合に出席した国際機関や各国政府代表とのトップ面談を理事長自らが精力的に行うとともに、国連本部や国際的シンクタンク・研究機関などにも積極的に赴き、各機関の長・幹部との意見交換を行い、機構のミッションやビジョンの浸透に努めた。理事長によるこうした要人との面談は 24 年度には 140 件以上となり、各国政府・機関との更なる関係強化につなげるとともに、機構のプレゼンス向上にもつなげた。

開発援助の潮流形成に大きな影響力を持つ国連開発計画（UNDP）や世界銀行等の国際開発機関のフラッグシップレポート作成にも協力し、24年度は特に、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者等からなるUNDPの人間開発報告書（HDR）のアドバイザリー・パネルに機構の理事長が日本からは唯一のメンバーとして就任し、「南の台頭」を主題とする2013年報告書（HDR2013）に掲載された理事長の署名囲み記事を通じて、日本政府や機構による南南協力への貢献を印象づけたほか、25年3月に開催されたアドバイザリー会合に参画し、2014年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDPとの共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。

世界銀行の世界開発報告書（WDR）の作成にも協力し、機構はバングラデシュの NGO などと共にケーススタディ・レポートを執筆して、IMF・世界銀行総会の公式セミナーの場でも事例が取り上げられるなどした結果、国際社会におけるリーダーシップへの貢献に大きく寄与した。

ミャンマーの延滞債務解消においては、日本政府と密接に連携し、国際金融機関やパリクラブの公的債務者とミャンマー政府が調整する過程でミャンマー政府に助言を行うなど、ミャンマーの国際金融界への復帰、民主化・経済開発に必要な資金の拡大に向けて国際社会において議論をリードし、援助協調の土台を構築した。

また、機構が進める南南協力の取組について、40 年近くにわたる支援の実績や、調査・研究等を通じた優良事例・教訓の発信等が評価され、国連南南協力事務所より南南協力賞を受賞したことも特筆に値する。

なお、24 年度には、国連事務総長が世界の著名な学識経験者等を任命してポスト 2015 の援助潮流形成に向けた議論を行うハイレベルパネルを結成し、ポスト 2015 に向けた議論が進展した。この議論において、日本政府が人間の安全保障を指導理念として極めて重視しており、また、国際協力において防災を主要課題として位置付けるとの政府の方針に沿って、機構は、前述の IMF・世界銀行総会の公式セミナーやアジア開発フォーラムなど、ハイレベルの国際会議の場などを通じて、「人間の安全保障」の理念や、包摂的な成長の重要性、防災・減災を念頭に置いた強靭な社会づくりの必要性等を積極的に発信してきた。さらに、「人間の安全保障」を提唱・普及し、機構の事業を通じた実践を主導してきた緒方貞子外務省顧問・機構特別顧問（機構前理事長）も上記ハイレベルパネルに対して同理念が議論に反映されるよう積極的な働きかけを行い、機構も様々な方面からこれに協力した。

これらの取組もあり、25 年 5 月に国連事務総長に提出された上記ハイレベルパネルの報告書においては、人間の安全保障の重要性について言及されるとともに、防災を念頭に置いた強靭な社会構築の必要性等が取り上げられるに至り、ポスト 2015 を巡る議論の形成に貢献した。

指標 15-1　国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

国際機関の総会等の機会を捉えた機構の取組の発信と援助潮流形成への貢献

- 24 年度は、48 年ぶりに東京で開催された IMF・世界銀行年次総会をはじめ、アジア開発銀行（ADB）の年次総会、アジア開発フォーラム等、国際機関や各国政府の閣僚が集い、重要な開発テーマについて協議する場に積極的に参画するとともに、関連セミナーの開催や基調講演やパネリストとしての登壇を通じて、機構の取組や研究成果を通じて得られた知見や掲げる方針などを広く発信し、援助潮流形成に向けた議論に参画した。

➢ **IMF・世界銀行総会（10 月、於東京）**

・ 48 年ぶりに東京で開催された IMF・世界銀行年次総会には、IMF 及び世界銀行の代表等並びに 188 カ国に及ぶ加盟国の財相や中央銀行総裁、国際・二国間開発機関や民間金融機関、市民団体の代表等が一堂に会し、雇用と成長や防災の主流化等を含む重要な開発課題について議論が行われた。

・ 総会の開催に際しては、全体会合と並行して公式セミナーが開催されることとなっており、過去の海外総会では、ホスト国は通常 2～3 程度の公式セミナーを IMF や世界銀行と共催してきたが、今次総会の開催にあたっては日本政府による積極的な働きかけの結果、日本政府は 8 つのセミナーを IMF、世界銀行と共に主催した。このうち、機構はこれまでの取組から得られた知見や研究成果を基に、4 つのセミナーを世界銀行等と共催、もしくは開催に協力するなどして大きな貢献を果たし、基調講演やパネリストとしての参加を通じて、ミレニアム開発目標年以降（ポスト 2015）の戦略等の重要なテーマに関する潮流形成に向けたインプットを行った。

① 「国際保健－人々の健康が貧困を防ぎ、国の発展を支える」（世界銀行、財務省と共催）

② 「雇用と開発－政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か」（世界銀行と共催）

③ 「アフリカのエネルギー開発－電力アクセスの改善・低炭素エネルギー社会へ」（世界銀行、外務省と共催）

④ 「2015 年が迫る－ミレニアム開発目標の次の姿」（世界銀行、外務省と共催）

図 15-1　公式セミナーに登壇し、基調講演を行う機構理事長

「雇用と開発－政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か」

・ 上記公式セミナーに加えて、以下を主題とする 3 件のセミナーやサイドイベントについても共催または開催に協力し、理事長あるいは副理事長が基調講演に登壇し、機構の研究や取組の成果を広く発信した。

① 「グリーン成長に向けた官民連携」（国際開発金融クラブ（IDFC）と共催）

② 「アラブの春以降の中東・北アフリカ支援」（米国ブルッキングス研究所・フランス開発

庁（AFD）との共催）

③　「アジアのダイナミズムと将来的な農業・食糧安全保障戦略」（世界銀行と共催）

・ 総会の機会を捉えて、機構の理事長や役員等が、60 カ国以上の政府要人及び 20 以上の開発機関代表らと計 108 件に及ぶ個別面談を行い、今後の開発展望や連携の可能性等について意見交換を行った。理事長や役員による要人との面談に加え、政府の総会準備事務局の協力要請に応えて、来日した開発途上国代表団 20 カ国の滞在中の応対に機構の当該国担当職員が協力するなど、組織を挙げて対応し、協力相手国との関係強化や機構のプレゼンスの拡大につなげた。

図 15-2　IMF・世界銀行総会公式セミナー「2015 年が迫る-ミレニアム開発目標の次の姿」

左から、世界銀行上級副総裁、ブルッキングス研究所シニアフェロー、リベリア大統領、ペルー経済財政大臣、スウェーデン開発協力大臣、機構理事長、UNDP 総裁等が登壇。

➢ **アジア開発銀行（ADB）総会（5 月、於マニラ）**

・ 5 月にマニラで開かれた ADB 総会にはアジア経済に対する関心の高まり等を背景に過去最高となる約 5,000 名の参加があった。機構からは着任間もない新理事長が登壇して機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を広く発信したほか、機構の役員も以下に掲げる公式セミナー等の基調講演者やパネリストとして積極的な発信を行い、民間企業や市民社会も含めた新たなアクターとの援助協調や、経済成長の担い手となる産業のあり方、東日本大震災を踏まえた防災の主流化等について、機構の取組や研究の成果により得られた知見等を基に議論をリードした。

①　「2050 年のアジアに向けたインクルーシブな成長の推進」

②　「脆弱な都市－都市防災リスクマネジメントのニーズへの対応」

③　「正しい成長への道筋－製造業と近代的サービス業」（機構、ADB、フランス開発庁（AFD）共催）

④　「開発パートナーセッション－変わりつつある世界における開発協力」

・ また、総会出席の機会を捉え、16 カ国の政府及び 7 つの国際・二国間開発機関等の要人と個別面談を行い、アジアの経済成長の展望と課題、支援の可能性等について意見を交換した。

➢ **アジア開発フォーラム（第 3 回：7 月　於バンコク、第 4 回：25 年 3 月　於ジャカルタ）**

・ 本フォーラムは、開発におけるアジア諸国の役割をハイレベルの実務者間で議論することを目的に日本政府の発案により設立され、22 年度以降毎年開催されてきた。24 年度には、7 月に第 3 回会合がタイのバンコクで開催されたのに続き、25 年 3 月には第 4 回会合がインドネシアのジャカルタで開催され、いずれもアジアを中心とした 10 カ国以上の政府及び国際機関や民間企業の代表等が参加した。第 3 回会合ではアジアにおけるグリーン成長について、第 4 回会合では、

ミレニアム開発目標年以降（ポスト 2015）の開発アジェンダや 23 年 11 月の第 4 回援助効果向上に関する釜山ハイレベル・フォーラム以降（ポスト釜山）のグローバル・パートナーシップに向けたアジアからのインプットを主題に議論され、機構は会議主題の設定をはじめとして準備段階から深く関わり、内容の検討と運営の両面において主催国政府関係者を支援するなど、会議の円滑な運営や議論の深化に大きく貢献した。また、機構役員が個別セッションの議事進行役やパネリストとして登壇し、「包摂的（インクルーシブ）な成長」の実現に向けたインフラ整備、開発における防災の主流化、人間の安全保障など、日本政府としてもポスト 2015 の開発枠組みにおいて重視すべきとしている課題の重要性を訴えた。これらの取組の結果、人間の安全保障などの概念の重要性が議長報告において主張されるに至り、アジアの声として発信された。

重要な開発課題に関する政府主催の国際会合等への協力

- 24 年度には、日本政府の主導等により、政府の国際協力重点方針に掲げられる重要な開発課題に関する国際会議も数多く開催され、機構は事業現場から得られた知見などのインプット等を通じて開催準備段階から企画・運営に協力するとともに、会議への参加と併せて関連イベント等も開催し、幅広い層からなる多くの参加者に向けて機構の貢献等を広く発信した。日本政府主導で開催された国際会議に加えて、24 年度には「国連持続可能な開発会議（リオ＋20）」等の重要な開発課題を扱う会合にも参加し、機構も知見の発信等を通じて協力、貢献した。

➢ **世界防災閣僚会議 in 東北（7 月）**

・ 東日本大震災をはじめとする近年の大規模自然災害に関する経験・教訓を各国と共有するとともに、27 年に予定されている第 3 回国連防災世界会議に向けて、同年に期限を迎える防災分野の国際的指針「兵庫行動枠組」以降の新たな枠組みづくりのための議論を促進すべく、日本政府（外務省、内閣府、復興庁、国土交通省）及び機構の主催、国連の関係機関や東北地方の関係自治体の共催により、世界防災閣僚会議 in 東北が開催された。同会議には、63 カ国の閣僚級政府関係者、14 の国際機関、さらに地方自治体や民間企業、市民社会の代表等、約 500 名が参加した。

・ 機構からは副理事長がコメンテーターとして登壇し、東日本大震災の経験を踏まえて、減災の考え方に立った対策や、時間とともに変化するリスクに対する継続的な取組、多機能・多重防御の社会の構築等の必要性などを主張し、開発における防災の主流化に向けて、これらの考え方を各国と広く共有していく考えを表明した。また、機構の事業においては、分野横断的視点で防災を念頭に置いた取組を進めていることを紹介しつつ、地理的・文化的共通性の高い地域での連携の仕組みを構築して広域的に防災に取り組む必要性を指摘するとともに、ICT 等の最新技術と各地に語り継がれている防災文化を組み合わせた新たな対策の可能性等についても言及した。また、サイドイベントとしてブースやパネル展示で機構の取組を紹介し、日本政府や各国の閣僚が視察した。

➢ **アフガニスタンに関する東京会合（7 月）**

・ 本会合は、26 年に予定される治安権限移譲後のアフガニスタンの自立に向けた取組と支援について協議する目的で、アフガニスタンと日本政府により開催され、両政府関係者のほか、国連事務総長をはじめとする国際開発機関の代表、米国務長官をはじめとする西欧諸国やアフガニ

スタン周辺諸国の閣僚等、55 カ国及び 25 の国際機関からの出席があった。会合では、国際社会とアフガニスタン政府の間のパートナーシップとこれを定期的に検証するメカニズム（東京フレームワーク）が合意され、東京宣言として採択された。

・ 機構は本会合への出席に加えて、サイドイベントを開催し、合計で 700 名以上の参加を得た。「アフガニスタンの平和と安定に向けて～課題と国際社会の役割」と題したフォーラムでは、理事長が冒頭挨拶で機構の取組を紹介し、ブラヒミ元国連アフガニスタン支援ミッション代表や緒方外務省顧問（機構特別顧問）らと権限移譲後を見据えた課題と国際社会の役割を議論した。

・ 青山学院大学との共催によるシンポジウム「アフガニスタン復興・開発支援の成果と課題」では、国内外の NGO 代表等の参加も得て、機構を含むそれぞれの機関がアフガニスタンの開発課題に対する支援活動を紹介し、パネルディスカッションを行った。

・ 機構はさらに、アフガニスタンにおける移行政権発足からの 10 年間にわたる機構の取組や関係者のヒューマンストーリー等を「アフガニスタンに平和の礎を～人々の生活再建に奔走する日本人たち～」として取りまとめて刊行し、会合の出席者やメディア関係者等に配布するなどして、多くの日本人が困難な環境の中でアフガニスタンの人々と信頼関係を築きながら復興に貢献してきたことを広く発信した。

・ 本会合出席の機会を捉えて、機構の理事長や役員が英国国際開発大臣や世界銀行専務理事、周辺国閣僚等との面談を行い、アフガニスタン支援について意見を交換したほか、緒方機構特別顧問は国連事務総長やアフガニスタン大統領とも面談し、面談の場では機構による研修の実施状況等が紹介された。

➢ **太平洋・島サミット（5 月、於沖縄県）**

・ 同サミットは、太平洋島嶼国・地域の課題に関して首脳レベルの意見交換を行い、日本と関係諸国との絆を強化する目的で 3 年に 1 回開催されている首脳会合であり、24 年度は、第 6 回太平洋・島サミット（PALM6）が 5 月に沖縄県名護市で開催された。

・ サミット開催に合わせて、機構の主催（沖縄県共催、沖縄県経営者協会等後援）により、「沖縄エコアイランド・シンポジウム～島と命を守る新たな挑戦」を沖縄県宜野湾市で開催した。民間企業を含むオール沖縄としての大洋州への協力や事業展開について議論し、宮古島市と機構によるサモアでの水分野の草の根技術協力を発展させ、沖縄県の自治体や民間と連携して、サモアで包括的な水分野の協力を展開していくことを発表した。

➢ **国連持続可能な開発会議（リオ＋20、6 月、於リオデジャネイロ）**

・ 本会議には 190 カ国から約 45,000 人が参加し、機構は会議への参加に加え、日本政府が開設したジャパン・パビリオンの運営に協力して、機構ブースにおける展示（訪問者約 6,000 人）や機構の取組を紹介する 4 件のセミナー（参加者延べ 430 人以上）を開催したほか、ブラジル国際協力庁とのサイドイベントの共催や、環境未来都市構想に関する内閣官房・横浜市・北九州市主催のサイドイベントに対する支援を行い、機構との連携事業等について紹介した。

権威ある国際研究機関や開発機関等との関係強化

● 24 年 4 月に就任した新理事長は、上記国際会合への出席や関連セミナー等への登壇に加えて、国際

開発援助戦略の形成に大きな影響力を有する研究機関や開発機関等との関係強化にも努め、機構のミッションやビジョンを自ら発信すべく、これら機関での講演やトップ会談等を積極的に行った。

- **21 世紀日英委員会**：　機構の取組と日英連携の可能性等について講演（5 月、東京）
- **米国　戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies: CSIS）**：　講演「国際協力における日米連携の可能性」及び世界銀行総裁、米国国際開発庁（USAID）長官、ブルッキングス研究所長等との会談（7 月、於ワシントン）
- **英国　王立国際問題研究所（通称チャタムハウス）**：　講演「わが国のアフリカ開発推進に向けた取組-2013 年 TICAD V に向けて」（12 月、於ロンドン）
- **OECD 開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合：**　外務省関係者とともに参加。英国国際開発庁（DFID）長官とも会談（12 月、於ロンドン）
- **フレンズ・オブ・ヨーロッパ：**　フォーラム「万人のための持続可能なエネルギー　-アフリカに焦点をあてて-」において基調講演（12 月、於ブリュッセル）
- **国連本部：**　スティグリッツ教授（ノーベル経済学賞受賞者）、国連日本政府代表部、国連本部、UNDP、アフリカ連合（AU）等の協力を得て TICAD V に向けた特別セミナーを 2 度開催し、アフリカ諸国の国連大使など 100 人以上が参加。併せて、国連事務総長や UNDP 総裁と会談（24 年 4 月、25 年 3 月、於ニューヨーク）

国際開発機関等との共催による国際会議やセミナー等を通じた発信や連携強化の取組

- 機構はさらに、国際開発機関との合同セミナーや会議等を開催して、幅広い関係者に対してよりインパクトのある発信を行うとともに、これらの機関との研究や事業実施面で連携を強化した。

- **IMF との合同セミナー「フロンティア・アジア諸国：経済構造の転換とインクルーシブな成長」（25 年 1 月、於バンコク）**

・　機構は IMF とともに、アジアの中でも近年成長が目覚ましい低所得国（フロンティア・アジア）の経済成長及びその課題に関して、実証分析的な調査研究を基に、これらの国々の財務省や中央銀行等の政策当局者との議論を深めることを目的としたセミナーを 23 年度に引き続き開催し、11 カ国の閣僚や幹部等約 100 名の参加を得た。

① IMF 発表「経済構造転換と多様化」
② IMF 発表「フロンティア・アジア諸国における金融深化」
③ 機構発表「アジア・フロンティア諸国の分業化とトレード・コスト」
④ 機構発表「タイのインクルーシブな成長の事例」

- **対大洋州協力に係る ADB とのリトリート開催（10 月）**

・　機構は ADB とともに、23 年度に引き続いて 2 回目となる対大洋州協力に係るリトリート会合を開催し、東ティモールの道路整備やバヌアツの港湾整備等の実施中の協調案件の進捗や、大洋州諸国における開発課題を踏まえた今後の連携可能性等について協議した。さらに、学識経験者や民間セクター関係者を招いて、「太平洋を取り巻く情勢の変化と今後の開発の方向性」と題したラウンドテーブルも開催し、多様な関係者とのネットワーク強化にも努めた。

国際開発機関のフラッグシップレポート等に対する貢献

- 機構は引き続き、国連開発計画（UNDP）や世界銀行が毎年の重要な開発課題をテーマに発行するフラッグシップレポートの作成にも協力し、援助潮流の形成に貢献した。特に 24 年度は、機構理事長が UNDP の人間開発報告書（HDR）のアドバイザリー・パネルのメンバーに就任し（5 月）、報告書の取りまとめに深く関与した。HDR は革新的な分析手法や開発思想を提唱し続ける、国際開発の分野で最も大きな影響力を持つ報告書の一つであり、HDR のアドバイザリー・パネルは、ノーベル賞受賞者など、世界の著名な学者や政治家、開発専門家から構成され、機構理事長は日本から参画する唯一のメンバーである。HDR 2014 に向けたアドバイザリー・パネル会合では、人間の安全保障や開発における防災の主流化の重要性等を強調し、議論の形成に貢献した。加えて、UNDP との共催による人間開発報告書作成に向けた東アジアコンサルテーション・ミーティングを前年度に引き続き機構研究所で開催し、日本をはじめとする東アジア諸国の研究者・有識者 30 名以上が参加した（25 年 3 月）。（小項目 No.6「研究」参照）。
- 世界銀行のフラッグシップレポートの 2013 年版（世界開発報告書（WDR）2013）は雇用（Jobs）がテーマであり、機構研究所は、バングラデシュ最大の NGO である BRAC 他とともに、バングラデシュのケーススタディ・レポートを作成した。本レポートで得られた知見を踏まえつつ、10 月の IMF・世界銀行総会における公式セミナー「雇用と開発」において機構理事長が基調講演を行うとともに、機構研究所の客員研究員がパネリストとして登壇した。機構の貢献は WDR 巻頭の謝辞でも言及されるとともに、上記ケーススタディはバックグランドペーパーの一つとして世界銀行ウェブサイトに掲載されている（小項目 No.6「研究」参照）。

国際開発機関・二国間援助機関とのネットワーク構築・拡大

- 機構は、より効率的な援助資源の活用やそれぞれの強みをいかした相互補完関係の構築による援助の質の向上に努めるべく、国際機関や二国間援助機関との連携を推進しており、20 年 10 月の機構統合以来、30 以上の連携協力協定（MOU）を締結してきた。24 年度は新たに、アガカーン財団（AKDN）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、アジア財団（TAF）と MOU を締結し、現場での協力関係の構築を促した。
- 連携協力協定を締結している国際援助機関および二国間援助機関とは、戦略的開発パートナーとして、情報交換を目的とした定期協議を実施しており、24 年度は以下の 24 機関との協議を実施した。
  - 世界銀行、IMF、国連本部事務局（UN）、UNDP、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、ADB、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、EU、米国開発庁（USAID）、英国開発庁（DFID）、仏国開発庁（AFD）、独国国際協力公社（GIZ）、独国復興金融公社（KfW）、豪国援助庁（AusAID）、カナダ援助庁（CIDA）、韓国国際協力団（KOICA）、韓国輸出入銀行、中国輸出入銀行、IFRC、ゲイツ財団、コンラッド・アデナウアー財団、アガハーン財団
- 機構は、開発援助における重要なアクターである EU との連携を強化するため、24 年度からは連携協力調査員をブリュッセルに常駐させ、EU に対する発信力と情報収集力の強化を図った。25 年 6 月に開催が計画されている第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けて、アフリカ支援における連携強化も進めた。

ミャンマーの延滞債務解消に向けた議論のリード

- ミャンマーの延滞債務解消においては、機構は日本政府と密接に連携し、世界銀行やアジア開発銀行などの国際金融機関やパリクラブの公的債権者とミャンマー政府が調整する過程でミャンマー政府に対して助言を行うなど、ミャンマーの国際金融界への復帰、民主化・経済社会開発に必要な資金の拡大に向けて、国際社会において議論をリードし、ミャンマーにおける援助協調の土台を構築した。

指標 15-2　新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

アジアの新興ドナーとの対話や連携に向けた取組

- 22 年 1 月に韓国が開発援助委員会（DAC）に加盟するまで、日本はアジア唯一の DAC 加盟国であったことを踏まえ、日本の経済発展と援助国としての経験を背景に、機構は新興国との対話を推進し、さまざまな援助アプローチや開発課題への取組の積極的な共有に努めてきた。24 年度も、中国や韓国などの援助機関との定期協議や合同協議、相互訪問等を通じて、これまでのパートナーシップを維持しつつ、開発課題への取組や情報共有などにおける連携を深化させた。24 年度に実施した韓国、中国との定期協議、合同協議、具体的な連携の実績は以下のとおり。

➢ 韓国

・ 韓国輸銀・対外経済協力基金との定期協議（4 月）: 24 年の対韓国 DAC 援助審査に備え、機構の経験に基づく情報の共有、国別パートナーシップ戦略の策定に向けた協議の開始等。

・ 「第 7 回平和と繁栄のための済州フォーラム」（5 月～6 月）: 国際開発協力をテーマとしたセッションにコメンテーターとして参加し、日中韓各国の開発協力の実施体制や、国際協調への関与のあり方について議論。

・ 日韓援助政策協議（7 月）:「新 JICA からの教訓」と題した発表を行い、韓国輸出入銀行と韓国国際協力事業団（KOICA）との統合を模索する韓国政府に対し、統合を経験した機構の教訓と提言を共有。

・ KOICA との第 3 回定期協議（11 月）: 釜山ハイレベルフォーラム（23 年 11 月）をフォローするための国際的な枠組みとして設置されたグローバル・パートナーシップのあり方や、ポスト 2015 で重要視する分野について意見交換。

➢ 中国

・ 中国商務部国際貿易経済合作研究院との協議（5 月）: 研修やセミナー、共同研究などの具体的協力の可能性について協議を開始。

・ 中国商務部国際商務官員研修学院との協議（6 月）: 研修分野での協力に向けた対話を開始。

・ 日中開発協力政策対話（7 月）: ODA 白書やデータブック作成のノウハウを共有し、中国の対外援助の透明性向上に協力。日中の開発協力のアセットを活用した連携の可能性について対話を開始し、感染症対策、障碍者リハビリ分野での三角協力を提案。

・ 中国 ASEAN 環境協力センターにおける第三国研修（12 月）: 中国環境保護部の中国 ASEAN 環境保護協力センターとの共催で、ASEAN 諸国を対象に「アジアのグリーン成長」についての研修を 22 年以降計 3 回実施。24 年度は雲南省で「生物多様性の保全と持続可能な成長」をテーマにした研修を実施し（12 月）、ASEAN7 カ国の環境保全部局の幹部 14 名が参加。

- 加えて、前述のアジア開発フォーラム（ADF）を通じたアジアの新興国との連携強化も進めた。25年3月の第4回会合では、これまでのホスト国（日、韓、タイ、インドネシア）によるFriends of ADFを結成し、更なるパートナーシップの強化を目指して、今後の会議テーマの検討等を行うとともに、新たにホスト国となる国への支援を行っていくこととした。

アラブ諸国との開発パートナーシップの促進

- 24年度は、アラブ諸国との開発パートナーシップも促進すべく、IMF・世界銀行年次総会の機会を捉えてアラブ諸国・地域の二国間及び多国間開発機関の協調グループであるアラブ・コーディネーション・グループとのハイレベル会合を開催し、初の連携協議を行った。会合には同グループの8機関から約20名が参加し、特にイラク、パレスチナ、アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュにおける機構の取組や25年6月に開催される第5回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けたアフリカ支援について意見交換を行った。また、IMF・世界銀行総会開催期間中にイスラム開発銀行総裁が主催したランチ会合でも理事長が基調講演を行った。

指標15-3　国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

- 機構は、互いの機関が持つ強みをいかした補完的な取組により、相互の事業の協力効果の拡大を実現することを目的として、事業を実施する現場レベルでの他の開発機関との連携にも積極的に取り組んできた。これらの連携を通じて、事業効果の波及や拡大、機構単独では支援が難しい地域や分野に対する支援の実現などの効果が表れている。24年度に取組が進められた具体的な連携事例は以下のとおり。

➢ 連携により機構事業のスケールアップや協力成果の面的展開が実現した例

・ パレスチナでは、技術協力プロジェクト「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト（17～20年度）」を通じて母子保健手帳を開発し、同フェーズ2（20～24年度）で制度化・普及定着に努めた。23年度からは、「パレスチナ人児童の感染症対策計画」無償（ユニセフ経由）を通じて母子手帳38万部の印刷・配布を実施し、国連人口基金（UNFPA）がセミナー等を通じて母子手帳普及啓発活動を実施してきた。さらに、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、西岸・ガザに加えて、ヨルダン、シリア、レバノンのUNRWA難民キャンプでも、同手帳の活用を図っている。

・ セネガルでは技術協力プロジェクト「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システム強化プロジェクト（23～26年度）」を通じて、医療施設における5S活動の推進による参加型マネジメント能力の強化や医療施設の年間事業計画の策定に関する能力強化を支援してきた。同プロジェクト成果の面的拡大を図るべく、UNICEFマルチバイ連携を実施した。また、協力成果の一つである5Sについて、USAIDがプロジェクト対象外の州への導入を支援している。

➢ 機構単独では実施が困難な地域や分野等に対する支援を他機関との連携により実現した例

・ イラクでは、24年度末時点で19件（貸付契約（L/A）総額約4,317億円）の円借款事業を進めており、不安定な治安情勢の下でこれら事業の実施監理を円滑に進めるため、機構はUNDPとの間でイラクにおける実施中円借款事業に関する第三者モニタリング契約を結んでいる。これ

により、治安を理由に機構関係者による現地実査が不可能なサイトのモニタリングを可能としている。この取組については、事業の透明性の向上や対外的な説明責任を果たしつつ、事業監理・調達・ディスバース等、イラク側実施機関の能力向上支援にも大きく寄与しているとして、イラク政府からも高く評価されている。

・ アフガニスタンでは、技術協力プロジェクト「コミュニティ開発支援体制強化プロジェクト」を通じて、農村復興開発省が主体的かつ持続的にコミュニティ開発を実施し得る組織体制を構築するための包括的な人材育成支援を行っている。同プロジェクトでは、アクセスが困難なバダフシャン地域（タジキスタン国境）においても協力を展開すべく、同地域の協力経験が豊富なアガハーン財団と委託契約を結んで支援を実施している。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・ 指標 15-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況
・ 指標 15-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携推進に向けた取組状況
・ 指標 15-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、ミレニアム開発目標年（2015 年）を目前に控えてポスト 2015 の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中で、機構は、日本政府が主導する援助政策、アプローチを国際社会に広めるため、事業や研究の成果を踏まえた知的発信を組織全体で推進した。その結果、人間の安全保障や防災の考え方が国連のポスト 2015 年開発目標に関するハイレベル報告書（25 年 5 月）に反映されるなど、国際社会の援助潮流形成及び日本の存在感の向上に貢献した。
特に、多数の極めて重要な国際会議等が日本で開催される中、機構は、この機会を積極的に活用し、知的発信に努めた。48 年ぶりに東京で開催された第 67 回 IMF・世界銀行総会では、ポスト 2015 の新たな枠組みやユニバーサル・ヘルス・カバレッジ等をテーマに、公式セミナー4 件及びサイドイベント 3 件を世界銀行等と共催または開催に協力した。また、世界防災閣僚会議 in 東北を日本政府と共催したほか、アフガニスタンに関する東京会合、太平洋・島サミット等に際してサイドイベント等を開催した。これらの会議では、機構役員が会合に出席した国際機関や各国政府代表との面談を行い、人間の安全保障や防災の重要性を伝えた。
また機構は、開発援助の潮流形成に大きな影響力を持つ国際機関やキーパーソンに働きかけ、日本や機構が重視する援助理念やアプローチを主流化させる取組を強化した。具体的には、機構役員等が、国連ポスト 2015 年開発目標に関するハイレベルパネル共同議長等に対して、ポスト 2015 の援助潮流に人間の安全保障の考え方や防災やユニバーサル・ヘルス・カバレッジなどの取組が反映されるよう、面談や親書の手交を通じて働きかけた。加えて国連開発計画（UNDP）や世界銀行等のフラッグシップレポート作成にも建設的な</td></tr>
<tr><td>イ</td></tr>
</table>

		貢献を行った。24 年度は特に、機構の理事長がノーベル賞受賞者や著名な学識経験者等からなる UNDP の人間開発報告書（HDR）のアドバイザリー・パネルに日本からの唯一のメンバーとして就任し、25 年 3 月に開催されたアドバイザリー会合では 2014 年報告書（HDR2014）の方向付けを行う議論に貢献した。また機構研究所は、前年度に引き続き、HDR2014 作成のための東アジアコンサルテーション・ミーティングを UNDP と共催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。 なお、40 年近くにわたる JICA の南南協力支援の実績等が評価され、国連南南協力事務所より南南協力賞を受賞したことも特筆に値する。さらに、「南の台頭」を主題とする 2013 年人間開発報告書（HDR2013）には、機構理事長が記した南南協力及び三角協力の重要性に関する記事が掲載され、日本政府や機構による南南協力への貢献を国際社会に印象づけた。 加えて機構は、国際開発機関・二国間援助機関とのネットワーク構築・拡大のため、24 年度新たに 3 機関と連携協力協定（MOU）を締結するとともに、24 機関と定期協議を実施した。また 24 年度より連携協力調査員をブリュッセルに常駐させ、EU との連携体制を強化した。さらにアジア開発フォーラムの開催支援等を通じてアジアの新興国との連携強化も進めるとともに、アラブ・コーディネーション・グループとの初の連携協議を実施し、新興ドナーとの戦略的な対話や連携に取り組んだ。また、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との連携についても着実に実施した。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 なお、引き続き、国際的な開発に関する議論においてリーダーシップを発揮するためにも、日本や JICA が豊富な知見を有する分野において、事業、研究、広報と有機的に連動させながら、組織全体での知的発信を強化することが望まれる。

小項目 No.16　環境社会配慮

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	16. 環境社会配慮
中期計画/年度計画	【中期計画】 機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。 【年度計画】 ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。 ② 本部と在外事務所の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。

要旨

平成 24 年度は、JICA 環境社会配慮ガイドラインを合計 667 案件に対して運用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について適切に確認を行った。主に、望ましくない影響のある可能性を持つ環境カテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の会合を 39 回開催し、外部専門家から環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。会合は全て公開で行い、逐語議事録をウェブサイト上に公開するなど、透明性の高い運営を継続した。また、同委員会の設置要項に基づく委員の改選を行い、新たに委員 23 名を公募により選出した。24 年度はさらに、委員によるカテゴリ A 案件の現場踏査を初めて実施した。国際機関の環境社会配慮政策との調和化を図るべく、世界銀行などの国際機関との協議を行い、環境社会配慮の運用面での更なる改善を図るとともに、国際影響評価学会（IAIA）の総会において機構の取組を発信した。環境社会配慮に関する理解の促進に向け、機構内外の合計 698 名に対して、JICA 環境社会配慮ガイドラインの説明会や環境社会配慮に関する研修を継続的に実施した。これらの取組を通じ、環境影響及び社会的弱者に配慮した支援を行った。

指標 16-1　環境社会配慮ガイドラインの運用状況

JICA 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、環境社会面に与える影響に対する必要な配慮に応じて、以下のカテゴリに分類しており、24 年度は、合計 667 件（環境カテゴリ A 31 件、B 177 件、C 448 件、FI 11 件）に適用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。
  ① A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つ事業
  ② B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さい事業
  ③ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業
  ④ FI：機構の融資等が、金融仲介業者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定

できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される事業

- 主に望ましくない影響のある可能性を持つ環境カテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の全体会合を月 1 回（計 12 回）及び個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を計 27 回開催し、環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。具体的には、住民移転について、①特に土地なし農民等の弱者についても補償対象に網羅されているかを確認すること、②農民への補償水準に関する調査を実施すること、③移転プロセスについて住民、農民、企業経営者等へ十分な説明を行うこと、④苦情処理の実施体制と運用の明確化を図ること、等の助言を得た。また、環境影響については案件計画段階において、①プロジェクト周辺地域への影響も考慮して検討すること、②生物多様性ホットスポットについては貴重種のみならず希少種についても考慮すること、③水力発電案件については水力発電による減水の可能性と生態系への影響を配慮すること、等の助言を得た。これらの助言については、実施国政府との合意内容への反映を図った。
- 助言委員会に関しては、設置要項に基づいて 7 月に改選を行い、専門的知見を有する委員 23 名を新たに公募で選出した。助言委員会の全体会合及びワーキンググループ会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した。助言委員が機構の事業に対する理解を深めることにより、更に有益な助言を得ることを目的として、ワーキンググループ委員 4 名によるカテゴリ A 案件の現地視察・協議を初めて実施した。

環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組

- 環境社会配慮政策や運用面の調和化を図ること等を目的として、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）等との協議を計 5 回実施した。また、世界銀行をはじめとする国際機関の環境社会配慮政策の改訂の動向や環境影響評価に関する潮流等をフォローし、運用面での見直しを図るため、国際開発金融機関との会合に参加した（4 月、11 月）。JICA 環境社会配慮ガイドラインは世界銀行のセーフガードポリシーに依拠しており、世界銀行のポリシー改訂の動向及びポリシー改訂に影響を与える国際金融公社（IFC）の新パフォーマンス・スタンダードの改訂内容を確認するため、各機関との意見交換を実施し、JICA 環境社会配慮の運用への反映を図った。
- JICA 環境ガイドラインの運用に関わる外部有識者と共に国際影響評価学会（IAIA）総会に出席し、機構の取組を発信するとともに、国際機関や他国援助機関との情報交換を行った。

指標 16-2　環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

内外の関係者等への環境社会配慮に関する理解促進に向けた取組

- 機構内外の関係者の環境社会配慮に対する理解を促進すべく、事業部への新たな配属者や海外拠点への赴任予定者に対する内部向け説明会（参加者実績 323 名）、国際協力専門家向けの赴任前研修（164 名）、海外からの研修員に対する実施機関向け説明（84 名）、実務を担うコンサルタント向け研修及び説明会（97 名）等を実施した。24 年度からは、各業務主管部の抱えている地域・セクター固有の環境社会配慮に関する問題に対応するため、特定の地域や課題に特化したきめ細かい個別の研修を開始した。また、日本人及び留学生に対する大学・大学院での環境社会配慮に係る講義（30 名）を行った。これにより、合計 698 名に対して JICA 環境社会配慮ガイドラインの説明や環境社会配慮に関する研修を継続的に実施した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
・　指標 16-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況
・　指標 16-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
JICA 環境社会配慮ガイドラインを合計 667 案件に対して運用し、案件検討から審査、実施の各段階において、環境社会面に与える影響に対する配慮状況について適切に確認を行った。
主に、望ましくない影響のある可能性を持つ環境カテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の会合を 39 回開催し、外部専門家から環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。会合は全て公開で行い、逐語議事録をウェブサイト上に公開するなど、透明性の高い運営を継続した。また、同委員会の設置要項に基づく委員の改選を行い、新たに委員 23 名を公募により選出した。24 年度はさらに、委員によるカテゴリ A 案件の現場踏査を初めて実施した。
国際機関の環境社会配慮政策との調和化を図るべく、世界銀行などの国際機関との協議を行い、環境社会配慮の運用面での更なる改善を図るとともに、国際影響評価学会（IAIA）の総会において機構の取組を発信した。
環境社会配慮に関する理解の促進に向け、機構内外の合計 698 名に対して、JICA 環境社会配慮ガイドラインの説明会や環境社会配慮に関する研修を継続的に実施した。これらの取組を通じ、環境影響及び社会的弱者に配慮した支援を行った。

以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

なお、今後も協力対象地域の文化的多様性や社会事情に留意し、社会的弱者に十分配慮した支援が実施されるよう期待する。また、他の援助国や国際機関との連携の強化も引き続き期待する。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.17　男女共同参画

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	17. 男女共同参画
中期計画/年度計画	【中期計画】 開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。 【年度計画】 ① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引続き、優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員・専門家・外部関係者等に対するジェンダー講義等を引続き実施する。 ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成・抽出・事業へのフィードバックを行う。

要旨

平成 24 年度は引き続き、ジェンダー主流化推進体制の下で階層別の会議や懇談会を開催し、他ドナーや民間企業の先進的な取組や機構内の優良事例の共有を図ったほか、外部有識者より助言や提言を受け、ジェンダー主流化の一層の推進に努めた。また、職員や専門家等、機構内外の幅広い関係者のジェンダーに関する理解促進を図るべく、計 655 名（男性 421 名、女性 234 名）に対してセミナー・研修等を実施した。

さらに、「アフガニスタンに関する東京会合」やジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）等の各種国際会議に積極的に参画し、事業等におけるジェンダー視点に立った機構の取組を広く発信した。また、EU との連携により、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し、機構の事業におけるジェンダー主流化の取組等を紹介した。

新規事業の形成に際しては、要望調査の段階からジェンダー担当部署がジェンダー視点からの留意点を確認しているほか、課題別支援委員会「開発とジェンダー」のメンバー等が現地調査に参団し、事業へのジェンダー視点の反映に努めた。また、重点的モニタリングの対象案件については、ジェンダー担当部署が現地調査に参団するなどして、成果の発現状況や教訓のより深い検証を実施した。国別分析ペーパーの策定過程においてもジェンダー担当部署がジェンダー視点に立ったコメントを行う体制をとるなどして、ジェンダー視点の織り込みに努めた。

指標 17-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

ジェンダー主流化推進体制の運営を通じた優良事例等の共有

- 機構内では、ジェンダー主流化を推進するための体制を図 17-1 のとおり運営している。具体的には、企画部の調整の下、経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室がジェンダー平等政策・制度

の支援案件を実施するとともに、「ジェンダーと開発」に係るナレッジマネジメントや、他部署が主管する技術協力、有償資金協力、無償資金協力等の各種事業に対するジェンダー面での技術支援を行っている[1]。

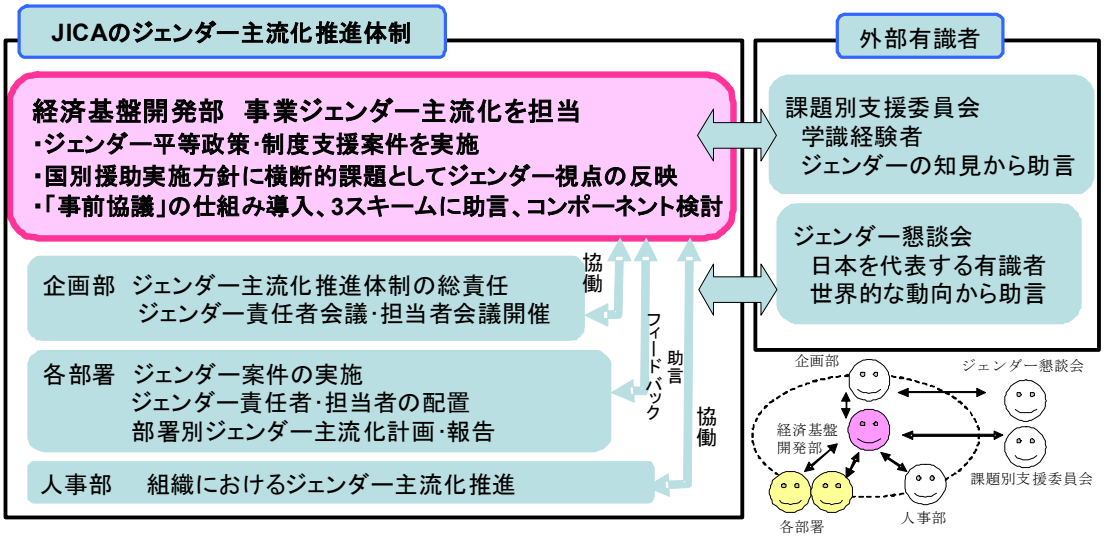

図 17-1　ジェンダー主流化推進体制

- 24 年度は引き続き、他組織の先進的な取組や機構内の優良事例の共有などを目的として、階層別にジェンダー責任者会議及び担当者会議を開催した。また、ジェンダー懇談会を開催し、外部有識者より助言や提言を得た。概要は以下のとおり。
  ① ジェンダー担当者会議（8 月）：　機構内関係者に対し、第 3 期中期計画におけるジェンダー主流化の位置づけや機構を取り巻くジェンダー環境について説明したほか、各部で取り組んでいる機構内のジェンダー主流化に向けた優良事例、ジェンダー主流化に関する国際的な動向など、事業ジェンダーに関する情報共有を行った。また、機構職員に占める階層別の女性割合や、ワークライフバランスへの取組など、組織ジェンダーに関する現状の共有も行った。
  ② ジェンダー責任者会議（11 月）：　アジア開発銀行（ADB）から講師を招き、数値目標の設定や競争原理の導入による ADB におけるジェンダー主流化の最新の取組を機構の部室長レベルに共有し、機構内のジェンダー主流化に向けた取組を議論した。
  ③ ジェンダー懇談会（25 年 2 月）：　BOP ビジネス連携促進調査を通じて連携のある民間企業（女性向け商品メーカー）の常務執行役員を招き、途上国ビジネスを通じたジェンダー主流化の取組を機構の役員レベルに共有した。

機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

- 職員等内部人材に対しては、ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるために、海外拠点等に赴任予定の職員等内部関係者に対して赴任前研修を計 13 回実施するとともに、課題部導入研修を 4 回実施した。また、新入職員研修などの各種研修機会においても、ジェンダーに関する講義や勉強会等を組み入れ、機構内関係者のジェンダー視点の意識向上に努めた。さらに、学識経験者等、外部有識者からなる課題別支援委員会「開発とジェンダー」委員の多様

[1] なお、機構内の女性登用やワークライフバランスへの取組などに関する組織ジェンダーは、人事部が中心となって主流化を進めている。

な知見を機構内に共有すべく、24 年度から機構職員向けのセミナーを開始した。24 年度は、「開発におけるステークホルダー間の利害と対立・協働とソーシャルセーフガード」及び「東日本大震災の経験から学ぶ：見えてきた課題～ジェンダー・多様性の視点から」をテーマに、計 2 回のセミナーを開催した。24 年度は計 333 名（男性 212 名、女性 121 名）の内部人材に対してジェンダーに関する研修を実施した。

- 専門家等外部人材に対しては、赴任前研修にてジェンダーに関する講義を 12 回実施し、計 280 名（男性 188 名、女性 92 名）に対して、ジェンダーに対する理解の促進に努めた。また、将来専門家等になり得る国際協力人材に対する「マイクロファイナンス」の能力強化研修では、女性の金融サービスへのアクセス改善に取り組む世界的ネットワーク「Women's World Banking」の代表による講義が行われ、女性のライフサイクルに応じた金融商品の開発の取組等について共有した。
- 24 年度は、「行政官のためのジェンダー主流化政策」や「アフリカ女性企業家育成支援コース」等、開発途上国の行政官を対象とした課題別研修 4 コースにおいて、42 名（男性 21 名、女性 21 名）の行政官に、機構のジェンダー主流化推進体制や個別案件におけるジェンダー視点に立った取組事例等を紹介、共有した。

ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の発信

- 日本政府とアフガニスタン政府の共催による「アフガニスタンに関する東京会合」（7 月）の機会を捉えて開催された内閣府主催「第 15 回アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」において、アフガニスタンの女性支援に向けた取組実績を報告した。同懇談会に引き続いて開催された一般公開セミナー「アフガニスタンの女性支援について聞く会」では、機構がアフガニスタンで実施した「女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト」（17 年～19 年）における地方の女性のための経済活動やコミュニティ開発等の事例の紹介を行った。
- 開発途上国における女子教育の動向と課題を提示した書籍「ジェンダーと国際開発教育：課題と挑戦」（4 月）の出版に併せて、機構の研究所にて公開セミナーを開催した。セミナーでは、3 名の編集者兼執筆者が発表を行ったほか、機構が実施しているイエメンなどアラビア語圏を対象としたジェンダーと教育についての研究について機構の研究所の研究員等が発表を行った。本セミナーでは男性の参加者も多く、実務者、研究者、学生など幅広い参加者の間で活発な質疑応答が展開された。
- 24 年度は、ジェンダーに関する以下の国際会議等に参加し、機構の経験や知見を共有した。
  ① ジェンダーと雇用に関する国際開発金融機関地域会合（4 月）：　ジェンダー視点に立った雇用創出と政策に関する今後の取組の方向性や協働の可能性について議論を行った。
  ② ジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）（6 月）：　ポスト MDGs における「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」の達成に向けた戦略・取組や、気候変動対策におけるジェンダー主流化の重要性に関して情報・意見交換を行った。
  ③ メコン河下流域イニシアチブでのジェンダー平等と女性のエンパワーメント政策対話会合（7 月）：　「環境」分科会でパネリストを務め、農村での貧困格差と気候変動の関連など、機構の環境分野におけるジェンダー視点に立った取組事例を発信した。
  ④ ADB ジェンダー有識者会議（8 月）：　ADB におけるジェンダー主流化の状況について聴取するとともに、ジェンダー分野での連携強化に向けた意見交換を行った。同会議を踏まえ、ADB のジェンダーに関するシニア・アドバイザーと社会開発主任専門官を招聘し、特にインフラ分野におけるジェンダー主流化に向けた ADB の活動について共有するセミナーを実施した。

⑤ 国連婦人の地位委員会（CSW）（25 年 3 月）： サイドイベントとして開催された「女性に対する暴力の削減に向けて現状と対策」に参加し、メコン地域（タイ、ベトナム、ミャンマー）における機構の人身取引対策支援について報告を行った。

⑥ 上記のほか、G8 首脳会議（5 月）、女性に関する ASEAN+3 委員会（ラオス、10 月）、第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）（日本、6 月）などの各種の国際会議に向けて、機構の取組事例を共有した。なお、G8 首脳会議にて公表された G8 説明責任報告書の中では、ケニアで機構が実施している小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト及び小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクトが小規模農家の市場アクセスを改善に成功した事例として記載されており、ジェンダーに関する取組が成功要因の一つとして紹介された。

- EU との連携により、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」（25 年 3 月）を開催し、タンザニアにおける稲作振興・農村開発と女性の土地所有権に関する事例研究及びタンザニアの稲作振興支援における機構のジェンダーの取組を紹介しつつ、アフリカにおけるジェンダー平等と開発援助との関連について議論した。
- プレス勉強会にて、アフガニスタンの女性支援に関する機構の取組を紹介し、10 月 2 日付の毎日新聞（デジタル版）に関連記事が掲載された。
- ジェンダー主流化に関する機構の取組を、隔月刊のニュースレターで紹介し、機構内外の関係者に幅広く配信した。

指標 17-2　ジェンダー視点に立った事業の運営状況

国別分析ペーパー（JICA Analytical Work、AW）及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- AW 策定過程において、ジェンダー担当部署がコメントを行い、AW におけるジェンダー視点の反映に努めた。また、技術協力及び無償資金協力に関し、要望調査の段階においてジェンダー担当部署が概要の確認を行い、ジェンダーに係る具体的な取組が必要な案件を抽出し、ジェンダー視点に関する留意点等についてコメントを行った。要望調査を経ない円借款や協力準備調査等についても、案件の計画・実施の各段階において、ジェンダー担当部署と協議し、同部署が必要に応じジェンダー視点に関するコメントを行い、その反映状況をモニタリングした。また、ジェンダー平等の視点に立った活動成果や優良事例の把握、類似案件への教訓の抽出を効果的に行うため、重点的モニタリングの対象案件については、ジェンダー担当部署が現地調査に参団するなどして、成果の発現状況や教訓のより深い検証を実施した。

ジェンダー視点に立った質の高い事業を推進するための取組

- 24 年度は、アフガニスタン、ガーナ、コートジボワール、ブルキナファソ、ルワンダについて、国別ジェンダー情報の整備を行った（現在 79 カ国について作成済み）。これらの情報は、当該国に対する協力方針の策定や協力内容の検討に際して基礎情報として活用しており、機構のウェブサイトにおいても公開している。
- 23 年度からプロジェクト研究「効果的なナショナル・マシーナリー[2]支援アプローチ研究」を開始しており、他援助機関も含むナショナル・マシーナリー支援を包括的にレビューするとともに、

[2]ナショナル・マシーナリーとは、女性の地位向上を取り扱う機構として政府が認めた単一の組織、または異なった当局のもとにある数種の組織の複合体のこと。主な任務は、政府全体にわたってあらゆる政策分野において、ジェンダーの視点の主流化を支援すること。

機構が支援してきたアフガニスタン、インドネシア、カンボジア、ネパール、ナイジェリア等における個別の事例分析を通じて、効果的な支援戦略やアプローチ、手法の検証を行った。25 年 3 月には課題別支援委員会「開発とジェンダー」委員の参加を得て、ネパールにおける現地調査を実施した。

- 農業・農村開発事業におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを更に推進すべく、23 年度より、女性をめぐる農業労働及び政策・行政面における現状と課題並びに既往開発事業におけるジェンダー主流化状況等を確認する調査を実施している。24 年度は、ケニアでの調査を実施し、同調査による提言を踏まえて、ケニア政府より男女共同参画型農業推進のための新規案件が要請された。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 指標 17-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況 ・ 指標 17-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況	
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 24 年度は引き続き、ジェンダー主流化推進体制の下で階層別の会議や懇談会を開催し、他ドナーや民間企業の先進的な取組や機構内の優良事例の共有を図ったほか、外部有識者より助言や提言を受け、ジェンダー主流化の一層の推進に努めた。また、職員や専門家等、機構内外の幅広い関係者のジェンダーに関する理解促進を図るべく、計 655 名（男性 421 名、女性 234 名）に対してセミナー・研修等を実施した。 さらに、「アフガニスタンに関する東京会合」やジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）等の各種国際会議に積極的に参画し、事業等におけるジェンダー視点に立った機構の取組を広く発信した。また、EU との連携により、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し、機構の事業におけるジェンダー主流化の取組等を紹介した。 新規事業の形成に際しては、要望調査の段階からジェンダー担当部署がジェンダー視点からの留意点を確認しているほか、課題別支援委員会「開発とジェンダー」のメンバー等が現地調査に参団し、事業へのジェンダー視点の反映に努めた。また、重点的モニタリングの対象案件については、ジェンダー担当部署が現地調査に参団するなどして、成果の発現状況や教訓のより深い検証を実施した。国別分析ペーパーの策定過程においてもジェンダー担当部署がジェンダー視点に立ったコメントを行う体制を整え、ジェンダー視点の織り込みに努めた。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、引き続き、対象地域の文化的多様性に配慮しつつジェンダー視点の

		織り込みを促進するとともに、成果・知見を共有するための取り組みが推進されるよう期待する。

小項目 No.18　事業評価

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	18. 事業評価
中期計画/年度計画	【中期計画】 客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。 具体的には、 ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。 【年度計画】 ① 事後評価を着実に実施し適切な提言や教訓を得て、その活用をいっそう促進するよう取り組む。また、有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られた教訓を機構内部に広く提供する。 ② 事業評価年次報告書をよりわかりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイト掲載数増加により、検索機能を充実させる。 ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標設定及び教訓活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部へ広く情報共有する。

要旨

平成 24 年度は、事業の効果を適切に把握し、今後の事業を改善していくことを目指して、3 スキームの統一的な事後評価の手法に基づき、外部評価による詳細型評価 107 件と機構の海外拠点等による内部評価 73 件を実施し、評価結果を外部公開した。事業評価の質の向上に向けては、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すために、解決すべき開発課題に応じて、標準的な無償資金協力の指標例を整理し、活用を開始した。

事業評価結果の事業への確実なフィードバックについては、事業事前評価表等の新規事業形成時の資料における「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を活用し、類似案件の評価結果から得られた教訓の活用を図った。また、3 件のテーマ別評価を実施し、評価結果を総合的に分析・検証することにより、テーマに関連した提言・教訓を抽出した。評価結果は報告会等を通じて事業部門にフィード

バックした。

対外的なアカウンタビリティの向上については、ウェブサイト上で評価結果要約表や個別案件の各種報告書の迅速な公開を進め、24 年度末時点で機構内外から 5,000 件以上の評価結果の検索が可能となった。また、開発途上国の関係者のみならず他国の援助関係者も参照できるようにした英文版の事後評価報告書の検索機能では、24 年度末時点で 400 件以上の検索を可能とした。

プログラム単位の評価については、プログラム終了時に一定の客観性を確保した評価を可能とすべく、目標やその達成を定量的に示す指標を設定した。また、協力プログラムの目標設定や評価の考え方等について改めて概念整理を行ったほか、協力プログラム計画書の記載方法を整理した。インパクト調査については、アフリカにおける給水施設整備の効果を正確に測定し、教訓を類似案件に活用すること等を目的に、ザンビア共和国「第 2 次ルアプラ州地下水開発計画（無償資金協力）」等の評価に取り組んだ。また、機構内でのインパクト評価及び評価手法に対する理解促進に向け、職員を対象とした研修を 22 回行った。

指標 18-1　事後評価の実施状況

事後評価の実績

- 機構が実施する事業評価の概要は表 18-1 のとおりである。このうち事後評価については、機構の統一的な事後評価の制度に基づき、以下の事後評価を実施した上で、25 年 3 月に評価結果を外部公開した。なお、24 年度に完了した詳細型事後評価のうち、8 件は特定のテーマを設定し、より詳細な調査を行った。
  - ➢ **詳細型評価（外部評価）**
    - ・ 原則 10 億円以上の事業を対象とし、評価結果についてレーティング制度を導入。24 年度は 107 件実施（技術協力 20 件、無償資金協力 36 件、円借款 51 件）。
  - ➢ **内部評価（海外拠点等による実施）**
    - ・ 2 億円以上 10 億円未満の事業を対象とする。24 年度は 73 件実施（技術協力 30 件、無償資金協力 43 件）。

表 18-1　事業評価の概要

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">技術協力
（技術協力プロジェクト）</th><th>有償資金協力
（円借款事業）</th><th>無償資金協力</th></tr>
<tr><td colspan="5">1.　事前段階の評価</td></tr>
<tr><td>評価種別</td><td colspan="4">事前評価</td></tr>
<tr><td>タイミング</td><td colspan="4">プロジェクトの実施前</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="2">原則として全プロジェクト（注1）</td><td>全プロジェクト</td><td>JICAが所管する全サブスキームのうち、事前の調査を実施する協力見込み金額2億円以上の案件</td></tr>
<tr><td>評価主体</td><td colspan="4">内部評価</td></tr>
<tr><td>公表</td><td colspan="4">○（JICAホームページ上にて）</td></tr>
<tr><td>評価の視点・手法</td><td colspan="4">DAC評価5項目の考え方を用いつつ、特に事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証</td></tr>
<tr><td colspan="5">2.　実施段階の評価</td></tr>
<tr><td>評価種別</td><td>中間レビュー</td><td>終了時評価</td><td>中間レビュー</td><td rowspan="7">無償資金協力については、事業期間が短いことから中間レビューを実施していない</td></tr>
<tr><td>タイミング</td><td>プロジェクトの中間時点</td><td>プロジェクト終了6ヶ月前</td><td>借款契約後5年目</td></tr>
<tr><td>対象</td><td>協力期間が4年以上のプロジェクト</td><td>全プロジェクト</td><td>事業効果の発現に影響を与える要素がある、進捗等が思わしくないなどの理由により、中間段階の確認が必要、且つ地域部/海外拠点が中間レビューの実施を必要と判断する事業</td></tr>
<tr><td>評価主体</td><td colspan="2">内部評価（相手国政府と合同で実施）</td><td>内部評価</td></tr>
<tr><td>公表</td><td colspan="3">○（JICAホームページ上にて）</td></tr>
<tr><td>評価の視点・手法</td><td>DAC評価5項目の考え方に基づき、特に事業効果の発現状況を評価。必要に応じて評価結果を当初計画の見直しや運営体制の改善に活用</td><td>DAC評価5項目に基づき、特に事業効果の達成状況を総合的に評価。評価結果を踏まえて、協力終了の適否やフォローアップの必要性を判断</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">3.　事後段階の評価</td></tr>
<tr><td>評価種別</td><td colspan="2">事後評価</td><td>事後モニタリング</td><td>事後評価</td></tr>
<tr><td>タイミング</td><td colspan="2">原則、終了後3年目まで</td><td>プロジェクト完成後7年目</td><td>原則、終了後3年目まで</td></tr>
<tr><td>対象</td><td colspan="2">2億円以上の全プロジェクト</td><td>事後評価の結果、有効性/インパクト及び持続性に懸念がある事業</td><td>JICAが実施する2億円以上の、一般プロジェクト無償、および一部の他のサブスキームのもの</td></tr>
<tr><td>評価主体</td><td colspan="4">外部評価/内部評価（注2）</td></tr>
<tr><td>公表</td><td colspan="4">○（JICAホームページ上にて）</td></tr>
<tr><td>評価の視点・手法</td><td colspan="4">DAC評価5項目に基づく</td></tr>
<tr><td colspan="5">注1：2億円未満の案件は簡易な評価の適用を可能とする。</td></tr>
<tr><td colspan="5">注2：原則10億円以上の事業は詳細型（外部評価）、2億円以上10億円未満の事業は海外拠点による内部評価で実施。</td></tr>
</table>

事業評価の質の向上に向けた取組

- **無償資金協力の開発課題別標準指標の整備等：**　24 年度は、無償資金協力の効果を客観的かつ定量的にわかりやすく示すために、解決すべき開発課題や問題タイプに応じて、代表的な開発課題 6 分野（教育、保健医療、上水道、村落給水・地下水、運輸交通（道路、橋梁、陸運、航空、港湾）、農業灌漑・土木）の標準的な指標例を体系的に整理した。整備した指標例は機構内に周知し、案件形成及び事前評価の各段階において定量的効果に関する指標を設定する際の参照資料としての活用を開始した。また、案件の審査・事前評価段階における目標や達成度を明確に示すため、協力金額が 2 億円以上の全案件の事前評価表作成に関して、事業部門と評価部が連携して定量的な指標等の設定を徹底した。
- **事業評価外部有識者委員会の開催：**　24 年度は、8 月及び 25 年 1 月の 2 回にわたって事業評価外

部有識者委員会を開催し、事業評価に関するこれまでの取組状況、評価結果の活用に向けた取組の紹介、解決すべき開発課題の把握と適切な指標の設定を通じた事業計画段階の改善に向けた取組、テーマ別評価・事後評価の結果概要等について説明を行った。委員からは、「新 JICA 事業評価ガイドライン」の策定や事業評価の方法論の確立、マニュアルの整備等は完了しているため、今後は事業評価の着実な実施を通じて評価の質の更なる向上を図る必要があること、無償資金協力の標準的指標例を用いて、論理的に課題への対応方法を再考することは非常に有益であることなどの助言・提言を得た。助言・提言を踏まえ、今後進めるべき具体的な取組の内容について検討を行った。

指標 18-2　事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況

事業事前評価表を通じた過去の評価結果から抽出された教訓の活用

- 新規事業の計画策定段階において事前評価の結果に基づき作成する「事業事前評価表」に、「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設け、類似案件を実施するにあたって活用可能な教訓を抽出して記載した。また、事後評価報告書には、評価結果の分析を通じ類似案件を計画する担当者が参照しやすい教訓・提言を事後評価報告書に記載し、開発途上国の実施機関に対して評価結果のフィードバックを行った。

➢ **過去の評価結果から得られた教訓が新規事業に反映された事例：フィリピン「ミンダナオ持続的農地改革農業開発事業」（有償資金協力、事業評価年次報告書 2012 から抜粋）**

・ 農業開発分野における先行類似案件の事後評価結果においては、小規模農家の農地経営の観点から、自給作物に加えて商品作物を導入することや流通面での改善（流通インフラ及び農産物のマーケティング等）が重要であり、これらを含んだ計画策定が必要との提言がなされている。また、農業インフラの適切な運営維持管理の観点からは、対象住民組織の強化や、受益者である住民の計画段階からの参加が重要との教訓を得ている。本事業では、事後評価結果から抽出された教訓を踏まえ、米、トウモロコシ等の自給作物に加え、果樹、パーム油等の商品作物の栽培も対象に含めた。また、対象地域の基幹作物の種類や栽培地域を考慮しつつ、必要な農業インフラと営農支援を組み合わせる包括的な支援計画を策定するとともに、農民や地域住民の参加を得ながら事業計画を策定し、営農・組織強化にかかる支援を計画に含めることにより、適切な農業インフラの運営維持管理体制づくりに配慮した取組を進めた。

評価結果の総合的な分析・検証に向けたテーマ別評価の実施

- 同一のテーマに関する複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行う「テーマ別評価」について、24 年度は以下 3 件を実施し（うち 1 件は 25 年度も継続して実施中）、評価結果の総合的な分析・検証を通じてテーマに関連した提言・教訓を抽出した。また、評価結果は報告会等を通じ、機構内の事業部門へフィードバックし、ベースライン調査の改善等、評価結果の活用促進を図った。具体的な取組事例は以下のとおり。

① 技術協力プロジェクトにおけるベースライン調査の現状分析：　より具体的かつ入手可能な定量指標が設定されるよう、過去のベースライン調査の情報を整理・分析し、案件担当者が留意すべき点や参考事例を取りまとめた。

② 地方電化の社会経済的効果指標の考察：　旧来より設定してきた電化率や世帯レベルでの変化（家計収入や生活時間帯の変化など）の指標に加え、地域レベル（村落、町）で確認される社

会・経済的効果が検証可能となるような定量的・定性的指標モデルや電化対象地域の優先付けを行う際の審査基準項目等を整理した。

③ 病院における 5S‐KAIZEN‐TQM（Total Quality Management）の成果発現プロセスに係る分析：サハラ以南のアフリカにおける病院・保健所等の医療サービス向上や経営改善に向けて、製造業・サービス業などの職場環境の維持改善に用いる 5S を効果的に導入するためのプロジェクト・デザインモデルを開発するとともに、5S 導入の際のポイントや留意点を整理した。

評価部門と事業実施部門との連携強化を通じた事業への活用を促進する取組

- 評価結果の機構内部へのフィードバックの強化に向けて、24 年度も評価部と事業実施部署間の定期連絡会を年 2 回（8 月及び 12 月）開催し、事業評価に関する情報共有や意見交換を行った。24 年度は、事業部門における評価結果の活用例として基礎教育協力事業の全般的な質的向上を図ることを目的に策定した「基礎教育分野における評価ハンドブック」の共有や、前述の無償資金協力における開発課題別の標準指標例（指標 18-1「事後評価の実施状況」参照）の活用方法等について意見交換を行った。

海外拠点等における評価能力の向上に向けた取組

- 24 年度も引き続き、海外拠点等に赴任予定の職員及び専門家に対して、赴任前研修の一環として事業評価に関する研修を行い、海外拠点等における評価能力の向上を図った。これらの研修を通じ、受講者は機構の事業評価制度や評価結果の活用方法等についての理解を深め、事業実施にあたっての評価結果の活用を進めた。また、22 年度から実施している内部評価の実施にあたり、評価者である海外拠点等の職員や現地職員等 42 名を対象としてテレビ会議システムを通じた説明会を開催した（計 4 回、延べ 22 拠点）。

指標 18-3　評価結果の情報公開の状況

- 機構が実施した事業評価に関して取りまとめた「事業評価年次報告書 2012」では、事業評価の改善に向けた取組を掲載するとともに、事業評価の概要と評価結果をわかりやすく発信した。詳細な事後評価の情報等は機構ウェブサイトに掲載し、報告書内には、評価情報へのアクセス方法を提示することでコンパクトな体裁を保った。
- 24 年度も引き続き、ウェブサイト上での評価結果要約表や個別案件の各種報告書の迅速な公開を進めた。22 年度に機構のウェブサイト上に構築した評価結果の検索機能では、24 年度末時点で、機構内外から 5,000 件以上の評価結果の検索が可能となった。また、23 年度に英文版の事後評価報告書の検索機能を追加したことにより、プロジェクトを実施した開発途上国の関係者をはじめ、他国の援助関係者による各種評価情報へのアクセス向上が図られ、24 年度末時点で 400 件以上の英文事後評価報告書が検索可能となった。

指標 18-4　プログラム単位の評価およびインパクト評価等実施状況

- プログラム単位の評価については、プログラム終了時に一定の客観性を確保した評価を可能とすべく、各協力プログラムを構成するプロジェクトの成果（アウトプット）によって達成される、短期的、中期的及び長期的な効果（アウトカム）を意識した目標の設定や、その達成を定量的に示す指標の設定を 10 件の協力プログラムについて実施した。また、協力プログラムの戦略性の強化に向

けて、協力プログラムの目標設定、シナリオパターン、モニタリング・評価の考え方等に関してそれぞれ改めて整理を行ったほか、協力プログラムにおける個別プロジェクトの構成パターンを提示し、課題体系図に基づく「目標系図」による可視化を図った。

- インパクト評価については、アフリカにおける給水施設整備の効果を正確に測定するとともに、類似事業のための教訓の抽出を目的に、ザンビア共和国「第 2 次ルアプラ州地下水開発計画（無償資金協力）」の評価に取り組んだ。また、24 年度も引き続き、インパクト評価に関する機構職員を対象とした研修を 22 回行い、インパクト評価及び評価手法に対する機構内の理解促進に取り組んだ（参加者延べ人数は 347 人）。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・ 指標 18-1 事後評価の実施状況 ・ 指標 18-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況 ・ 指標 18-3 評価結果の情報公開の状況 ・ 指標 18-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等の実施状況
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 24 年度は、年度計画に基づき、外部評価による詳細型評価 107 件と機構の海外拠点等による内部評価 73 件を実施し、評価結果を公開した。事業評価の質の向上に向けては、標準的な無償資金協力の指標例を整理し、活用を開始した。 事業評価結果の事業へのフィードバックについては、事業事前評価表等における「過去の類似案件からの教訓の活用」欄を通じて、類似案件の評価結果から得られた教訓の活用を図った。また、3 件のテーマ別評価を実施し、テーマに関連した提言・教訓を抽出した。 対外的なアカウンタビリティの向上については、24 年度末時点で機構内外から 5,000 件以上の評価結果の検索がウェブサイト上で可能となった。また、英文版の事後評価報告書の検索機能では、24 年度末時点で 400 件以上の検索を可能とした。 プログラム単位の評価については、目標やその達成を定量的に示す指標を設定した。また、協力プログラムの目標設定や評価の考え方等について改めて概念整理を行ったほか、協力プログラム計画書の記載方法を整理した。インパクト調査については、アフリカにおける給水施設整備の効果を正確に測定し、教訓を類似案件に活用すること等を目的として評価に取り組んだ。また、機構内でのインパクト評価及び評価手法に対する理解促進に向け、職員を対象とした研修を 22 回行った。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、過去の類似案件の教訓を新規案件に反映させる取組の強化を期待す

		る。また、中間レビューのタイミングについては引き続き柔軟に設定する必要がある。

小項目 No.19　安全対策の強化

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の横断的事項に関する取組
小項目	19. 安全対策の強化
中期計画/年度計画	【中期計画】 機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。 具体的には、 ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。 【年度計画】 ① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。 ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント及びコントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図るため、執務参考マニュアルの作成、対外説明用資料の整理及び各援助手法（技術協力・有償資金協力・無償資金協力）における事業段階別での制度的改善策の整理を行うほか、安全対策セミナーの実施や専門員等を派遣し助言等を行う。

要旨

機構では、安全に関する情報収集や事故等の対応のための24時間緊急連絡体制、治安状況に応じた安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前または派遣中の関係者に対する安全研修や安全指導などに取り組んでおり、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団も派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域に対しては、安全確認調査を実施し、国際機関等の行動規範を参考にしつつ、必要な安全対策を講じた。1月16日にアルジェリア東部で発生したイスラム武装勢力による外国人襲撃事件に際しては、アルジェリアに滞在する機構関係者の安否確認を迅速に実施し、その後の安全対策を指示するとともに、周辺地域の外務省渡航情報の変更に応じて機構の安全対策措置の見直しを行った。

機構は、資金協力事業等における施設建設等の工事について、安全性の向上と信頼性の確保を図るための取組も進めており、24年度も、安全対策に係る取組状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した機構事業における対応策の検討等を目的とした「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催した。24年度は、機構事業の各段階での具体的な安全対策等をまとめた機構内関係者向け執務参考資料や対外説明用資料を策定したほか、日本のODA建設工事に係る安全対策のガイドライン素案を作成した。また、現地安全対策セミナーを実施し事業関係者の安全対策の啓発に努めるとともに、専門家や調査団を現地に派遣し、施工業者等に対し事故防止の観点から助言を行った。

指標 19-1　関係者に対する安全対策の実績

- 機構は、専門家、ボランティア等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、総務部安全管理室を中心に、安全に関する情報収集・分析と発信、事故等の適時の報告と対応のための24時間緊急連絡体制、治安状況に応じた渡航等に関する安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前の関係者に対する安全研修や派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。
- 長期で派遣される専門家やボランティア、機構職員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、24年度はそれぞれ計49回と計43回実施した。
- 派遣中の関係者への安全対策として、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団を派遣しており、24年度はそれぞれ13カ国と5カ国に派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域に対しては、15カ国で安全確認調査を実施し、現地で活動する国際機関等の行動規範を参考にしつつ、機構としても以下のような安全対策を講じている。
  ① 安全対策専門スタッフによる治安情報の収集・分析
  ② 携帯電話、無線及び衛星携帯電話による緊急連絡体制の整備
  ③ 外壁強化や武装警護の配置増強等による関係者執務場所の警備体制の強化
  ④ 必要に応じ、移動時の防弾車利用、武装警護の帯同
  ⑤ 夜間外出の禁止や立ち入り禁止場所の指定を含む行動規制
  ⑥ テロ等緊急事態発生時における初動対応事項の確認と宿舎待機等の行動指示
- 1月16日にアルジェリア東部の石油プラントで日本人を含む多数の外国人がイスラム武装勢力に襲撃・拘束された事件に関連し、機構はアルジェリアに滞在する関係者の安否確認を迅速に実施し、その後の安全対策について指示した。また、サヘル地域（マリ、ニジェール、ブルキナファソ、モーリタニア）、マグレブ地域（アルジェリア、チュニジア、モロッコ）において、外務省渡航情報の変更に応じてJICA安全対策措置を見直すと共に、活動の縮小や一部延期を実施した。さらに、任国の治安機関や他ドナーの安全担当者（特にUNDSS: United Nations Department of Safety and Security）との連絡を密にし、危険情報を入手した際には迅速に地域部及び安全管理室と共有するよう海外拠点に指示した。
- 無償資金協力の本体事業関係者の安全管理は、契約主体である受益国政府および関係者所属先が責任を有し、必要な措置を講じることとされているが、上記事件を含む昨今の治安情勢を踏まえた道義的観点から、①連絡先、②治安情報、③治安認識の共有、を上記邦人関係者に対しても実施し、可能な支援を行うこととした。

指標 19-2　コントラクター等に対する安全対策の状況

- 機構は、資金協力事業等における施設建設等の工事について、安全性の向上と信頼性の確保を図るための取組を進めており、安全対策に係る取組状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した機構事業における対応策の検討等を目的とした「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催している。24 年度も同委員会の定例会を開催し、当該年度の事故発生状況や傾向、実施した取組等を確認した。24 年度は、施設建設等事業実施上の安全対策に係る資料を以下のとおり整備するとともに、プロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドライン作成等」を実施した。

  ➢ **執務参考マニュアルの作成：** 24 年度は、工事安全に対する機構の考え方、技術協力・有償資

金協力・無償資金協力の各段階での具体的な安全対策、事故発生時の対応、事故発生原因や再発防止策の検討に係る技術的支援、安全対策改善事例などをまとめた機構内関係者向けの執務参考マニュアルを作成した。

- **対外説明資料の作成**： 対外説明用に「施設等建設事業の工事安全への JICA の取組み」を作成した。
- **プロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドラインの策定等」の実施**
  ODA 建設工事における労働災害及び公衆災害の防止、低減に向けて、施工時の安全管理の指針を策定するとともに、優良事例集を作成することを目的にプロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドラインの策定等」を実施し、土木・建築工事にかかる制度やガイドライン等に関する先進国・国際機関の実態調査を行った。同調査結果を踏まえて、以下資料を策定した。
  - **ODA 建設工事安全管理ガイドラインの素案の作成**：安全管理の基本理念や工事安全管理に係る基本的な計画、個別の工手・作業ごとに満たすべき技術的事項等について定めたガイドラインの素案を作成した。
  - **安全施工マネジメント・ツール事例集の作成**：ODA 建設工事の現場における安全施工の PDCA サイクルを徹底するためのツールを収集、編集し、優良事例集を作成した。

- 開発途上国政府・実施機関、コントラクター等の事業関係者の安全対策に関しては、24 年度は以下の取組を行った。
  - 円借款事業に関し、事業実施機関等に対する審査・監理強化のため、10 カ国 27 案件を対象に安全対策や進捗・品質管理等に係る資金協力技術アドバイザーを派遣するとともに、3 件の本邦技術活用案件（STEP）への調査団派遣を実施した。本邦技術活用案件（STEP）については、施工中に安全確認のための調査団を派遣することとしている。
  - 円借款事業の多いタイにおいては、「インフラ案件における安全管理」をテーマとした安全対策セミナーを実施し、同国の事業実施機関、円借款事業のコンサルタント及びコントラクター等、100 人以上の参加者に対して安全対策の啓発に努めた。
  - 無償資金協力事業に関しては、40 カ国 65 案件を対象に実施状況調査を実施し、コンサルタント及び業者に対して事故防止の観点から助言した。なお、継続的な取組として、無償資金協力の施設案件に係る案件進捗状況報告（月報）については、全案件を対象に資金協力技術アドバイザーが技術面、安全面から助言した。
  - 資金協力においては、施設建設等を含む事業に関し、契約当事者であり事業の安全対策の一義的な責任を有する開発途上国政府や事業実施機関に対して、安全対策への意識向上と能力強化を図る研修等を実施したほか、コンサルタントやコントラクターによる安全対策に係る取組を必要に応じて支援している。
  - 事故事案について、海外拠点からの報告をもとに分野、災害の型、起因物等を記録し、年度全体の統計処理を行うとともに、個別事案に対して推定される事故原因、再発防止策、工事実施上の留意事項等の技術的助言をとりまとめ工事関係者へフィードバックを行う体制を整備し、運用を開始した。

施設等建設事業の工事安全へのJICAの取組み

独立行政法人 国際協力機構

JICAの取組み方針

JICAは我が国ODA事業の実施機関として、当該事業の援助効果を当初計画どおりに発現させるため、所定の品質を確保しつつ、計画した期間内に工事が完了するように適切に実施・実施促進を行う役割を担っていることから、その阻害要因となる**事故の防止および低減に取り組むことは重要です。**事故が発生した場合の責任は一義的には施工業者が負うものですが、JICAは人命を重視し、ODA事業の実施機関としての立場で施設等建設事業の工事安全対策を積極的に進めています。

安全対策の取組み

技術協力による安全対策能力の強化
- 安全対策に係る技術協力プロジェクト、研修事業により、途上国側実施機関の安全対策の能力強化を支援しています。

プロジェクト研究の実施
- 安全対策に関するプロジェクト研究を行い、成果を広く建設業界、実施機関と共有しています。

組織的対応
- 施設建設等事業の安全対策委員会を招集し、組織的な支援を行います。
- 円借款事業の安全対策技術諮問グループを設置しています

JICA本部からの技術的支援
- 再発防止策、事故原因について知見を有する専門家が検討し、実施機関・コンサルタント等にフィードバックします。
- 必要に応じて調査団を派遣します。

(資金協力)施工業者・コンサルタントの安全対策義務の規定
- 資金協力のガイドラインにおいて、施工業者・コンサルタントの安全対策義務を規定しています。
- 円借款では、案件審査時に、施工業者が安全対策プランを提出すること、施工計画書に具体的な安全対策を含めること、応札者が入札時に安全対策担当者を指定すること、コンサルタントがレビューを行って問題点があれば契約者に対して改善を促すことについて、相手国政府と合意しています。JICAでは入札書類・コンサルタント選定書類の確認・同意時に、これらが実施されていることを確認します。

(資金協力)安全対策の計画、経費の計上
- 無償資金協力では、施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を行っています。また、事業費に安全対策費を含めています。
- 円借款では、応札者が安全対策プランを提出し、施工計画に具体的な安全対策を含めることを義務付けています。事業費には安全対策費が含まれます。

専門家・調査団の派遣
- 工事安全対策に知見を有する専門家を現地に派遣し、安全対策への取組み状況を確認しています。円借款の特別円借款・本邦技術活用案件(STEP)の土木・建築案件では第三者安全確認調査を実施しています。

安全対策の好事例の共有
- 安全対策改善事例集、作業員向け危険予知トレーニング教材を作成し、関係者と共有しています。
- 安全ガイドラインを作成中です

1

具体的な事例

独立行政法人 国際協力機構

プロジェクト研究

2011年にはODA事業の建設工事の安全管理に関する調査研究を行い、事故・災害の傾向を分析し、工事安全管理に関する問題点、課題と改善のための取組みについて取り纏めるとともに、安全対策事例集、作業員向け危険予知トレーニング教材を作成しました(2011年)。
2012年には、建設工事の安全管理ガイドラインの作成、安全マネジメントツール集の作成を実施中です。
これらの成果は、広く、建設業界、コンサルタント業界、相手国側関係者と共有しています。

セミナーの様子

作業員向け危険予知トレーニング教材

実施状況調査

技術アドバイザーを本部及び在外事務所に配置し、技術相談への対応と共に、施工中の資金協力案件に対して、安全管理・品質・進捗の強化を目的とした実施状況調査を行っています。
現場における問題点、工事特有の留意点を指摘すると共に、日本の安全対策の事例を説明し、安全対策の知識向上及び安全意識啓発を図っています(安全朝礼、安全パトロール、整理整頓、事故の予測活動等)

日本の対応事例の説明

日本の安全テキスト

技術協力

開発途上国では、経済発展の一方で労働安全衛生などの法制度や実施体制の整備が遅れており、労働災害が増加しています。
労働災害による被害を受けても十分な補償を受けられない場合には、収入の道が断たれ、直ちに極端な貧困状態に陥るリスクを抱えていることになります。また、労働災害は、労働者および家族のみならず、雇用者や社会にとっても大きなリスクです。
JICAでは、労働安全衛生改善のための支援を行っています。

○マレーシア労働安全衛生行政支援プロジェクト

マレーシア建設現場の安全監督の実習

労働災害防止に係るデータの科学的分析、労働安全衛生行政執行手法の向上についての協力などを行いました。

○ベトナムインフラ工事品質確保能力向上プロジェクト

建設現場での実地指導

建設工事安全管理マニュアルの作成等、大規模インフラ建設を中心とした建設事業の品質管理・安全管理の強化を支援しています。

2

図 19-1　対外説明資料「施設等建設事業の工事安全への JICA の取組み」

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
・　指標 19-1 関係者に対する安全対策の状況
・　指標 19-2 コントラクター等に対する安全対策の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
機構では、安全に関する情報収集や事故等の対応のための 24 時間緊急連絡体制、治安状況に応じた安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前または派遣中の関係者に対する安全研修や安全指導などに取り組んでおり、本部からは安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団も派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域に対しては、安全確認調査を実施し、国際機関等の行動規範を参考にしつつ、必要な安全対策を講じた。
25 年 1 月 16 日にアルジェリア東部で発生したイスラム武装勢力による外国人襲撃事件に際しては、アルジェリアに滞在する機構関係者の安否確認を迅速に実施し、その後の安全対策を指示するとともに、周辺地域の外務省渡航情報の変更に応じて機構の安全対策措置の見直しを行った。
機構は、資金協力事業等における施設建設等の工事について、安全性の向上と信頼性の確保を図るための取組も進めており、24 年度も、安全対策に係る取組状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した機構事業における対応策の検討等を目的とした「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催した。加えて 24 年度は、機構事業の各段階での具体的な安全対策等をまとめた機構内関係者向け執務参考資料や対外説明用資料を策定したほか、日本の ODA 建設工事に係る安全対策のガイドライン素案を作成した。また、現地安全対策セミナーを実施し事業関係者の安全対策の啓発に努めるとともに、専門家や調査団を現地に派遣し、施工業者等に対して事故防止の観点から助言を行った。

以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

なお、安全対策については、外部の知見の活用、関係者に対する派遣前の研修や派遣中の指導、特に安全対策に配慮が必要な地域での協力に従事する関係者に対する安全確保や待遇面での配慮等、引き続き不断の取組が求められる。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.20　主務大臣の要請への対応

大項目	1.　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（7）事業の横断的事項に関する取組
小項目	20．主務大臣の要請への対応
中期計画/年度計画	【中期計画】 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。 【年度計画】 機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。

指標 20-1 主務大臣の要請への対応

- 平成 24 年度は独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請の実績はない。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		－
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	－	－

小項目 No.21　組織運営の機動性向上

大項目	2．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（1）組織運営の機動性向上
小項目	21．組織運営の機動性向上
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。 海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。 国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。 具体的には、 ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。

	● 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。 【年度計画】 ① 地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部のスリム化を含め、本部の組織体制の見直しを行う。 ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。 ③ 現地職員向けの研修強化や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ④ 国内拠点については、広尾センターを閉鎖し他の施設への機能移転を行う。 また、大阪国際センターと兵庫国際センターの施設及び組織統合により、関西国際センターとして新体制での業務を開始する。さらに、札幌国際センターと帯広国際センターの組織統合により、北海道国際センターとして新体制での業務を開始する。 ⑤ 民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップ強化（連携協定締結含む）を通じ、更なる拠点施設の利用を促進する。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を強化する。これらの取組を通じ、国内拠点の利用者数470,000人程度を目指す。

要旨

機構の組織運営においては、事業実施上の重点課題やニーズに迅速かつ機動的に対応することを念頭に、本部や各拠点における体制の整備や取組を進めた。国内拠点については、閣議決定を踏まえた配置の見直しについても適切に実施した。

本部組織については、開発課題により効果的・戦略的に対応する観点から、外務省予算による中小企業等海外展開支援のための委託調査事業の契約関係事務支援業務受託のための体制構築などを迅速に行った。併せて、海外拠点の配置適正化に向けた検討も進めた。

現場機能の強化に向けては、民主化が進んで事業量が急激に拡大するミャンマーの拠点機能の拡大など、ニーズに応じた海外拠点体制の構築に努めるとともに、英文化の推進、現地職員研修等を通じた現地職員の一層の活用に向けた取組を継続した。

国内拠点については、閣議決定を踏まえて、大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターとの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）、広尾センターの閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転等を適切に実施した。また、横浜国際センター内の海外移住資料館については、内閣府により「歴史資料等保有施設」としての認定を受けた。

また、国内拠点を通じた、地域の多様なパートナーとの連携強化にも努めた結果、24 年度の国内拠点の利用者数は全体で 589,572 人に達し（前年度比：約 2.8 万人増）、目標値（47 万人）を上回って達成した。なお、研修員等受入による入館率は前年度より向上したが（59.8%、対前年度比 4.5 ポイント増）、宿泊者数は減少した（24,359 人、対前年度比 2,013 人減）。

指標 21-1　開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- 24 年度は、政府が進める ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に貢献すべく、外務省の「中小企業等海外展開支援事業」の契約関係事務支援業務を 6 月に受託したことを踏まえ、翌月には担当部署を企画部及び民間連携室に増設する等、迅速に実施体制を構築した。また、業務の更なる効率化を図るべく、各部署の所掌事務の移管・調整やそれに伴う改称等を行った。その結果、24 年度末時点で 23 部 5 室 2 事務局 1 研究所 147 課となった。

指標 21-2　海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- 海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえた適正化を図るべく検討を進めた。具体的には、スーダンからの分離・独立により急激に拡大する復興開発を支援するため、南スーダンの拠点整備を迅速に行った。
- 海外事務所の機能的な統合については、関係する 3 省庁 4 法人による実務者会合が 24 年度は 2 回開催されるとともに、海外でも計 20 回以上の会合が持たれた。これらの会合を踏まえて、外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について最終とりまとめ」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/index.html）が取りまとめられ、その過程で機構も協議への参画を通じて貢献した（9 月）。

指標 21-3　現場機能の強化に向けた取組状況

- 援助ニーズの拡大に的確に対応すべく、民主化が進み事業量が急激に拡大しているミャンマーや内戦からの復興が進むコートジボワールの体制を強化する一方、事業量の増加が将来的に予測されない拠点については縮小した。また、本部による海外拠点への支援を強化すべく、3 拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これらの海外拠点での事務の効率化を進めた。
- 現地職員の一層の活用に向けた取組としては、引き続き英文化を推進するとともに、現地職員に対する研修を実施した。英文化については、業務マニュアルや連絡手段等の英訳を推進するとともに、6 月にはこれまでに英文化を進めてきたマニュアルや執務参考資料等を一元的に管理するイントラサイトを開設し、英文執務資料へのアクセス向上を図った。さらに、現地職員が携わることの多い研修員受入事業について、英語による相談窓口を設置し、現地職員からの問い合わせに迅速かつ適切に対応できるようにした。
- 現地職員の機構を取り巻く環境や機構の事業実施上の重点課題等に対する理解の深化を図るべく、現地職員研修を実施し、24 年度は特に、プログラムアプローチや中小企業の海外展開支援、防災等の重要な課題について講義や現場視察等を行った。

指標 21-4　国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- 国内拠点の配置見直しについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づいて適切に実施した。24 年度は、施設運営・研修実施に係るコスト削減を図るべく、4 月に大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）を行ったほか、9 月には広尾センター施設の閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転を完了した。横浜国際センター内の海外移住資料館については、同資料館の機能及び役割を明確かつ適正なものとするため、関連規程等を整備した上で、内閣府に「歴史資料等保有施設」の認定申請を行い、25 年 3 月に認定を受けた（小項目 No.9「海外移住」の指標 9-3「海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況」参照）。国内拠点の機能と役割については、NGO 関係者を含む有識者による第三者検証等を踏まえて、地域と国際協力をつなぐ結節点としての役割の強化に引き続き努め、国内事業の一層効率的な実施と開発効果の向上に取り組むこととした。同方針に基づき、本部経営層と各国内拠点の長を結ぶ TV 会議を月例で開催するなどして、各拠点の事業動向等を的確に把握し、地域ごとに地方自治体や民間企業等をはじめとする外部関係者のニーズを吸い上げる仕組みを定着させた。
- 8 月には、国内機関の長が一堂に会し、機構が国内で実施している国際協力事業の質の向上と効率化について議論を行うことを目的として、国内機関長会議を開催した。会議では、「地域の課題に向き合う国際協力と中小企業等海外展開支援」、「グローバル人材育成支援」、「本邦研修の質の向上と戦略性の強化」について、それぞれの国内機関における取組の紹介や、今後の方向性等について議論し、その結果については、機構のウェブサイトを通じて、機構外にも広く発信した。

指標 21-5　多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

- 機構は、NGO、大学、地方自治体、民間企業等の多様な関係者の知見や技術を結集して効果的な協力を実現するとともに、開発途上国の展開に関心を有するこれらの関係者のニーズにも応えるべく、国内拠点を通じて地域の関係者との連携強化に努めてきた。これらの取組の効果もあり、24 年度の国内拠点施設の活用状況については、大阪国際センターの閉鎖（24 年 3 月末）や広尾センター施設の閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷ビルへの移転（8 月末に閉鎖し、10 月以降に市ヶ谷での執務を開始）にもかかわらず、利用者数全体で 589,572 人（23 年度：561,136 人）に達した（前年度比：約 2.8 万人増）。利用者数拡大の要因として、一般市民、企業関係者、NGO、学生等の施設利用者やセミナー等の参加者が、横浜（海外移住資料館含む）、関西、北海道（札幌及び帯広）、筑波、九州、沖縄等において増加したこと等が挙げられる。なお、大阪国際センターの閉鎖等を反映し、研修員等受入による宿泊者数は 24,359 人（23 年度：26,372 人）と前年度から減少したものの、国内拠点全体の入館率は 59.8%（23 年度：55.3%）に向上した。24 年度に国内拠点が地域の関係者と連携して実施した取組の例は以下のとおり。

➢ 横浜国際センター

・ 機構は 23 年 10 月に横浜市との間で、地方公共団体との初の包括的連携協定を締結し、開発パートナーシップの推進等を進めることとした。24 年度には、25 年 6 月に横浜市で開催予定の第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）」に向けて実施された、横浜市主催の「TICAD V キックオフウィーク」（6 月）に協力して、セミナー、コンサート、映画上映、パネル展示等を実施し

た。このうち、「アフリカセミナー」（講師：横浜市立大学、在京アフリカ大使団）及び「アフリカビジネスセミナー」（講師：アフリカ部、JETRO 横浜）には、約 180 名の一般市民が集まったほか、合同懇親会でも、在京アフリカ大使、横浜市長、市民等の関係者がセンターに一同に会し、交流した。

➢ 筑波国際センター

・ つくば市及びつくば市教育委員会は、21 世紀を担う小中学生の科学技術への関心を高めて未来を考えるきっかけを与えるべく、夏休み期間中（7 月下旬～8 月末）に市内の関係機関やセンターの見学・体験をさせるための取組「ちびっこ博士」を進めている。筑波国際センターはその指定見学施設となったことを踏まえ、来訪する小中学生やその家族に対して、スタンプラリーや研修員との交流プログラム、体験実習などの機会を提供し、開発途上国や国際協力への理解と関心を高める工夫を行った。

➢ 中部国際センター

・ 地域の課題に国際協力を通じて貢献するために、各方面の有識者と意見交換を行う場として「地域有識者懇談会」を開催し（4 月）、「中小企業支援」、「フェアトレード」、「グローバル人材」、「災害復興支援」、「NGO 等との連携」、「大学連携」の 6 つの議題について、活発な意見交換を行った。このうち「中小企業支援」に関しては、中部国際センターが事務局となって「BOP サロン」を開催し（9 月）、カンボジアで事業展開中の企業 3 社が事例紹介を行い、参加した企業、大学、金融機関等との間で活発な意見交換が行われた。

・ 東海 4 県の NGO 等と中部国際センターが、対等なパートナーシップに基づく国際協力や地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的として、「中部 NGO-JICA 中部 地域協議会」を開催し（8 月）、地域 NGO 同士の連携・ネットワークに対する支援や中小規模の NGO に対する支援の可能性等について意見交換を行い、協働のハンドブックを取りまとめた。

➢ 関西国際センター

・ 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承する「ひょうご安全安心の日」（1 月 17 日）の時期を捉え、HAT 神戸（神戸市東部新都心）の関係機関と連携して「防災」、「国際」、「アート」をキーワードとした、誰もが参加できる防災関連イベントを実施した。その一環で、関西国際センターと「人と防災未来センター」を会場に、子どもたちがユニークな防災体験を通じて楽しみながら「震災の知恵や技」を身につけるプログラム「イザ！カエル大キャラバン！2013」を開催し、一日でおよそ 1,000 人の来訪者を得た。このイベントには、防災教育イベントの運営方法などを学んで自国での防災教育に役立てることを目的として、関西国際センターが受け入れている開発途上国からの研修員が運営スタッフとして参加し、研修員と来場者との交流等を通じて、防災分野の国際協力に対する理解の促進が図られた。

➢ 九州国際センター

・ 機構は、産官学連携を通じた環境配慮型都市づくり等に関する国際協力を推進すべく、25 年 2 月に北九州市と包括的連携協定を締結した。24 年度には、北九州市アジア低炭素化センター、JETRO 北九州貿易情報センター、中小企業基盤整備機構九州と共催で「海外環境ビジネスセミ

ナー」を開催し（25 年 3 月）、地元企業や自治体等から約 60 名の参加を得た。セミナーでは、環境分野の海外ビジネスの創出・展開に関して、北九州地元企業 4 社が取組を紹介したほか、九州国際センター、JETRO 北九州貿易情報センター、中小企業基盤整備機構九州、北九州市産業経済局より、企業の海外展開に対応する各種支援制度や助成制度の紹介を行うなど、共催機関が連携して地元企業にとって有益な情報提供を多数行った。

➢ **沖縄国際センター**

・ 機構は 25 年 3 月に沖縄県と都道府県レベルでは初となる包括的連携協定を締結した。24 年度には、沖縄県内外の国際協力・交流団体と沖縄国際センターとの協働により、沖縄から発信される国際協力・交流の成果を発表し、国際協力に対する県民の支持拡大・参加促進を図ることを目的とした「国際協力・交流フェスティバル 2012」を開催した。24 年は沖縄県の本土復帰 40 周年であり、第 5 次沖縄振興計画が新たに開始されることから沖縄にとって新たな出発の年となるのに呼応し、「うちなーから世界の舞台へ！～未来への挑戦と結の創造」をテーマに掲げた。過年度のアンケート結果を踏まえて市民と研修員の交流に力を入れ、150 名の研修員に協力してもらった結果、11 月 10 日・11 日の 2 日間で合計 4,469 名が来場した（前年度比：約 1,000 人増）。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・ 指標 21-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況
・ 指標 21-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況
・ 指標 21-3 現場機能の強化に向けた取組状況
・ 指標 21-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況
・ 指標 21-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
機構の組織運営においては、事業実施上の重点課題やニーズに迅速かつ機動的に対応すべく、本部や各拠点における体制の整備や取組を進めた。国内拠点については、閣議決定を踏まえた配置の見直しを適切に実施した。
本部組織については、開発課題により効果的・戦略的に対応する観点から、中小企業等海外展開支援を推進するための体制構築などを迅速に行った。併せて、海外拠点の配置適正化に向けた検討も進めた。
現場機能の強化に向けては、民主化が進んで事業量が急激に拡大するミャンマーの拠点機能の拡大や復興開発が進む南スーダンの拠点整備など、ニーズに応じた海外拠点機能の強化に努めるとともに、英文化の推進、現地職員研修等を通じ、現地職員の一層の活用に向けた取組を継続した。
国内拠点については、閣議決定を踏まえて、大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターとの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センター</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		の発足)、広尾センターの閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転等を適切に実施した。横浜国際センター内の海外移住資料館については、内閣府により「歴史資料等保有施設」としての認定を受けた。 国内拠点を通じた地域の多様なパートナーとの連携強化にも努めた結果、24 年度の国内拠点の利用者数は全体で 589,572 人に達し（前年度比：約 2.8 万人増)、目標値（47 万人）を上回って達成した。なお、大阪国際センターの閉鎖等の影響もあり宿泊者数は減少したものの（24,359 人、対前年度比 2,013 人減)、研修員等受入による入館率は前年度より拡大した（59.8%、対前年度比 4.5 ポイント増)。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、複雑化・多様化する開発課題に対し、3 つの援助手法の最適運用により、適切な対応が図られるよう、地域部、課題部、海外拠点のさらなる連携を期待する。また、現地職員のさらなる活用に向けた環境整備や継続的な研修を通じた能力強化に引き続き取り組むことにより、現地機能の強化に一層努めていただきたい。国内拠点については、多様な関係者との連携を引き続き強化し、全体として国内拠点の利用が拡大するような事業展開を期待する。国内拠点の見直しの効果についてはモニタリングが期待される。

名称：北海道国際センター（札幌）

所掌地域：北海道（道東除く）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		107 人	研修員受入事業に係る経費	772,582 千円
	課題別研修		347 人		
	長期研修		20 人		
	青年研修		79 人		
	有償勘定研修		20 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1 件	国民参加協力事業に係る経費	94,229 千円
		支援型	1 件		
		地域提案型	3 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	164 件		
		施設訪問	44 件		
		開発教育指導者研修	231 人		
		教師海外研修	11 人		
		市民参加協力	29 件		
		共催事業	42 件		
	日系研修		13 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		556 人		
	在外スタディツアー＊＊		16 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	286,902 千円
	うち人件費＊	124,425 千円
	職員数	14 人
	入館率＊＊	63.1%（64.3%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	3,150 円
	利用者数	31,388 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：北海道国際センター（帯広）

所掌地域：北海道（道東のみ）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		56 人	研修員受入事業に係る経費	528,292 千円
	課題別研修		212 人		
	長期研修		3 人		
	青年研修		45 人		
	有償勘定研修		17 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	2 件	国民参加協力事業に係る経費	67,865 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	40 件		
		施設訪問	15 件		
		開発教育指導者研修	97 人		
		教師海外研修	0 人		
		市民参加協力	3 件		
		共催事業	7 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		134 人		
	在外スタディツアー＊＊		0 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	176,661 千円
	うち人件費＊	71,788 千円
	職員数	8 人
	入館率＊＊	77.2%（68.3%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	3,618 円
	利用者数	16,725 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：筑波国際センター

所掌地域：茨城県（日系研修を除く）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		208 人	研修員受入事業に係る経費	1,455,118 千円
	課題別研修		543 人		
	長期研修		14 人		
	青年研修		0 人		
	有償勘定研修		78 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	103,210 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	31 件		
		施設訪問	27 件		
		開発教育指導者研修	79 人		
		教師海外研修	5 人		
		市民参加協力	0 件		
		共催事業	2 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		340 人		
	在外スタディツアー＊＊		0 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		621,091 千円
		うち人件費＊	210,548 千円
	職員数		24 人
	入館率＊＊		62.9%（63.6%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト		2,855 円
	利用者数		12,015 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：東京国際センター

所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（研修員受入事業のみ）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		1,701 人	研修員受入事業に係る経費	3,691,405 千円
	課題別研修		1,399 人		
	長期研修		111 人		
	青年研修		163 人		
	有償勘定研修		764 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	0 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	0 件		
		施設訪問	0 件		
		開発教育指導者研修	0 人		
		教師海外研修	0 人		
		市民参加協力	0 件		
		共催事業	0 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		0 人		
	在外スタディツアー＊＊		0 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		1,075,903 千円
		うち人件費＊	559,855 千円
	職員数		64 人
	入館率＊＊		55.3%（51.6%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト		3,847 円
	利用者数		36,210 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：横浜国際センター

所掌地域：神奈川県（全事業）、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び山梨県（日系研修）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		304 人	研修員受入事業に係る経費	921,088 千円
	課題別研修		307 人		
	長期研修		22 人		
	青年研修		8 人		
	有償勘定研修		123 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	4 件	国民参加協力事業に係る経費	415,315 千円
		支援型	2 件		
		地域提案型	4 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	53 件		
		施設訪問	228 件		
		開発教育指導者研修	96 人		
		教師海外研修	8 人		
		市民参加協力	6 件		
		共催事業	31 件		
	日系研修		87 人		
	ボランティア派遣前訓練		45 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		1,502 人		
	在外スタディツアー＊＊		7 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	430,826 千円
	うち人件費＊	168,088 千円
	職員数	19 人
	入館率＊＊	75.5%（70.6%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	3,604 円
	利用者数	134,989 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：中部国際センター

所掌地域：岐阜県、愛知県、三重県、静岡県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		144 人	研修員受入事業に係る経費	670,995 千円
	課題別研修		193 人		
	長期研修		40 人		
	青年研修		58 人		
	有償勘定研修		47 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	8 件	国民参加協力事業に係る経費	287,948 千円
		支援型	3 件		
		地域提案型	5 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	117 件		
		施設訪問	117 件		
		開発教育指導者研修	2,514 人		
		教師海外研修	17 人		
		市民参加協力	82 件		
		共催事業	0 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		1,928 人		
	在外スタディツアー＊＊		21 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	308,602 千円
	うち人件費＊	132,194 千円
	職員数	15 人
	入館率＊＊	57.4%（54.8%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	6,066 円
	利用者数	61,864 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：関西国際センター

所掌地域：大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		602 人	研修員受入事業に係る経費	1,839,273 千円
	課題別研修		737 人		
	長期研修		39 人		
	青年研修		70 人		
	有償勘定研修		141 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	8 件	国民参加協力事業に係る経費	308,010 千円
		支援型	2 件		
		地域提案型	8 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	253 件		
		施設訪問	87 件		
		開発教育指導者研修	778 人		
		教師海外研修	16 人		
		市民参加協力	56 件		
		共催事業	45 件		
	日系研修		5 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		2,891 人		
	在外スタディツアー＊＊		26 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	648,205 千円
	うち人件費＊	325,999 千円
	職員数	37 人
	入館率＊＊	62.9%（55.7%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	5,420 円
	利用者数	82,639 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：中国国際センター

所掌地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		117 人	研修員受入事業に係る経費	567,877 千円
	課題別研修		146 人		
	長期研修		21 人		
	青年研修		74 人		
	有償勘定研修		65 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	3 件	国民参加協力事業に係る経費	134,117 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	5 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	181 件		
		施設訪問	47 件		
		開発教育指導者研修	784 人		
		教師海外研修	8 人		
		市民参加協力	32 件		
		共催事業	9 件		
	日系研修		3 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		789 人		
	在外スタディツアー＊＊		6 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	218,572 千円
	うち人件費＊	123,221 千円
	職員数	14 人
	入館率＊＊	40.2%（51.8%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	3,733 円
	利用者数	19,955 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：九州国際センター

所掌地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		189 人	研修員受入事業に係る経費	1,497,558 千円
	課題別研修		582 人		
	長期研修		57 人		
	青年研修		152 人		
	有償勘定研修		196 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	9 件	国民参加協力事業に係る経費	470,872 千円
		支援型	4 件		
		地域提案型	18 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	216 件		
		施設訪問	38 件		
		開発教育指導者研修	2,993 人		
		教師海外研修	10 人		
		市民参加協力	155 件		
		共催事業	70 件		
	日系研修		6 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		1,482 人		
	在外スタディツアー＊＊		37 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	427,131 千円
	うち人件費＊	183,627 千円
	職員数	21 人
	入館率＊＊	54.4%（49.2%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	3,423 円
	利用者数	17,766 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：沖縄国際センター

所掌地域：沖縄県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		19 人	研修員受入事業に係る経費	1,317,505 千円
	課題別研修		430 人		
	長期研修		8 人		
	青年研修		87 人		
	有償勘定研修		31 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1 件	国民参加協力事業に係る経費	111,303 千円
		支援型	1 件		
		地域提案型	5 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	66 件		
		施設訪問	44 件		
		開発教育指導者研修	878 人		
		教師海外研修	8 人		
		市民参加協力	32 件		
		共催事業	2 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		207 人		
	在外スタディツアー＊＊		4 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	374,810 千円
	うち人件費＊	122,017 千円
	職員数	14 人
	入館率＊＊	61.2%（49.5%）＊＊＊
	一泊当たりの滞在コスト	2,567 円
	利用者数	31,551 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。
＊＊入館率はＧＷ、年末年始を除く
＊＊＊（　）内は23年度実績

名称：東北支部

所掌地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県（全事業）、福島県（研修員受入事業及び日系研修のみ）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		65 人	研修員受入事業に係る経費	407,207 千円
	課題別研修		103 人		
	長期研修		17 人		
	青年研修		53 人		
	有償勘定研修		18 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1 件	国民参加協力事業に係る経費	113,837 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	5 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	111 件		
		施設訪問	15 件		
		開発教育指導者研修	349 人		
		教師海外研修	16 人		
		市民参加協力	14 件		
		共催事業	18 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		486 人		
	在外スタディツアー＊＊		12 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	119,176 千円
	うち人件費＊	66,972 千円
	職員数	8 人
	利用者数	371 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：北陸支部

所掌地域：富山県、石川県、福井県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		32 人	研修員受入事業に係る経費	198,799 千円
	課題別研修		44 人		
	長期研修		6 人		
	青年研修		117 人		
	有償勘定研修		8 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1 件	国民参加協力事業に係る経費	58,280 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	3 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	69 件		
		施設訪問	0 件		
		開発教育指導者研修	521 人		
		教師海外研修	17 人		
		市民参加協力	1 件		
		共催事業	2 件		
	日系研修		4 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		232 人		
	在外スタディツアー＊＊		1 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	69,026 千円
	うち人件費＊	44,867 千円
	職員数	5 人
	利用者数	74 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：四国支部

所掌地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		77 人	研修員受入事業に係る経費	294,341 千円
	課題別研修		91 人		
	長期研修		16 人		
	青年研修		104 人		
	有償勘定研修		18 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1 件	国民参加協力事業に係る経費	109,312 千円
		支援型	1 件		
		地域提案型	7 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	154 件		
		施設訪問	2 件		
		開発教育指導者研修	1,489 人		
		教師海外研修	18 人		
		市民参加協力	4 件		
		共催事業	30 件		
	日系研修		1 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		261 人		
	在外スタディツアー＊＊		2 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	63,461 千円
	うち人件費＊	44,867 千円
	職員数	5 人
	利用者数	478 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：二本松青年海外協力隊訓練所

所掌地域：福島県（国民参加協力事業、但し草の根技術協力及び日系研修を除く）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		0 人	研修員受入事業に係る経費	0 千円
	課題別研修		0 人		
	長期研修		0 人		
	青年研修		0 人		
	有償勘定研修		0 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	218,881 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	0 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	23 件		
		施設訪問	21 件		
		開発教育指導者研修	0 人		
		教師海外研修	8 人		
		市民参加協力	1 件		
		共催事業	2 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前訓練		466 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		151 人		
	在外スタディツアー＊＊		3 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費	136,262 千円
	うち人件費＊	44,867 千円
	職員数	5 人
	利用者数	2,057 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

所掌地域：長野県

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		0 人	研修員受入事業に係る経費	4,777 千円
	課題別研修		0 人		
	長期研修		0 人		
	青年研修		17 人		
	有償勘定研修		0 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0 件	国民参加協力事業に係る経費	264,255 千円
		支援型	0 件		
		地域提案型	1 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	49 件		
		施設訪問	122 件		
		開発教育指導者研修	158 人		
		教師海外研修	3 人		
		市民参加協力	67 件		
		共催事業	25 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前訓練		506 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		152 人		
	在外スタディツアー＊＊		4 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		105,400 千円
		うち人件費＊	35,894 千円
	職員数		4 人
	利用者数		5,028 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：地球ひろば

所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（草の根技術協力及び市民参加型協力支援）

事業区分	事業実績			経費実績	
研修員受入事業＊	国別研修		0 人	研修員受入事業に係る経費	0 千円
	課題別研修		0 人		
	長期研修		0 人		
	青年研修		0 人		
	有償勘定研修		0 人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	62 件	国民参加協力事業に係る経費	1,593,110 千円
		支援型	15 件		
		地域提案型	12 件		
	市民参加型協力支援	出前講座	400 件		
		施設訪問	397 件		
		開発教育指導者研修	2,677 人		
		教師海外研修	30 人		
		市民参加協力	20 件		
		共催事業	103 件		
	日系研修		0 人		
	ボランティア派遣前研修		0 人		
	ボランティア募集説明会参加者数		5,890 人		
	在外スタディツアー＊＊		70 件		

＊研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）
＊＊大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		302,249 千円
		うち人件費＊	164,476 千円
	職員数		19 人
	利用者数		136,462 人

＊人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

小項目 No.22　契約の競争性・透明性の拡大

大項目	2．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	22．契約の競争性・透明性の拡大
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 具体的には、 ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。 ● 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 ● 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。 【年度計画】 ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会における点検の継続的な実施を図る。また、新規参入者向けウェブサイト等を活用した情報の提供方法の改善を図るとともに、コンサルタント等契約の契約手続きの更なる改善として、監督検査ガイドラインの見直し・公開・周知 、調達制度に係る説明会等を通じた企業等との対話、コンサルタント等業務実績評価の見直し、総合評価落札方式の試行のモニタリングに取り組む。 ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。 ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、 不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。

	⑤　関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

要旨

契約の競争性・透明性の向上に関して、平成 24 年度に導入、開始した特記すべき取組としては、コンサルタント等契約に関する新積算基準の導入・公開と、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」のモニタリング体制の整備の 2 つが挙げられる。

新積算基準については、コンサルタント等契約にかかる経費実態調査の結果を踏まえ、企業会計に即した合理的で透明性の高い積算基準を新たに策定し、約 300 人を対象にコンサルタント向け説明会を開催するとともに、新積算基準に基づいた具体的な見積書作成方法を丁寧に解説した手引きなどの関連資料をウェブサイトで公開して周知を図った。また、積算・精算のポイントをわかりやすく解説した新規参入者向け説明会も開始し、参加者から好評を得た。これらの取組により、積算に関する透明性が飛躍的に高まり、新規参入企業も含め、開発コンサルタントが応募しやすい環境が整えられた。

「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施については、契約担当役理事を委員長、関係部長を委員とする組織横断的な「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置し、競争性・公正性向上のための各種取組を積極的に進めて適切にモニタリングを行った。アクションプランに基づく主な取組としては、新積算基準の導入に加えて、業務に応じた格付基準の適正化、小規模案件のプロポーザル分量削減による応募負担の軽減、新規案件説明会等を通じた案件の予測性向上、総合評価落札方式の試行などを進め、多面的な対策を行った。本委員会に参加した外部有識者からは、当機構は組織的にアクションプランに取り組んでおり、その進捗は良好であるとの高い評価を得た。

その他、契約監視委員会等を通じた一者応札・応募や随意契約の点検、契約情報の公開、コンサルタント等契約にかかる外部審査制度の本格導入などを計画通りに実施し、契約の透明性の向上を図った。

不正行為等への対応については、事業を適正に実施するための取組を引き続き推進した。

指標 22-1　一者応札・応募の削減に向けた取組状況

契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検の継続

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、外部有識者を含む契約監視委員会等を通じて、一者応札・応募の点検（抽出検査）を実施した。一者応札・応募となった案件については、競争に参加しなかった者に対するヒアリング等を通じ、競争が成立しなかった要因を個別に分析し、応募要件の緩和等の対策を講じた。

コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施

- コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のために、23 年度に有識者委員会を設置し、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を取りまとめた。24 年度はこのアクションプランを推進すべく、契約担当役理事を委員長、関係部長を委員とする、組織横断的な「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置し、アクションプランに基づく取組を組織的に実施・モニタリングした。24 年度は委員会を 3 回開催し、同委員会に参加した外部有識者からはアクションプランの進捗は良好であり、このような組織的な取組が極めて重要との評価を得た。
- 上記アクションプランに基づき、24 年度に進めた具体的取組は以下のとおり。また、これらの取組

に関する資料等をウェブサイトに掲載し、コンサルタントに提供する情報の充実を図った。

- **応募者拡大のための改善策**
  - ① 案件の予測性向上（説明会の実施等）
  - ② 業務内容に対応した適正な価格の設定（積算・格付基準の適正化）
  - ③ 若手人材・国内人材活用促進に資するプロポーザル評価の方針検討
  - ④ 手続上の応募負担の軽減（プロポーザルの簡素化等）
- **契約ルールの客観性・透明性の向上策**
  - ① 総合評価落札方式 12 件の試行・モニタリングの着実な実施
    - ・ 入札説明書入手者、応札者、受注者に対するアンケートを実施し、総合評価落札方式に係る課題を把握。
    - ・ 総合評価落札方式試行案件の一者応札率等を踏まえ、競争性向上等に対する効果をモニタリング。（24 年度の試行結果では競争性は企画競争と比較して必ずしも向上していない。）
  - ② 契約マネージメントルールの明確化を目的とした契約書約款の改訂・公開、監督検査ガイドラインの改定検討
  - ③ 実績評価の見直し検討

一者応札・応募の実績

- 24 年度の一者応札・応募の割合は 33.4%であり、23 年度（33.5%）と同水準に留まった。この背景には、一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント等契約において、23 年度末に複数年度にかかる契約が集中したため、24 年度上期に業務従事者が不足して一者応札・一者応募率が高まったことがある。しかし、下期には、競争性・公正性向上のためのアクションプランを踏まえた取組が徐々に功を奏してきたことに加え、業務の平準化努力により、公示時期が分散されたことなどから、契約金額ベースで 85%以上を占める業務実施契約の一者応札・応募率は低下傾向に転じた。（24 年度のコンサルタント等契約全体の一者応札・応募の割合は 39.6%と、23 年度（39.8%）からほぼ横ばいながら、業務実施契約については 23 年度の 60.7%から 24 年度は 53.3%に顕著に低下した）。

指標 22-2　競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- 競争性のない随意契約のより適正な運用に向けて、その取扱い方法をまとめた「競争性のない随意契約のガイドライン」に関し、23 年度の競争性のない随意契約のモニタリング状況を踏まえ、具体的な事例（FAQ）の追加等の改訂を行った。
- 24 年度は、契約監視委員会にて競争性のない随意契約 10 件を点検し、概ね妥当とされた。
- 競争性のない随意契約については、5 年前の 20 年度には件数ベースで 37.7%、金額ベースで 20.7%であったところ、継続的に適切な運用に努めた結果、23 年度には件数ベースで 16.6%、金額ベースで 8.4%まで低下し、24 年度についても件数ベースで 17.8%、金額ベースで 8.0%と、前年度とほぼ同様の低い水準を維持した。

指標 22-3　契約の透明性向上に向けた取組状況

- コンサルタント等契約にかかるアカウンタビリティ向上のため、外部審査制度について、23 年度及び 24 年度上期の試行を踏まえ、10 月に本格導入した。本格導入に当たっては、選定過程に係る外

部審査に加え、選定を終了した案件についても事後的に審査の対象とすることにより、外部審査対象案件の拡大を図り、透明性向上、選定手続きの改善を図った。24 年度は試行・本格導入を含めて計 28 件について外部審査を実施した。

- コンサルタント等契約については、23 年度に実施したコンサルタント等契約にかかる経費実態調査の結果を踏まえ、企業会計に即した合理的で透明性の高い積算基準を新たに策定・導入した。新積算基準については、約 300 人を対象としたコンサルタント向け説明会を開催するとともに、新積算基準に基づいた具体的な見積書作成方法を詳細に解説した「積算の手引き」を新たに作成したほか、「精算の手引き」や各種様式類などを改訂し、ウェブサイトで公開して周知を図った。また、新規参入者に負担が大きいとされる積算・精算について、ポイントをわかりやすく解説する新規参入者向け説明会も開始して参加者から高い評価を得た。これらの取組の結果、コンサルタント等契約における積算基準の透明性が飛躍的に高まり、新規参入企業も含め、開発コンサルタントが応募しやすい環境が整えられた。
- 契約の透明性向上に向けて、24 年度も引き続き契約取引先の選定過程や結果、一定の関係のある法人との契約実績についてウェブサイトに公表した。これらの公表については既に日常的な業務に組み込まれており、定着している。

指標 22-4　関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- 24 年度も引き続き、関連公益法人との競争性のない随意契約をなくすべく取り組んだ。契約の内容及び目的からやむを得ず競争性のない随意契約とせざるを得なかった契約は、0 件であった。また、競争入札の割合は、26 件（42.6%）、1,819 百万円（56.6%）であった（参考 : 23 年度実績は、19 件（39.6%）、1,297 百万円（69.6%））。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、関連公益法人との契約のうち、財団法人日本国際協力センターが受託していた研修監理業務等については、業務の整理等により徹底した効率化を行い、92 名分の経費縮減を行った上で 24 年度に直営化を完了した。

指標 22-5　不正行為等への対応

- 「日越 ODA 腐敗防止合同委員会報告書」（21 年 2 月）、「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」（21 年 4 月）に基づく再発防止策、「ODA の不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言（21 年 9 月）等も踏まえつつ、不正行為等に関する情報に対して調査を行って適切に対処するとともに、事業を適正に実施するための取組を引き続き進めた。主な取組は以下のとおり。
  - 不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報について適切に調査を行い、厳正に対処した。特に機構が締結する契約及び無償・有償資金協力案件における入札等の調達手続において不正行為等が確認された場合は、内部規程に基づき、不正行為等を行った企業に対して、一定期間、契約競争への参加資格を停止する等の措置を実施した（3 件 4 社）。
  - コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査を、フィリピン、セネガル、パレスチナの 3 カ国において実施し、契約が適切に実施されていることを確認した。
  - コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約及び工事等本体調達部分に係る外部専門家による調達手続きの支援や調達事後監査を引き続き実施した。
  - 円借款借入国政府・実施機関職員等を対象として、調達ガイドライン、国際契約に従った契約マネジメントに関するセミナー等を開催し、適切な調達、契約マネジメントに関する知識の習

得を支援した。調達及びコンサルタント雇用ガイドラインの内容や、最新の国際契約約款の内容を反映する形で、円借款事業において使用される標準入札書類の改訂を行った（コンサルタント、事前資格審査、土木工事、プラント）。公共調達・不正腐敗再発防止に資する研修・技術協力プロジェクト等を実施し、借入国政府のガバナンス強化に向けた取組を支援した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・ 指標 22-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況
・ 指標 22-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況
・ 指標 22-3 契約の透明性向上に向けた取組状況
・ 指標 22-4 不正行為等への対応
・ 指標 22-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
契約の競争性・透明性の向上に向けて、24 年度は特に、コンサルタント等契約に関する新積算基準の導入・公開と、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」のモニタリング体制の整備を実現した。
新積算基準については、コンサルタント等契約にかかる経費実態調査の結果を踏まえ、企業会計に即した合理的で透明性の高い積算基準を新たに策定し、約 300 人を対象にコンサルタント向け説明会を開催するとともに、新積算基準に基づいた具体的な見積書作成方法を丁寧に解説した手引きなどの関連資料をウェブサイトで公開した。また、積算・精算のポイントをわかりやすく解説した新規参入者向け説明会も開始した。これらの取組により、積算に関する透明性が飛躍的に高まり、新規参入企業も含め、開発コンサルタントが応募しやすい環境が整えられた。
「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施については、契約担当役理事を委員長、関係部長を委員とする組織横断的な「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置し、競争性・公正性向上のための各種取組を積極的に進めて適切にモニタリングを行った。アクションプランに基づく主な取組としては、新積算基準の導入に加えて、業務に応じた格付基準の適正化、小規模案件のプロポーザル分量削減による応募負担の軽減、新規案件説明会等を通じた案件の予測性向上、総合評価落札方式の試行などを進め、多面的な対策を行った。
競争性のない随意契約の割合については、第 2 期中期目標期間を通じて大幅な改善を達成しているが、24 年度も前年度とほぼ同様の低水準を維持した（件数ベースで 17.8%、金額ベースで 8.0%）。
その他、契約監視委員会等を通じた一者応札・応募や随意契約の点検、契約情報の公開、コンサルタント等契約にかかる外部審査制度の本格導入などを推進し、契約の透明性の向上を図った。
不正行為等への対応についても、事業を適正に実施するための取組を引き</td></tr>
<tr><td>ロ</td></tr>
</table>

		続き推進した。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 なお、一者応札・応募については、今後も現在以上に公示期間の分散その他の改善策を講じることなど競争性の確保のための努力が望まれる。海外における随意契約についても、ガイドラインに基づいて真に随意契約とせざるを得ないか慎重に確認し、競争性の拡大に向けて引き続き努力することを期待する。契約の透明性向上に向けた取組状況については、外部審査制度を本格導入したことによって透明性についてより改善された。JICA の契約の特徴として、企画競争が多い点があげられるが、企画競争の選定過程を明確にする意味においても、外部審査を拡大する努力を継続し、透明性の更なる向上を図るよう期待する。

小項目 No.23　ガバナンス強化と透明性向上

大項目	2．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	23．ガバナンス強化と透明性向上
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。 （i）内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。 （ii）機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。 （iii）管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。 （iv）各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。 （v）国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。 【年度計画】 ①　内部監査を適切に実施し、内部統制を強化する。 ②　監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。 ③　部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。また、組織全体のリスクを統制するため、リスク管理に関連する各種委員会を定期的に開催し、会議の結果及びリスクへの対応につき、各部署にフィードバックする等の一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。 ④　引続き内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。 ⑤　管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に取り組む。 ⑥　年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。 ⑦　専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を検討する。

要旨

24 年度は、第 3 期中期目標期間の開始とともに迎えた新理事長のリーダーシップの下で、機構のミッションの有効かつ効率的な実現を目指して内部統制機能の強化に取り組み、ミッションの周知徹底、リスクの評価と対応、監事による監査等を通じたモニタリングに取り組んだ。

ミッションの周知徹底に向けては、機構内外に向けた理事長メッセージの発信を積極的に行うとともに、理事長と職員の直接対話の機会の確保にも努めた。

リスクの評価と対応については、課題毎の委員会や専任の部署を通じてリスクの把握や対応計画の策定等を行うとともに、各部署でも PDCA サイクルに則ったリスクのモニタリングと対応に取り組んだ。また、有償資金協力勘定の統合的リスク管理や、自然災害等に関係するリスクに対する事業継続計画（BCP）の策定などを行った。さらに、理事長を委員長とする業務改善推進の内部委員会を設置したほか、機構関係者向けの業務改善提案制度も導入した。

情報セキュリティについては、各部署における自己点検や、点検結果の情報セキュリティ委員会における審議などを行った。

内部統制のモニタリングについては、会計監査人による監査や各種内部監査等を適切に実施するとともに、監事監査報告における提言に迅速に対応し、結果を取りまとめて公表した。

指標 23-1　内部統制機能の強化に向けた取組状況

- 機構は、第3期中期目標期間の開始とともに迎えた新理事長のリーダーシップの下、内部統制の強化に取り組んだ。24年度は、機構内での内部統制の一層の浸透を図るべく、4つの目的と6つの基本的要素から成る機構の内部統制の全体像を整理し、理事会で審議した。
  - **内部統制の目的**
    - ① 業務の有効性・効率性の向上
    - ② 法令等の遵守（コンプライアンス）
    - ③ 資産の保全
    - ④ 財務報告等の信頼性確保
  - **内部統制の基本的要素**
    - ① 統制環境
    - ② リスクの評価と対応
    - ③ 統制活動
    - ④ 情報と伝達
    - ⑤ モニタリング
    - ⑥ ICTへの対応

法人の長がリーダーシップを発揮できる統制環境の整備

- 理事長は理事会を定期的（毎週火曜日及び第 2・第 4 金曜日）に開催し、年度計画、事業の方向性、予算・決算、個別案件実施のための審査等、組織運営・業務遂行上重要な事項の審議においてマネジメントの方向性を示すとともに、組織・業務の運営状況に関する報告を受けた。理事会では、組織運営及び業務遂行上の優先課題について、部門毎の計画及び進捗・達成状況についても審議し、PDCA サイクルに則って組織全体で取り組んだ。これら理事会の資料及び議事録は、内部向けのグループウェアを通じて全職員向けに公開しており、周知が図られている。
- 理事長は、国内や海外の拠点の長から各地域・各国の情勢と共に各拠点の運営状況に関する報告を定期的に受けた。さらに、これらの拠点の長がそれぞれ一堂に会する会議を開催して機構の経営方針を直接伝えるとともに、事業効果の向上やさらなる効率化を目指して意見交換を行った。これらの会議及び理事長メッセージの概要について機構のウェブサイトを通じて機構外にも広く発信し

た。

法人の長によるミッションの周知徹底

- 機構のミッションやマネジメントの方針を機構内関係者に周知徹底するための方策として、就任時や年頭挨拶・上記の拠点長の会議等の機会を捉え、理事長メッセージを発信した。これらメッセージは、テレビ会議システムや映像配信を通じ、本部のみならず、国内・海外拠点の職員も受信できる体制を構築している。また、24 年度からは、機構内のイントラネット上に理事長をはじめとする役員等からのメッセージを定期的に掲載し、経営陣のビジョンが職員にわかりやすく伝わるよう努めてきた。理事長と職員の直接対話も重視し、24 年度には、若手職員の提案に応じ、機構のミッションに関する重要なテーマ等に関して理事長と職員が定期的に討議するインフォーマルな場（計 8 回）を設け、幅広い層の職員との意思疎通を図った。
- 理事長は国内外に向けた機構のミッションの発信にも積極的に取り組んだ。国内に向けては、就任時の記者会見等を通じて経営方針を広く発信するとともに、民間企業、NGO/NPO、大学、地方自治体等、開発援助に携わる多様な関係者が集う場への積極的な出席や関係者との面談等を通じて、機構のミッションの実現に向けた理解の促進や連携の強化に努めた。国外に向けては、特に重要な国際会議への出席や国連事務総長をはじめとする国際機関等の長や外国政府要人との面談に自ら積極的に対応し、機構の方針や取組を発信しつつ、重要な開発課題等に関する意見交換を行った。10 月に東京で開催された IMF・世界銀行年次総会では、全体会合と並行して開催された公式セミナーに理事長が計 4 回登壇し、機構の方針と貢献について広く発信した他、副理事長及び各理事も国際機関関係者や外国要人等との面談に積極的に対応した。

組織全体で取り組むべき重要リスクの評価と対応

- 機構の重要リスクについては、法令等の遵守（コンプライアンス）、入札・契約、情報セキュリティ、安全管理、資産管理等の課題毎に委員会や専任の部署を設置し、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、重要リスクを理事長に報告することとしている。また、内部統制については 23 年度から理事会で定期的に審議することとしており、24 年度は内部統制の全体像におけるリスク評価とリスク対応の位置づけを再確認した上で、機構内外への周知に向けた資料作成等に取り組んだ。また、各部署は 23 年度に実施したリスクモニタリングの結果を 24 年度の部署別年間業務計画に反映し、業務の特性に沿ったリスクに対する評価と対応を行った。有償資金協力勘定については、有償資金協力勘定リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を通じて、円借款事業や海外投融資事業に関する統合的リスク管理を行った。
- なお、外部人材のコンプライアンスに関しては、「独立行政法人国際協力機構関係者による倫理等ガイドライン」を制定し、その遵守を求めるとともに、派遣前研修を通じて、その内容の周知を図っている。しかしながら、24 年度には、フィリピンに派遣中の専門家による技術協力案件の運営経費の横領事案を経費の精算手続きの過程で発見したため（12 月）、事実関係の調査を行い、当該専門家との契約を解除するとともに、法的措置を講じているところである。また、他の技術協力案件についても、問題の有無を調査するとともに、外部有識者にも参加頂き、再発防止策の検討を進めている。 自然災害等に関係するリスクに対しては、首都圏直下地震により本部機能が停止するケ

ース[1]を想定した事業継続計画（BCP）を策定しており、緊急事態時優先業務を、①機構事業関係者の生命の安全確保、②金融市場等に影響を与えかねない金融・支払業務、③国や地方自治体の要請等に基づく緊急事態対応、④対策本部にかかる業務、⑤施設・システム復旧に係る業務、の 5 つに分類・特定している。24 年度は、継続検討事項の確定や実地訓練の結果も踏まえた事業継続計画案を理事会で審議し、了承を得て公表した。また、継続的な検証・見直しのための内部委員会の設置や定期訓練の実施等について、引き続き検討を進めた。

コンプライアンス態勢の強化

- 副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において承認された「24 年度コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況についてモニタリングを行った。また、海外拠点毎の現地版コンプライアンス・マニュアルの作成・更新を継続した。現地版コンプライアンス・マニュアルは、機構の拠点として遵守すべき日本の関係法令・規程等を盛り込みつつ、現地法令等も十分踏まえたものとなるよう留意した。また、研修等を通じた職員等のコンプライアンスの理解度向上にも引き続き努めた。特に 24 年度は、国内拠点に勤務する職員を対象に、テレビ会議システムを活用してコンプライアンス講座を実施し、機構外の多様な関係者と連携した各種新規業務実施を念頭においたコンプラインス意識の醸成を図った。法令等違反行為、個人を害する行為、機構又は機構以外の第三者を害する行為、事故及び事故の恐れがある事実の発生に際しては、内部規程で定める事故報告制度の下、発生した部署から、事案に応じて事故を所管する部署及び総務部に対して速やかに報告した。報告を受けた部署は対応策及び再発防止策につき必要な指示等を行った。事故事案については、コンプライアンス委員会にも報告し、内容の分析を踏まえて関係部署に対する業務改善の提案等を行った。

理事長のリーダーシップによる業務改善の推進

- 24 年度は、理事長のリーダーシップの下で、業務の抜本的な効率化等を目的として業務改善推進の内部委員会の設置を決定し、25 年度から進めるべき具体的な取組について検討に着手した。

監事監査・内部監査・会計監査人による監査及び ICT への対応

- 監事監査・内部監査・会計監査人による監査を通じた内部統制状況の評価及び ICT への対応については、指標 23-2～23-5 で後述する。

指標 23-2　会計監査人による監査の実績

- 23年度の財務諸表は、会計監査人による監査を受けた後、一般勘定については外務大臣からの承認を受け（6月）、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出た。8月には独立行政法人通則法第40条により外務大臣が選任した監査法人と新たに監査契約を締結し、10月に有償資金協力勘定の中間監査が実施された。本部については9月と25年3月に期中監査が実施され、国内及び海外拠点については24年度下期に以下の拠点を対象とした往査が実施された。往査では、予備の小切手（未使用）の保管方法などに関する指導を除いて、会計監査人からの特段の指摘はなく、指導事項も速やかに是正し

[1] 想定される緊急事態を首都圏直下地震（東京湾北部地震。マグニチュード 7.3、東京 23 区最大震度 6 強）とし、電気・通信の不通、あるいはビル管理会社による入館規制により、本部が入居するビルにおいて 2 週間（東京都防災会議地震部会によるライフラインの復旧見込みに基づく）の間、業務が実施・継続できないことを想定。

た。

・　国内：関西、九州

・　海外：インドネシア、タイ、エジプト、ガーナ、グアテマラ、メキシコ

指標23-3　内部監査の実績

- 内部監査については、体系的な監査手法により、リスク管理及び内部統制の各プロセスの有効性を検証し、管理態勢や業務手順の改善を提言していくことを目的に実施した。
- 監査の充実に向けた取組を機構内に周知するために、監査室が内部監査基本計画を理事会に報告した上で（6 月）、以下のとおり内部監査を実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項を関係部署に対して適切にフィードバックした。なお、全体として重大な指摘事項はなかった。

① **有償資金協力業務リスク管理態勢監査**：外部委託した監査法人の知見・経験を活用しつつ、前年度に引き続き現状のリスク評価を行い、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの 4 つのリスクカテゴリーについて、優先順位の高い事項の監査を実施した。24 年度はさらに、有償資金協力業務関連システムについてシステム監査を実施した。

② **テーマ別監査**

・　**法人文書監査**：　公文書等管理法に基づき、文書管理の状況等について、後述する海外拠点及び国内拠点に加え、本部ではアフリカ部及び国内事業部を対象に監査を実施した。

・　**本部部局の物品監査**：　本邦調達の事業用物品に係る物品管理台帳登録事務の態勢を監査の主眼とし、当該事務の主要部分を実質的に担っている調達部を対象に監査を実施した。

③ **在外拠点監査**：　中米（エルサルバドル、コスタリカ、ベリーズ）、中央アジア（ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス）、大洋州（フィジー、バヌアツ）を対象に、業務、会計、文書・物品管理の状況について監査を実施した。

④ **国内拠点等監査**：　東北支部及び研究所を対象に、業務、会計、文書・物品管理の状況について監査を実施した。

- 第 4 四半期には、フィリピンにおいて発生した不正経理事案に関し、全体の概要把握のための基礎的調査を行った。
- 23 年度の内部監査結果については、理事長に報告するとともに（6 月）、その概要を機構のウェブサイト上で公開した。また、監査指摘事項について、業務改善サイクルが適切に機能するよう各部署における事後の対応状況のモニタリングを行った。

指標 23-4　監事監査への対応状況

- 「平成23事業年度国際協力機構監事監査報告」（9月提出）における提言について、機構内全体に周知した。各部署は提言を受けて迅速に対応し、業務改善等に取り組んだ。具体的な取組例は以下のとおり。

・　海外投融資の本格再開に伴い、ソブリンとは異なるリスク管理体制の構築が望まれるという提言を踏まえ、パイロットアプローチのレビューを行った上で、出融資の審査から回収に至る各部署の役割・手続等を整理し、管理体制の強化に取り組んだ。

・　内部統制に関しては、各委員会を通じた経営層による重点事項の管理及び最終的に理事会において総括される体制が構築されているが、ニーズや商品の多様化・複雑化等を踏まえた取組の必要性について提言を受けた。提言を踏まえ、既存の枠組みにおける役割の明確化、各枠組み

の相互連携の強化、機構内での周知等に留意しつつ、より的確かつ包括的な内部統制のための体制構築に向け、総務部が中心となって見直しを行いつつ取りまとめていくこととした。

- これらの取組について、「『平成23事業年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」として取りまとめ、理事長から監事に提出し、機構のウェブサイト上に公開した（25年3月）。

指標 23-5　情報セキュリティ対策の推進状況

- 23 年度に実施した外部監査において、「管理責任者（特に総括課長）の役割・権限を明確にすべき」、「USB メモリ等の電磁的記録媒体の管理が不充分」、「外部委託先の入札資格要件（プライバシーマークなど情報セキュリティに関するもの）を明確化すべき」などの指摘を受けたことを踏まえ、主任管理責任者（部長）、管理責任者（課長）を対象とした研修を実施し、指摘事項を周知した上で各部署での対応を進めた。
- 各部署による情報セキュリティに関する定期的な自己点検については、PDCA に則って、外部監査指摘事項の反映を図りつつ、項目数も充実させた上で実施した。特に電磁的記録媒体自己点検については全部署による棚卸し結果に基づき、管理方法に課題が発見された部署には情報システム室から適切にフィードバックした。また、ウェブベースの全役職員等向け研修を実施し、受講率は 91%となった（24 年度の受講者数は全体で約 4,500 名、23 年度の受講率は 90%）。
- 「国民を守る情報セキュリティ戦略」（2010 年 5 月、情報セキュリティ政策会議決定）.を踏まえ、サイバー攻撃に備えた対策として、全役職員等を対象とした標的型メール攻撃対策の訓練を 2 回実施した。前年度の訓練よりも適切に対処した役職員は増えているが、攻撃手段も巧妙化しているところ、訓練などの全役職員等への具体的対策を引き続き検討した。
- 情報システム室担当理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を 2 回実施し、上述の自己点検、電磁的記録媒体の棚卸し、研修の結果を報告した上で、審議結果を機構全体にフィードバックした。その結果、各部署の自己点検による点検結果の向上、不要な USB の返却・廃棄などの改善が見られた。また委員会審議に基づき、リモートアクセスの運用方法の改善、無線 LAN のセキュリティ強化なども実施した。

指標 23-6　各年度の業績モニタリングの実施状況

PDCAサイクルに則った業績評価結果の業務運営への反映

- 24年度は、23年度及び第2期中期目標期間通期の業務実績について外部有識者を交えて自己評価を行い、その結果を基に、外務省独立行政法人評価委員会に対する報告を行った。報告に際しては、監事の監査結果も踏まえた評価がなされるよう、23年度の業務実績に対する監事監査報告（中間報告）を併せて提出した。
- 評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」（本部向け2回、国内拠点向け1回、海外拠点向け4回の計7回）を通じて機構内に周知し、業務実績評価を通じた組織・業務運営のPDCAを推進すべく、外務省独立行政法人評価委員会や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項を各部署の業務運営に反映するよう指示した。同セミナーには各部署を代表して合計163人が参加し、出席できなかった職員向けにはセミナーの模様を収録した映像を配信した。同セミナー後のアンケート調査では、9割以上が「有意義だった」と回答し、同セミナーを踏まえて、中期計画・年度計画や評価結果を部署別年間業務計画や個人の目標管理に一層反映させたい、とする声も寄せられるなど、PDCAサイクルに則った業績評価結果の業務運営へ

の反映が図られていることが確認できた。

中期目標の達成を念頭に置いた業務運営体制の確立

- 24年度から始まる第3期中期目標期間の業務実績評価のための指標について、第2期中期目標期間の業務実績に対する外務省評価委による総合評価や総務省政独委による指摘事項の反映を図ると共に外部有識者による助言を得ながら整備した。
- 中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営及び人事評価と連動させるため、第3期中期計画をはじめとする組織的に取り組むべき重要対応事項を部署別年間業務計画に的確に反映させるよう、引き続き指示を行った。25年度部署別年間業務計画については、年度開始前に事業展開の方向性及び年度予算計画の策定との整合性を高めるべく、24年度中に計画を審議する理事会を開催した。さらに、同計画では資料の簡素化とともに各部署の業況数量化に向けて定量的情報を記載する等、経営情報として活用する観点から見直しを行った。

指標 23-7　業務改善提案制度の導入状況

- 機構関係者向けの「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」については、当初計画より前倒しで検討を重ねた結果、24 年末までに制度設計を終え、25 年 3 月から運用を開始した。同制度は、機構関係者がメールで簡便に意見や提案を寄せられる仕組みとし、機構内の担当部署は、受領した意見や提案を活用し、業務改善の検討を行うこととしている。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
・　指標 23-1 会計監査人による監査の実績
・　指標 23-2 内部監査の実績
・　指標 23-3 監事監査への対応状況
・　指標 23-4 内部統制機能の強化に向けた取組状況
・　指標 23-5 情報セキュリティ対策の推進状況
・　指標 23-6 各年度の業績モニタリングの実施状況
・　指標 23-7 業務改善提案制度の導入状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、新理事長の下で、機構のミッションの有効かつ効率的な実現を目指して内部統制機能の強化に取り組み、ミッションの周知徹底、リスクの評価と対応、監事による監査等を通じたモニタリングに取り組んだ。
ミッションの周知徹底に向けては、機構内外に向けた理事長メッセージの発信を積極的に行うとともに、理事長と職員の直接対話の機会の確保にも努めた。
リスクの評価と対応については、課題毎の委員会や専任の部署を通じてリスクの把握や対応計画の策定等を行うとともに、各部署でも PDCA サイクルに則ったリスクのモニタリングと対応に取り組んだ。また、有償資金協力勘定の統合的リスク管理や、自然災害等に関係するリスクに対する事業継続計画（BCP）の策定などを行った。さらに、理事長を委員長とする業務改善推</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		進の内部委員会を設置したほか、機構関係者向けの業務改善提案制度も導入した。 内部統制機能の強化に向けた取組状況については、理事会での内部統制審議、部署別年間業務計画を通じたリスクの評価と対応などの実施により、一定の成果があがっていると評価できる。監事監査の結果においても、 24 年度監事監査報告（中間報告）においては、内部統制機能の関連について「大きな進展がみられた。」とあり、かつ重要な指摘事項はなかった。 情報セキュリティについては、各部署における自己点検や、点検結果の情報セキュリティ委員会における審議などを行った。 内部統制のモニタリングについては、会計監査人による監査や各種内部監査等を適切に実施した。 過年度の監事監査結果への対応状況については、機構内全体に周知することにより迅速に対応した。 パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントについては、就業規則で禁止を明記し、その詳細を細則に定め機構内に周知している。また、研修等を通じた啓発、相談員の配置、相談窓口の設置等によりハラスメントの防止と発生した場合の適切な対応に努めている。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、第 4 四半期に明らかとなったフィリピンに派遣していた元専門家による横領事案については、在外事務所の審査を契機に事案が発覚しており、内部統制態勢が機能したとも言えるが、他方、本事案が、二つのプロジェクトにまたがっていたことを踏まえると、より早い段階で不正を発見できるよう、内部統制態勢の一層の強化と同時に、外部委嘱者も含む公金取扱者に対する管理強化が求められる。事案の発覚後の対応については、迅速に臨時監査が行われ、再発防止検討委員会を組織して再発防止策に関する報告書を作成するなど、リスクに対し適切な対応がなされていると思われる。再発防止検討委員会の提言を、理事長の関与のもと、確実に実行していくことが求められる。引き続き、監事監査の個別結果毎の関連部署を明確にした上で、迅速及び的確な対応･措置が図られることが望まれる。 また、内部統制においてパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントへの対応は重要な課題であり、引き続き適切に取り組むよう期待する。加えて、理事長のリーダーシップに基づく内外に向けた発信がアウトカムに結び付くよう引き続き期待する。

小項目 No.24　事務の合理化・適正化

大項目	2．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（2）適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	24．事務の合理化・適正化
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。 具体的には、 ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。 【年度計画】 ① 一般契約にかかる各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系導入に伴う精算業務の見直し、コンサルタント等契約の選定手続きの一部簡素化、電子入札の導入等、事務手続きの合理化・簡素化を図る。 ② 機材調達事務の効率化として、新しい機材調達実施体制の構築と定着を図る。また、契約情報管理の効率化として、収集・集計する契約情報の見直し及び契約情報の収集方法の検討を行う。 ③ 在外事務所の調達実施体制の適正化として、役務（ローカルコンサルタント）調達や施設建設契約にかかる手引きの作成と周知を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地の体制整備を図る。 ④ 専門家等派遣手続きにおいて、更なる効率化が必要な課題を抽出するとともに、旅行制度及び派遣手当制度との関連性を整理する。また、派遣手続きの効率化に資する旅行制度・派遣手当制度のあり方を検討する。 ⑤ 平成 22 年度に公表を行った「研修員システム 業務・システム最適化計画」に基づき、新たな「研修員システム」の導入・運用を開始することで、研修員受入手続きの効率化を図る。 ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえたマニュアルの構築等を行う。

要旨

事務の合理化・適正化については、様式の定型化や手続きの簡素化等を通じた契約事務の迅速化（コンサルタント等契約については従来より 2～3 週間短縮）、コンサルタント等契約における新積算基準の導入による費用項目の整理・簡素化、機材調達事務の直営化による効率化（対 22 年度比：約 52 百万円減）、マニュアル類の改訂・翻訳や短期在外調達支援要員の派遣（32 カ国）を通じた海外拠点の調達実施体制の適正化等に取り組んだ。

専門家派遣に係る事務手続きについては、待遇や福利厚生等に関する見直しに向けて優先的な課題を

整理して対応に着手した。研修員受入については、新研修員システムの運用を開始し、業務処理時間の短縮や紙資源の削減につなげた。ボランティア派遣についても派遣手続きの合理化に向けて取り組むべき課題を整理し、制度改編を進めた。

指標 24-1　契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

- 契約事務の合理化及び迅速化を図るために、一般契約については各種様式の定型化、コンサルタント等契約については継続契約手続きの簡素化、小規模案件に係るプロポーザルの分量削減と選定プロセスの簡素化、公示関連資料の電子配布の試行導入、精算事務体制の強化等に取り組んだ。その結果、特にコンサルタント等契約の選定・契約にかかる事務が大幅に合理化され、契約手続きが 2～3 週間短縮されるなど契約事務の迅速化が図られた。
- 契約にかかる透明性向上の一環として策定したコンサルタント等契約にかかる新積算基準に基づき、コンサルタント等契約に係る見積書作成の手引きを新たに作成し、費用項目を整理・簡素化するとともに、その定義を明確化した。これにより、機構、コンサルタント双方の費用項目に関する共通理解が形成され、積算・精算事務がより円滑に実施されることが見込まれる。

指標 24-2　機材調達事務の効率化

- 従来、外部委託により実施していた機材調達について、効率化の観点から 24 年度に調達部内に機材班を設置し、直営による機材調達とした。24 年度は直営での機材調達の初年度であったが、遅滞なく適正に機材調達事務を執り行った。直営化により、22 年度と比較し、契約金額に対する人件費の率（管理費率）が 17.4%から 10.2%に減少し、年間金額ベースでは約 52 百万円の減額となった（23 年度は外部委託から直営化への移行期であり、体制が途中で変化していることから、外部委託で機材調達を実施していた 22 年度と比較）。
- 機材調達事務の効率化を目的として、機材調達における貿易条件の整理、入札・契約関係書式の整理、業務フローの改定及び手順書の作成等を進め、発注及び受注状況や事務処理状況を把握することを目的とした統計情報の整備に着手した。
- 機材調達の実務に関する能力の向上を目的として、機材調達に携わる職員等を対象に貿易実務に係る研修を、外部研修への参加を含め、25 回実施した。

指標 24-3　海外拠点の調達実施体制の適正化

- 海外拠点における機材・物品調達を適正に実施するため、「現地機材調達の手引き（少額物品）」及びその英訳版を作成し、周知した。また、ローカルコンサルタントの調達を適正に実施するための「役務（ローカルコンサルタント）調達の手引き」の改訂に着手した。
- 海外拠点からの要望を踏まえ、当初計画した 19 カ国を上回る 32 カ国に短期在外調達支援要員を派遣し（23 年度派遣実績：23 カ国）、海外拠点における調達実施体制を整備するとともに現地調達の支援を行った。上記要員の派遣と併せて、電話・メール等による問い合わせにも随時対応した。

指標 24-4　専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

専門家派遣に係る事務手続きの効率化

- 専門家の待遇、外国旅行及び福利厚生に関する制度の見直しに向け、制度運用に係る事務コストの洗い出しおよび業務フローの見直しについてそれぞれ検証を行い、派遣手当等の見直しや各種旅行

制度の改善など最終的に 12 の課題を抽出した。中でも、高度な専門性を持った専門家に対して支給する特別技術手当の支給対象者や支給期間の見直しを行うなど、優先的に取り組むべき項目について今後の対応スケジュールを策定し、検討に着手した。

- コンサルタント等契約による専門家の派遣に関し、相手国政府からの受入確認取り付け指示を事業担当部署が一元的に扱うこととした結果、派遣手続日数を 2 日程度削減した。また、専門家等に関する各種証明書発給業務の効率化を図るため、ボランティア、調査団員に関する各種証明書との一部共通化を図り、運用マニュアル等を作成した。

研修員受入に係る事務手続きの効率化

- 新研修員システムについては、操作利便性の向上及び業務の効率化を目的として、24 年 2 月から開発に着手し、当初計画どおり 25 年 1 月より運用を開始した。新システムの導入に際して、旧システムのメニューや機能の統廃合、入力方法の改善による操作利便性の向上、事業管理支援システムや経理業務統合システムとのデータ連携機能の強化や新規機能（データ検索・抽出機能）の追加等を行い、システム上の業務処理時間を短縮した。具体的には、旧システム利用時（24 年 12 月）と比較し、各作業に要する時間が平均でおよそ 3 割程度削減の試算となった。また、帳票出力機能の改善により、旧システム利用時（24 年 12 月）と比較して、機構内利用者全体で 1 日あたり約 20 枚の紙資源を削減する試算となった。

ボランティア派遣手続きの効率化

- 旅行制度・派遣手続制度については、派遣手続きの合理化につながる 28 の課題を抽出し、改善案や効果、変更に伴う問題点等を整理した上、制度改編を行った。また、ボランティアの派遣事務に係る業務フロー及び決裁基準を見直し、一部の意思決定の海外拠点への移管や、本部内の意思決定プロセスの簡素化を図るなど合理化に取り組んだ。また、担当者間で統一的な処理を行うためのマニュアル等を整備した。さらに、ボランティアの英文派遣証明書の発給業務を本部から海外拠点に移管した。これまで、1 週間程度を要していた発給期間を平均 3 日に短縮した。
- ボランティアの避難一時帰国に関して、退避後の残存任期に応じて、任期短縮、再赴任又は派遣国振替を選択する際の基準を定めるとともに、選択を検討するための期間として「取扱い検討期間（90 日）」を導入した。これによりボランティアに対する長期間の待機指示を回避できるようになった。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・ 指標 24-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況
・ 指標 24-2 機材調達事務の効率化
・ 指標 24-3 在外事務所の調達実施体制の適正化
・ 指標 24-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
事務の合理化・適正化については、手続きの簡素化等を通じた契約事務の迅速化、コンサルタント等契約における新積算基準の導入による費用項目の整理・簡素化、機材調達事務の直営化による効率化、マニュアル類の改訂・</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		翻訳や短期在外調達支援要員の派遣（32 カ国）を通じた海外拠点の調達実施体制の適正化等に取り組んだ。 　専門家派遣に係る事務手続きについては、待遇や福利厚生等に関する見直しに向けて優先的な課題を整理して対応に着手した。研修員受入については、新研修員システムの運用を開始し、業務処理時間の短縮や紙資源の削減につなげた。ボランティア派遣についても派遣手続きの合理化に向けて取り組むべき課題を整理し、制度改編を進めた。 　以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 　なお、契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けて、今後、新積算基準の円滑な運用が期待される。

小項目 No.25　経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し

大項目	2．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	（3）経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し
小項目	25．経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 （イ）経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度１．４％以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。 （ロ）給与水準の適正化等 給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22 年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。 （ハ）保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。 竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。 【年度計画】 （イ）経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成 23 年度比 1．4％以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。

	（ロ）給与水準の適正化等 給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。 在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。 （ハ）保有資産の適正な見直し 詳細な資産情報の公表を引続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続検討する。

要旨

平成 24 年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、ベースライン（23 年度予算）に対して 3.1%減の 125,806 百万円となり、前年度予算比 1.4%以上の効率化を達成した。

総人件費に係る支出実績（給与・報酬部分）については、14,771 百万円となった。また、24 年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、23 年度の 106.5 から、101.8 に推移した。

在勤手当については、外部有識者による検討会を通じた国や民間企業の事例との比較検討に基づき、購買力補償方式の考え方に基づく制度への見直しを可能な限り早期に実施できるよう準備を進めた。

保有資産については、決算公告の作成・公表を通じて詳細な資産情報の公開を行うとともに、施設問題検討委員会において保有資産の必要性有無や方針が決定しているものの進捗状況を確認した。職員宿舎については、駒ケ根訓練所構外住宅、筑波構内・構外住宅、所沢住宅の廃止方針を決定した。竹橋合同ビル内区分所有部分については、職員や外部利用者（研究者・一般市民等）向けの貸出用各種資料の保管機能を加えた。

指標 25-1　運営費交付金を充当する物件費の前年度比年率 1.4%以上の効率化

研修事業における各種手配業務の見直し、ボランティアに支給される手当等の改定、固定的経費等の経費削減等により、24 年度の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計の支出は、ベースライン（23 年度予算）に対して 3.1%減の 125,806 百万円となった。

指標 25-2　総人件費

- 財団法人日本国際協力センターの一部業務を実施することに伴い、24 年度も職員の所属替えによる増加があった一方、職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の本格的運用を開始した。
- 在勤手当については外部有識者による検討会を設置し、国や民間企業の事例の比較検討を行った。その結果を踏まえ、国家公務員の水準も参照しつつ、購買力補償方式の考え方に基づく制度への見直しを可能な限り早期に実施できるよう準備を進めた。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、国家公務員の給与水準の見直しを踏まえて、役員は 24 年 4 月から 26 年 3 月まで給与を 9.77%減額し、職員は 24 年 6 月から 26 年 5 月まで給与を 4.77%～9.77%減額する臨時特例を実施した。
- 上記取組の結果、24 年度の支出実績（給与・報酬部分）は 14,771 百万円であった。

指標 25-3　ラスパイレス指数

- 前述の総人件費で挙げた取組の結果、ラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、23年度の106.5から、24年度は101.8に推移した。このうち、国家公務員の給与の臨時特例の期間が24年4月から26年3月までであるのに対して機構の臨時特例の期間が24年6月から26年5月までの措置であることによる引き上げ要因は1.0ポイント分であった。
- 機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力（機構の採用者の平均TOEICスコアは865点）、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材を常勤職員として確保するために、競合する民間企業（総合商社等）や国際機関の給与水準（表25-1参照）も踏まえて、一定の給与水準を維持する必要があること等が挙げられる。

表25-1　年間平均給与の比較

機関名	年間平均給与
当法人（海外勤務者を含む）	8,015千円
国際機関A	12,330千円
総合商社B	14,129千円
総合商社C	13,524千円

- 6月に「独立行政法人国際協力機構の役職員の報酬・給与等について」を公表し、機構の業務の性質から国家公務員の平均給与水準を上回っている点、競合する企業等との給与水準の比較、適正化に講じる措置、数値目標等を対外的に説明した。

指標 25-4　保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告の作成・公表を通じて、詳細な資産情報の公開を行った。また、機構の内部委員会である施設問題検討委員会において、保有資産のうち、職員住宅等の必要性有無を確認すると共に、既に不要財産として譲渡等方針が決定しているものについても、その進捗状況を確認した。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24 年 4 月行政改革実行本部）を踏まえて、老朽化が進み且つ入居率の低い駒ケ根訓練所構外住宅、筑波構内・構外住宅、所沢住宅の廃止方針を決定した。これらの宿舎については、25 年度中もしくは現居住者が退去したいずれか早いタイミングで廃止する予定である。区分所有物件 189 戸については 26 年度末までに全て処分する方針を決定しており、23 年度までに処分を行った 89 戸に加え、24 年度には 34 戸の処分を行った。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、施設利用方法の見直しを行い、研修・会議の利用及び一部重要文書（カルテ等）の保管場所に限定していた従来の利用形態から、職員や外部利用者（研究者・一般市民等）向けの貸出用各種資料の保管機能を加えた。具体的には、広尾センターの閉鎖・移転の機会に、（広尾センター保有の）広報用貸出資料や、JICA 市ヶ谷ビル内の地図庫を竹橋合同ビルへ移設した。今後も、職員研修やセミナーの開催に加え、ボランティアの選考（面接他）、耐火性に優れた金庫を活用した重要書類の安全な保存管理等の利活用を促進していく。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・ 指標 25-1　運営費交付金を充当する物件費の前年度比年率 1.4%以上の効率化
・ 指標 25-2　総人件費
・ 指標 25-3　ラスパイレス指数
・ 指標 25-4　保有資産の公表と見直し状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、ベースライン（23 年度予算）に対して 3.1%減の 125,806 百万円となり、前年度予算比 1.4%以上の効率化を達成した。
総人件費に係る支出実績（給与・報酬部分）については、14,771 百万円となった。また、24 年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、23 年度の 106.5 から、101.8 に推移した。
在勤手当については、外部有識者による検討会を通じた国や民間企業の事例との比較検討に基づき、購買力補償方式の考え方に基づく制度への見直しを可能な限り早期に実施できるよう準備を進めた。
保有資産については、決算公告の作成・公表を通じて詳細な資産情報の公開を行うとともに、施設問題検討委員会において保有資産の必要性有無や方針が決定しているものの進捗状況を確認した。職員宿舎については、駒ケ根訓練所構外住宅、筑波構内・構外住宅、所沢住宅の廃止方針を決定した。竹橋合同ビル内区分所有部分については施設利用方法の見直しを行い、職員や外部利用者（研究者・一般市民等）向けの貸出用各種資料の保管機能を加えた。

以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

なお、ラスパイレス指数が低下したことは評価する。引き続き持続的な取組を期待する。併せて、モラールの低下、人材の流出につながらないよう、引き続き適切な配慮が求められる。他方、機構の事業を効果的・効率的に実施するためには、一定程度の給与水準が必要と考えられ、その理由を対外的に説明できるようにしておくべきである。在勤手当の見直しについては議論の進展を期待する。</td></tr>
<tr><td></td><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.26　予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）

大項目	3．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
小項目	26．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/年度計画	【中期計画】 （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「２．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。 なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。 （2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。 【年度計画】 ①　財務内容の一層の透明性を確保する観点から、平成 24 事業年度財務諸表におけるセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進める。 ②　引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。 なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。

要旨

セグメント情報の改善については、見直し案を平成 25 年 1 月の第 32 回外務省独立行政法人評価委員会に報告し、平成 24 年度の財務諸表から見直し後のセグメント情報により開示予定である。

自己収入のうち事業収入について、24 年度の計画額 358 百万円に対し、実績額は 462 百万円であった。また寄附金等の外部収入の 24 年度実績額は 795 百万円であり当該事業の実施費用に充当された。

指標 26-1　自己収入の実績

- 自己収入うちの事業収入については、462 百万円（消費税の還付等を除く）の収入があり、当該収入に関連する事業の実施費用に充当された。
- 寄付金収入について 24 年度は 18 百万円の収入があり、「世界の人びとのための JICA 基金」として 14 案件（24 年度新規 7 案件、23 年度継続 7 案件）に対する支援を行い、特定寄付金事業としてスリランカの野球場付帯施設建設への支援を行った。
- また、日本政府、国際機関等からの受託収入について 24 年度は 777 百万円の収入があり、それぞれの事業を実施した。

指標 26-2　運営費交付金債務残高の状況

- 24 年度末時点の運営費交付金債務残高は 22,623 百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

次年度への繰越（契約済み等で支払が翌年度になるもの）	13,142 百万円
*うち、5,376 百万円は平成 24 年度補正予算分。	
災害援助等協力関係費(特別業務費)翌事業年度財源充当額	282 百万円
前渡金	8,567 百万円
前払費用、長期前払費用	197 百万円
その他不使用額	435 百万円

- うち、次年度への繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関等の現地事情により、当初計画を変更し、翌事業年度にその一部を繰り越すこととした等の事情によるもの。

指標 26-3　セグメント情報等の改善に向けた取組

- セグメント情報の開示方法の改善については、セグメント区分を従来の「財源別」から中期計画に記載した内容に応じ「業務別」に変更する見直し案について、会計監査人との協議を進め、25 年 1 月 29 日の第 32 回外務省独立行政法人評価委員会において報告を行った。当該見直し案に基づき、24 事業年度財務諸表より、見直し後のセグメント情報を開示する予定。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
・　指標 26-1 自己収入の実績
・　指標 26-2 運営費交付金債務残高の状況
・　指標 26-3 セグメント情報等の改善に向けた取組</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
セグメント情報については、見直し案を 25 年 1 月の第 32 回外務省独立行政法人評価委員会に報告し、24 年度の財務諸表から見直し後のセグメント情報により開示する等改善が図られた。
自己収入のうち事業収入については、24 年度の計画額 358 百万円に対し、実績額は 462 百万円であった。また寄附金等の外部収入の 24 年度実績額は</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		795 百万円であり、当該事業の実施費用に充当された。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

別表 1

平成24年度　決算報告書
（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	149,663	149,663	-	
無償資金協力事業資金収入	-	96,618	96,618	
受託収入	1,553	777	△777	
開発投融資貸付利息収入	46	46	0	
入植地割賦利息収入	2	7	5	
移住投融資貸付金利息収入	33	34	0	
その他収入	282	2,817	2,535	
うち寄附金収入	5	18	13	
雑収入	277	2,799	2,522	注1
施設整備費補助金等収入	2,451	343	△2,108	注2
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	759	5,066	4,307	注3
計	154,789	255,372	100,582	
支出				
一般管理費	9,951	8,788	1,163	
うち人件費	2,976	2,616	360	
物件費	6,975	6,172	803	注4
業務経費	140,830	132,440	8,389	注2
うち技術協力プロジェクト関係費	71,019	68,860	2,160	
無償資金協力関係費	206	184	22	
国民参加型協力関係費	17,183	14,867	2,316	
海外移住関係費	333	302	31	
災害援助等協力関係費	880	660	220	
人材養成確保関係費	368	354	15	
援助促進関係費	13,799	12,632	1,167	
事業附帯関係費	7,419	6,270	1,149	
事業支援関係費	29,622	28,313	1,309	
施設整備費	2,451	343	2,108	注2、注3
無償資金協力事業費	-	96,618	△96,618	注5
受託経費	1,553	810	743	注6
寄附金事業費	5	18	△13	
計	154,789	239,019	△84,229	

予算額と決算額の差異説明
注１　不要財産の売却処分を行ったこと等。
注２　補正予算の年度末成立に伴い平成25年度への繰越となったため等。
注３　前年度繰越分の執行による差額等。
注４　第三四半期までの円高により外貨建て支出額の円貨換算額が減少したこと等。
注５　当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まるため、当初計画額をゼロとしていることによる。
注６　相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

別表 2

損　益　計　算　書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

【一般勘定】　　（単位：百万円）

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	72,017		
無償資金協力関係費	193		
国民参加型協力関係費	14,738		
海外移住関係費	300		
災害援助等協力関係費	629		
人材養成確保関係費	351		
援助促進関係費	13,333		
事業附帯関係費	5,932		
事業支援関係費	28,242		
無償資金協力事業費	96,618		
受託経費	665		
寄附金事業費	15		
減価償却費	494	233,527	
一般管理費		8,451	
貸倒引当金繰入		226	
財務費用			
外国為替差損	36	36	
雑損		7	
経常費用合計			242,247
経常収益			
運営費交付金収益		126,465	
無償資金協力事業資金収入		96,618	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	614		
他の主体からの受託収入	52	666	
開発投融資収入		44	
入植地事業収入		7	
移住投融資収入		30	
寄附金収益		15	
資産見返運営費交付金戻入		475	
資産見返補助金等戻入		32	
財務収益			
受取利息	16	16	
雑益		2,177	
経常収益合計			226,546
経常損失			15,701
臨時損失			
固定資産除却損		16	
固定資産売却損		5	
国庫納付金		1,999	
減損損失		3	2,022
臨時利益			
固定資産売却益		8	8
当期純損失			17,715
前中期目標期間繰越積立金取崩額			17,454
当期総損失			261

別表 3

キャッシュ・フロー計算書

（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

【一般勘定】

（単位：百万円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
事業支出	△ 132,224
無償資金協力事業費支出	△ 98,052
受託経費支出	△ 765
人件費支出	△ 14,662
その他の業務支出	△ 117
運営費交付金収入	149,663
無償資金協力事業資金収入	102,413
受託収入	777
貸付金利息収入	80
入植地事業収入	19
利息収入	7
割賦元金	12
寄附金収入	46
その他の業務収入	2,522
小　計	9,698
利息の受取額	16
国庫納付金の支払額	△ 5,670
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,044
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 756
固定資産の売却による収入	427
貸付金の回収による収入	701
定期預金の預入による支出	△ 178,000
定期預金の払戻による収入	178,323
長期性預金の預入による支出	△ 210
譲渡性預金の取得による支出	△ 562,000
譲渡性預金の払戻による収入	558,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,515
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 138
国庫納付金の支払額	△ 5,127
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 3,831
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,095
Ⅳ　資金に係る換算差額	△ 100
Ⅴ　資金減少額	△ 8,666
Ⅵ　資金期首残高	52,016
Ⅶ　資金期末残高	43,350

小項目 No.27　短期借入金の限度額

大項目	4. 短期借入金の限度額
中項目	短期借入金の限度額
小項目	27. 短期借入金の限度額
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 一般勘定　620 億円 有償資金協力勘定　2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。 【年度計画】 一般勘定　620 億円 有償資金協力勘定　2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

指標 27-1　一般勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定について、平成 24 年度は短期借入金の実績はない。

指標 27-2　有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、6 月に 393 億円、9 月に 77 億円、12 月に 198 億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・　指標 27-1 一般勘定における短期借入金の実績 ・　指標 27-2 有償勘定における短期借入金の実績	
評価	評定 ハ	（評定の決定理由及び指摘事項等） 一般勘定については、24 年度は短期借入金の実績はない。 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、6 月に 393 億円、9 月に 77 億円、12 月に 198 億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

小項目 No.28　不要財産の処分に関する計画

大項目	5．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
中項目	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
小項目	28．不要財産の処分に関する計画
中期計画/年度計画	【中期計画】 区分所有の保有宿舎については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。 【年度計画】 区分所有の保有宿舎 34 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、処分の準備を進める。

指標 28-1　不要財産の処分実績

- 区分所有の保有宿舎については、34 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 365 百万円を、「独立行政法人通則法」第四十六条の二（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、25 年 3 月に国庫納付した。売却にあたっては、22 年度、23 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。大阪国際センターについては、25 年 3 月に現物納付した。なお、これらの財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）において国庫返納すべき不要資産として指摘されたものである。

表 28-1 区分所有の保有宿舎 34 戸の国庫納付のプロセス

24 年 9 月	不動産売却に係る媒介契約締結
10 月	売却の一般競争の公示
11 月～12 月	入札、開札
12 月	売買契約締結 所有権移転登記
25 年 3 月	売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付

表 28-2　大阪国際センターの現物納付プロセス

24 年 4 月～25 年 1 月	外務省、財務省近畿財務局との協議
3 月	機構から外務省への所有権移転登記

	外務省から近畿財務局への引継ぎ

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・　指標 28-1 不要財産の処分実績</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
区分所有の保有宿舎については、34 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 365 百万円を 25 年 3 月に国庫納付した。売却にあたっては、22 年度、23 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。大阪国際センターについては、25 年 3 月に現物納付した。

以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

小項目 No.29　重要な財産の譲渡等の計画

大項目	6．前号に想定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画
中項目	前号に想定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画
小項目	29．重要な財産の譲渡等の計画
中期計画/年度計画	【中期計画】 該当なし 【年度計画】 （なし）

指標 29-1　重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

- 平成 24 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないことから、報告対象外とする。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	・　指標 29-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績
評価	評定 -	（評定の決定理由及び指摘事項等） -

小項目 No.30　剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

大項目	7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
小項目	30. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。 【年度計画】 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

指標 30-1　剰余金の使途

- 平成 24 年度は、独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる積立金の実績はない。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・　指標 30-1 剰余金の使途
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	-	-

小項目 No.31　施設・設備

大項目	8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	（1）施設・設備
小項目	31．施設・設備
中期計画/年度計画	【中期計画】 業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。 具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。 平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画 （単位：百万円） （注）施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。 【年度計画】 国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,191
		計　4,191

指標 31-1　施設・設備の整備に関する実績

- 国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する 3 カ所の施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター）について、建物診断調査及び外壁診断調査に着手し、早期の改修工事の実施準備を着実に進めた。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	・　指標 31-1 施設・設備の整備に関する実績
評価	評定 -	（評定の決定理由及び指摘事項等） 国内機関等施設のうち、築 20 年以上が経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する 3 カ所の施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター）について、建物診断調査及び外壁診断調査に着手し、早期の改修工事の実施準備を着実に進めた。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

小項目 No.32　人事に関する計画

大項目	8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	（2）人事に関する計画
小項目	32．人事に関する計画
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、 ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。 【年度計画】 ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年 1 回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。 ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。 ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。 ④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

要旨

平成 24 年度は、基礎的な能力・ノウハウ（コアスキル）の見直しや各種研修の実施を通じて、新たな課題（プログラム・アプローチ等）への対応力等の職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向けた専門性の蓄積を促進した。また、効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向けて、職群制度やワークライフバランスにも配慮した在外赴任等を通じて、適材適所の人事配置を進めた。

人事評価制度については、職員の理解を得て適切に運用されるよう、人事評価ハンドブック第三版を作成し、全職員に配布した。また、評価者の質を確保するべく、新任管理職を対象とした評価者研修を

実施した。23 年度期末の評価を適切に実施し、給与、賞与、昇格の審査要素に反映させた。

適材適所の人事配置の実現に向けては、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を活用できる部署への配属、若手職員に中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」の結果及び特定職職系等の制度を活用した。また、組織内公募によって意欲と能力を有する人材の配置に取り組んだ。さらに、夫婦同一国赴任、夫婦近隣国・同一時期赴任、単身子連赴任等の具体的な取組を通じて、ワークライフバランスにも配慮した在外赴任を行う等、人的リソースの活用を図った。

職員の能力開発機会の提供として、24 年度は上記「キャリア・コンサルテーション」を計 4 回実施し、職員 40 名に対してキャリア開発を行うとともに、キャリア開発の早期化を検討した。また、職員が事業を実施する上で共通して必要となる基礎的な能力やノウハウ（コアスキル）自体の見直しを行うとともに、職員の事務所員赴任前研修を活用し、コアスキルに係る研修を職員全般に提供する「場」を充実させる常設のコアスキル集中研修の設置計画を策定した。階層別研修及び各種専門研修については、23 年度のアンケート結果を踏まえて研修内容に改善を加えつつ、当初計画どおりコースを実施した。

指標 32-1　勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- 機構の人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、6 月及び 12 月の賞与並びに 7 月の昇給に反映した。また、22 年 7 月に改訂した給与規程に基づき、管理職層の給与及び賞与に人事評価結果を反映させた。
- 人事制度評価ハンドブック第三版の作成にあたっては、23 年度に導入した特定職職系に対する評価の考えや期中の人事異動者に対する評価方法の詳細を加えた、新制度に対する理解の深化に努めた。また、新任管理職等 31 人を対象とした評価者研修の実施（25 年 2 月）等、人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、職員への周知に向けた研修や相談の受付を行った。
- 24 年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査を実施（12 月）し、その結果を広く機構内に周知するとともに、上記の評価者研修等で活用した。調査結果から、回答者の 7 割が現在の仕事にやりがいを感じている（22 年度、23 年度ともに 7 割）とともに、回答者の 8 割が女性にも男性にも働きやすい組織であると感じていることが明らかになった（22 年度、23 年度ともに 7 割）。新人事制度の理解度は前年度と同様に 7 割であった（22 年度 5 割、23 年度 7 割）。

指標 32-2　適材適所の人事配置に向けた取組状況

- 効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向けて、24 年度も引き続き、職員の能力発揮に繋がる適材適所の人事配置に向けた取組を進めた。具体的には、22 年度に導入した、管理職層をマネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を引き続きいかすことのできる部署への配属を推進した。
- 若手職員に対して中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を引き続き実施し、その結果を適材適所の人事配置に活用した。また、職員の自律的なキャリア形成を促進すべく、24 年度は 2 件のポストに係る組織内公募を実施した。
- 特定職職系を活用し、研修監理等業務、派遣業務及び図書館関連業務等を円滑に遂行した。

指標 32-3　職員の能力開発機会の提供状況

- 「国際協力のプロフェッショナル」という機構が掲げるモデル人材像に到達するため、新たな課題（プログラム・アプローチ等）への対応力等の職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向け、職務及び研修等を通じた専門性の蓄積を引き続き促進した。24年度は以下のとおり、キャリア開発及び階層別研修、専門研修、語学研修を実施した。実施に際しては、既存のナレッジの共有や活用とともに、新たなナレッジの創造・蓄積・発信を促進し、事業がもたらす成果や価値の最大化を通じて課題解決を図ろうとする組織運営（ナレッジマネジメント）の推進に留意した。加え、新たな業務ニーズへの対応の観点から、職員が事業を実施する上で共通して必要となる基礎的な能力・ノウハウ（コアスキル）自体の見直しを行った。さらに、職員の海外拠点赴任前研修の機会を活用し、コアスキルに係る研修を職員全般に提供する「場」を充実させるべく、25年度からの開講に向けた常設のコアスキル集中研修の設置計画の策定を進めた。なお、海外投融資の本格再開、外貨返済型円借款の実施等にあたり金融業務体制を整備するため、金融リテラシーの向上にも重点的に取り組んでおり、即戦力となる金融系人材を確保すべく、24年度は経験者採用30名の中で6名の金融系人材を選考したほか、金融系の課題に特化した専門研修などを行った。

➢ 階層別研修

・ 24年度も、機構のモデル人材像を踏まえつつ、各階層の職員に求められる役割・知識・スキルを検証し、研修対象者の意識づけを行うとともに、23年度のアンケート結果や専門人材等からの助言を反映させつつ、研修計画を策定した。具体的には、組織運営における部門長のあり方を議論する経営層ワークショップをはじめ、執行職研修や新任管理職研修を実施し、組織マネジメント力の強化を図った。また、新たにエキスパート職に登用された職員を中心に、役割や組織内外への貢献の方法等につき気付きを与えるとともに、分野横断的なネットワークを構築することを目的として、エキスパート職群研修を実施した。

・ 一般職員層についても、業務職（入構3 年目）及び主任調査役（入構8年目～10年目程度）を対象に、将来の管理職層として必要なマネジメント力の基礎を涵養することを目的とした研修を行った。さらに、新卒採用者、経験者採用者及び期限付職員採用者に対しては、組織の一員として身につけるべき基礎的な知識及び3つの援助手法を一元的に実施するために必要な業務上の基礎知識等に関して研修を行った。

➢ 専門研修

・ 開発途上国が抱える課題をマクロ的視点から分析して解決策を導く能力を強化する観点から、専門研修を実施した。具体的には、若手職員を対象にマクロ経済の基礎的な知識を習得することを目的とした研修を引き続き実施し、74名が参加した。また、国内の大学の公共財政管理プログラムに職員を派遣し、より高度なマクロ経済学に関する知識の習得を支援した。さらに、開発途上国の事業実施能力を審査・判断する能力を強化することを目的に、新たに財務分析研修を導入し、46名が参加した。

・ 専門能力強化の観点から、上記専門研修に加え、組織全体の金融リテラシー向上の必要に向けて複数部門が連携して実施する金融系研修（計3回、127名参加（指名管理職を含む））や、財務会計の基礎知識醸成のための「会計リテラシー研修」（1回 : 2日間、33名参加）を実施した。さらに、24年度の新たな取組として実務経験型専門研修制度を創設し、教育分野の実務研修のために中堅職員を世界銀行に1年間の予定で派遣した。

➢ 語学研修

・ 語学力やコミュニケーション能力の強化に向け、集合研修や自己研鑽支援制度等を組み合わせることにより研修効果の向上を図った。具体的には、相当程度の語学力を有し、今後国際会議等の場で積極的に活躍することが期待される中堅職員を対象に、語学のみならず、国際会議マネジメントの方法やプレスリリースの作成等の能力強化を目的とした英語エグゼクティブ研修を実施し、15名が受講した。また、機構内のニーズに比して人材層の薄い仏語人材に関しては、基礎力と意欲のある職員に対して仏語圏の海外拠点への赴任前に数カ月単位での仏語習得のための海外研修の機会を与え、当該拠点における事業の効率化を念頭に仏語人材の育成に努めた。

● 24年度はさらに、上述した「キャリア・コンサルテーション」を入構後10年程度が経過した職員40名を対象に実施した。また、若手職員向けのキャリア開発のさらなる早期化の検討や、階層別研修のプログラムの一環としての、業務職（入構3年目）に対するプレ・キャリア・コンサルテーションの試行、主任調査役（入構8年目～10年目）に対するキャリア開発に向けた意識付け等を行った。また、キャリア開発の一環として、事業現場でのマネジメント経験を通じて開発課題に関する知見の深化を図るとともに、東日本大震災からの復興に向けた取組にも寄与すべく、23年度に実施した国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所への若手職員の出向に続き、24年度は同省東北地方整備局港湾部に出向者を派遣した。

指標 32-4　ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

● 24 年度は、海外拠点勤務と家庭生活の両立を支援するなど、ワークライフバランスにも配慮しつつ、人的リソースの効率的な活用を図った。具体的には、23 年度に実施された「次世代育成行動計画推進委員会」で改定された「JICA 行動計画」を踏まえ、家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、海外拠点における円滑な業務の遂行を可能とする取組を拡充した。24 年度は、夫婦同一国赴任 3 組、夫婦近隣国・同一時期赴任 2 組、単身子連赴任 12 人の実績があった。また、海外勤務中の社外配偶者と同一国への派遣についても人事上可能な範囲との前提で 2 件実施した。

<table>
<tr><td>評定方法</td><td colspan="2">独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。
・ 指標 32-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況
・ 指標 32-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況
・ 指標 32-3 職員の能力開発機会の提供状況
・ 指標 32-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td><td>評定</td><td rowspan="2">（評定の決定理由及び指摘事項等）
24 年度は、基礎的な能力・ノウハウ（コアスキル）の見直しや各種研修の実施を通じて、新たな課題（プログラム・アプローチ等）への対応力等の職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向けた専門性の蓄積を促進した。また、年度計画に基づき、効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向けて、職群制度やワークライフバランスにも配慮した在外赴任等を通</td></tr>
<tr><td>ハ</td></tr>
</table>

		じて、適材適所の人事配置を進めた。 人事評価制度については、人事評価ハンドブック第三版を作成し、全職員に配布した。また、新任管理職を対象とした評価者研修を実施した。23 年度期末の評価を適切に実施し、給与、賞与、昇格の審査要素に反映させた。 適材適所の人事配置については、管理職層の職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を活用できる部署への配属を行うとともに、「キャリア・コンサルテーション」の結果や特定職系等の制度なども活用して対応した。さらに、ワークライフバランスにも配慮した在外赴任を行う等、人的リソースの活用を図った。 職員の能力開発機会の提供として、24 年度は上記「キャリア・コンサルテーション」を計 4 回実施し、職員 40 名に対してキャリア開発を行った。また、職員の基礎的な能力やノウハウ（コアスキル）自体の見直しを行うとともに、常設のコアスキル集中研修の設置計画を策定した。階層別研修及び各種専門研修については、当初計画どおりコースを実施した。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。 なお、管理職層の職群制度については、その有効性についてモニタリングし、必要に応じて課題に対処することが求められる。また、個人の能力強化を組織の能力強化に繋げうるような取組を期待する。海外拠点における人事については、引き続き海外日系社会も含め現地のニーズへの配慮を期待する。

小項目 No.33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
小項目	33. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い
中期計画/年度計画	【中期計画】 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。 【年度計画】 ① 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 ② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫納付する。

要旨

第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、費用的支出（安全対策経費、事業継続計画に係る経費）及び資本的支出（既存施設改修）の財源に充当するものとして、平成24年6月に承認を受けた。24年度は、安全対策経費として16百万円、事業継続計画に係る経費として84百万円を支出した。承認の範囲内で適正な管理を行っている。

指標 33-1　前中期目標期間繰越積立金の使途

- 第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金（29,521百万円）のうち、法令等に基づき、24年6月に主務大臣より承認された23,851百万円について、1,043百万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費（費用的支出）の財源に充当し、22,808百万円は平成23年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第 2 期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。
- 24年度は、承認額のうち16百万円を安全対策経費に84百万円を事業継続計画に係る経費の財源に充当した。
- なお、第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額5,670百万円は24年7月に国庫納付した。

指標 33-2　前中期目標期間繰越回収金の使途

- 第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（6,803 百万円）のうち、法令等に基づき、24 年 6 月に主務大臣から承認された 1,676 百万円について、既存施設改修の資本的支出の財源に充当することとしている。
- 24 年度は施設改修に必要な設計等の準備業務を実施していたため、当該経費の支出実績はない。
- なお、第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金の残額 5,127 百万円は 24 年 7 月に国庫納付した。

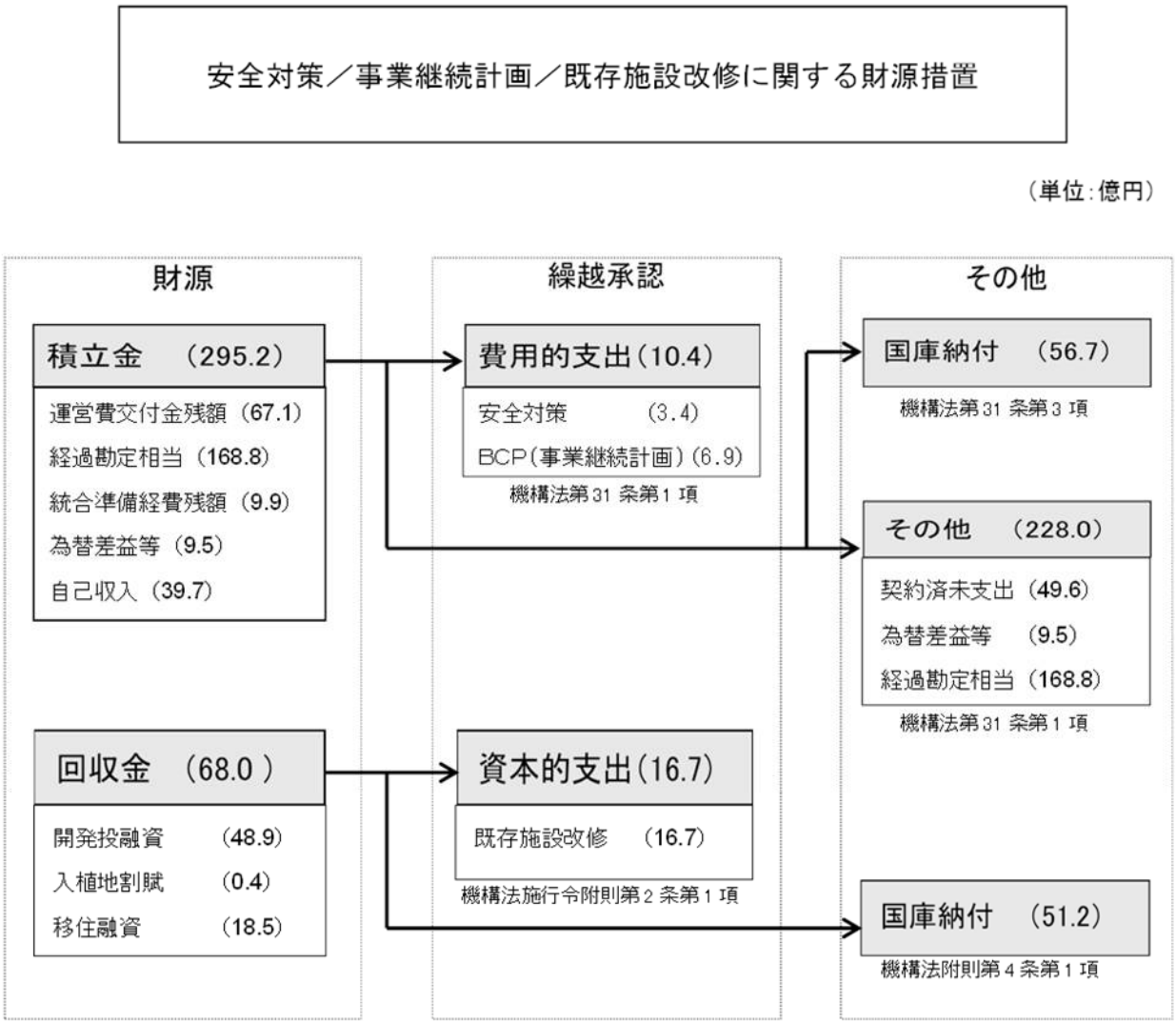

図 33-1　安全対策・事業継続計画・既存施設改修に関する財源措置

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・　指標 33-1 前中期目標期間繰越積立金の使途 ・　指標 33-2 前中期目標期間繰越回収金の使途

評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	ハ	第 2 期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、費用的支出(安全対策経費、事業継続計画に係る経費)及び資本的支出(既存施設改修)の財源に充当するものとして、24 年 6 月に承認を受けた。 24 年度は、安全対策経費として 16 百万円、事業継続計画に係る経費として 84 百万円を支出し、承認の範囲内で適正な管理を行った。 以上を踏まえ、中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。

小項目 No.34　中期目標期間を超える債務負担

大項目	8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	（4）中期目標期間を超える債務負担
小項目	34．中期目標期間を超える債務負担
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 【年度計画】 （なし）

指標 34-1　中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 中期目標期間の最終年度において実績報告を予定しており、平成 24 年度は報告対象外とする。

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
		・　指標 34-1 中期目標期間を跨ぐ複数年度契約
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	-	-